

## シ-1 災害等発生時における防疫活動の協力に関する協定（滋賀県ペストコントロール協会）

出典：大津市資料（平成24年12月：健康保険部）

大津市（以下「甲」という。）と滋賀県ペストコントロール協会（以下「乙」という。）は、大津市域において地震及び風水害その他の災害又は感染症（以下「災害等」という。）の発生があった場合において、地域の衛生状態の悪化を防ぎ、感染症のまん延を防止し、市民生活の安定を図るために行う防疫活動の相互協力について、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、災害等の発生に際し、甲のみでは被災地等における防疫活動を十分に実施することが困難であると認めるときは、乙に対し、次に掲げる活動（以下「防疫活動」という。）の実施について、協力を要請することができる。

- （1）災害等の発生時における消毒活動
- （2）災害等の発生時におけるねずみ族、昆虫等の駆除活動
- （3）前号に掲げるもののほか、特に甲が必要と認める活動

（協力）

第2条 乙は、甲から前条各号の防疫活動の実施について協力の要請を受けたときは、薬剤の調達並びに車両その他防疫活動に必要な物品及び労力の提供（以下、薬剤、労力等）を可能な限り行うものとする。

（会員名簿の作成等）

第3条 乙は、災害等の発生時における防疫活動態勢を速やかに整えるため、防疫活動に協力する乙の会員名簿を作成し、甲に提出するものとする。

（防疫活動要請手続き）

第4条 甲は、乙に対し、防疫活動を要請するときは、防疫活動協力要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後に当該要請書を提出することができる。

（防疫活動の実施）

第5条 乙は、前条の規定により甲から防疫活動の要請を受けたときは、防疫活動に従事するのに適当な者を選出し、直ちに要請された防疫活動の実施場所に出動させ、甲の職員の指示により防疫活動を実施させるものとする。

2 前項の場合において、防疫活動に従事する者は、防疫活動場所に甲の職員が出動できない場合は、甲からの要請事項に従い、自らの判断により防疫活動を開始するものとする。

（防疫活動の実施報告）

第6条 乙は、前条の規定に基づき防疫活動を実施したときは、防疫活動実施報告書（第2号様式）を甲に提出するものとする。

（費用の負担）

第7条 乙が防疫活動を実施するのに要した薬剤、労務等の費用は、甲の負担とする。

2 前項の費用は、災害等の発生直前における適正な価格を基準として、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（費用の支払方法）

第8条 甲は、第6条に規定する防疫活動実施報告書が提出されたときは、その内容を確認し、適正と認めたときは、乙の請求により前条第1項に規定する費用を支払うものとする。

（個人情報の保護）

第9条 乙は、防疫活動の実施にあたり、個人情報（個人に関する情報であつて特定の個人を識別できるものをいう。）を取り扱う場合は、その保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱うなければならない。

（平時からの連携）

第10条 甲及び乙は、災害等の発生時における連絡先や連絡方法を確認するなど、平時から相互の連携に努めるものとする。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、この協定締結の日から1年間とする。ただし、当該有効期間が完了する日までに甲、乙何れからも異議の申出がないときは、この協定は更に1年間延長するものとし、以降も同様とする。

（地位の承継）

第12条 乙は、乙の団体内における役員変更により会長の職が第三者に異動した場合に限り、この協定上の地位を乙から当該第三者に承継させることができる。当該第三者から更に他の者に会長の職が異動した場合も同様とする。

2 前項の場合において、乙は、協定上の地位を承継する旨を当該第三者との連署により記した書面を甲に提出するものとする。

（その他）

第13条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成27年6月2日

甲 大津市御陵町3番1号  
大津市  
大津市長

乙 滋賀県彦根市鳥居本町425  
滋賀県ペストコントロール協会  
会長

## ス-1 災害時における応急救援活動への応援に関する協定（社団法人滋賀県建設業協会大津支部）

出典：大津市資料（平成24年12月：建設部）

大津市（以下「甲」という。）と、社団法人滋賀県建設業協会大津支部（以下「乙」という。）とは、災害救助に必要な応急救援活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大津市地域防災計画に定める災害及びこれに準じる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙の協力を得て行う迅速かつ円滑な応急救援活動について、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時における応急救援活動として、公共土木建築施設（市が管理する道路、河川、建築物、工作物等という。以下同じ。）の応急復旧、人命救助、被災住宅の応急修理等に土木資機材、労力等を活用する必要があるときは、乙に必要な協力を要請することができる。

（連絡責任者）

第3条 前条に規定する要請に関する事項の連絡責任者として、甲においては大津市建設部長を、乙においては社団法人滋賀県建設業協会大津支部事務長をそれぞれ指定するものとする。

（協力）

第4条 乙は、第2条の規定による甲の要請があったときは、その趣旨に従い乙の所属会員が所有する土木資機材、労力等の提供について、可能な限り甲に協力するものとする。ただし、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用されたときは、乙は、法令の定めるところに従って、応急救援活動に従事するものとする。

（要請の手続）

第5条 甲は、災害時における応急救援活動を実施するため乙の応援が必要であると認めるときは、乙の連絡責任者に対し、災害応急救援活動要請書（様式第1号）により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により要請し、事後速やかに災害応急救援活動要請書を提出するものとする。

2 乙は、前項の要請を受託するときは、甲の連絡責任者に対し、災害応急救援活動要請受託書（様式第2号）により通知するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により通知し、事後速やかに災害応急救援活動受託書を提出するものとする。

3 乙は、滋賀県と社団法人滋賀県建設業協会が締結している災害時における応急救援活動への応援に関する協定書による応援要請があったときは、地理的条件、被災状況その他の条件を勘案して判断し、応援に応じるものとする。

（応急救援活動の指示）

第6条 前条の規定による要請を受けた乙の所属会員は、当該応急救援活動の内容に応じて、応援要請の際に別途定める市現場指揮者の指示を受け、迅速に活動に当たるものとする。

（応急救援活動の実施等）

第7条 応急救援活動の実施に当たっては、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 乙は、人命救助のための土木資機材及び労力の提供に当たっては、甲の要請事項を的確に把握し、迅速に対応するものとする。

(2) 公共土木建築施設の応急復旧工事については、甲及び乙の所属会員の間において工事請負契約を締結した後に行うものとする。ただし、緊急を要するときは、甲は口頭で指示し、事後速やかに乙の所属会員と契約締結を行うものとする。

（情報の提供等）

第8条 甲は、応急救援活動が迅速かつ的確に遂行されるよう、乙に対して常に必要な情報の提供に努めるものとする。

（実施報告）

第9条 乙は、人命救助のための土木資機材、労力等の提供をしたときは、土木資機材、労力等応援完了報告書（様式第3号）により甲に報告するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で甲に報告し、事後速やかに土木資機材、労力等応援完了報告書を提出するものとする。

（費用の負担）

第10条 応急救援活動に要した費用は、甲の負担とし、その額については、災害発生時における地域の通常の取引事例を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

（損害の補填）

第11条 この協定による応急救援活動の実施により乙に損害が生じたときは、その補填について甲乙協議して定めるものとする。

（災害補償）

第12条 この協定に基づき乙が実施した応急救援活動により、乙の所属会員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における補償については、甲乙協議して決定するものとする。

（連絡会議の設置）

第13条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するために、関係者による連絡会議を設置し、定期的な情報交換に努めるものとする。なお、会議の開催時期は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（総合防災訓練等への参加）

第14条 乙は、この協定に基づく応援活動を円滑に実施するため、甲が行う総合防災訓練等に参加するよう努めるものとする。

のとする。

(有効期限)

第15条 この協定の有効期限は、協定締結の日から1年間とする。

2 前項の期間満了の日の1か月前までに甲乙いずれからも申し入れがないときは、この協定を更に1年間延長するものとし、以後の期間についても、また同様とする。

(その他)

第16条 この協定は、平常時及び災害時における乙との優先的な契約を担保するものではない。

2 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成20年11月28日

甲 大津市御陵町3番1号  
大津市  
大津市長

乙 大津市島の関12番2号  
社団法人滋賀県建設業協会大津支部  
支部長

様式第1号（第4条関係）

第 号  
年 月 日

災害応急救援活動要請書

社団法人滋賀県建設業協会大津支部  
支部長 様

大津市長

災害時における応急救援活動への応援に関する協定に基づき、下記のとおり応援を要請します。

記

- 1 応援の区分
- (1)人命救助のための土木資機材労力
  - (2)公共土木建築施設の応急復旧
  - (3)応急仮設住宅にかかる敷地整備
- 2 災害の状況および応援を必要とする事由

3 応援要請内容

| 区 分                 | 内 容 |
|---------------------|-----|
| 活 動 内 容             |     |
| 活 動 期 間             |     |
| 活 動 場 所             |     |
| 機 械 の 種 類 、 数 量     |     |
| 資 機 材 等 の 種 類 、 数 量 |     |
| 労 力 の 内 容           |     |
| そ の 他               |     |

4 市現場指揮者

|       |  |
|-------|--|
| 所 属   |  |
| 役 職   |  |
| 氏 名   |  |
| 連 絡 先 |  |

様式第2号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

災害応急救援活動要請受託書

（あて先）  
大津市長

社団法人滋賀県建設業協会大津支部  
支部長

㊟

年 月 日付け 第 号で要請のありました災害時における応急救援活動への応援に関する協定に基づく応急救援活動について、下記のとおり受託します。

記

1 応援の区分

- (1) 人命救助のための土木資機材労力
- (2) 公共土木建築施設の応急復旧
- (3) 応急仮設住宅にかかる敷地整備

2 応援受託内容

| 区 分                 | 内 容             |
|---------------------|-----------------|
| 活 動 内 容             | 1 要請書のとおり 2 変更点 |
| 活 動 期 間             | 1 要請書のとおり 2 変更点 |
| 活 動 場 所             | 1 要請書のとおり 2 変更点 |
| 機 械 の 種 類 、 数 量     | 1 要請書のとおり 2 変更点 |
| 資 機 材 等 の 種 類 、 数 量 | 1 要請書のとおり 2 変更点 |
| 労 力 の 内 容           | 1 要請書のとおり 2 変更点 |
| そ の 他               | 1 要請書のとおり 2 変更点 |

3 現場における責任者

|       |  |
|-------|--|
| 会 社 名 |  |
| 役 職   |  |
| 氏 名   |  |
| 連 絡 先 |  |

4 その他

## 様式第3号(第9条関係)

## 土木資機材労力等応援完了報告書

|                 |  |
|-----------------|--|
| 活 動 内 容         |  |
| 活 動 期 間         |  |
| 活 動 場 所         |  |
| 機 械 の 種 類 、 数 量 |  |
| 資機材等の種類、数量      |  |
| 労力等の職種、人数       |  |
| 備 考             |  |

上記のとおり完了したので届けます。

年    月    日

(あて先)

大津市長

社団法人滋賀県建設

業協会大津支部

支    部    長

⑩

## ス-2 災害時における応急救援活動への応援に関する協定（社団法人滋賀県造園協会西地区）

出典：大津市資料（平成24年12月：都市計画部）

大津市（以下「甲」という。）と、社団法人滋賀県造園協会西地区（以下「乙」という。）は、災害救助に必要な応急救援活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大津市地域防災計画に定める災害及びこれに準じる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙の協力を得て行う迅速かつ円滑な応急救援活動等について、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時において次の各号のいずれかに該当するときは、乙に対し、応急救援活動として、必要な協力を要請することができる。

- (1) 甲が管理する公園施設及びその近接する区域（以下「公園施設等」という。）における応急復旧、人命救助等に土木資機材、労力等を活用する必要があるとき。
- (2) 公園施設等のうち、大津市地域防災計画に基づく広域避難場所及び避難場所（以下「避難場所等」という。）の安全確認のための作業について、乙の協力が必要と認めるとき。

（連絡責任者）

第3条 前条に規定する要請に関する事項の連絡責任者として、甲においては大津市都市計画部長を、乙においては社団法人滋賀県造園協会西地区長をそれぞれ指定するものとする。

（協力）

第4条 乙は、第2条の規定による甲の要請があったときは、その趣旨に従い乙の所属会員が所有する土木資機材、労力等の提供について、可能な限り甲に協力するものとする。ただし、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用されたときは、乙は、法令の定めるところに従って、応急救援活動に従事するものとする。

（要請の手続）

第5条 甲は、災害時における応急救援活動を実施するため乙の応援が必要であると認めるときは、乙の連絡責任者に対し、災害応急救援活動要請書（様式第1号）により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により要請し、事後速やかに災害応急救援活動要請書を提出するものとする。

2 乙は、前項の要請を受諾するときは、甲の連絡責任者に対し、災害応急救援活動要請受諾書（様式第2号）により通知するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により通知し、事後速やかに災害応急救援活動受諾書を提出するものとする。

（応急救援活動の指示）

第6条 前条の規定による要請を受けた乙の所属会員は、当該応急救援活動の内容に応じて、応援要請の際に別途定める市現場指揮者の指示を受け、迅速に活動に当たるものとする。

2 前項の活動に当たった者は、公園施設等に係る調査点検結果を公園施設等点検調査表（様式第3号。以下「調査表」という。）により甲に報告するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により行い、事後速やかに調査表を提出するものとする。

（応急救援活動の実施等）

第7条 応急救援活動の実施に当たっては、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 乙は、人命救助のための土木資機材及び労力の提供に当たっては、甲の要請事項を的確に把握し、迅速に対応するものとする。
- (2) 公園施設等の応急復旧工事については、甲及び乙の所属会員の間において工事請負契約を締結した後に行うものとする。ただし、緊急を要するときは、甲は口頭で指示し、事後速やかに乙の所属会員と契約を締結するものとする。

（情報の提供等）

第8条 甲は、応急救援活動が迅速かつ的確に遂行されるよう、乙に対して常に必要な情報の提供に努めるものとする。

（実施報告）

第9条 乙は、人命救助のための土木資機材、労力等の提供をしたときは、土木資機材、労力等応援完了報告書（様式第4号）により甲に報告するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で甲に報告し、事後速やかに土木資機材、労力等応援完了報告書を提出するものとする。

（費用の負担）

第10条 応急救援活動に要した費用は、甲の負担とし、その額については、災害発生時における地域の通常の取引事例を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

（損害の補填）

第11条 この協定による応急救援活動の実施により乙に損害が生じたときは、その補填について甲乙協議して定めるものとする。

（災害補償）

第12条 この協定に基づき乙が実施した応急救援活動により、乙の所属会員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における補償については、甲乙協議して決定するものとする。

（連絡会議の設置）

第13条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するために、関係者による連絡会議を設置し、定期的な情報交換に努めるものとする。なお、会議の開催時期は、甲乙協議のうえ定めるものとする。  
(災害予防への取組)

第14条 甲及び乙は、災害(大津市総合防災計画に定める災害及びこれに準じる災害をいう。)に強いまちづくりを推進するため、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 防災機能を強化した公園のあり方についての検討及び情報交換
- (2) 避難場所等の安全確認のための点検
- (3) 緊急時を想定した初動訓練の実施

(総合防災訓練等への参加)

第15条 乙は、この協定に基づく応援活動を円滑に実施するため、甲が行う総合防災訓練等に参加するよう努めるものとする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。

2 前項の期間満了の日の1か月前までに甲乙いずれからも申し入れがないときは、この協定を更に1年間延長するものとし、以後の期間についても、また同様とする。

(その他)

第17条 この協定は、平常時及び災害時における乙との優先的な契約を担保するものではない。

2 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成21年1月15日

甲 大津市御陵町3番1号  
大津市  
大津市長

乙 大津市島の関12番2号  
社団法人滋賀県造園協会西地区  
地区長

### ス-3 災害時における大津市所管施設等の緊急災害応急対策業務に関する協定（一般社団法人 関西地質調査業協会）

出典：大津市資料（令和6年12月建設部）

大津市（以下「甲」という。）と、一般社団法人関西地質調査業協会（以下「乙」という。）とは、災害時における大津市所管施設等の緊急的な災害応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

#### （目的）

第1条 この協定は、地震・風水害等異常な自然現象及び予期できない災害等が発生した場合において、甲が管理又は委託管理する施設等（工事中の施設を含め、以下「所管施設等」という。）において発生した災害の緊急的な応急対策のための地質調査を実施するにあたり、甲及び乙は協力して被害の拡大の防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

#### （業務の実施範囲）

第2条 業務の実施範囲は、甲の所管施設等における災害発生箇所とする。

#### （業務の内容）

第3条 甲は所管施設等が被災し、必要と認めるときは、「業務要請書」（様式-1）により乙に出動を要請するものとする。ただし、文書により要請する時間がないときは、電話その他の方法により要請し、事後において速やかに業務要請書を提出するものとする。

2 乙の会員は、甲からの出動要請を受けた乙の指示に基づき、できる限り速やかに所管施設等の被害状況を把握し、当該災害の応急対策調査を実施するものとする。

3 乙又は乙の会員は、前項の規定により業務を実施したときは、業務の終了後速やかに「業務報告書」（様式-2）によりその状況を報告するものとする。ただし、文書により報告する時間がないときは、電話その他の方法により報告し、事後において速やかに業務報告書を提出するものとする。

4 乙は、災害応急対策調査を迅速に遂行できるよう日頃から体制の整備や必要な技術者等の確保に努めるとともに、乙の会員による連絡系統図及び連絡一覧表からなる実施体制表を作成しておくものとする。

#### （業務の実施体制）

第4条 前条第4項に定める所管施設等の災害応急対策調査の実施体制表は、あらかじめ、乙から甲に提出しておくものとする。

なお、実施体制表に変更が生じた場合は、速やかに甲に報告するものとする。

#### （経費の負担）

第5条 第3条に基づく業務費用は、甲が負担するものとする。

#### （有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結日から令和7年3月31日までとする。

2 前項に規定する期間満了の1箇月前までに、甲乙いずれからも何ら申し出のないときは、引き続き同一条件をもって本協定を期間の満了の日より1年間継続するものとし、当該期間が満了したときも同様とする。

3 本協定は、甲乙いずれかから申し出があった場合、双方の協議により廃止することができる。なお、申し出は、廃止しようとする日の30日前までに書面により行わなければならない。

#### （損害の負担）

第7条 業務の実施に伴い甲、乙又は乙の会員双方の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は派遣した技術者等及び各種資機材に損害が生じた場合には、乙又は乙の会員はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告するものとし、その措置については甲と乙又は乙の会員が協議して定めるものとする。

#### （関係機関・関連団体等との調整）

第8条 甲が別途要請する関係機関や関連団体等と連携して業務を遂行する場合は、常に相互の立場を尊重して効率的に対応するものとする。

#### （連絡責任者の報告）

第9条 甲及び乙は、本協定締結後速やかに連絡責任者を定めるものとする。

2 前項の規定により連絡責任者を定めたときは、「連絡責任者届」（様式-3）により相手方に報告するものとする。連絡責任者に変更があった場合も同様とする。

(その他)

第10条 本協定に定めのない事項、又は本協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議してこれを定めるものとする。

本協定書は2通作成し、甲乙が各1通を保有する。

令和6年7月17日

(甲) 滋賀県大津市御陵町3番1号  
大津市  
大津市長

(乙) 大阪府大阪市西区靱本町一丁目14番15号  
一般社団法人 関西地質調査業協会  
理 事 長

様式－1【協定書第3条第1項】

令和 年 月 日  
第 号

## 業 務 要 請 書

一般社団法人 関西地質調査業協会 理事長 様

大津市長

令和 年 月 日付けで貴協会と締結した「災害時における大津市所管施設等の緊急災害  
応急対策業務に関する協定書」第3条第1項の規定に基づき、下記のとおり要請します。

### 記

#### 1 災害の状況及び要請の事由

#### 2 応援要請内容

| 区 分       | 内 容 |
|-----------|-----|
| 活 動 期 間   |     |
| 活 動 場 所   |     |
| 資材の種類、数量  |     |
| 労 力 の 内 容 |     |
| そ の 他     |     |

#### 3 その他参考となる事項

様式－2【協定書第3条第3項】

令和 年 月 日

## 業 務 報 告 書

大津市長 様

一般社団法人 関西地質調査業協会 理事長

令和 年 月 日付けで貴市と締結した「災害時における大津市所管施設等の緊急災害応急対策業務に関する協定書」第3条第3項の規定に基づき、実施した業務の内容を下記のとおり報告します。

## 記

## 1 実施した業務の内容

| 区 分       | 内 容 |
|-----------|-----|
| 活 動 期 間   |     |
| 活 動 場 所   |     |
| 資材の種類、数量  |     |
| 労 力 の 内 容 |     |
| そ の 他     |     |

## 2 その他参考となる事項

## 様式－3【協定書第9条】（甲）

第 号  
令和 年 月 日

## 連 絡 責 任 者 届

## 【大津市】

## 1 連絡責任者

|        |  |
|--------|--|
| 役職・氏名  |  |
| T E L  |  |
| 携 帯    |  |
| F A X  |  |
| E-Mail |  |

## 2 時間外及び休日の場合の連絡先

| 項 目    | 第 1 連絡先 | 第 2 連絡先 |
|--------|---------|---------|
| 役職・氏名  |         |         |
| T E L  |         |         |
| 携 帯    |         |         |
| F A X  |         |         |
| E-Mail |         |         |

## 3 勤務時間及び休日

- ・勤務時間：
- ・休 日：

## 様式－3【協定書第9条】（乙）

令和 年 月 日

## 連絡責任者届

【一般社団法人 関西地質調査業協会】

## 1 連絡責任者

|        |  |
|--------|--|
| 役職・氏名  |  |
| T E L  |  |
| 携 帯    |  |
| F A X  |  |
| E-Mail |  |

## 2 時間外及び休日の場合の連絡先

|        | 第1連絡先 | 第2連絡先 |
|--------|-------|-------|
| 役職・氏名  |       |       |
| T E L  |       |       |
| 携 帯    |       |       |
| F A X  |       |       |
| E-Mail |       |       |

## 3 勤務時間及び休日

- ・勤務時間：
- ・休日：

## ス-4 災害時における大津市所管施設等の緊急災害応急対策業務に関する協定（大津測量設計協議会）

出典：大津市資料（令和6年12月建設部）

大津市（以下「甲」という。）と、大津測量設計協議会（以下「乙」という。）とは、災害時における大津市所管施設等の緊急的な災害応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目 的）

第1条 この協定は、地震・風水害等異常な自然現象及び予期できない災害等が発生した場合において、甲が管理又は委託管理する施設等（工事中の施設を含め、以下「所管施設等」という。）において発生した災害の緊急的な応急対策のための測量・調査・設計を実施するにあたり、甲及び乙は協力して被害の拡大の防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

### （業務の実施範囲）

第2条 業務の実施範囲は、甲の所管施設等における災害発生箇所とする。

### （業務の内容）

第3条 甲は所管施設等が被災し、必要と認めるときは、「被害状況調査要請書」（様式-1）により乙に出動を要請するものとする。ただし、文書により要請する時間がないときは、電話その他の方法により要請し、事後において速やかに被害状況調査要請書を提出するものとする。

2 乙の会員は、甲からの出動要請を受けた乙の指示に基づき、できる限り速やかに所管施設等の被害状況を把握し、必要に応じて「被害箇所状況調査票」（様式-2）及び「被害状況報告書」（様式-3）を作成して、甲に結果を報告するよう努めるものとする。

3 乙の会員は、甲の指示により当該災害の応急対策のための測量・調査・設計を実施するよう努めるものとする。ただし、文書により報告する時間がないときは、電話その他の方法により報告し、事後において速やかに被害箇所状況調査票及び被害状況報告書を提出するものとする。

4 乙は、前二項の被害状況の把握や災害応急対策のための測量・調査・設計業務を迅速に遂行できるよう日頃から体制の整備や必要な技術者等の確保に努めるとともに、乙の会員による連絡系統図及び連絡一覧表からなる実施体制表を作成しておくものとする。

### （業務の実施体制）

第4条 前条第4項に定める被害状況の把握及び災害応急対策のための測量・調査・設計業務の実施体制表は、あらかじめ、乙から甲に提出しておくものとする。

なお、実施体制表に変更が生じた場合は、速やかに甲に報告するものとする。

### （経費の負担）

第5条 第3条第2項に掲げる被害状況の把握に要する経費は乙が負担する。

2 第3条第3項の実施に際しては、出動した乙の会員と遅滞なく土木設計業務等委託契約を締結するものとする。

### （甲、乙等の責務）

第6条 甲は、第3条第2項に掲げる乙の業務が、無償による社会貢献活動であることを理解し、その活動に対し過度な負担とならないよう十分な配慮をするものとする。

2 第3条第2項及び第3項に掲げる業務に当たる乙の会員の編成及び現場での業務の遂行は、乙の責任において行い、業務が迅速かつ効果的に実施できるよう努めるものとする。

### （有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結日から令和7年3月31日までとする。

2 前項に規定する期間満了の1箇月前までに、甲乙いずれからも何ら申し出のないときは、引き続き同一条件をもって本協定を期間の満了の日より1年間継続するものとし、当該期間が満了したときも同様とする。

3 本協定は、甲乙いずれかから申し出があった場合、双方の協議により廃止することができる。なお、申し出は、廃止しようとする日の30日前までに書面により行わなければならない。

### （損害の負担）

第8条 業務の実施に伴い甲、乙又は乙の会員双方の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は派遣した技術者等及び各種資機材に損害が生じた場合には、乙又は乙の会員はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告するものとし、その措置については甲と乙又は乙の会員が協議して定めるものとする。

### （関係機関・関連団体等との調整）

第9条 甲が別途要請する関係機関や関連団体等と連携して業務を遂行する場合は、常に相互の立場を尊重して効率的に対応するものとする。

(連絡責任者の報告)

第10条 甲及び乙は、本協定締結後速やかに連絡責任者を定めるものとする。

2 前項の規定により連絡責任者を定めたときは、「連絡責任者届」(様式-4)により相手方に報告するものとする。連絡責任者に変更があった場合も同様とする。

(その他)

第11条 本協定に定めのない事項、又は本協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議してこれを定めるものとする。

本協定書は2通作成し、甲乙が各1通を保有する。

令和6年7月17日

(甲) 滋賀県大津市御陵町3番1号

大津市

大津市長

(乙) 滋賀県大津市打出浜6番9号

大津測量設計協議会

会 長

様式－1【協定書第3条第1項】

令和 年 月 日  
第 号

大津測量設計協議会  
会長 様

大津市長

## 被害状況調査要請書

令和 年 月 日付けで貴協議会と締結した「災害時における大津市所管施設等の緊急災害  
応急対策業務に関する協定書」第3条第1項の規定に基づき、下記のとおり、被害状況調査を要請し  
ます。

### 記

- 1 要 請 日 令和 年 月 日
- 2 調査箇所 大津市 地区
- 3 調査内容 被害箇所状況調査

様式－2 【協定書第3条第2項】

|              |  |
|--------------|--|
| 被害箇所状況調査票    |  |
| 令和 年 月 日 時現在 |  |
| 路線・河川名等      |  |
| 場 所          |  |
| (写真)         |  |

様式－3【協定書第3条第2項】

令和 年 月 日

大津市長 様  
(建設部長あて報告)

大津測量設計協議会  
会員

## 被害状況報告書

令和 年 月 日付け 第 号で当協議会長あて出動要請のあった被害状況調査について、業務が完了したので、下記のとおり報告します。

### 記

- |   |         |                                    |
|---|---------|------------------------------------|
| 1 | 路線・河川名等 |                                    |
| 2 | 場 所     | 大津市 地先                             |
| 3 | 被害箇所状況  | 別添様式－2「被害箇所状況調査票」のとおり              |
| 4 | 連 絡 先   | 大津測量設計協議会<br>会員<br>担当<br>電話<br>メール |

様式－4【協定書第10条第2項】（甲）

令和 第 年 月 日 号

連絡責任者届

【大津市】

1 連絡責任者

|        |  |
|--------|--|
| 役職・氏名  |  |
| T E L  |  |
| 携帯     |  |
| F A X  |  |
| E-Mail |  |

2 時間外及び休日の場合の連絡先

|        |       |       |
|--------|-------|-------|
|        | 第1連絡先 | 第2連絡先 |
| 役職・氏名  |       |       |
| T E L  |       |       |
| 携帯     |       |       |
| F A X  |       |       |
| E-Mail |       |       |

3 勤務時間及び休日

勤務時間  
休 日

様式－4【協定書第10条第2項】（乙）

令和 年 月 日

連絡責任者届

【大津測量設計協議会】

1 連絡責任者

|        |  |
|--------|--|
| 役職・氏名  |  |
| T E L  |  |
| 携帯     |  |
| F A X  |  |
| E-Mail |  |

2 時間外及び休日の場合の連絡先

|        |       |       |
|--------|-------|-------|
|        | 第1連絡先 | 第2連絡先 |
| 役職・氏名  |       |       |
| T E L  |       |       |
| 携帯     |       |       |
| F A X  |       |       |
| E-Mail |       |       |

3 勤務時間及び休日

勤務時間  
休 日

## ス-5 災害時における電気設備の応急復旧等の応援に関する協定（滋賀県電気工事工業組合）

出典：大津市資料（平成24年12月建設部）

大津市（以下「甲」という。）と滋賀県電気工事工業組合（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。  
（総則）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生した場合において、避難所等が設けられている市有施設における電気設備（以下「電気設備」という。）の状況調査、応急修理及び仮設工事等（以下「応急復旧等」という。）を甲が行うに当たり、乙の協力を求めることに関し、基本的事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、電気設備の応急復旧等を行う場合において、乙の資機材及び労力を活用する必要があると認めるときは、乙に対して必要な協力を要請することができる。

2 前項の要請は、災害時における電気設備の応急復旧等の応援要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急の場合は、口頭により行うことができる。

（協力）

第3条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、その趣旨に従い乙の所属会員が所有する資機材及び労力の提供について可能な限り甲に協力するものとする。

（報告）

第4条 乙は、甲の要請に基づく応急復旧等に係る応援（以下「応援」という。）が終了したときは、災害時における電気設備の応急復旧等の応援終了報告書（様式第2号）を甲に提出するものとする。

（費用負担）

第5条 応援に要した費用のうち、資機材の費用であって災害発生時における通常の取引事例を基準として、甲乙協議して決定する額に相当する部分については甲の負担とし、その他の費用については乙の負担とする。

（損害の負担）

第6条 乙が、応援に係る業務の実施に伴い第三者に損害を与えたときは、その賠償の責については、甲乙協議して定める。

（補償）

第7条 応援に係る業務に従事した者が、その責に帰することができない理由により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、甲が補償するものとする。ただし、当該従事者が他に療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害補償を受けたときは、これらの額を減じた額とする。

（連絡責任者）

第8条 第2条の規定による要請に関する事項の伝達及び連絡責任者として、甲においては大津市建設部長を、乙においては滋賀県電気工事工業組合事務局長をそれぞれ指定するものとする。

（連絡協議会の設置）

第9条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、関係者による連絡会議を設置し、定期的な情報交換に努める。会議の開催時期は双方協議のうえ定めるものとする。

（総合防災訓練等への参加）

第10条 乙は、応援が円滑に行われるよう、甲が実施する総合防災訓練等に参加するよう努めるものとする。

（協定の期間）

第11条 この協定の期間は、締結の日から平成21年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り更に1年間延長するものとし、以後この例による。

（その他）

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年 9月 2日

甲 滋賀県大津市御陵町3番1号  
大津市  
大津市長

乙 滋賀県草津市青地町299番地の1  
滋賀県電気工事工業組合  
理事長

## ス-6 災害時における電気設備の応急復旧等の応援に関する協定（社団法人滋賀県電業協会）

出典：大津市資料（平成24年12月：都市計画部）

大津市（以下「甲」という。）と社団法人滋賀県電業協会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。  
（総則）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生した場合において、避難所等が設けられている市有施設における電気設備（以下「電気設備」という。）の状況調査、応急修理及び仮設工事等（以下「応急復旧等」という。）を甲が行うに当たり、乙の協力を求めることに關し、基本的事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、電気設備の応急復旧等を行う場合において、乙の資機材及び労力を活用する必要があると認めるときは、乙に対して必要な協力を要請することができる。

2 前項の要請は、災害時における電気設備の応急復旧等の応援要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急の場合は、口頭により行うことができる。

（協力）

第3条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、その趣旨に従い乙の所属会員が所有する資機材及び労力の提供について可能な限り甲に協力するものとする。

（報告）

第4条 乙は、甲の要請に基づく応急復旧等に係る応援（以下「応援」という。）が終了したときは、災害時における電気設備の応急復旧等の応援終了報告書（様式第2号）を甲に提出するものとする。

（費用負担）

第5条 応援に要した費用のうち、資機材の費用であって災害発生時における通常取引事例を基準として、甲乙協議して決定する額に相当する部分については甲の負担とし、その他の費用については乙の負担とする。

（損害の負担）

第6条 乙が、応援に係る業務の実施に伴い第三者に損害を与えたときは、その賠償の責については、甲乙協議して定める。

（補償）

第7条 応援に係る業務に従事した者が、その責に帰することができない理由により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、甲が補償するものとする。ただし、当該従事者が他に療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害補償を受けたときは、これらの額を減じた額とする。

（連絡責任者）

第8条 第2条の規定による要請に関する事項の伝達及び連絡責任者として、甲においては大津市建設部長を、乙においては滋賀県電業協会事務局長をそれぞれ指定するものとする。

（連絡協議会の設置）

第9条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、関係者による連絡会議を設置し、定期的な情報交換に努める。会議の開催時期は双方協議のうえ定めるものとする。

（総合防災訓練等への参加）

第10条 乙は、応援が円滑に行われるよう、甲が実施する総合防災訓練等に参加するよう努めるものとする。

（協定の期間）

第11条 この協定の期間は、締結の日から平成23年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り更に1年間延長するものとし、以後この例による。

（その他）

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成22年 3月10日

滋賀県大津市御陵町3番1号

甲 大津市  
大津市長 目片 信

乙 滋賀県大津市大江七丁目7番37号  
社団法人 滋賀県電業協会  
会長 福井 寛

## ス-7,8,9,10 災害等発生時における応急対策の協力に関する協定

### 〔扶桑建設工業株式会社〕

大津市（以下「甲」という。）と扶桑建設工業株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の自然災害及び漏水等の事故等（以下「災害等」という。）の発生により、水道事業の事業継続に支障をきたす場合において、甲の所有する水道施設の速やかな復旧活動のために必要な応急措置（以下「応急対策」という。）の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙の甲に対する協力に関して基本事項を定め、災害等により被災した甲が維持管理する水道施設の機能の早期復旧に資することを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、乙に対し災害等により被災した水道施設の応急対策に関し、協力を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の規定により甲の要請する業務を行うために、必要な人員・機材等をもって要請された業務を遂行するものとする。

（応急対策）

第3条 この協定に基づき、乙が協力して実施する応急対策は、次のとおりとする。

（1）復旧に必要な資機材の供給

（2）その他、甲乙間で協議し、必要と認められる業務

（報告）

第4条 乙は、甲の要請により行った業務が終了したときは、速やかに甲に対し、その旨を報告するものとする。

（連絡体制）

第5条 乙は、情報の伝達を正確に行うため、連絡体制表を作成し、甲に提出する。なお、連絡体制表に変更が生じたときは、その都度、甲に通知するものとする。

（費用）

第6条 第3条各号の業務に要した費用については、甲が定める基準により甲が負担する。

2 前項に規定する費用は、甲が定める基準により積算した額に基づき、乙が業務に要した費用を請求するものとする。

（労災補償）

第7条 甲が要請した業務により乙の従業員が負傷し、疫病にかかり、又は死亡した場合は、乙の労災保険により補償するものとする。

（訓練）

第8条 応援対策の円滑な実施を期するため、甲は、乙に防災訓練への参加を要請することができるものとする。

（有効期限）

第9条 この協定の有効期限は、協定締結の翌日から平成27年3月31日までとする。ただし、期限満了の日の1ヶ月前までに、甲又は乙の一方から協定終了の意思表示をしない限り有効期限を1年延長するものとし、以降も同様とする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

平成26年9月1日

大津市御陵町3番1号  
甲 大津市  
大津市公営企業管理者

大阪府大阪市西区靱本町一丁目4番12号本町富士ビル3F  
乙 扶桑建設工業株式会社  
大阪支社 支社長

〔安田株式会社〕

大津市（以下「甲」という。）と安田株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の自然災害及び漏水等の事故等（以下「災害等」という。）の発生により、水道事業の事業継続に支障をきたす場合において、甲の所有する水道施設の速やかな復旧活動のために必要な応急措置（以下「応急対策」という。）の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙の甲に対する協力に関して基本事項を定め、災害等により被災した甲が維持管理する水道施設の機能の早期復旧に資することを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、乙に対し災害等により被災した水道施設の応急対策に関し、協力を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の規定により甲の要請する業務を行うために、必要な人員・機材等をもって要請された業務を遂行するものとする。

（応急対策）

第3条 この協定に基づき、乙が協力して実施する応急対策は、次のとおりとする。

（1）復旧に必要な資機材の供給

（2）その他、甲乙間で協議し、必要と認められる業務

（報告）

第4条 乙は、甲の要請により行った業務が終了したときは、速やかに甲に対し、その旨を報告するものとする。

（連絡体制）

第5条 乙は、情報の伝達を正確に行うため、連絡体制表を作成し、甲に提出する。なお、連絡体制表に変更が生じたときは、その都度、甲に通知するものとする。

（費用）

第6条 第3条各号の業務に要した費用については、甲が定める基準により甲が負担する。

2 前項に規定する費用は、甲が定める基準により積算した額に基づき、乙が業務に要した費用を請求するものとする。

（労災補償）

第7条 甲が要請した業務により乙の従業員が負傷し、疫病にかかり、又は死亡した場合は、乙の労災保険により補償するものとする。

（訓練）

第8条 応援対策の円滑な実施を期するため、甲は、乙に防災訓練への参加を要請することができるものとする。

（有効期限）

第9条 この協定の有効期限は、協定締結の翌日から平成27年3月31日までとする。ただし、期限満了の日の1ヶ月前までに、甲又は乙の一方から協定終了の意思表示をしない限り有効期限を1年延長するものとし、以降も同様とする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

平成26年9月1日

大津市御陵町3番1号  
甲 大津市  
大津市公営企業管理者

京都府京都市南区久世中久世町三丁目88番1号  
乙 安田株式会社  
京都支店 支店長

# [コスモ工機株式会社]

大津市（以下「甲」という。）とコスモ工機株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の自然災害及び漏水等の事故等（以下「災害等」という。）の発生により、水道事業の事業継続に支障をきたす場合において、甲の所有する水道施設の速やかな復旧活動のために必要な応急措置（以下「応急対策」という。）の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、乙の甲に対する協力に関して基本事項を定め、災害等により被災した甲が維持管理する水道施設の機能の早期復旧に資することを目的とする。

## （要請）

第2条 甲は、乙に対し災害等により被災した水道施設の応急対策に関し、協力を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の規定により甲の要請する業務を行うために、必要な人員・機材等をもって要請された業務を遂行するものとする。

## （応急対策）

第3条 この協定に基づき、乙が協力して実施する応急対策は、次のとおりとする。

（1）復旧に必要な資機材の供給及びそれに附帯する業務

（2）その他、甲乙間で協議し、必要と認められる業務

## （報告）

第4条 乙は、甲の要請により行った業務が終了したときは、速やかに甲に対し、その旨を報告するものとする。

## （連絡体制）

第5条 乙は、情報の伝達を正確に行うため、連絡体制表を作成し、甲に提出する。なお、連絡体制表に変更が生じたときは、その都度、甲に通知するものとする。

## （費用）

第6条 第3条各号の業務に要した費用については、甲が定める基準により甲が負担する。

2 前項に規定する費用は、甲が定める基準により積算した額に基づき、乙が業務に要した費用を請求するものとする。

## （労災補償）

第7条 甲が要請した業務により乙の従業員が負傷し、疫病にかかり、又は死亡した場合は、乙の労災保険により補償するものとする。

## （訓練）

第8条 応援対策の円滑な実施を期するため、甲は、乙に防災訓練への参加を要請することができるものとする。

## （有効期限）

第9条 この協定の有効期限は、協定締結の翌日から平成27年3月31日までとする。ただし、期限満了の日の1ヶ月前までに、甲又は乙の一方から協定終了の意思表示をしない限り有効期限を1年延長するものとし、以降も同様とする。

## （協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

平成26年9月1日

大津市御陵町3番1号  
甲 大津市  
大津市公営企業管理者

大阪府大阪市淀川区西宮原二丁目7番38号新大阪西浦ビル305号室  
乙 コスモ工機株式会社  
大阪支店 支店長

〔大成機工株式会社〕

大津市（以下「甲」という。）と大成機工株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の自然災害及び漏水等の事故等（以下「災害等」という。）の発生により、水道事業の事業継続に支障をきたす場合において、甲の所有する水道施設の速やかな復旧活動のために必要な応急措置（以下「応急対策」という。）の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙の甲に対する協力に関して基本事項を定め、災害等により被災した甲が維持管理する水道施設の機能の早期復旧に資することを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、乙に対し災害等により被災した水道施設の応急対策に関し、協力を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の規定により甲の要請する業務を行うために、必要な人員・機材等をもって要請された業務を遂行するものとする。

（応急対策）

第3条 この協定に基づき、乙が協力して実施する応急対策は、次のとおりとする。

（1）復旧に必要な資機材の供給及びそれに附帯する業務

（2）その他、甲乙間で協議し、必要と認められる業務

（報告）

第4条 乙は、甲の要請により行った業務が終了したときは、速やかに甲に対し、その旨を報告するものとする。

（連絡体制）

第5条 乙は、情報の伝達を正確に行うため、連絡体制表を作成し、甲に提出する。なお、連絡体制表に変更が生じたときは、その都度、甲に通知するものとする。

（費用）

第6条 第3条各号の業務に要した費用については、甲が定める基準により甲が負担する。

2 前項に規定する費用は、甲が定める基準により積算した額に基づき、乙が業務に要した費用を請求するものとする。

（労災補償）

第7条 甲が要請した業務により乙の従業員が負傷し、疫病にかかり、又は死亡した場合は、乙の労災保険により補償するものとする。

（訓練）

第8条 応援対策の円滑な実施を期するため、甲は、乙に防災訓練への参加を要請することができるものとする。

（有効期限）

第9条 この協定の有効期限は、協定締結の翌日から平成27年3月31日までとする。ただし、期限満了の日の1ヶ月前までに、甲又は乙の一方から協定終了の意思表示をしない限り有効期限を1年延長するものとし、以降も同様とする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

平成26年9月1日

大津市御陵町3番1号

甲 大津市  
大津市公営企業管理者

大阪府大阪市北区梅田一丁目1番3-2700号

乙 大成機工株式会社  
代表取締役社長

## ス-11 日本水道協会関西地方支部の災害時相互応援に関する指針（日本水道協会関西地方支部）

出典：大津市資料（平成24年12月：企業局）

### 1 趣 旨

本指針は、災害発生時における日本水道協会関西地方支部内の相互応援に関する協定第23条に基づき、地方支部内会員が災害を受けた場合において、災害を受けた会員が速やかに給水能力を回復できるよう地方支部内会員相互間で行う応援活動について必要な事項を定めるものである。

なお、この指針で使用する用語は、協定で使用する用語の例による。

### 2 組 織（協定第2条、第3条及び第6条関係）

- (1) 地方支部長と府県支部長は、地方支部区域内における災害時の相互応援体制に係る情報連絡体制を確立するとともに、府県支部長と当該府県支部内会員は、情報連絡体制の確立を図る。
- (2) 地方支部長が災害を受けたときは、地方支部長がその業務を代行する地方支部内会員を指名する。
- (3) 府県支部は、府県支部内会員をブロックに分け、各ブロック毎に代表となる府県支部内会員（以下「代表会員」という。）を定める。
- (4) 府県支部長が災害を受けたときは、応援幹事支部長が府県支部長の業務を代行する。

### 3 地方支部内会員の役割

- (1) 平常時の役割（協定第2条、第3条及び第7条関係）
  - ア 地方支部内会員は、応援活動の円滑な実施を図るため、地方支部内会員相互間の情報交換及び連絡調整業務を行う。
  - イ 地方支部内会員は、地震発生時の応援要請に基づく迅速な応援を可能とするため、応援活動等に関する体制及びその設置基準を、別表－1のとおり定める
- (2) 災害時の役割（協定第14条及び第15条関係）
  - ア 地方支部内会員は、地方支部内で災害が発生した場合は直ちに被害状況の把握に努めるとともに、災害を受けた地方支部内会員からの応援要請に速やかに応ずることができるよう応援体制の準備に努める。
  - イ 地方支部内会員が行う応援活動は、概ね次のとおりとする。
    - (ア) 応急給水活動
    - (イ) 応急復旧活動
    - (ウ) 応急給水用資器材の提供
    - (エ) 応急復旧資機材の提供
    - (オ) 漏水調査
    - (カ) 工事業者の斡旋
    - (キ) その他特に要請があった事項

### 4 連絡担当部課等の指定（協定第4条及び第16条関係）

- (1) 地方支部内会員は、応援活動に必要な情報の交換を担当する連絡担当部課、連絡担当責任者及び連絡担当責任補助者を定める。
- (2) 地方支部内会員は、災害が発生したとき又は災害発生のおそれがあるときは、連絡担当部課等を通じ、速やかに必要な情報を相互に交換する。

### 5 連絡担当部課等に関する情報交換（協定第5条関係）

- (1) 府県支部内会員の連絡担当部課、連絡担当者及び連絡担当責任者補助者に関する情報は、様式1により毎年5月末日までに府県支部長に送付する。
- (2) 府県支部長は、前号の規定による連絡表を取りまとめ、整理の上毎年6月末日までに地方支部長及び府県支部内会員に送付する。
- (3) 府県支部内会員は、連絡表の内容に変更が生じた場合は、速やかに府県支部長に連絡する。

### 6 応援要請（協定第19条及び第20条関係）

- (1) 応援要請の手順は、次のとおり行うことを原則とする。
  - ア 災害を受けた地方支部内会員は、各ブロックの代表会員に応援要請を行う。
  - イ 応援要請を受けた代表会員は、国、府県、府県支部長その他関係機関と調整を図った上で、ブロック内の会員に応援要請の伝達を行い、さらに必要と認めるときは、府県支部長に応援要請の伝達を行う。
  - ウ 応援要請の伝達を受けた府県支部長は、国、府県、地方支部長その他関係機関と調整を図った上で、府県支部内の各ブロックの代表会員に応援要請を伝達し、さらに必要と認めるときは、地方支部長に応援要請の伝達を行う。
  - エ 応援要請の伝達を受けた地方支部長は、国、府県、日本水道協会本部その他の関係機関と調整を図った上で、他の府県支部長に対して、応援要請の伝達を行う。

オ 応援要請を受けた地方支部長は、地方支部内での対応が困難と認めるときは、日本水道協会本部に対して応援

要請の伝達を行う。

カ 災害を受けた地方支部内会員が応援要請するときは、次の事項を明らかにし、とりあえず、口頭又は電話、電信その他の情報通信手段により行い、後日、速やかに応援要請文書を送付する。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 必要とする応援活動内容
- (ウ) 必要とする物資の品目及び数量
- (エ) 必要とする応援要員
- (オ) 応援活動に場所及びその場所への経路
- (カ) 応援活動の期間
- (キ) その他応援活動に必要な事項

(2) 応援要員の派遣

ア 応援要請の伝達を受けた地方支部内会員は、直ちに応援体制を整え、災害を受けた地方支部内会員への協力に極力努める。

イ 地方支部内会員が応援要員を派遣するときは、被災状況に応じ給水用具、作業用工器具、衣類、食料その他日用品のほか野外で宿営できるようにテント、寝袋、携行電灯、カメラ、携帯電話その他必要な備品を携帯させる。

ウ 応援要員となる職員及び応援した地方支部内会員（以下「応援会員」という。）の職員とともに応援に従事する管工事業者等（以下「業者等」という。）は、水道事業体名を表示した腕章その他の標識を着け、その身分を明らかにする。

(3) 応援要員の受入れ

災害を受けた地方支部内会員は、応援活動を迅速かつ適切に遂行できるようにするため、応援要員の宿泊施設及び応援車両の集合場所等を指定する。

7 応援本部（協定第 21 条及び第 22 条関係）

(1) 応援本部は、災害を受けた地方支部内会員からの応援要請に基づいて応援体制の整備を行い、応援活動における指揮命令系統を確立する。

(2) 応援本部は、地方支部長、応援幹事支部長、応援要請を伝達した府県支部長及び災害を受けた地方支部内会員その他必要な地方支部内会員で構成する。

(3) 応援本部の設置以降、応援会員は、その指示に基づいて応援活動を行う。

(4) 応援本部の役割は、概ね次のとおりとする。

- ア 被災市町村との情報交換及び連絡調整
- イ 国、府県、日本水道協会本部その他関係機関との情報交換及び連絡調整
- ウ 応援受入体制の支援
- エ その他応援活動に必要な事項

8 費用負担

(1) 費用負担の基本方針

ア 応援会員が、応援を行うとき特別に要した費用（以下「応援経費」という。）は、原則として応援を要請した地方支部内会員（以下「応援要請会員」という。）が負担する。

イ 法令上の特別の定めその他の特別の措置により、応援会員に対して応援経費につき補填があった場合は、その金額を応援要請会員の負担額から控除する。

(2) 応援会員の職員派遣に要する経費

ア 応援経費は、応援要請会員が支弁し、応援要請会員が負担する額は、応援会員の旅費及び諸手当に関する規定により算出した当該応援会員の職員の旅費相当額及び諸手当相当額の範囲内とする。

イ 応援会員の職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援会員の負担とする。ただし、応援要請会員において応急治療する場合の治療費は、応援要請会員の負担とする。

ウ 応援会員の職員が業務上第三者に損害を加えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請会員が、応援要請会員への往復途中に生じたものについては応援会員が、それぞれ賠償の責に任ずる。

エ アからウまでによりがたいときは、その都度調整を図る。

(3) 業者等に要する経費

ア 応援会員の職員とともに応援に従事する業者等の派遣に要する経費は、応援要請会員の負担とし、応援会員の算定基準による。

イ アによりがたいときは、その都度調整を図る。

(4) 応援経費の繰替支弁

ア 応援会員は、応援要請会員が応援経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援要請会員から要請があった場合は、一時繰替支弁する。

イ 応援経費を一時繰替支弁した場合は、次に定めるところにより算出した額について応援要請会員に請求する。

(ア) 物資については、当該物資の購入費及び輸送費に相当する額

- (イ) 車両類については、燃料費及び破損又は故障を生じた場合の修理費に相当する額
- (ウ) 機械器具等については、輸送費及び破損又は故障を生じた場合の修理費に相当する額
- ウ 応援要請会員への請求は、関係書類を添付した応援会員からの請求書により行う。
- エ アからウまでによりがたいときは、その都度調整を図る。

9 物資等の調査（協定第8条関係）

- (1) 府県支部内会員は、災害発生時における必要物資の相互融通及び相互応援の円滑な実施を図るため、防災関係物資の備蓄状況及び災害発生直後に従事できる職員に関する調査を実施する。
- (2) 府県支部内会員は、(1)の規定による防災関係物資等の調査を、次に掲げる様式により集約し、毎年5月末日までに府県支部長に送付する。
  - ア 防災関係物資の備蓄状況 様式2
  - イ 災害発生直後に応援活動に従事できる職員 様式3
- (3) 府県支部長は、(2)の規定による調査表を取りまとめ、整理のうえ毎年6月末日までに地方支部長及び府県支部内会員に送付する。
- (4) 地方支部長及び府県支部長は、平常時から調査結果に基づき、いつでも円滑に対応できるよう防災関係物資等のデータを管理する。
- (5) 府県支部内会員は、調査表の内容に変更が生じた場合は、速やかに府県支部長に連絡する。

10 物資の相互保管体制（協定第9条関係）

地方支部内会員は、防災関係物資の備蓄体制を拡充するため、災害発生時における必要物資を相互に保管できる体制の確立に努める。

11 調達可能な物資の調査（協定第10条関係）

地方支部内会員は、常に、災害発生時において調達できる物資に関する調査の実施に努める。

12 物資の規格の統一等（協定第11条関係）

地方支部内会員は、防災関係物資について、必要に応じ規格の統一化に努めるとともに、その備蓄について十分に配慮する。

13 施設等の状況に関する情報の把握（協定第12条関係）

- (1) 府県支部内会員は、防災関係施設の状況を調査し、府県支部長に送付する。
- (2) 防災関係施設の内容は、概ね次のとおりとする。
  - ア 水道施設の位置
  - イ 災害発生時における応急給水の予定場所
  - ウ 使用している資機材の規格
  - エ その他必要な防災関係施設の状況

14 応急対策マニュアルの作成（協定第13条関係）

- (1) 地方支部内会員は、迅速かつ的確な応急措置の実施のため、地域防災計画に基づく災害対策マニュアルの作成に努める。
- (2) 地方支部内会員は、応援会員を受け入れたときを想定し、応援会員が速やかかつ適切に応急活動を行えるよう、概ね次の項目を明確に定めた応援の受入れに関するマニュアルの作成に努める。
  - ア 応急給水活動
    - (イ) 応急給水の方法
    - (ロ) 応急給水の水源となる水道施設等の位置
    - (ハ) 応急給水拠点の位置
    - (ニ) 給水車の要請リスト
    - (ホ) 作業報告要領の統一
    - (ヘ) 本部との連絡方法 など
  - イ 応急復旧活動
    - (イ) 応急復旧の方法
    - (ロ) 復旧優先路線の明示
    - (ハ) 応急復旧の手順
    - (ニ) 資機材、残土等置き場の確保
    - (ホ) 作業報告書の要領の統一
    - (ヘ) 本部との連絡方法 など
  - ウ 災害査定用資料の作成
    - (イ) 災害復旧事業の手順
    - (ロ) 災害報告、災害査定及び費用支払いに必要な資料
    - (ハ) 写真撮影の留意事項 など

エ 車両通行証申請

- (7) 緊急車及び緊急輸送車両用標章等の取得
- (イ) 申請手順

オ 通信方法

- (7) 防災行政無線局配置図
- (イ) 業務用無線局配置図
- (ウ) 無線系統図
- (エ) 無線搭載車両一覧表
- (オ) 無線装置接続図
- (カ) 無線機動作確認図
- (キ) 無線機用電源装置の操作図
- (ク) 無線交信記録表
- (ケ) 無線通信統制方法

カ その他応援受入れに当たっての重要事項

- (7) 応援都市の職員及び業者等の集結場所
- (イ) 応援時に必要となる携行品
- (ウ) その他迅速かつ的確な応急措置の実施に必要な事項

- (3) 府県支部長は、府県支部内会員が作成した災害対策マニュアル及び応援の受入れに関するマニュアルの把握に努める。
- (4) 府県支部内会員は、災害対策マニュアル及び応援の受入れに関するマニュアルの内容に変更が生じた場合は、速やかに府県支部長に連絡する。

15 応援会員の作業報告書の整備

- (1) 応援会員は、応急給水及び応急復旧の着手から完了までの一連の作業を次に掲げる様式により集約し、作業終了後速やかに応援要請会員に送付する。
 

|                    |      |
|--------------------|------|
| ア 応援体制報告書          | 様式 4 |
| イ 指示及び報告書          | 様式 5 |
| ウ 配水管修繕報告書         | 様式 6 |
| エ 給水管修繕報告書（道路内）    | 様式 7 |
| オ 給水管修繕報告書（宅地内）    | 様式 8 |
| カ 黒板（撮影表示板）作成にあたって | 様式 9 |
- (2) 地方支部内会員が、それぞれの地域特性及び特殊性等を加味する場合は、(1)の規定による様式を一部変更することができる。

## ス-12 災害発生時における日本水道協会関西地方支部内の相互応援に関する協定（日本水道協会 関西地方支部）

出典：大津市資料（平成24年12月：企業局）

日本水道協会関西地方支部（以下「地方支部」という。）は、水道事業における災害対策の重要性に鑑み、地方支部区域内の会員の経営する水道事業において災害が発生した際、友愛的精神に基づいて会員相互が円滑かつ迅速な応援活動を図り、また、恒久的相互応援の基礎とするため、飲料水の供給、施設の応援復旧等に必要な物資の提供その他の必要な事項について、日本水道協会関西地方支部長（以下「地方支部長」という。）、日本水道協会大阪府支部長、京都府支部長、兵庫県支部長、奈良県支部長、滋賀県支部長及び和歌山県支部長（以下「府県支部長」という。）の間で、この協定を締結する。

### 第1章 平常時の活動

（用語）

第1条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害及び渇水等により生ずる被害をいう。

（地方支部長の活動）

第2条 地方支部長は、この協定の円滑な実施を図るため、平常時において府県部長との情報交換及び連絡調整を行う。

（府県支部長の活動）

第3条 府県支部長は、この協定の円滑な実施を図るため、平常時において日本水道協会大阪府支部、京都府支部、兵庫県支部、奈良県支部、滋賀県支部及び和歌山県支部（以下「府県支部」という。）のうち、その府県支部長が属する府県支部の区域内の日本水道協会の会員（以下「府県支部内会員」という。）並びに地方支部長との情報交換及び連絡調整を行う。

（連絡担当部課等の指定）

第4条 地方支部長及び府県支部長は、この協定の実施に必要な情報の相互交換を担当する連絡担当部課、連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者（以下「連絡担当部課等」という。）を定める。

（連絡担当部課等に関する情報の交換）

第5条 連絡担当部課等に関する情報は、様式1による連絡表により、毎年6月末日までに交換する。

2 府県支部長は、前項の規定による連絡表の内容に変更が生じた場合は、速やかに地方支部長へ連絡する。

3 地方支部長及び府県支部長は、その連絡担当責任者で構成する協議会を設け、情報の交換を行う。

（応援幹事支部長の指定）

第6条 地方支部区域内の社団法人日本水道協会（以下「日本水道協会」という。）の会員（以下「地方支部内会員」という。）の経営する水道事業において災害が発生し、その地方支部内会員が属する府県支部の長の活動を補佐する応援幹事支部長を、別表1のとおり定める。

（地震発生時における応援活動体制等）

第7条 地震発生時における相互応援の円滑な実施を図るため、応援活動等に関する体制及びその設置基準を、別表2のとおり定める。

（物資等の調査）

第8条 地方支部長及び府県支部長は、災害発生時における必要物資の相互融通及び相互応援の円滑な実施を図るため、防災関係物資の備蓄状況及び災害発生直後に応援活動に従事できる職員に関する調査を実施する。

2 前項の規定による調査の結果は、次の各号に掲げる項目ごとに、それぞれ当該各号に掲げる様式により集約し、毎年6月末日までに交換する。

(1) 防災関係物資の備蓄状況 様式2

(2) 災害発生直後に応援活動に従事できる職員 様式3

3 府県支部長は、前項の規定により集約した調査結果の内容に変更が生じた場合は、速やかに地方支部長へ連絡する。

（物資の相互保管体制）

第9条 地方支部長及び府県支部長は、防災関係物資の備蓄体制を拡充するため、災害発生時における必要物資を相互に保管できる体制の確立に努める。

（調達可能な物資の調査）

第10条 地方支部長及び府県支部長は、常に、災害発生時において調達できる物資に関する調査の実施に努める。

（物資の規格の統一等）

第11条 防災関係物資については、必要に応じて規格の統一化に努めるとともに、その備蓄について十分に配慮する。

（施設等の状況に関する情報の把握）

第12条 府県支部長は、災害発生時における相互応援の円滑な実施に必要な事前情報を収集及び管理するため、当該府県支部内会員の経営する水道事業に関する防災関係施設の状況を把握するよう努める。

2 前項の規定により把握すべき防災関係施設の状況は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 水道施設の位置

- (2) 災害発生時における応急給水の予定場所
- (3) 使用している資機材の規格
- (4) その他必要な防災関係施設の状況
- (応急対策マニュアルの把握)

第13条 府県支部長は、迅速かつ的確な応急措置の実施のため、地域防災計画（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第10項に規定する地域防災計画をいう。）に基づく府県支部内会員の災害対策マニュアル及び応援の受入れに関するマニュアルの把握に努める。

## 第2章 災害発生時の活動

### （地方支部長の活動）

第14条 地方支部長は、災害を受けた会員が属する府県支部の長又は応援幹事支部長との連絡調整に基づき、災害発生時において次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 地方支部内会員の経営する水道事業の被災状況の把握
- (2) 応援要請の伝達に関する府県支部長との連絡調整
- (3) 応援本部の設置
- (4) 応援本部員の派遣
- (5) 国、府県、日本水道協会本部その他関係機関との連絡調整
- (6) その他災害発生時において必要な業務

### （府県支部長の活動）

第15条 府県支部長は、災害発生時において次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 府県支部内会員の経営する水道事業の被災状況の把握
- (2) 応援要請の伝達に関する地方支部長との連絡調整
- (3) その他災害発生時において必要な業務

### （連絡担当部課間の情報交換）

第16条 地方支部長及び府県支部長は、災害発生したとき又は災害発生のおそれがあるときは、連絡担当部課等を通じ、速やかに必要な情報を相互に交換する。

### （応援幹事支部長の活動）

第17条 応援幹事支部長は、第6条の規定により、災害を受けた府県支部の長と連携し、災害発生時において次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 府県支部内会員の経営する水道事業の被災状況の把握
- (2) 応援要請の伝達その他地方支部長との連絡調整
- (3) 応援本部役員の派遣
- (4) その他災害発生時において必要な業務

### （被害状況の早期把握）

第18条 府県支部長及び応援幹事支部長は、災害発生後、直ちにそれぞれの活動の対象となる府県支部内会員の経営する水道事業の被災状況を把握するよう努め、地方支部長に連絡する。この場合において、情報通信手段が途絶しているときは、応援幹事支部長は、必要に応じて地方支部長と調整の上、被災した府県支部の区域内に出動する。

### （応援要請の実施）

第19条 府県支部長は、災害を受けた府県支部内会員から応援要請があり、当該府県支部内での対応が困難と認めるときは、地方支部長に対し、他の府県支部内会員への応援要請を伝達することができる。

2 府県支部長が災害を受け、前項の規定による府県支部長の応援要請が困難と認められるときは、応援幹事支部長が、応援要請の伝達を代行することができる。

3 第1項又は前項の規定による応援要請の伝達にあたっては、次の各号に掲げる事項を明らかにしなければならない。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする応援活動の内容
- (3) 必要とする物資の品目及び数量
- (4) 必要とする応援要員
- (5) 応援活動の場所及びその場所への経路
- (6) 応援活動の期間
- (7) その他応援活動に必要な事項

4 第1項又は第2項の規定による応援要請は、口頭又は電話、電信その他の情報通信手段により行い、後日、速やかに文書を送付する。

### （応援要請への対応）

第20条 前条の規定による応援要請の伝達を受けた地方支部長は、国、府県、日本水道協会その他関係機関と調整の上、応援を要請した地方支部内会員に代わって、直ちに他の府県支部長に対して応援要請を伝達する。

2 地方支部長は、地方支部内での対応が困難と認められるときは、日本水道協会本部に対して応援要請の伝達を行う。

3 第1項の規定により応援要請の伝達を受けた府県支部は、できる限りこれに応じ、救援に努める。

### （応援本部の設置）

第21条 地方支部長は、災害を受けた府県支部内会員の市町村（以下「被災市町村」という。）に法第23条の規定による災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）が設置され、その水道事業に関する事務を円滑に遂行できる

ようになるまでの間、国、府県、日本水道協会本部その他関係機関と協議の上、応援活動に関する事務を担当する応援本部を暫定的に設置することができる。

2 前項の規定による応援本部は、被災市町村の依頼により、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 被災市町村との情報交換及び連絡調整
- (2) 国、府県、日本水道協会本部その他関係機関との情報交換及び連絡調整
- (3) 応援受入体制の支援
- (4) その他応援活動に必要な業務

3 前項各号に掲げる業務は、地方支部長が総括する。

4 第1項の規定により応援本部を設置した場合、地方支部長及び応援幹事支部長は、応援本部員を派遣し、被災市町村の依頼に基づき円滑な応援活動の実施に努める。

(応援本部の解散)

第22条 被災市町村に災害対策本部が設置され、その水道事業に関する事務が円滑に遂行できるようになったときは、被災市町村の判断により、応援本部は、その事務を速やかに災害対策本部に引き継ぐ。

2 前条第4項の規定により派遣された応援本部員は、前項の規定による引継ぎがあった場合において、災害対策本部から引き続き協力の要請があったときは、できる限りこれに応じる。

### 第3章 補則

(指針)

第23条 地方支部長は、この協定の実施に関して必要な指針を別に定める。

2 地方支部長は、前項の規定による指針により、応援活動に関する地方支部内会員相互間の調整に努める。

(実施細目)

第24条 この協定の実施に関して必要な細目事項は、別に協議して定める。

(協議)

第25条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度協議して定める。

附 則

第26条 この協定は、平成9年7月10日から適用する。

別表1 (第6条関係)

| 災害を受けた府県支部の長                                                                              | 応援幹事支部長 |         |
|-------------------------------------------------------------------------------------------|---------|---------|
|                                                                                           | 第1順位    | 第2順位    |
| 大阪府支部                                                                                     | 兵庫県支部長  | 和歌山県支部長 |
| 京都府支部                                                                                     | 滋賀県支部長  | 奈良県支部長  |
| 兵庫県支部                                                                                     | 大阪府支部長  | 滋賀県支部長  |
| 奈良県支部                                                                                     | 和歌山県支部長 | 京都府支部長  |
| 滋賀県支部                                                                                     | 京都府支部長  | 兵庫県支部長  |
| 和歌山県支部                                                                                    | 奈良県支部長  | 大阪府支部長  |
| 注) 第1順位の応援幹事支部長が災害を受け、応援幹事支部長としての業務に支障が生じた場合、第2順位の応援幹事支部長が第1順位の応援幹事支部に代わり応援幹事支部長の業務を遂行する。 |         |         |

別表2 (第7条関係)

| 種 別  | 発令の時期                     | 体 制                                                       |
|------|---------------------------|-----------------------------------------------------------|
| 注意体制 | 震度5(弱)の地震が発生したとき          | 情報収集及び連絡活動を主として行うが、状況によりさらに高度な配備に迅速に移行し得る体制とする。           |
| 警戒体制 | 震度5(強)の地震が発生し、かつ災害が発生したとき | 情報収集及び連絡活動を行うとともに、被災市町村の要請に応じて出動できる体制とする。                 |
| 非常体制 | 震度6(弱)以上の地震が発生したとき        | 情報収集及び連絡活動を密に行うとともに、救援活動の準備完了後、被災市町村の要請に応じて直ちに活動できる体制とする。 |

(震度階級は気象庁の「計測震度」による)

## ス-13 地震・洪水等非常事態における救援措置要綱（日本ガス協会）

出典：大津市資料（平成30年11月：企業局）

### 1 目的

地震・洪水等の非常事態の発生により、ガスの供給に支障を生じた場合は、すみやかに復旧し、もってガスの供給を再開し、被災地住民の人心及び生活の安定に積極的に寄与する必要がある。

ガス事業者は、保安規程、保安業務規程、ガス漏えい及びガス事故等処理要領等により、災害復旧活動の組織、人員及び機材の整備を図り、迅速な復旧をなす体制を定めている。

しかし、地震等災害や、社会的な大きな影響のある重大事故に対し、社会からの早期の復旧・正常化に向けた対応について、当該事業者及び当該事業者からの個別の協力要請だけの対応では難しい事象には、日本ガス協会組織を挙げての救援活動を行い、適確な対応を図る必要がある。

このため、非常事態が発生し広範囲な供給停止となった場合における被災事業者（一般ガス導管事業者（正会員に限る）又はガス小売事業者（特別会員に限る）に限る、以下同じ）、当該地方部会、日本ガス協会相互間の緊急連絡体制及び救援体制等を定めるものである。

なお、本要綱に関わる地震対策関連の要領、手引等については、最新のものを参照すること。

#### 【参考：地震・洪水等非常事態における救援措置要綱制定の経緯】

日本ガス協会は昭和39年（1964年）の新潟地震による北陸ガスを中心とした大きな被害（供給停止件数約5万6,000件）と、その際自主的に行われた救援活動の経験を踏まえて、昭和43年（1968年）6月20日の理事会で「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」を決定、地震や洪水など将来の非常事態発生に対処する救援体制を整備した。

### 2 対策本部設置

#### (1) 出動基準及び対策本部設置基準

地震・洪水等の災害が発生した場合、被災事業者、当該地方部会及び日本ガス協会は、あらかじめ定められた社員・職員が自動出動するとともに、以下の基準に従い対策本部を設置（※1※2）する。

- ① 気象庁発表の震度5強以上の地震が発生し、供給区域（市、町又は村）がある場合に対策本部を設置（※1※2）する。
  - ② 気象庁発表の震度5弱以下の地震が発生し、供給区域において、広範囲にわたる供給停止等の被害が発生した場合に対策本部を設置（※1※2）する。
  - ③ 気象庁発表の津波警報が発令された沿岸に供給区域を持つ事業者、当該地方部会及び日本ガス協会は、津波到達予測時刻を考慮し、速やかに体制を確立できる適切な時刻に対策本部を設置（※1※2）する。ただし、津波からの避難を優先させる。
  - ④ その他非常事態（洪水、気象庁発表の特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）の発令、サイバー攻撃、弾道ミサイル等による武力攻撃等）が発生し、供給区域において、広範囲にわたる供給停止等の被害が発生した場合に対策本部を設置（※1※2）する。
- ※1）被災事業者には、保安規程、保安業務規程に基づくものや、事業者によっては災害対策基本法の防災業務計画に基づく、対策本部設置基準がある。
- ※2）原則として、あらかじめ定められた対策本部設置場所に指定社員・職員が到着し、情報収集等の活動を開始した時点で対策本部が設置されたものとする。

#### (2) 対策本部となるべき場所の設定

事業者、地方部会及び日本ガス協会は、あらかじめ対策本部となるべき場所を定め、その場所を社員・職員及び関連会社社員に周知徹底するとともに、インターネットに接続可能なパソコンと周辺機器及び一斉通報機能を有したFAX、衛星携帯電話等の通信機器、被害状況報告書や需要家名簿、導管図等、対策本部に必要なとなる所要の設備及び資料を設置する。

#### (3) 対策本部長代行のルール化

事業者、地方部会及び日本ガス協会は、対策本部長が出社困難な場合を想定し、あらかじめ本部長代行者を定める。

### 3 緊急連絡体制

非常事態が発生した場合は、その災害状況に関する情報が適確かつ統一的に連絡される必要がある。この情報連絡は、以後の適確な対応を図る基礎となるものであり、迅速に行われる必要がある。

#### (1) 非常通信手段の確保

事業者、地方部会及び日本ガス協会は、災害発生時に情報を迅速かつ的確に伝達できるように災害時優先電話、災害時優先携帯電話等に加人するとともに、通信設備の停電対策を実施する等、非常通信手段の確保に努める。

※ なお、災害時等の通信障害を考慮すると、衛星携帯電話の利用も有効である。

#### (2) 連絡基準

地震・洪水等の災害が発生した場合、当該事業者は当該地方部会及び日本ガス協会並びに行政当局（本省管轄の事業者は本省を含む）へ、以下の基準に従い被害状況についての連絡を行う。

- ① 気象庁発表の震度5強以上の地震が発生し、供給区域（市、町又は村）がある場合に連絡を行う（被害の有無に関わらず連絡を行う）。

- ② 気象等発表の震度5弱以下の地震が発生し、供給区域において、広範囲にわたる供給停止等の被害が発生した場合に連絡を行う。
- ③ 供給区域の沿岸に気象庁発表の大津波警報が発令され、対策本部を設置した後、速やかに連絡を行う。ただし、津波からの避難を優先させる。
- ④ その他非常事態（洪水、気象庁発表の特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）の発令、サイバー攻撃、弾道ミサイル等による武力攻撃等）が発生し、供給区域において、広範囲にわたる供給停止等の被害が発生した場合に連絡を行う。
- (3) 連絡方法
- 事業者の被害状況等についての連絡は、次のとおりとする。
- ① 被害状況報告システム
- 事業者から地方部会及び日本ガス協会への被害状況等の連絡は、被害状況報告システムにて行う（被害状況報告システム操作マニュアル参照）。
- ② F A X
- 事業者から行政当局への被害状況等の連絡をF A Xにて行う（被害状況報告システムから出力される様式、または所定の様式1、様式2）。
- 事業者は、システム通信障害を考慮して、地方部会及び日本ガス協会に被害状況等の連絡をF A Xにて行う。
- ③ G－R e a c t
- 事業者から地方部会、日本ガス協会及び行政当局への、単位・統合ブロックの供給情報等の連絡は、G－R e a c tにて行う（G－R e a c t操作マニュアル参照）。
- ※ 震度5弱未満の地震及び地震以外の非常事態の場合では登録不要（G－R e a c tが「地震モード」に切り替わらないため）
- ④ 電話、衛星携帯電話
- 事業者は、詳細情報等がある場合、地方部会および行政当局へ電話連絡を行う。
- 地方部会は、事業者の詳細情報等を日本ガス協会に電話連絡を行う。
- 日本ガス協会は、被害状況等を行政当局に電話連絡を行う。

日本ガス協会災害時連絡先一覧表（本部及び地方部会）

|              | 電話           | F A X        | 衛星携帯電話        | E-mail           |
|--------------|--------------|--------------|---------------|------------------|
| 本部（日本ガス協会本部） | 03-3502-0136 | 03-3502-0370 | 090-3022-2663 | saigai@gas.or.jp |
| 北海道部会        | 011-712-5566 | 011-712-5567 | 090-3023-4619 |                  |
| 東北部会         | 022-266-0246 | 022-224-7255 | 090-3022-3665 |                  |
| 関東中央部会（東京）   | 03-3504-3531 | 03-3504-3530 | 080-8730-8536 |                  |
| 関東中央部会（新潟）   | 025-245-2219 | 025-245-3050 | 080-8878-8225 |                  |
| 関東中央部会（静岡）   | 054-284-7984 | 054-283-1729 | 080-7742-5320 |                  |
| 東海北陸部会       | 052-872-9292 | 052-872-9464 | 090-3023-8374 |                  |
| 近畿部会         | 06-6205-4687 | 06-6204-1669 | 090-3022-3430 |                  |
| 中国・四国部会      | 082-252-3080 | 082-252-1453 | 090-3024-3080 |                  |
| 九州部会         | 092-451-0274 | 092-451-0275 | 090-3022-0984 |                  |

- (4) 連絡経路
- 被害状況報告システムは、F A XおよびG－R e a c tによる連絡内容および連絡目安時間を下表に示す。
- なお、連絡目安時間は平日昼間の非常事態発生を前提とするものであり、夜間休日の場合はこれに準じて可及的速やかに連絡するものとする。

（地震による報告）

| 被害状況連絡<br>連絡種別 | 連絡目安時間                              | 連絡内容                                                                               |                                                              |
|----------------|-------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|
|                |                                     | 被害状況報告システム<br>及びF A X                                                              | G－R e a c t※5                                                |
| 第1報            | ・供給停止の有無を確認した時点（非常事態発生から30分～1時間を目安） | ・発生日時・被害の規模<br>・被害状況（ガス施設等）<br>・対策本部設置状況・動員状況<br>・緊急停止有無・特記事項※1                    | ・単位、統合ブロックの供給情報※2                                            |
| 第2報<br>（以降）    | ・全体の状況がある程度把握できた後、即刻                | ・発生日時・被害の規模<br>・被害状況（ガス施設等）・通報状況<br>・対策本部設置状況・動員状況<br>・緊急停止等・復旧の見通し<br>・救援の要否・特記事項 | （救援を要請した場合）※3<br>・単位、統合ブロックのS I観測地<br>・高中圧導管図※4<br>・低圧導管情報※4 |

※1 第1次緊急停止基準値以上の地震が発生した場合において、第1次緊急停止を行わず特例措置を適用したときは、第1報の特記事項欄に特例措置を適用した旨およびそのブロックの第1次緊急停止基準値を明記する。

- ※2 震度5強以上の地震の場合、供給停止の有無に関わらず、単位・統合ブロックの供給停止・供給継続の登録を行う。また、震度5弱で供給停止した単位・統合ブロックがある場合においても、単位・統合ブロックの供給停止・供給継続の登録を行う。
- ※3 供給停止した単位・統合ブロックがあり、救援を必要とする場合に「単位・統合ブロックのS I 観測値」「高中圧導管図」「低圧導管情報」の登録を行う。
- ※4 「高中圧導管図」および「低圧導管情報」は、平時にあらかじめ登録しておくことも可能。
- ※5 震度5弱未満の地震ではG-R e a c tが「地震モード」に切り替わらないため、被害状況報告システムで停止ブロック名称を報告する。

第3報以降のG-R e a c t連絡について

- ・被害が更に拡大した場合には、単位・統合ブロックの供給停止の追加登録を行う。
- ・更に大きな被害を観測した場合には「単位・統合ブロックS I 観測値」を登録する。

(大津波警報による報告)

| 被害状況連絡<br>連絡種別 | 連絡目安時間        | 連絡内容                                                                                                |                                         |
|----------------|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|
|                |               | 被害状況報告システム<br>及びF A X                                                                               | G-R e a c t                             |
| 第1報            | ・対策本部設置後、即刻   | ・警報発令日時・津波の規模<br>・対策本部設置状況・動員状況<br>・緊急停止有無・停止ブロック名称<br>・特記事項※1                                      | ・無し<br>(G-R e a c tは地震以外では地震モードにならないため) |
| 第2報<br>(以降)    | ・津波到達後、被害把握次第 | ・警報発令日時・津波の規模<br>・設備の被害状況<br>・対策本部設置状況・動員状況<br>・緊急停止有無等<br>・停止ブロック名称・通報状況<br>・復旧の見通し・救援の要否<br>・特記事項 |                                         |

※ただし、津波からの避難を優先すること。

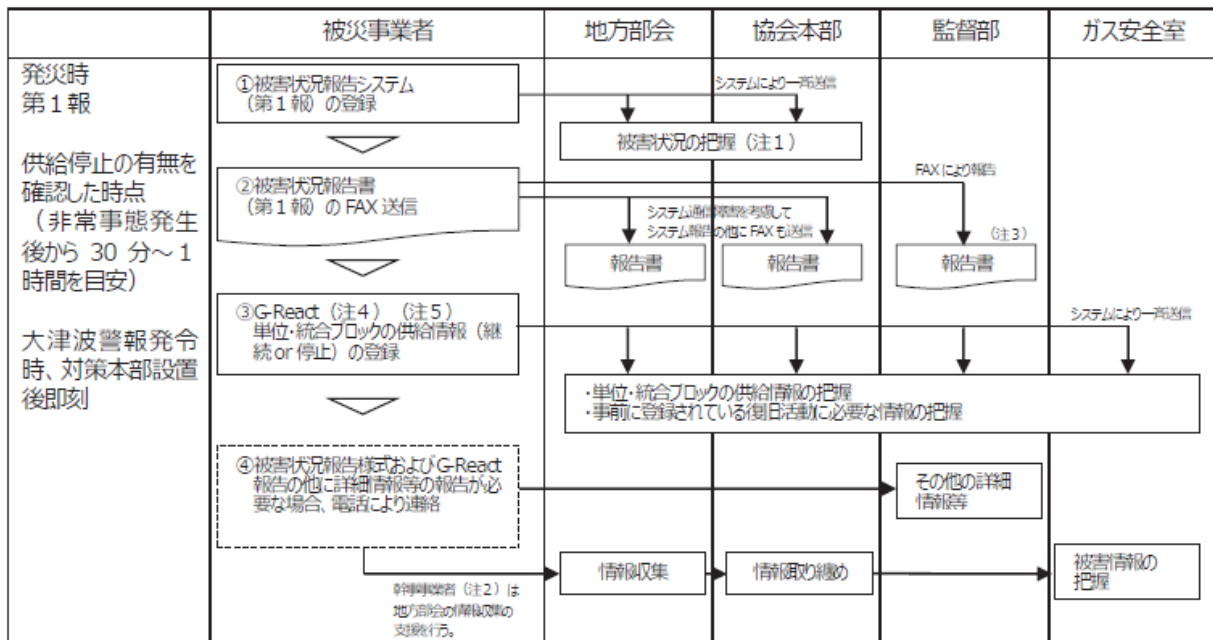
(その他非常事態による報告)

被害情報報告システムおよびF A Xにて連絡可能な被害情報を可能な限り報告する。

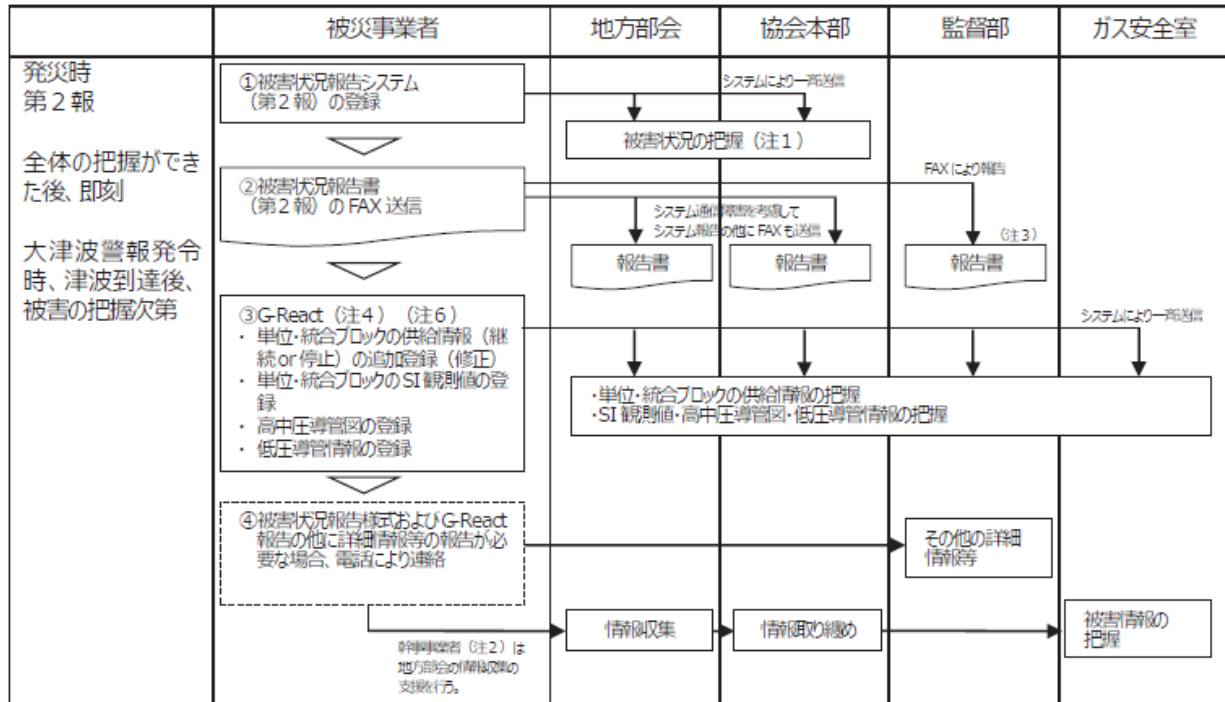
#### (5) 連絡経路

「連絡方法」および「連絡内容」を踏まえた連絡経路は下表のとおり

〔第1報〕



〔第2報（以降）〕



- (注1) 被害状況報告システムを利用した場合は、幹事事業者・当該地方部会・日本ガス協会は同時に報告内容を確認できるため、被災事業者は一斉連絡をしたかたちとなる。
- (注2) 各地方部会が定める「地震・洪水等非常事態における救援措置要領」に記載された幹事事業者に示す（以下、幹事事業者）。幹事事業者は、地方部会対策本部における技術総括の情報収集活動を支援する。
- (注3) ガス関係報告規則第4条に該当する事故が発生した場合には、本要綱の連絡基準による報告とは別に行政当局へ報告を行う必要があることに留意する。
- (注4) 震度5弱未満の地震及び地震以外の非常事態の場合では登録不当（G-R e a c t が「地震モード」に切り替わらないため）
- (注5) 震度5強以上の地震の場合、供給停止の有無に関わらず、単位・統合ブロックの供給停止・供給継続の登録を行う。また、震度5弱で供給停止した単位・統合ブロックがある場合においても、単位・統合ブロックの供給停止・供給継続の登録を行う。
- (注6) 供給停止した単位・供給ブロックがあり、救援を必要とする場合に「単位・統合ブロックのS I 観測値」「高中圧導管図」「低圧導管情報」の登録を行う。  
なお、「高中圧導管図」および「低圧導管情報」は、平時にあらかじめ登録しておくことも可能。

## 第3報以降のG-R e a c t 連絡について

- ・被害が更に拡大した場合には、単位・統合ブロックの供給停止の追加登録を行う。
  - ・更に大きな地震を観測した場合には「単位・統合ブロックのS I 観測値」を登録する。
- (6) 連絡責任者
- ① 各事業者（一般ガス導管事業者（正会員に限る）及びガス小売事業者（特別会員に限る）に限る）は、夜間・休日を含め情報連絡責任者又はその代理者をあらかじめ定める。
  - ② 日本ガス協会は、夜間・休日を含め情報連絡責任者又はその代理者をあらかじめ定め、各地方部会に連絡する。

## 4 先遣隊

## (1) 先遣隊の派遣

日本ガス協会は、被災事業者が供給停止した場合、「先遣隊業務要領」に基づき、大手事業者、地方部会幹事事業者、近隣事業者及び日本ガス協会からなる先遣隊を編成し、現地に派遣する。

## (2) 先遣隊の業務範囲

先遣隊の業務範囲は、原則として6の救援体制が整備されるまでの間の以下の内容とする。

- ① 現地における被害状況等の調査、把握
- ② 被災事業者と協議の上、復旧基本計画を策定し、救援隊の所要規模を算定するとともに、被災事業者対策本部長に救援隊派遣要請等についての意見具申
- ③ 救援要請実施時の救援隊受入準備
- ④ 必要に応じ、被災事業者の報道対応等の広報活動支援
- ⑤ その他必要な事項

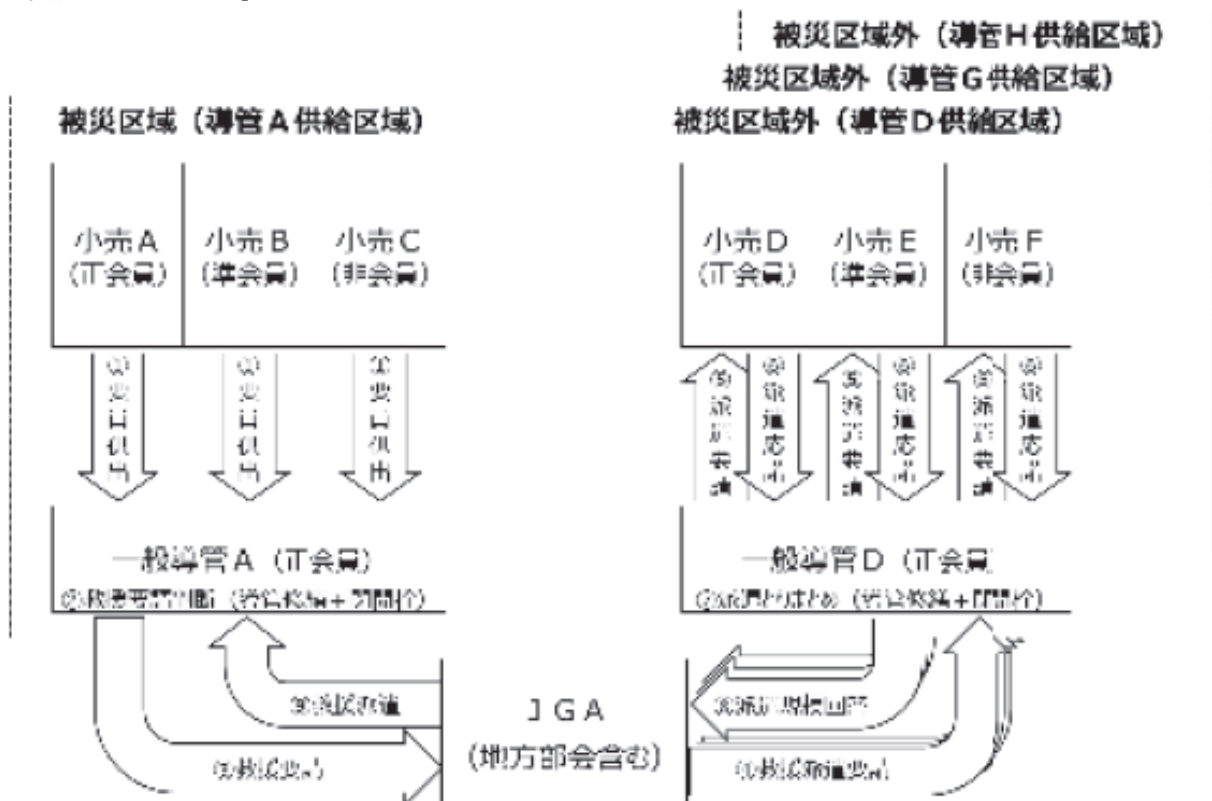
## 5 技術調査隊

- (1) 技術調査隊の派遣  
日本ガス協会は、被災事業者が供給停止した場合等で、被害状況等の技術的な調査が必要なときは、「技術調査隊業務要領」に基づき、大手事業者及び日本ガス協会からなる技術調査隊を編成し、現地に派遣する。
- (2) 技術調査隊の業務範囲  
技術調査隊の業務範囲は、原則として以下の内容とする。
  - ① 現地における被害状況等の技術的な調査。
  - ② 救援隊と協力し、ガス設備の被害・修理状況調査。
  - ③ その他必要な事項

## 6 救援体制

- (1) 救援派遣の要請
    - ① 救援が必要な場合は、被災事業者代表者が当該地方部会長に対し、救援要請(様式3)を行う。当該地方部会長は日本ガス協会長に対し、救援要請(様式3)を行い。日本ガス協会長は救援要請に基づき、救援を行う。
    - ② 日本ガス協会長は、地方部会長(当該地方部会長を含む)に対し救援隊の派遣要請(様式4)を行う。
    - ③ 要請を受けた地方部会長(当該地方部会長を含む)は、部会内事業者(一般ガス導管事業者(正会員に限る)及びガス小売事業者(特別会員に限る)に限る、④においても同じ)に対し協力を要請※(様式4)し、救援隊を派遣する。
    - ④ 要請を受けた部会内事業者は、託送供給を実施しているガス小売事業者に対し、必要に応じて協力を要請※し、救援隊を派遣する。
    - ⑤ 日本ガス協会は、技術スタッフ等を派遣して、復旧のための支援を行う。
- ※ 経済産業省が作成した「ガス事業者間における保安の確保のための連携及び協力に関するガイドライン」では、「被災区域外の一般ガス導管事業者は、「導管対策隊」や「顧客対策隊」に参画し、引き続き被災事業者と一体となって大規模災害時対応を行うことが望ましい。」、「被災区域外のガス小売事業者に関しても、可能な限り、被災区域内のガス小売事業者と同様に、「顧客対策隊」に参画し、保安開閉栓に従事することで、早期の復旧作業の実施に対して連携・協力していくことが望ましい。」とされている。

【救援派遣のイメージ図】



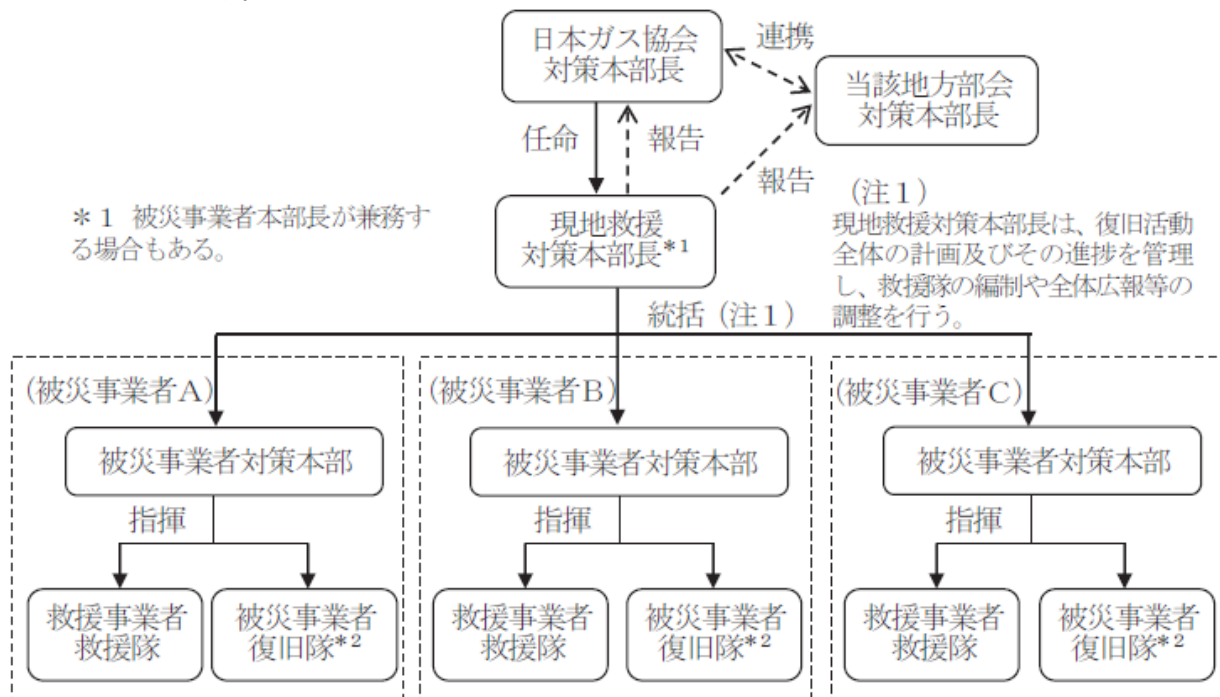
※ 被災区域内の復旧体制（①要員供出）は一般ガス導管事業者Aとガス小売事業者（A・B・C）との間で、締結される覚書等による。

- (2) 救援隊の規模・救援資機材の必要量  
救援隊の規模・救援資機材の必要量は、供給停止戸数、復旧に当たっての特殊要因を考慮し、日本ガス協会が別に定めた「地震時ガス復旧の手引」に基づき決定する。
- (3) 各対策本部の設置と役割

- ① 日本ガス協会対策本部
  - ・ 日本ガス協会は、日本ガス協会対策本部を日本ガス協会内に設置し、協会長を本部長とする。
  - ・ 復旧計画の総合調整、及び救援隊の派遣、現地救援対策本部の設置を行い、被災事業者との協議を踏まえた復旧完了の判断等、救援活動を総合的に推進する役割を担う。
  - ・ 経済産業省産業保安グループガス安全室、資源エネルギー庁ガス市場整備課への災害対策本部設置及び被害の報告等を行い、連携を図る。
  - ・ 報道機関に対して、被災事業者と連携した被災・復旧状況等の広報活動を行う。
- ② 地方部会対策本部（被災地当該地方部会）
  - ・ 地方部会は、地方部会対策本部を地方部会内に設置し、部会長を本部長とする。
  - ・ 日本ガス協会対策本部と連携し、初動の情報収集と派遣要請の連絡、救援派遣元事業者への連絡と支援、救援を受けない事業者の自主の復旧等の支援、現地救援対策本部との連携による被救援事業者の支援、現地救援対策本部の救援活動全般の支援を行う。
  - ・ 所轄産業保安監督部保安課への災害対策本部設置及び被害の報告等を行い、連携を図る。
- ③ 現地救援対策本部
  - ・ 救援隊を派遣する場合には、日本ガス協会対策本部は現地救援対策本部を設置し、日本ガス協会対策本部長より任命された者を本部長とする。
  - ・ 現地に於て、行政・報道機関等への対応を行う。
  - ・ 被災事業者と連携して全体計画の立案と進捗管理及び事業者間の調整等を行い、現地組織全体を統括し、適宜現地の状況を日本ガス協会及び地方部会の両対策本部に連絡する。
- ④ 被災事業者対策本部
  - ・ 被災事業者内に設置し、事業者代表者を本部長とする。
  - ・ 自社要員、託送供給を実施しているガス小売事業者要員及び救援要員を統括し、緊急措置、復旧作業、需要家広報・報道対応等の復旧活動全般において、保安責任等、実作業の責任を持って復旧実務を行う。
  - ・ 現地救援対策本部が設置される場合には、救援を受けている被災事業者対策本部はその指揮下に入り、その基本計画の下、復旧実務に当たるとともに、現地救援対策本部に報告を実施する。

#### 【対策本部の指揮命令系統モデル図(例示)】

地震・洪水等の非常事態が発生し、広範囲にわたり供給停止が発生した場合の救援体制は、被災事業者の数・事業者規模・事業形態(公営・私営)・停止戸数等の状況から様々なケースが想定される。参考となる指揮命令系統モデル図(例示)を以下に示す。

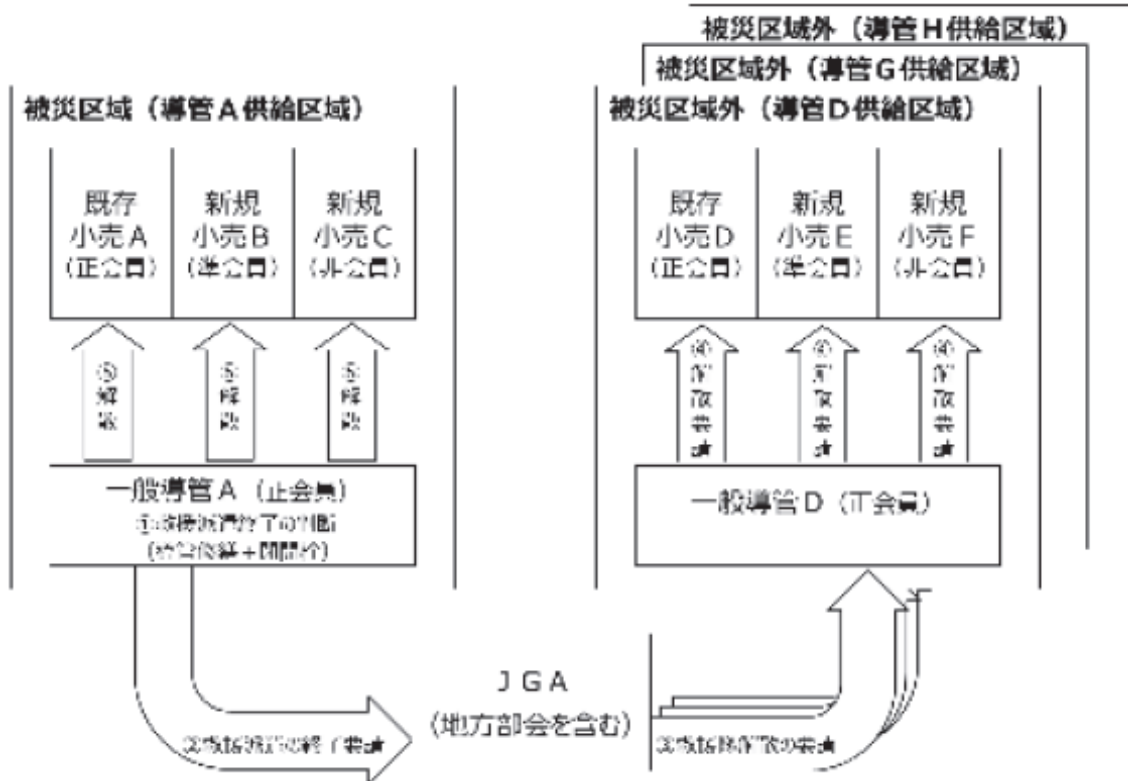


#### (4) 救援派遣の終了

- ① 復旧が進み、救援隊の派遣を終了する場合は、被災事業者代表者が当該地方部会長に対し、救援隊の派遣終了要請(様式5)を行う。当該地方部会長は日本ガス協会会長に対し、救援隊の派遣終了要請(様式5)を行い、日本ガス協会会長は救援隊の派遣終了要請に基づき、救援隊を解散する。
- ② 日本ガス協会会長は、地方部会長(当該地方部会長を含む)に対し、救援隊の解散を要請(様式6)する。

- ③ 要請を受けた地方部会長（当該地方部会長を含む）は、救援隊を派遣している部会内事業者に対し救援隊の解散（様式6）を要請する。
- ④ 要請を受けた部会内事業者は、救援隊を派遣しているガス小売事業者に対し、救援隊の解散を要請する。
- ⑤ 日本ガス協会は、救援隊解散の支援を行う。

【救援派遣終了のイメージ図】



- ※ 被災区域内の復旧体制（⑤解散）は一般ガス導管事業者Aとガス小売事業者（A・B・C）との間で、締結される覚書等による。
- ※ ⑤解散（被災区域内の解散）は救援隊派遣終了とタイミングが異なることがある。

## 7 救援活動

### (1) 救援要請内容

救援隊の派遣要請にあたっては、以下の内容について依頼する。

- ① 救援に必要な人員及びその作業内容
- ② 救援に必要な資材、機工具、車両
- ③ 救援隊の出動日時、集結場所
- ④ その他必要事項

### (2) 救援隊派遣

救援隊派遣にあたっては、各事業者は以下の準備をしておくこと。

- ① 救援先において復旧応援波を実装した無線機を使用する場合には、事前に自社の区域を管轄する総合通信局に対し、所要の手続き（免許申請）をしておくこと。
- ② 救援先において現場作業をする場合に、救援隊であることが明確となるよう車両への横幕、派遣要員への腕章等を持参すること。
- ③ 作業員の健康・安全面に配慮した派遣計画とすること。
- ④ その他必要に応じ、自らの食糧、通信機器（衛星携帯電話等）、パソコン・プリンター等のOA機器、カメラ、夜間照明等の資材、機工具を持参すること。

### (3) 救援活動

- ① 救援活動の範囲  
先遣隊が担務する業務を引き継ぎ応急供給措置完了までとする。
- ② 救援活動の内容
  - a 現地救援対策本部
    - (イ) 応急復旧計画の策定に関する協力
    - (ロ) 応急復旧人員及び資機材の動員に関する協力
    - (ハ) 災害情報の積極的収集に関する協力
    - (ニ) 災害状況の実態調査に関する協力
    - (ホ) 救援隊と被災事業者間の庶務的事項の調整

- (ハ) 原料・燃料の調達支援
- (ト) 広報活動に関する協力
- (イ) その他必要な事項

b 救援隊

応急復旧活動への協力

③ 応急復旧活動の展開方法

原則として、被災事業者の復旧計画に従い、被災事業者の復旧隊と協力して、応急復旧活動を行う。

なお、臨時製造の用に供するため、必要に応じて広域融通対象のLNG気化器を活用する。

また、臨時供給の用に供するため、必要に応じて移動式ガス発生設備を地方部会間において相互活用する。

④ 情報連絡

災害復旧状況及び救援隊の活動状況に関する日本ガス協会対策本部への情報連絡は、現地救援対策本部が行う。

また、経済産業省産業保安グループガス安全室への上記情報報告は、日本ガス協会対策本部が行い、所轄産業保安監督部へは地方部会対策本部が行う。

⑤ 作業員の健康・安全確保

各事業者と現地救援対策本部等は連携して、作業時、待機時、宿泊時等において、警戒宣言発令時或いは余震発生時の作業員の安全確保について配慮すること。

また、長期に渡り復旧作業に従事する作業員の健康・安全面に配慮し、救援派遣に際しては、産業医の同行等、医療体制の確保についても検討すること。

8 費用の負担

7 救援活動を行った場合、救援事業者が要した費用については、以下のとおりに支払うものとする。

その場合の費用の算定は「救援費用算定要領」（要領6参照）によるものとする。

なお、先遣隊及び技術調査隊が要した費用については日本ガス協会及び派遣事業者が負担する。ただし、先遣隊要員が被災事業者の要請を受け、救援隊員として復旧活動にあたった場合はこの限りではない。

(1) 救援一般ガス導管事業者が要した費用

救援一般ガス導管事業者が要した費用については、その事業者の社員・職員の人件費（基準外給与を含む）を除き、救援を受けた一般ガス導管事業者が支払う（救援を受けたガス小売事業者が導管を維持・運用している場合は当該ガス小売事業者が支払う）。

(2) 救援ガス小売事業者が要した費用

正会員・準会員・非会員の区別なく救援を派遣した全てのガス小売事業者が要した費用については、その事業者の社員・職員の人件費（基準外給与を含む）を含めて、救援を受けた一般ガス導管事業者が託送供給を実施しているガス小売事業者（以下、被災ガス小売事業者という）が支払う（救援を受けたガス小売事業者が導管を維持・運用している場合は当該ガス小売事業者が支払う）。被災ガス小売事業者は、正会員・準会員・非会員の区別なく、各事業者のシェアに応じて按分された費用を負担する。※

※ 被災ガス小売事業者は、被災事業者の判断で派遣された救援ガス小売事業者の費用を負担することとなるため、一般ガス導管事業者は、託送供給を実施するガス小売事業者との間で、その旨を記載した覚書等をあらかじめ締結しておくことが望ましい。

9 災害救援金の給付

日本ガス協会は、8に定める被救援事業者が負担すべき救援費用の負担を軽減するために、別に定める「日本ガス協会 災害救援金制度規程」に基づき被救援事業者に救援金を給付する。

10 附則

この要綱は2018年11月15日より実施する

## ス-14 災害時における応急救援活動への応援に関する協定（社団法人滋賀県エルピーガス協会大津連合支部）

出典：大津市資料（平成 23 年 2 月：企業局）

大津市（以下「甲」という。）と社団法人滋賀県エルピーガス協会大津連合支部（以下「乙」という。）は、災害救助に必要な応急救援活動について、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第 1 条 この協定は、大津市地域防災計画に定める災害及びこれに準じる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙の協力を得て行う迅速かつ円滑な応急救援活動等について、必要な事項を定めるものとする。

### （要請）

第 2 条 甲は、災害時において次の各号のいずれかに該当するときは、乙に対し、必要な協力を要請することができる。

- （1）救急告示病院及び避難場所等における応急救援活動にエルピーガス設備に係る資機材、労力及びエルピーガス等を活用する必要があるとき。
- （2）その他エルピーガス設備に係る資機材、労力及びエルピーガス等を活用する必要があるとき。
- （3）乙の所管するエルピーガス供給区域内におけるガス施設の被災及び復旧に関する情報を把握する必要があるとき。

### （連絡責任者）

第 3 条 前条に規定する要請に関する事項の連絡責任者として、甲においては大津市公営企業管理者を、乙においては社団法人滋賀県エルピーガス協会大津連合支部長とそれぞれ指定するものとする。

### （協力）

第 4 条 乙は、第 2 条の規定による甲の要請があったときは、速やかに応急救援を行うための体制を確立の上、可能な限り甲に協力するものとする。

### （要請の手続）

第 5 条 甲は、乙に第 2 条に規定する応援を要請する場合は、乙の連絡責任者に対し、災害応急救援活動要請書（様式第 1 号）により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により要請し、事後速やかに災害応急救援活動要請書を提出するものとする。

2 乙は、前項の要請を受諾するときは、甲の連絡責任者に対し、災害応急救援活動要請受諾書（様式第 2 号）により通知するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により通知し、事後速やかに災害応急救援活動受諾書を提出するものとする。

### （応急救援活動の指示）

第 6 条 第 4 条の規定により出動した乙の会員及び所属員は、大津市公営企業管理者の指示により応急救援活動に従事するものとする。

### （情報の提供等）

第 7 条 甲は、応急救援活動が迅速かつ的確に遂行されるよう、乙に対して常に必要な情報の提供に努めるものとする。

### （実施報告）

第 8 条 乙は、応急救援活動が終了した場合は、甲に災害応急救援活動終了報告書（様式第 3 号）により甲に報告するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で甲に報告し、事後速やかに災害応急救援活動終了報告書を提出するものとする。

### （経費の負担）

第 9 条 応急救援活動に要した費用は、甲の負担とし、その額については、災害発生時における地域の通常の取引事例を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

### （損害の補填）

第 10 条 この協定による応急救援活動の実施により乙に損害が生じたときは、その補填について甲乙協議して定めるものとする。

### （災害補償）

第 11 条 この協定に基づき乙が実施した応急救援活動により、乙の会員及び所属員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における補償については、甲乙協議して決定するものとする。

### （連絡会議の設置）

第 12 条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するために、関係者による連絡会議を設置し、定期的な情

報交換に努めるものとする。なお、会議の開催時期は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(総合防災訓練等への参加)

第13条 乙は、この協定に基づく応援活動を円滑に実施するため、甲が行う総合防災訓練に参加するよう努めるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。

2 前項の期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも申し入れがないときは、この協定を更に1年間延長するものとし、以後の期間についても、また同様とする。

(その他)

第15条 この協定は、平常時及び災害時における乙との優先的な契約を担保するものではない。

2 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙のうえ定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成22年 6月17日

甲 大津市御陵町3番1号  
大津市  
大津市長

乙 大津市際川一丁目6番5号  
社団法人滋賀県エルピーガス協会  
大津連合支部  
支部長

## ス-15 災害時における応急、復旧対策活動に関する応援協定（大津市水道瓦斯工事店協同組合）

出典：大津市資料（平成24年12月：企業局）

大津市と大津市水道瓦斯工事店協同組合（以下「組合」という。）とは、大津市に大規模な風水害、地震、その他の災害が発生した場合（以下「災害等」という。）または発生の恐れがある場合において、市民の生命と財産を守り市民生活の安全を図るため、企業局災害防災要綱（以下「要綱」という。）に基づき相互に協力して災害応急、復旧対策活動を実施することについて、次のとおり協定を締結する。

（応援要請）

第1条 大津市は、災害等に際して大津市のみで応急、復旧対策活動が実施できないと認めるときは、組合に対し、水道、ガス施設の被害状況に応じた応急、復旧対策活動について、応援を要請することができるものとする。

（応援）

第2条 組合は、大津市から応急、復旧対策活動の実施について応援要請があったときは、組合員の斡旋、建設機材および労力の提供、その他可能な限りの応援を行うものとする。

（活動要請の手続き）

第3条 大津市は、組合に対し応急、復旧対策活動を要請するときは、日時、場所、活動業務を指定して文書または電話等の方法により要請を行うものとする。

2 大津市は、災害等の状況により前項の活動要請が直接できない場合には、組合または組合員に対し、公共放送を通じて要請を行うものとする。

（活動の実施）

第4条 組合は、前条の規定に基づき活動要請を受けたときは、ただちに指定場所に組合員を出動させ、大津市の職員の指示に基づき応急、復旧対策活動を実施するものとする。ただし、指定場所に職員が派遣されていない場合は、要請事項に従い自らの判断により応急、復旧対策活動を開始するものとする。

2 組合員は、指定場所に出動したときは、速やかに現場責任者、出動時間、建設資機材等を大津市に報告するものとする。

3 組合は、活動業務が完了したときは、速やかに活動状況の概要を企業局災害対策本部長に報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 組合が応急、復旧対策活動に要した費用は、大津市が負担する。

2 大津市は、組合活動業務終了後、これを検査または確認したときは、組合の請求により、前項の費用を速やかに支払うものとする。

（公務災害補償）

第6条 大津市は、組合員の業務従事者がこの規定に基づく業務の実施により死亡、負傷し、または疾病にかかったときは、大津市非常勤消防団員公務災害補償条例（昭和41年10月1日大津市条例第33号）の規定に準じ、これを補償するものとする。

（連絡）

第7条 組合は、毎年1回、組合員名簿および災害時に対応可能な建設資機材の状況を大津市に対して連絡するものとする。

（訓練）

第8条 大津市と組合は、災害等の発生時に要綱を有効に機能させ応急、復旧対策活動が迅速かつ適切に実施できるよう毎年1回以上実践的な災害訓練を実施するものとする。

（協議）

第9条 この協定の実施について必要な事項は、その都度、大津市と組合とが協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成12年8月25日

大津市御陵町3番1号  
大津市  
大津市水道、ガス事業管理者

大津市松山町9番11号  
大津市水道瓦斯工事店協同組合  
理事長

## ス-16 自然災害時における下水道管渠施設に係る応急対策の支援協力に関する協定

(社団法人滋賀県下水道管路維持協会)

出典：大津市資料（令和2年4月：企業局）

滋賀県（以下「甲」という。）と滋賀県内の19市町（以下「乙」という。）および一般社団法人滋賀県下水道管路維持協会（以下「丙」という。）は、甲および乙の所管する流域下水道管渠施設および公共下水道管渠施設（以下「下水道管渠施設」という。）が地震、大雨等の自然災害により被災した場合に関して、下水道法（昭和33年法律第79号）第15条の2の規定に基づく協定を締結する。

なお、甲および丙との間で締結した「地震災害時における下水道管渠施設に係る応急対策の支援協力に関する協定書（平成24年2月10日変更）」は本協定に置き換えるものとする。

（目的）

第1条 この協定は、丙による甲および乙に対する復旧支援協力に関して基本的な事項を定め、円滑な復旧支援の実施を図り、災害等により被災した下水道管渠施設の機能の早期復旧を行うことを目的とする。

（対象）

第2条 この協定の対象となる災害は、次に掲げるものとする。

- （1）地震、暴風、竜巻、豪雨、落雷、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、地滑りその他異常な自然現象
- （2）その他甲および乙と丙の協議により定めるもの

（復旧支援協力の要請）

第3条 甲および乙は、第2条に記載の対象について、丙に対し次の業務の支援を要請することができる。

（1）下水道事業における「災害時支援に関するルール」の解説（公益社団法人日本下水道協会）」に定める緊急点検、緊急調査および緊急措置

（2）被災した下水道管渠施設の応急復旧のために必要な業務

（3）その他、甲、乙および丙間で協議し必要とされる業務

2 甲および乙の丙に対する支援協力要請は、第10条に規定する甲の事務局が甲および乙の支援協力要請をとりまとめたうえで、別紙様式第1の要請書により第10条に規定する丙の事務局へ要請する。ただし、緊急時等で書面により難しいときは電話等で行うことができるものとし、この場合は事後において書面を提出するものとする。

（復旧支援の実施）

第4条 丙は、第3条の規定による復旧支援協力要請を受けたときは、必要な人員、機材等をもって復旧支援協力を行うものとする。

2 災害の規模が甚大等の場合において、丙が人員、機材等を調達するために相当の時間を要すると認められる場合にあつては、支援の実施は、甲、乙および丙による協議の上で決定する。

（費用）

第5条 甲および乙が丙に対し要請した復旧支援協力に係る費用は、支援を受けた甲および乙の個々による負担とする。

なお、地震災害により甲が丙に第3条（1）の支援要請をした際に要した費用は丙が負担する。

（報告）

第6条 丙は、前条の規定に基づき支援協力を実施したときは、別紙様式第2の実施報告により甲および乙に報告する。

（情報の保護）

第7条 甲、乙および丙は、この協定による活動を行うため、個人情報および行政情報を取り扱う場合は、その情報の保護に努めなければならない。

（災害補償）

第8条 この協定に基づく支援協力に従事した者が、その責に帰することができない理由により負傷し、もしくは疾病にかかりまたは死亡した場合は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償条例（昭和38年滋賀県条例第10号）」等の規定に準じて、甲および乙が補償するものとする。

ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付もしくは補償を受けたときは、甲および乙は、同一事故についてはこれらの額の限度において補償の責を免れるものとする。

（広域災害）

第9条 甲および乙が管轄する地域において公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部（以下「対策本部」という。）が設置された場合、丙は対策本部の指揮による活動を優先し、これに従うものとする。

2 甲または乙は、公益社団法人日本下水道管路管理業協会および他の協会、業者等に支援要請した範囲と丙へ支援要請する範囲は明確に区別を行うものとする。

（事務局および連絡体制）

第10条 甲および丙の復旧支援協力に係る事務局および連絡体制は、次のとおりとする。

（1）甲の事務局は、滋賀県琵琶湖環境部下水道課とする。

（2）丙の連絡窓口は、一般社団法人滋賀県下水道管路維持協会とする。

(3) その他の連絡先については、別表に掲げるとおりとする。

(4) 連絡先に変更があった場合は、速やかに甲の事務局に連絡し、甲の事務局は別表を変更し、乙および丙に伝えることとする。

(合同訓練)

第11条 甲、乙および丙については、必要に応じ、情報伝達訓練等の合同訓練を行うものとする。

2 前項の合同訓練の時期および内容は、甲、乙および丙の協議により定める。

(協定の有効期間)

第12条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲、乙または丙から書面による協定終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

(その他)

第13条 本協定に定めない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲、乙および丙による協議の上で決定するものとする。この協定に定めのある事項について、疑義が生じたときも、また同様とする。

2 甲、乙および丙がこの協定に違反した場合においては、甲、乙および丙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲および丙がそれぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。また、乙は甲および丙に提出する記名押印された同意書をもって本協定の締結を証する。

令和2年4月17日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号  
滋賀県知事 三日月 大造

乙 滋賀県大津市御陵町3番1号  
大津市公共下水道管理者  
大津市公営企業管理者 山極 正勝

滋賀県彦根市元町4番2号  
彦根市長 大久保 貴

滋賀県長浜市八幡東町632番地  
長浜市長 藤井 勇治

滋賀県近江八幡市桜宮町214番地10  
近江八幡市公共下水道管理者  
近江八幡市長 小西 理

滋賀県東近江市八日市緑町10番5号  
東近江市長 小椋 正清

滋賀県草津市草津三丁目13番30号  
草津市長 橋川 渉

滋賀県守山市吉身二丁目5番22号  
守山市公共下水道管理者  
守山市長 宮本 和宏

滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号  
栗東市長 野村 昌弘

滋賀県甲賀市水口町水口6053番地  
甲賀市公共下水道管理者  
甲賀市長 岩永 裕貴

滋賀県野洲市小篠原2100番地1  
野洲市長 山仲 善彰

滋賀県湖南市中央一丁目1番地

湖南市長 谷畑 英吾

滋賀県高島市新旭町北畑565番地  
高島市公共下水道事業  
高島市長 福井 正明

滋賀県米原市下多良三丁目3番地  
米原市長 平尾 道雄

滋賀県蒲生郡日野町河原一丁目1番地  
日野町公共下水道管理者  
日野町長 藤澤 直広

滋賀県蒲生郡竜王町大字小口3番地  
竜王町公共下水道管理者  
竜王町長 西田 秀治

滋賀県愛知郡愛荘町愛知川72番地  
愛荘町公共下水道管理者  
愛荘町長 有村 国知

滋賀県犬上郡豊郷町石畑375番地  
豊郷町長 伊藤 定勉

滋賀県犬上郡甲良町在土353番地1  
甲良町公共下水道管理者  
甲良町長 野瀬 喜久男

滋賀県犬上郡多賀町多賀324番地  
多賀町公共下水道管理者  
多賀町長 久保 久良

丙 滋賀県大津市大江二丁目1番8号  
一般社団法人滋賀県下水道管路維持協会  
会長 田中 健晴

## ス-17 災害時における応援に関する協定（ヴェオリア・ジェネッツ株式会社）

出典：大津市資料（令和4年4月：企業局）

大津市（以下「甲」という。）とヴェオリア・ジェネッツ株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害、停電その他水道、下水道及びガスに関する災害等（以下「災害等」という。）の発生時における応援業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害等の発生により水道、下水道及びガスの施設が被災した場合、速やかな復旧を目的として、甲の要請に基づき、乙が実施する応援業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（応援要請）

第2条 甲は、災害等が発生した場合で緊急に作業を必要とするときは、乙に応援要請するものとする。

（応援要請の方法）

第3条 前条の規定による応援は、次の事項を明らかにし「災害緊急応援要請書」（第1号様式）により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請を行うことができるものとし、後日速やかに文書を送付するものとする。

- （1） 災害等の状況
- （2） 必要とする人員
- （3） 応援の期間
- （4） 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援要請の受諾）

第4条 乙は、前条の規定により応援の要請を受け受諾するときは、甲に対し「災害緊急応援要請受諾書」（第2号様式）により通知するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により通知できるものとし、後日速やかに文書を送付するものとする。

（要員の派遣）

第5条 前条の規定による応援業務を行うにあたり、乙は、速やかに応援業務を行うための体制を整え、必要な人員を出動させ、甲の指示に従い協力するものとする。

（応援の内容）

第6条 乙が行う応援作業は、概ね次のとおりとする。

- （1） 電話の応対作業及び受付リスト作成作業
- （2） 水道・下水道・ガス開閉栓リスト作成作業
- （3） 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

（経費の負担）

第7条 この協定に基づき、乙が行った応援業務に要した費用については、甲が定める基準により甲が負担する。

2 前項に規定する費用は、甲が定める基準により積算した額に基づき、乙が応援業務に要した費用を請求するものとする。

（労災補償）

第8条 乙の応援従業員が応援業務により負傷し、疫病にかかり、又は死亡した場合は、乙の労災保険により補償するものとする。

（連絡担当者）

第9条 甲及び乙は、災害情報の伝達を正確に行うため、別表のとおり連絡担当者を定めるものとする。

（報告）

第10条 乙はこの協定による応援業務に協力できる人員の状況把握に努め、甲の要請により報告するものとする。

（訓練）

第11条 応援作業の円滑な実施を期するため、乙は、甲の行う防災訓練に参加することとする。

（期間）

第12条 この協定の有効期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（協議）

第13条 この協定の解釈に疑義が生じた場合及びこの覚書に定めのない事項については、その都度甲乙協議するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

令和4年4月1日

大津市御陵町3番1号  
甲 大津市  
大津市公営企業管理者 國松 睦生

東京都港区海岸三丁目20番20号ヨコソーレインボータワー  
乙 ヴェオリア・ジェネッツ株式会社  
代表取締役 内野 一尋

## ス-18 災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定（公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会関西支部）

出典：大津市資料（令和2年4月：企業局）

滋賀県（以下「甲」という。）と滋賀県内の19市町（以下「乙」という。）および公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会関西支部（以下「丙」という。）は、甲および乙の所管する流域下水道施設および公共下水道施設（以下、「下水道施設」という。）が地震、風水害その他の大規模災害により被災した場合（以下「災害時」という。）の災害復旧に係る支援業務に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における丙の技術支援協力に関する基本的事項を定め、被害の拡大防止と被災した下水道施設の早期復旧を行うことを目的とする。

（対象）

第2条 この協定の対象となる災害は、次に掲げるものとする。

（1）地震、暴風、竜巻、豪雨、落雷、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、地滑りその他異常な自然現象

（2）その他甲および乙と丙の協議により定めるもの

（技術支援協力の内容および範囲）

第3条 丙の技術支援協力の内容は、甲または乙が実施した被害状況の調査結果に基づき、復旧のための災害査定資料の作成および修正を行うものとする。

2 支援業務の範囲は、施設に被害が発生した箇所または発生する恐れのある箇所に対して、甲または乙が要請した範囲を基本とする。

（技術支援協力の要請）

第4条 甲および乙の丙に対する技術支援協力の要請は、第9条に規定する甲が、甲および乙の支援協力要請をとりまとめたうえで、協力内容を明らかにした書面により、第9条に規定する丙に行う。

2 丙は、甲または乙から要請があった場合は、速やかに丙を構成する会員の中から、支援可能な会員（以下「支援協力者」という。）を書面により甲または乙に通知する。

3 甲および乙は、丙から通知を受けた後、支援協力者の中から業務を実施する会員（以下「業務実施者」という。）を特定し、甲および乙は書面により技術支援協力を要請する。

4 なお、災害の状況等やむを得ない状況により前項によりがたい場合は、口頭、電話、その他の適切な手段で行うものとし、支援業務着手後、速やかに書面により通知する。

（支援業務の費用）

第5条 甲または乙は、業務実施者と業務内容を協議し、速やかに業務委託契約を締結する。

2 技術支援協力に係る費用は、支援を受けた甲または乙の個々による負担とし、それぞれが業務実施者と協議するものとする。

3 業務実施者は、支援業務終了後、業務委託契約書に基づく費用を甲または乙に請求するものとする。甲または乙は業務実施者の請求に応じて、所定の手続きにより費用を支払う。

（支援業務の実施）

第6条 業務実施者は、委託契約を締結した業務を速やかに遂行しなければならない。

2 大規模災害等において、丙が人員等を調達するのに相当の時間を要すると認められる場合、技術支援協力の実施は甲、乙および丙にて協議の上で決定する。

（支援業務の報告）

第7条 業務実施者は技術支援協力が終了したときは、速やかに甲または乙に書面をもって報告する。

（労災および損害補償など）

第8条 支援業務において、労務災害等が発生した場合は、業務実施者の労災保険を適用するものとする。

2 技術支援協力の実施に伴い、甲、乙および業務実施者の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合または業務実施者等に損害が生じた場合は、業務実施者はその事実の発生後速やかにその状況を書面により甲または乙に報告しなければならない。また、甲または乙および業務実施者は、その措置の内容について、協議して定めるものとする。

3 業務実施者が行った技術支援協力において瑕疵があった場合、甲または乙は、業務実施者に修補等を請求することができる。

4 前項の請求は甲または乙と業務実施者が締結した委託契約における契約約款等の瑕疵担保条項に基づくものとし、瑕疵担保条項によらない場合は、甲または乙および業務実施者が協議して定めるものとする。

（連絡体制）

第9条 甲および丙の連絡体制は、次のとおりとする。

（1）甲の連絡先は、滋賀県琵琶湖環境部下水道課とする。

（2）丙の連絡先は、公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会関西支部とする。

（3）その他の連絡先については、別表に掲げるとおりとする。

(4) 連絡先に変更があった場合は、速やかに甲に連絡し、甲は別表を変更し、乙および丙に伝えることとする。  
(情報の保護)

第10条 甲、乙および丙は、この協定による活動を行うため、個人情報および行政情報を取り扱う場合は、その情報の保護に努めなければならない。

(合同訓練)

第11条 甲、乙および丙については、必要に応じ、情報伝達訓練等の合同訓練を行うものとする。

2 前項の合同訓練の時期および内容は、甲、乙および丙の協議により定める。

(協定の期間)

第12条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲、乙または丙から書面による協定終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

(補足)

第13条 この協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じたときは、甲、乙および丙による協議のうえ定める。

2 甲、乙および丙がこの協定に違反した場合においては、甲、乙および丙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲および丙がそれぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。また、乙は、甲および丙に提出する記名押印された同意書をもって本協定の締結を証する。

令和2年4月17日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号  
滋賀県知事 三日月 大造

乙 滋賀県大津市御陵町3番1号  
大津市公共下水道管理者  
大津市公営企業管理者 山極 正勝

滋賀県彦根市元町4番2号  
彦根市長 大久保 貴

滋賀県長浜市八幡東町632番地  
長浜市長 藤井 勇治

滋賀県近江八幡市桜宮町214番地10  
近江八幡市公共下水道管理者  
近江八幡市長 小西 理

滋賀県東近江市八日市緑町10番5号  
東近江市長 小椋 正清

滋賀県草津市草津三丁目13番30号  
草津市長 橋川 渉

滋賀県守山市吉身二丁目5番22号  
守山市公共下水道管理者  
守山市長 宮本 和宏

滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号  
栗東市長 野村 昌弘

滋賀県甲賀市水口町水口6053番地  
甲賀市公共下水道管理者  
甲賀市長 岩永 裕貴

滋賀県野洲市小篠原2100番地1  
野洲市長 山仲 善彰

滋賀県湖南市中央一丁目1番地

湖南市長 谷畑 英吾

滋賀県高島市新旭町北畑565番地  
高島市公共下水道事業  
高島市長 福井 正明

滋賀県米原市下多良三丁目3番地  
米原市長 平尾 道雄

滋賀県蒲生郡日野町河原一丁目1番地  
日野町公共下水道管理者  
日野町長 藤澤 直広

滋賀県蒲生郡竜王町大字小口3番地  
竜王町公共下水道管理者  
竜王町長 西田 秀治

滋賀県愛知郡愛荘町愛知川72番地  
愛荘町公共下水道管理者  
愛荘町長 有村 国知

滋賀県犬上郡豊郷町石畑375番地  
豊郷町長 伊藤 定勉

滋賀県犬上郡甲良町在土353番地1  
甲良町公共下水道管理者  
甲良町長 野瀬 喜久男

滋賀県犬上郡多賀町多賀324番地  
多賀町公共下水道管理者  
多賀町長 久保 久良

丙 大阪府大阪市北区中之島六丁目2番40号  
公益社団法人 全国上下水道コンサルタント協会  
関西支部長 北 秀文

## 同意書

●●市（町）は、公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会関西支部との「災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定」を、令和 年 月 日をもって締結し、  
発効させることに同意します。

令和 年 月 日

〇〇市（〇〇町）公共下水道管理者

〇〇 〇〇

別表

| 市町名 | 部署名 | 担当者 | 電話 | F A X | Email |
|-----|-----|-----|----|-------|-------|
|     |     |     |    |       |       |
|     |     |     |    |       |       |
|     |     |     |    |       |       |
|     |     |     |    |       |       |
|     |     |     |    |       |       |
|     |     |     |    |       |       |
|     |     |     |    |       |       |

## ス-19 災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定

出典：大津市資料（令和2年4月：企業局）

滋賀県（以下「甲」という。）と滋賀県内の19市町（以下「乙」という。）および公益社団法人日本下水道管路管理業協会（以下「丙」という。）は、地震、大雨等の自然災害により、甲および乙が管理する下水道管路施設が被災した場合に広域的な支援として行う復旧支援協力に関して、以下のとおり協定を締結する。

なお、本協定の対象となる下水道管路施設とは、甲および乙の管理する下水道法上の下水道管路施設および集落排水の管路施設であり、下水道法に定められた施設については、下水道法（昭和33年法律第79号）第15条の2の規定に基づくものとし、その他についてもそれに準じるものとする。

（目的）

第1条 この協定は、丙による甲および乙に対する復旧支援協力に関して基本的な事項を定め、円滑な復旧支援の実施を図り、災害等により被災した下水道管路施設の機能の早期復旧を行うことを目的とする。

（対象）

第2条 この協定の対象となる災害は、次に掲げるものとする。

（1）地震、暴風、竜巻、豪雨、落雷、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、地滑りその他異常な自然現象

（2）その他甲および乙と丙の協議により定めるもの（復旧支援協力の要請）

第3条 甲および乙は、災害等により被災した下水道管路施設の復旧に関し、各々では十分な緊急対応を実施することができない場合において、丙に対し次の業務の支援協力を要請することができる。

（1）被災した下水道管路施設の応急復旧のために必要な業務（巡視、点検、調査、清掃および修繕）

（2）その他、甲、乙および丙の間で協議し必要とされる業務

2 甲および乙の丙に対する復旧支援協力の要請は、第11条に規定する甲の事務局が甲および乙の支援協力要請をとりまとめたうえで、協力内容を明らかにした書面により第11条に規定する丙の事務局へ要請する。ただし、緊急時等で書面により難いときは電話等で行うことができるものとし、この場合は事後において書面を提出するものとする。

（復旧支援の実施）

第4条 丙は、第3条の規定による復旧支援協力要請を受けたときは、必要な人員、機材等をもって復旧支援協力を行うものとする。

2 災害の規模が甚大等の場合において、丙が人員、機材等を調達するために相当の時間を要すると認められる場合にあつては、支援の実施は、甲、乙および丙による協議の上で決定する。

（費用）

第5条 甲および乙が丙に対し要請した復旧支援協력에要する費用は、支援を受けた甲および乙の個々による負担とする。

（報告）

第6条 丙は、甲および乙の要請により行った復旧支援協力の業務が終了したときは、速やかに要請した者に対し、書面をもって報告を行うものとする。

2 丙は、災害時の支援に備えて、復旧支援協力が可能な会社、提供可能な車両等の機器および人員等について、甲の事務局に報告するものとする。また、その内容に変更があつた場合には、適宜、甲の事務局に書面で報告するものとし、甲の事務局は乙に対し、書面で通知するものとする。

（下水道台帳データの提供）

第7条 甲および乙は、下水道管路施設の調査に必要な下水道台帳の図面等をPDF等の電子データとして、丙に提供する。甲および乙は、下水道台帳に大幅な変更があつた場合には、適宜、最新の電子データを丙に提供するものとする。

2 丙は、甲および乙から提供を受けた電子データを適切に保管しなければならない。

（下水道台帳データの開示）

第8条 丙は、甲および乙から復旧支援協力要請があつたとき、支援出動する丙の会員に対し、甲および乙から提供を受けた電子データを開示することができる。

2 支援出動する丙の会員は、甲および乙から開示された電子データを支援業務並びに必要な報告等以外に使用してはならない。

（情報の保護）

第9条 甲、乙および丙は、この協定による活動を行うため、個人情報および行政情報を取り扱う場合は、その情報の保護に努めなければならない。

（広域被災）

第10条 甲および乙が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に定める下水道対策本部が設置された場合、丙は、下水道対策本部による活動を優先するものとする。

2 甲または乙は、一般社団法人滋賀県下水道管路維持協会および他の協会、業者等に支援要請した範囲と丙へ支援要請する範囲は明確に区別を行うものとする。

（事務局および連絡体制）

第11条 甲および丙の復旧支援協力に係る事務局および連絡体制は、次のとおりとする。

（1）甲の事務局は、滋賀県琵琶湖環境部下水道課とする。

- (2) 丙の連絡窓口は、公益社団法人日本下水道管路管理業協会関西支部とする。
- (3) その他の連絡先については、別表に掲げるとおりとする。
- (4) 連絡先に変更があった場合は、速やかに甲の事務局に連絡し、甲の事務局は別表を変更し、乙および丙に伝えることとする。

(合同訓練)

第12条 甲、乙および丙については、必要に応じ、情報伝達訓練等の合同訓練を行うものとする。

2 前項の合同訓練の時期および内容は、甲、乙および丙の協議により定める。

3 第1項の合同訓練を実施する場合も、第8条第1項および第2項を準用する。

(協定の有効期間)

第13条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲、乙または丙から書面による協定終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

(その他)

第14条 本協定に定めない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲、乙および丙による協議の上で決定するものとする。この協定に定めのある事項について、疑義が生じたときも、また同様とする。

2 甲、乙および丙がこの協定に違反した場合においては、甲、乙および丙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲および丙がそれぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。また、乙は甲および丙に提出する記名押印された同意書をもって本協定の締結を証する。

令和2年4月17日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号  
滋賀県知事 三日月 大造

乙 滋賀県大津市御陵町3番1号  
大津市公共下水道管理者  
大津市公営企業管理者 山極 正勝

滋賀県彦根市元町4番2号  
彦根市長 大久保 貴

滋賀県長浜市八幡東町632番地  
長浜市長 藤井 勇治

滋賀県近江八幡市桜宮町214番地10  
近江八幡市公共下水道管理者  
近江八幡市長 小西 理

滋賀県東近江市八日市緑町10番5号  
東近江市長 小椋 正清

滋賀県草津市草津三丁目13番30号  
草津市長 橋川 渉

滋賀県守山市吉身二丁目5番22号  
守山市公共下水道管理者  
守山市長 宮本 和宏  
滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号  
栗東市長 野村 昌弘

滋賀県甲賀市水口町水口6053番地  
甲賀市公共下水道管理者  
甲賀市長 岩永 裕貴

滋賀県野洲市小篠原2100番地1  
野洲市長 山仲 善彰

滋賀県湖南市中央一丁目1番地  
湖南市長 谷畑 英吾

滋賀県高島市新旭町北畑565番地  
高島市公共下水道管理者  
高島市長 福井 正明

滋賀県米原市下多良三丁目3番地  
米原市長 平尾 道雄

滋賀県蒲生郡日野町河原一丁目1番地  
日野町公共下水道管理者  
日野町長 藤澤 直広

滋賀県蒲生郡竜王町大字小口3番地  
竜王町公共下水道管理者  
竜王町長 西田 秀治

滋賀県愛知郡愛荘町愛知川72番地  
愛荘町公共下水道管理者  
愛荘町長 有村 国知

滋賀県犬上郡豊郷町石畑375番地  
豊郷町長 伊藤 定勉

滋賀県犬上郡甲良町在土353番地1  
甲良町公共下水道管理者  
甲良町長 野瀬 喜久男

滋賀県犬上郡多賀町多賀324番地  
多賀町公共下水道管理者  
多賀町長 久保 久良

丙 東京都千代田区岩本町2丁目5番11号  
公益社団法人日本下水道管路管理業協会  
会長 長谷川 健司

## 同意書

●●市（町）は、公益社団法人日本下水道管路管理業協会との  
「災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定」  
を、令和 年 月 日をもって締結し、  
発効させることに同意します。

令和 年 月 日

〇〇市（〇〇町）公共下水道管理者

〇〇 〇〇

※ただし、農業集落排水施設および林業集落排水施設の管理者が上記と異なる場合は「〇〇市長 〇〇 〇〇」とすること。

別表

| 市町名 | 部署名 | 担当者 | 電話 | F A X | Email |
|-----|-----|-----|----|-------|-------|
|     |     |     |    |       |       |
|     |     |     |    |       |       |
|     |     |     |    |       |       |
|     |     |     |    |       |       |
|     |     |     |    |       |       |
|     |     |     |    |       |       |
|     |     |     |    |       |       |

## ス-20 大規模災害時における道路啓開や電気設備等の復旧に係る相互連携・協力

出典：大津市資料（令和5年3月：建設部）

大津市（以下「甲」という。）と関西電力送配電株式会社滋賀支社（以下「乙」という。）は、大規模災害時における道路啓開や電気設備等の復旧に係る相互連携・協力に関して、次のとおり協定書を締結する。

（※）大規模災害時とは、大津市・関西電力送配電株式会社滋賀支社双方に「災害対策本部」（ないしはこれに準ずる体制）以上が設置される場合とする。

（目的）

第1条 本協定書は、道路啓開や電気設備等の復旧に係る応急措置の支障となる障害物の除去等を実施するため、甲乙間における連携・協力の基本的事項を定め、もって、市民生活の早期安定を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 本協定は、大規模災害時において甲が管理する道路の啓開を行う際に乙の電気設備が支障となる場合、甲および乙が電気設備等の復旧を行う際に道路啓開が必要となる場合に適用する。

2 本協定は甲乙双方の災害対策本部設置の連絡を協定先へ実施して以降、いずれかの対策本部閉鎖まで適用するものとする。

ただし、復旧作業継続中は協定範囲内として対応する。

（甲が管理する道路における応急措置の連携）

第3条 甲および乙は、孤立集落の解消に資する道路および重要な電気設備復旧に資する等の優先的に通行を確保すべき道路の応急措置を優先して行うものとする。

2 甲は、乙の現場着手等が遅れ、乙の電気設備が道路の通行に支障を来すと判断したときは、乙による安全確認を実施した上で、乙に代わり通行の支障となる乙の電気設備等の除去を実施することができる。

3 甲は前項の乙の電気設備等の除去に先立ち、【様式1】により乙に対し技術員の派遣を要請し、乙は可能な範囲で速やかに当該技術員を派遣し電氣的安全措置を実施するものとする。

4 前項の電氣的安全措置の完了後、甲および乙で確認書【様式2】をもとに安全確認を行うとともに、乙の電気設備等の除去に当たっては乙の技術員立ち合いのもと実施することとする。

5 乙が電気設備等の復旧を行う場合、甲が管理する道路において障害物の除去が必要となったときは、【様式3】により甲に対し障害物除去を要請し、甲は障害物の除去を可能な範囲で実施するものとする。その際、甲からの依頼があれば、乙は可能な範囲で協力する。

6 第3項および第5項の場合において、緊急を要するときは、相手方に対する要請を口頭または電話等で行うことができる。ただし、除去の実施後、遅滞なく本協定書に定める要請手続きを行うものとする。

（甲が管理する道路以外における連携）

第4条 作業区間が国道、県道等の甲が管理する道路以外に及ぶときで、「滋賀県地域防災計画」に位置付けられている「災害時ライフライン関係機関調整所」が設置されている場合には、甲および乙は、関係機関と被害情報などの共有化を図るとともに、応急復旧などの調整を行うものとする。

（費用負担）

第5条 第3条に基づき実施した除去に要した費用のうち、本来甲または乙が行うべき障害物除去に係る費用は、甲乙協議の上、相手方に請求できるものとする。

（損失補償）

第6条 甲および乙は、その責めに帰すべき事由により第三者に損害が生じたときは、それぞれの責任において処理解決に当たるものとする。

2 本協定書に基づく道路啓開の実施に起因する障害物等の所有者等との紛争について、明らかに実施者の責めに帰するもの以外は、甲乙協議の上、解決に当たるものとする。

（通信手段の確保）

第7条 甲および乙は、災害時の各種通信手段の途絶に備え、非常時の通信手段確保について協力を行うものとする。

なお、甲乙で連絡可能なことを1年に1回程度確認する。

(秘密保持)

第8条 甲乙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た業務遂行に関する秘密情報および第三者の個人情報を他人に開示し、または漏えいしてはならない。

(安全管理)

第9条 この協定の実施にあたっては、甲乙それぞれの責任において、安全の確保に万全を期して行うものとする。

(期 間)

第10条 この協定は、令和5年3月31日までの間効力を有する。ただし、期間満了日の1ヶ月前までに甲または乙から書面による終了の申し出がないときには、効力を有する期間を期間満了の日の翌日から1年間延長することとし、以降も同様とする。

(その他)

第11条 本協定書に定めのない事項、または本協定書に関して疑義が生じた事項は、その都度、甲乙が協議してこれを定めるものとする。

本協定書の締結を証するため、本通2通を作成し、甲乙は記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和4年11月 1日

甲 滋賀県大津市御陵町3番1号  
大津市  
大津市長 佐藤 健司

乙 滋賀県大津市におの浜4丁目1番51号  
関西電力送配電株式会社  
滋賀支社長 松田 善和

## セ-1 災害時における物資等の輸送に必要な漁船の応援に関する協定（志賀町漁業協同組合）

〔旧志賀町〕

志賀町（以下「甲」という。）と志賀町漁業協同組合（以下「乙」という。）は、志賀町内において、地震、風水害その他の災害が発生した場合において、迅速かつ円滑な災害応急対策を行うために必要な漁船の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、災害応急対策として物資等の輸送に漁船を活用する必要があるときは、乙に対して、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第65条第1項により、次の各号に掲げる事項を記した緊急物資等輸送要請書（様式第1号）により応援を要請するものとする。ただし、当該要請書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに当該要請書を交付するものとする。

- (1) 災害および応援を必要とする状況
- (2) 応援を必要とする期間および輸送区間
- (3) 輸送する物資の種類および量
- (4) 応援に必要な漁船数・規模（トン数）
- (5) その他必要な事項

（協力）

第2条 乙は、甲から前条の規定により漁船の応援の要請があったときは、他に優先して、乙の所属組合員が所有する漁船を甲の利用に供することができるようにするものとする。ただし、災害対策基本法（第65条の規定を除く。）、災害救助法その他の法令の規定により、甲以外の者からの要請等があった場合は、この限りでない。

2 甲の要請に基づき漁船を運航させるときは、甲と乙は協力して次の各号に掲げる状況を把握し、運行の可否を判断するものとする。

- (1) 被災地の港湾の損傷状況
- (2) 被災地までの航路状況
- (3) 船舶の損傷状況
- (4) 気象状況

（報告）

第3条 乙は、前条第1項の規定に基づき、漁船を甲の利用に供したときは、甲に対し、速やかに緊急物資等輸送実施報告書（様式第2号）により次の各号に掲げる事項を報告するものとする。ただし、当該報告書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後速やかに当該報告書を提出するものとする。

- (1) 輸送期日および輸送区間
- (2) 輸送物資の種類および量
- (3) 輸送に従事した漁船名、漁船の規模（トン数）、漁船の所有者および従事者数
- (4) その他必要な事項

（経費の負担）

第4条 漁船による物資等の輸送に要した費用は、甲の負担とし、その額については、災害発生直前時における通常の取引事例を基準に、甲、乙協議して定める。

（損害の負担）

第5条 漁船による物資等の輸送に伴い乙の責に帰することができない事由により、第三者に与えた損害は、甲がその責を負う。

（補償）

第6条 甲の要請により、この協定に基づいて漁船による物資等の輸送に従事した者が、その責に帰することができない事由により負傷し、もしくは疾病にかかりまたは死亡した場合は、志賀町消防団員等公務災害補償条例（昭和42年志賀町条例第23号）の規定により、甲が補償するものとする。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付もしくは補償を受けたときまたは事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故については、これらの額の限度において補償の責を免れるものとする。

（通知）

第7条 乙は、この協定の締結の日の後速やかに、災害時における物資等輸送協力漁船名簿（様式第3号）により、この協定の実施に協力できる漁船の係留漁港名、漁船名、種類・規模（トン数）、所有者名その他必要な事項を甲に通知するものとする。

2 前項の災害時における物資等輸送協力漁船名簿に記載された内容に変更があった場合は、乙は変更があった後速やかに変更後の災害時における物資等輸送協力漁船名簿により甲に通知するものとする。

（その他）

第8条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各自その1通を保有する。

平成16年9月9日

甲 滋賀県滋賀郡志賀町大字木戸58番地  
志賀町長

乙 滋賀県滋賀郡志賀町大字中浜官有地  
志賀町漁業協同組合  
代表理事組合長

## セ-2 災害時における物資等の輸送に関する協定（滋賀県トラック協会大津支部）

大津市（以下「甲」という。）と滋賀県トラック協会大津支部（以下「乙」という。）は、災害時における物資等の輸送に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害等が発生し、甲が乙に対して要請する物資等の輸送に関し、適正かつ円滑な運営を期するため、その手続き等について定めるものとする。

（対象とする災害）

第2条 この協定が対象とする事案は次のとおりとする。

- (1) 大津市内で大津市災害対策本部または大津市災害警戒本部が設置される地震、風水害その他の災害が発生したとき。
- (2) 大津市外で地震、風水害その他の災害が発生し、甲が災害時相互応援に関する協定を締結している自治体等への応援を実施するとき。
- (3) 大津市国民保護対策本部または緊急事態連絡本部が設置される武力攻撃事態等が発生したとき。
- (4) その他、市長が必要と認めるとき。

（物資の輸送に関する要請）

第3条 甲は、前条に掲げる事案が生じ物資等の輸送が必要と認めるときは、別記第1号様式により乙に対し物資等の輸送を要請する。ただし、文書により要請できないときは口頭によるものとし、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の輸送に関する協力）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、他の業務に優先してこれに協力し、物資等の輸送の業務を請け負う。この場合において、乙は物資等の輸送を乙の指定する会員事業者（以下「乙会員事業者」という。）に行わせるものとする。

（調整）

第5条 乙は、第3条の規定による要請により物資等の輸送の業務を請け負った場合は、大津市役所または甲が指定する場所へ乙もしくは乙が指定する者を派遣する。

2 前項の場合において、乙は大津市役所または甲が指定する場所に設置する輸送調整所にて、甲との連絡および調整等を行い、輸送業務を行う。ただし、輸送調整所が設置されないときは甲の指示に従う。

（報告）

第6条 乙は、第3条の規定による要請により物資等の輸送を行った場合は、別記第2号様式により甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告をするいとまが無いときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、第5条の派遣を行った場合には、甲に対し、次に掲げる事項を文書により報告するものとする。

- (1) 派遣した者の所属および氏名
- (2) 派遣期間および派遣場所
- (3) その他参考となる事項

（経費の負担）

第7条 物資等の輸送に要した費用は、甲が負担する。この場合において、運賃および料金等（以下「運賃等」という。）の算出方法については、災害発生時直前において乙会員事業者の届出運賃、料金を参考として、甲乙協議して決定するものとする。

（運賃等の支払い）

第8条 乙は、前条の規定により甲が負担する費用を甲に請求するものとし、甲は、乙より請求があった場合には、速やかに支払うものとする。

（事故発生時の取扱い）

第9条 事故の発生により会員事業者による物資等の輸送の継続が困難な事由が発生した場合は、乙は速やかに別記第3号様式によりその状況を甲あて報告するとともに、会員事業者から代替する事業者を選定し、業務の継続に努めなければならない。

2 前項の場合において、乙の努力にかかわらず、なお物資等の輸送の継続が困難な場合は、乙は、速やかに別記第3号様式によりその状況を甲あて報告し、指示を受けなければならない。

3 第1項および第2項に規定する報告について、文書をもって報告するいとまが無いときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

(損害の補填)

第10条 この協定による物資等の輸送活動により乙に損害が生じたときは、その補填について甲乙協議して定めるものとする。

(災害補償)

第11条 この協定に基づき乙が実施した物資等の輸送活動により、乙会員事業者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における補償については、甲乙協議して決定するものとする。

(総合防災訓練等への参加)

第12条 乙は、この協定に基づく物資等の輸送活動を円滑に実施するため、甲が行う総合防災訓練等に参加するよう努めるものとする。

(連絡責任者)

第13条 甲および乙は、本協定に基づく物資等の輸送に関する担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選任する。

2 甲および乙は、前項の規定により担当部署および連絡責任者を定めた場合は、相互に通知するものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間終了の日の1ヶ月前までに、甲または乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしないときは、さらに1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

(協議)

第15条 この協定に定めがない事項または新たに必要となった事項については、その都度甲乙双方が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保管する。

平成29年10月18日

甲 大津市御陵町3番1号  
大津市  
大津市長

乙 大津市瀬田大江町32番7号  
滋賀県トラック協会大津支部  
支部長

### セ-3 災害時における燃料の提供に関する協定（大津貨物輸送協同組合）

大津市（以下「甲」という。）と大津貨物輸送協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における燃料の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害等が発生し、甲が使用する燃料を乙が提供することに関し、適正かつ円滑な運営を期するため、その手続き等について定めるものとする。

（対象とする災害）

第2条 この協定が対象とする事案は次のとおりとする。

(1) 大津市内で災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用される、又はこれと同等以上の被害が認められる災害が発生し、甲が災害対応に必要な燃料を確保することが著しく困難であるとき。

(2) その他、市長が必要と認めるとき。

（燃料の提供に関する要請）

第3条 甲は、前条に掲げる事案が生じ、甲が燃料の提供を要請する車輛に対して燃料の調達が必要と認めるときは、別記第1号様式により乙に対し燃料の提供を要請する。ただし、文書により要請できないときは口頭によるものとし、その後速やかに文書を交付するものとする。

（車輛の種類）

第4条 甲が燃料の提供を要請する車輛は甲が災害応急対策を行うために必要な公用車とする。

（燃料の種類）

第5条 甲の要請により乙が提供する燃料は、次のとおりとする。

(1) レギュラーガソリン

(2) 軽油

（燃料の提供場所）

第6条 甲の要請により乙が燃料を提供する場所は、次のとおりとする。

所在地 大津市瀬田大江町32番7号

施設名 大津貨物輸送協同組合（給油取扱所）

（費用の負担）

第7条 甲の要請により乙が提供した燃料の費用は、甲が負担するものとする。この場合において、費用の算出方法については、災害発生時直前において乙が定める単価を参考として、甲乙協議して決定するものとする。

（費用の支払い）

第8条 乙は、前条の規定により甲が負担する費用を甲に請求するものとし、甲は、乙より請求があった場合には、速やかに支払うものとする。

（損害の補填）

第9条 この協定に基づく業務により乙に損害が生じたときは、その補填について甲乙協議して定めるものとする。

（連絡責任者）

第10条 甲および乙は、本協定に基づく燃料の提供に関する担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選任する。

2 甲および乙は、前項の規定により担当部署および連絡責任者を定めた場合は、相互に通知するものとする。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間終了の日の1ヶ月前までに、甲または乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしないときは、さらに1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（協議）

第12条 この協定に定めがない事項または新たに必要となった事項については、その都度甲乙双方が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保管する。

平成30年3月15日

甲 大津市御陵町3番1号  
大津市  
大津市長

乙 大津市瀬田大江町32番7号  
大津貨物輸送協同組合  
代表理事

## ソ-1 滋賀県広域消防相互応援協定（湖南広域消防局、甲賀広域行政組合、高島市消防本部、東近江行政組合消防本部、彦根市消防本部、湖北地域消防本部）

出典：大津市資料（平成24年12月：消防局）

（目的）

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、滋賀県内の市町、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町等」という。）相互の消防広域応援体制を確立して、大規模又は特殊な災害（以下「大規模災害等」という。）に対処することを目的とする。

（ブロック区分）

第2条 滋賀県内消防本部を次の2ブロックに区分するものとする。

(1) 南ブロック

大津市消防局、湖南広域消防局、甲賀広域行政組合消防本部及び高島市消防本部

(2) 北ブロック

東近江行政組合消防本部、彦根市消防本部及び湖北地域消防本部

（災害対象）

第3条 この協定において、広域消防相互応援の対象とする災害は、消防組織法第1条に規定する災害及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第97条第7項の規定により消防に対処する武力攻撃災害で、災害の発生した市町の消防力及び当該市町と消防相互応援協定を締結している隣接市町の消防力をもってしても、防除困難又は困難が予想される大規模災害等とする。

（応援要請の手続）

第4条 応援要請は、被災した場所を管轄する市町等（以下「要請側市町等」という。）の長が行うものとする。ただし、災害の規模等により要請側市町等の長の要請を待たずに応援出動した場合には、要請があったものとみなす。

2 要請は、要請側市町等の長が、あらかじめ定められた代表消防本部を通じて、応援を求めようとする市町等の長に対し、電話、ファクシミリで行うものとするが、有線途絶、輻輳（ふくそう）等を考慮して、消防無線県内共通波及び衛星電話等の連絡方法も確保しておくものとする。

3 応援の要請に際しては、次に定める事項を連絡するものとする。

(1) 災害の発生場所及び概要

(2) 必要とする車両、人員及び資機材

(3) 集結場所及び活動内容

(4) その他応援に必要な事項

4 応援要請を行った市町等は、その旨を滋賀県消防主管課に対して通報するものとする。

（応援隊の手続）

第5条 前条の規定により応援要請を受けた市町等の長は、応援に応ずることができるか否かを、要請側市町等の長に対してその旨を連絡するものとする。

（応援の中断）

第6条 応援を行った市町等（以下「応援市町等」という。）に応援隊を帰還させるべき特別の事態が生じた場合においては、応援市町等の長は、要請側市町等の長と協議のうえ応援を中断することができるものとする。

（応援隊の指揮）

第7条 応援隊は、消防組織法第47条の規定に基づき、要請側市町等の長の指揮の下に行動するものとする。

2 前項の規定により、要請側市町等の長の指揮の下に応援隊が活動する期間は、応援隊の長が要請側市町等の長に現場到着の報告を行ったときから現場引き揚げの報告を行ったときまでとする。

（応援経費）

第8条 この協定に基づく応援に要する経費の負担は、次に定めるところによるものとする。

(1) 応援市町等において負担する経費

ア 公務災害補償に要する経費

イ 旅費及び出動手当

ウ 当該応援のために特別に必要な車両及び機械器具の修理費

エ 要請側市町等との間の移動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等

オ 被服の損料等

カ 上記以外の人件費その他の経費

(2) 要請側市町等において負担する経費

ア 車両及び機械器具の燃料費（応援活動中に調達したものに限る。）

イ 宿泊費及び食料費

ウ 化学消火薬剤等の資機材費

エ 賞じゅつ金

オ 応援活動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等（応援市町等に対して当該損害を対象として保険金等が支払われる場合には、当該保険金等の額を控除した額）

ただし、応援市町等の故意又は重大な過失に基づく損害賠償に要する経費は応援市町等の負担とする。

2 前項に定める以外の経費が発生した場合は、その都度、応援側市町及び要請側市町が協議のうえ決定するものと

する。

(防災航空隊の要請)

第9条 滋賀県防災航空隊を要請する場合は、滋賀県防災ヘリコプター運航管理要綱によるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度市町等が協議のうえ決定するものとする。

(委任)

第11条 この協定の実施に関し、必要な事項については市町等の消防長等が協議して定めるものとする。

(廃止)

第12条 滋賀県広域消防相互応援協定（平成19年3月15日締結）は、廃止する。

本協定の成立を証するため、協定書7通を作成し、市町等の長が記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成25年 2月15日

大津市長 越 直美

湖南広域

行政組合管理者 橋川 渉

甲賀広域

行政組合管理者 中嶋 武嗣

東近江

行政組合管理者 富士谷 英正

彦根市長 獅山 向洋

湖北地域

消防組合管理者 泉 峰一

高島市長 福 井 正 明

## ソ-2 消防相互応援協定

出典：大津市資料（平成28年4月：消防局）

### 〔大津市・湖南広域行政組合消防相互応援協定〕

（目的）

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、大津市（以下「甲」という。）と湖南広域行政組合（以下「乙」という。）間において、各管轄区域内で発生した火災、水災又はその他の災害（以下「災害等」という。）の防御のため、業務に重大な支障がない限り、甲乙相互の消防力を活用し、応急対策活動の万全を期するための事項について定めるものとする。

（応援要請）

第2条 応援要請は、応援を要請しようとする市又は広域行政組合（以下「受援側」という。）が、災害等の概況、出動を求める部隊種別及び隊数等を明示し、応援しようとする市又は広域行政組合（以下「応援側」という。）に行うものとする。

（応援の種別）

第3条 相互応援は、次の区分によるものとする。

（1）通常応援

甲乙それぞれの管轄区域の別途定める隣接地域において、応援側が災害等の発生を覚知した場合は、直ちに管轄する消防局へ通知するとともに、消防隊、救助隊、指揮隊若しくは救急隊（以下「消防隊等」という。）を派遣するものとする。

（2）特別応援

甲乙それぞれの管轄区域の全域において、受援側の要請に基づき消防隊等を派遣するものとする。ただし、災害等の状況により、応援側の判断で現場出動した場合、受援側から要請があったものとみなすものとする。

（応援の方法）

第4条 前条第1号の場合において、応援側は受援側隣接地域に派遣する旨を受援側に通知するとともに、その災害等に応じた消防隊等を派遣し必要な措置を行うものとする。

2 前条第2号の場合において、応援側は受援側の要請に応じて消防隊等を派遣するものとする。ただし、応援側の管轄区域内で災害等が発生しているため要請に応えられない場合は、その旨を速やかに通知するものとする。

（相互通報）

第5条 甲又は乙は、相手方管轄区域で災害等が発生したことを覚知した場合には直ちに通報するものとする。

（消防隊等の指揮）

第6条 第3条の規定により派遣された消防隊等の指揮は、法第47条の規定に基づき、受援側の現場最高指揮者が行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、指揮体制が整うまでの間、応援側の責任において活動するものとする。

2 災害等が発生した場所に係る甲又は乙の管轄が明らかでない場合は、甲及び乙の現場最高指揮者の協議により指揮者を定めるものとする。

（消防隊等の報告）

第7条 消防隊等の長は、現場到着、消防活動及び引き揚げ時等の状況を受援側の現場最高指揮者に報告するものとする。

（経費負担）

第8条 この協定に基づく活動において要した経費の負担は、次の各号に定めるところによる。

（1）応援側が負担する経費

ア 消防機械器具の修理費（受援側の重大な過失によるものを除く。）

イ 機関の燃料費等

ウ 人件費（職員の出勤手当及び被服等についての諸経費）

エ 公務災害補償費

（2）受援側が負担する経費

ア 化学消火に要した薬剤費、食料費等の経費

イ 建築物、工作物又は、土地に対する補償費

ウ 一般協力者の死傷等に伴う災害補償費等

（3）救急業務に要した経費負担については、前2号の規定を準用する。

（4）その他前各号以外に多額の経費を要する場合及び必要な経費の負担については、甲乙協議の上、その都度定めるものとする。

（平常時における相互協力）

第9条 甲及び乙は、平常時における火災予防その他防災対策の充実を図るため、次に掲げる事業について共同して実施し、又は相互に協力するものとする。

（1）防火対象物等に係る資料及び情報の提供（個人に関する情報を除く。）に関すること。

（2）消防・救助訓練等への参加に関すること。

（3）消防通信の運用及び調査研究に関すること。

（4）研修会、講演会等に関する催事の開催協力に関すること。

（5）前各号に掲げるもののほか、この協定の目的達成のため必要な事項に関すること。

（運用の細目）

第10条 この協定に定めるもののほか、消防相互応援協定の実施について、必要な事項は、大津市消防局長及び湖南広域消防局長が協議の上、定めるものとする。

（協議）

第11条 この協定について疑義又は変更の必要が生じたときは、甲乙協議の上、その都度決定するものとする。

（保管）

第12条 本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

附 則

1 この協定は、平成28年4月1日から施行する。

2 大津市・湖南消防組合消防本部消防相互応援協定書（昭和53年4月28日締結）は、平成28年3月31日をも

って廃止する。

大津市・湖南広域行政組合消防相互応援協定書に係る運用細目  
(趣旨)

第1条 この運用細目は、大津市・湖南広域行政組合消防相互応援協定書（以下「協定」という。）第10条の規定に基づき、運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(災害等の種別)

第2条 協定第1条に掲げる災害等は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 多数の死傷者が発生又は発生するおそれがある災害
- (2) 危険物施設、高圧ガス保有施設等の大規模火災又は爆発事故
- (3) 異常気象等により延焼が拡大すると認められる火災
- (4) 救急事案
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に社会的影響が大きいと考えられる災害

2 協定第3条第1号の隣接地域とは、別表に定める区域とする。

(応援要請の方法)

第3条 被災地の市長又は組合管理者は、災害の状況等を考慮し、次に掲げる事項を応援側に電話連絡し、応援要請するものとする。

- (1) 災害等の種別、概要
- (2) 災害等の発生日時、場所
- (3) 応援消防力の指定
- (4) 受援の理由
- (5) その他必要な事項

2 受援側は、事後、速やかに前項各号の事項について、文書により応援側の市長等（以下「応援側市長等」という。）に提出するものとする。ただし、協定第3条第1号の場合は、この限りでない。

(応援派遣の方法)

第4条 応援側市長等は、受援側から応援要請を受けたときは、業務に重大な支障がない限り、直ちに応援消防隊又は応援救急隊（以下「応援消防隊等」という。）を派遣するものとする。また、次に掲げる事項を受援側に電話連絡するものとする。

- (1) 応援消防隊等の出発時刻
- (2) 応援消防隊等の到着（予定）時刻
- (3) 応援消防隊等の消防力
- (4) その他必要な事項

2 応援側は、事後、速やかに前項各号の事項について文書により受援側に提出するものとする。

(連携研究会)

第5条 協定事務の円滑な推進を図るため、必要に応じて、大津・湖南消防連携研究会を開くものとする。

(連携研究会の協議事項)

第6条 連携研究会は、次の各号について行うものとする。

- (1) 消防相互応援に関すること。
- (2) 協定機関の消防現勢、消防事象、特殊災害等の資料に関すること。
- (3) 協定機関間の消防演習に関すること。
- (4) 予防実務に関すること。
- (5) 警防技術に関すること。
- (6) 消防通信の運用等に関すること。
- (7) その他必要な事項

(協議)

第7条 この運用細目について疑義又は変更の必要が生じたときは、甲乙協議の上、その都度決定するものとする。

(保管)

第8条 この運用細目の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

附 則

1 この運用細目は、平成28年4月1日から施行する。

2 大津市・湖南消防組合消防本部消防相互応援協定書に係る運用細目（昭和53年4月28日締結）は、平成28年3月31日をもって廃止する。

別表（運用細目第2条第2項関係）

隣接地域に係る通常応援出動区分表

| 甲の出動区域                                                                                                              | 乙の出動区域                                                                                                                                                 | 出動隊     |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 荒張、馬場町、岡本町、若草七丁目、若草八丁目、岡本町、野路東一丁目、笠山二丁目、笠山三丁目、笠山六丁目、笠山七丁目、笠山八丁目、南笠東二丁目、南笠東三丁目、南笠東四丁目、南笠町、新浜町、琵琶湖大橋、近江大橋、琵琶湖（乙の管轄区域） | 上田上大鳥居町、上田上桐生町、桐生三丁目、青山一丁目、青山五丁目、松が丘一丁目、松が丘四丁目、松が丘六丁目、平野二丁目、上田上中野町、上田上芝原町、上田上牧町、瀬田月輪町、月輪五丁目、月輪三丁目、月輪四丁目、栗林町、大將軍一丁目、大將軍二丁目、大萱七丁目、琵琶湖大橋、近江大橋、琵琶湖（甲の管轄区域） | 消防隊等1分隊 |

注）災害の規模により甲乙の消防力では対応困難な場合には、滋賀県広域消防相互応援協定により滋賀県内の消防本部からの出動を要請するものとする。

〔大津市・田辺町消防相互応援協定〕

大津市（以下「甲」という。）及び田辺町（以下「乙」という。）は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第2項の規定に基づき、大津市及び田辺町の相互応援に関して次のように協定する。

（相互応援）

第1条 大津市及び田辺町は、大津市の区域内及び田辺町消防本部の管轄する宇治田原町の区域内において、火災又は救急事故若しくは救助事故（以下「災害」という。）が発生したときは、次の各号に定めるところにより相互に応援するものとする。

（1）大津市と宇治田原町との境界付近で災害が発生した場合において、これを覚知したとき、又は応援の要請を受けたときは、当該災害の状況に応じ、必要と認める数の消防隊、救急隊若しくは救助隊（以下「消防隊等」という。）を派遣する。

（2）前号に掲げる地域以外の地域で災害が発生した場合において、災害の規模その他特別の事情により応援の要請を受けたときは、当該要請に応じ、必要と認める数の消防隊等を派遣する。

（応援隊の指揮）

第2条 前条の規定により派遣された消防隊等（以下「応援隊」という。）の火災防御活動、救急活動及び救助活動の実施については、受援側の消防長の指揮の下に行動するものとする。

2 前項の規定による応援隊の受援側の消防長の指揮の下に行動は、応援隊の長が受援側の消防長に現場到着の旨の報告を行ったときから、現場引き揚げの旨の報告を行ったときまで行うものとする。

（応援の費用）

第3条 この協定に基づく応援に要する費用は、次の各号に定めるところによるものとする。

（1）応援側が負担する経費

- ア 公務上の災害補償
- イ 旅費及び出勤手当
- ウ 車両及び機械器具等の燃料費（現地で調達したものを除く。）
- エ 車両及び機械器具の修理費
- オ 被服の損料等
- カ 交通事故における損害賠償費等

（2）受援側が負担する経費

- ア 車両及び機械器具等の燃料費（現地で調達したもの）
- イ 宿泊費及び食料費
- ウ 化学消火薬剤等資機材費
- エ 現場活動中に発生した第三者に対する損害賠償費及び損失補償費

2 前項に定める経費負担のほか、多額の経費を必要とする場合は、その都度、甲乙が協議のうえ決定するものとする。

（協議）

第4条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙間で協議のうえ決定するものとする。

（委任）

第5条 この協定の実施に関し、必要な事項については大津市及び田辺町の消防長が協議して定めるものとする。

（協定書の保有）

第6条 この協定を証するため、本書2通を作成し、記名押印のうえ、各自1通を保有する。

（協定の効力）

第7条 この協定は、平成6年1月1日から効力を有するものとする。

〔大津市・甲賀郡消防本部 消防相互応援協定〕

消防組織法（昭和22年法律第226号以下「法」という。）第21条の規定に基づき、消防相互応援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時の発生に際し、これの鎮圧ならびに被害の軽減を図るため、法第9条に規定する消防本部消防署ならびに消防団（以下「消防機関」という。）間における消防の相互応援体制を確立し、もって不測の事態に対処することを目的とする。

（協定区域）

第2条 この協定の実施区域は、大津市消防本部と甲賀郡消防本部が管轄する地域（以下「協定区域」という。）とする。

（災害等）

第3条 この協定において「災害等」とは、大規模火災、爆発その他の特殊な災害であって消防相互応援協定に係る運用細目（以下「運用細目」という。）で定めるもの、または協定区域相互の境界付近に発生した火災（以下「近隣火災」という。）をいう。

（応援）

第4条 協定区域内において災害等が発生した場合、被災地の消防機関の管理者（以下「管理者」という。）は他の管理者に応援消防隊の派遣を要請することができる。

2 応援要請を受けた管理者は、その管轄する地域の消防の任務に重大な支障を及ぼさない範囲において、要請に基づき必要な応援を迅速にしなければならない。

3 管理者が近隣火災を覚知し、消防隊を派遣した場合は、これを要請に基づく応援とみなす。

4 応援の要請及び派遣の方法は運用細目で定める。

（経費の負担）

第5条 この協定を実施するために要した経費は、次により負担するものとする。

（1）人件費、消費燃料等の経常的経費、公務災害補償費は、応援した管理者の負担とする。

（2）前号以外の消火薬剤、食料費等の経費は、応援を要請した管理者の負担とする。

（3）その他多額の経費を要する場合は、その都度関係管理者が協議の上、定める。

（改廃等）

第6条 この協定を改正し、または廃止する場合は、すべての管理者が協議の上、定める。

（運用）

第7条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、運用細目で定める。

（施行日）

第8条 この協定は、昭和53年5月1日から実施する。

この協定の成立を証するため、この協定書を作成し、管理者は記名押印のうえ、各自1通を保持するものとする。

#### 消防相互応援協定に係る運用細目

消防相互応援協定第7条の規定に基づき、消防機関の管理者（以下「管理者」という。）は運用の細目について、次のとおり締結する。

（災害等の種別）

第1条 消防相互応援協定第3条の運用細目で定める災害等は、次の各号のいずれかに該当するものであり、被災地を管轄する消防機関の消防力のみによっては、防ぐことが著しく困難なものである。

（1）ビル火災等で多数の人命救助が必要と認められる災害

（2）危険物、高圧ガス等の大規模な火災

（3）異常気象等により延焼が拡大すると認められる建物火災

（4）前各号の他特に社会的影響が大きいと考えられる災害

2 協定第3条の協定区域相互の境界付近とは、別表に定める区域とする。

（応援要請の方法）

第2条 被災地の管理者は、燃焼の状況等を考慮し、次の事項を明らかにして、応援を要請しなければならない。

（1）災害等の種別、概要

（2）災害等の発生日時、場所

（3）応援消防力の指定

（4）その他必要な事項

2 応援消防隊の派遣を要請した管理者は、事後、速やかに前各号の事項を明記した文書を応援消防隊を派遣した管理者に提出しなければならない。

（応援派遣の方法）

第3条 管理者は、被災者の管理者から応援要請を受けたときは、直ちに応援消防隊を派遣しなければならない。また、次の各号の事項を明らかにして被災地の管理者に通報するものとする。

（1）応援消防隊の出発時刻

（2）応援消防隊の到着（予定）時刻

（3）応援消防隊の消防力

（4）その他必要な事項

2 応援消防隊を派遣した管理者は、事後、速やかに前項各号を明記した文書を応援消防隊の派遣を要請した管理者に提出しなければならない。

（改廃等）

第4条 この運用細目を改正し、または廃止する場合は、すべての管理者が協議の上、定める。

（施行日）

第5条 この運用細目は、昭和53年5月1日から実施する。この運用細目の成立を証するため、この協定書を作成し、管理者は記名押印の上、各自1通を保持するものとする。

〔大津市、志賀町、湖西広域消防本部 消防相互応援協定〕

消防組織法（昭和22年法律第226号以下「法」という。）第21条の規定に基づき、消防相互応援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害等の発生に際し、これの鎮圧ならびに被害の軽減を図るため、法第9条に規定する消防本部消防署ならびに消防団（以下「消防機関」という。）間における消防の相互応援体制を確立し、もって不測の事態に対処する事を目的とする。

（選定区域）

第2条 この協定の実施区域は、大津市消防本部（志賀町を含む）と湖西広域消防本部が管轄する地域（以下「協定区域」という。）とする。

（災害等）

第3条 この協定において「災害等」とは、大規模火災、爆発その他の特殊な災害であつて消防相互応援協定に係る運用細目（以下「運用細目」という。）で定めるもの、または協定区域相互の境界付近に発生した火災（以下「近隣火災」という）をいう。

（応援）

第4条 協定区域内において災害等が発生した場合、被災地の消防機関の管理者（以下「管理者」という）は他の管理者に応援消防隊の派遣を要請することができる。

2 応援要請を受けた管理者は、その管轄する地域の消防の任務に重大な支障を及ぼさない範囲において、要請に基づき必要な応援を迅速にしなければならない。

3 管理者が近隣火災を覚知し、消防隊を派遣した場合は、これを要請に基づく応援とみなす。

4 応援の要請及び派遣の方法は運用細目で定める。

（経費の負担）

第5条 この協定を実施するために要した経費は、次により負担するものとする。

（1）人件費、消防燃料等の経常的経費、公務災害補償費は、応援した管理者の負担とする。

（2）前号以外の消火薬剤、食料費等の経費は、応援を要請した管理者の負担とする。

（3）その他多額の経費を要する場合は、その都度関係管理者が協議のうえ、定める。

（改廃等）

第6条 この協定を改正し、または廃止する場合は、すべての管理者が協議の上、定める。

（運用）

第7条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、運用細目で定める。

（施行日）

第8条 この協定は、昭和53年5月1日から実施する。

この協定の成立を証するため、この協定書を作成し、管理者は記名押印のうえ、各自1通を保持するものとする。

消防相互応援協定に係る運用細目

消防相互応援協定第7条規定に基づき、消防機関の管理者（以下「管理者」という。）は運用の細目について、次の通り締結する。

（災害等の種別）

第1条 消防相互応援協定第3条の運用細目で定める災害等は、次の各号のいずれかに該当するものであり、被災地を管轄する消防機関の消防力のみによっては、防ぐことが著しく困難なものである。

（1）ビル火災等で多数の人命救助が必要と認められる災害

（2）危険物、高圧ガス等の大規模な火災

（3）異常気象等により延焼が拡大すると認められる建物火災

（4）前各号の他特に社会的影響が大きいと考えられる災害

2 協定第3条の協定区域相互の境界付近とは、別表に定める区域とする。

（応援要請の方法）

第2条 被災地の管理者は、災害の状況等を考慮し、次の事項を明らかにして、応援を要請しなければならない。

（1）災害等の種別、概要

（2）災害等の発生日時、場所

（3）応援消防力の指定

（4）その他必要な事項

2 応援消防隊の派遣を要請した管理者は、事後、速やかに前各号の事項を明記した文書を応援消防隊を派遣した管理者に提出しなければならない。

（応援派遣の方法）

第3条 管理者は、被災地の管理者から応援要請を受けたときは、直ちに応援消防隊を派遣しなければならない。また、次の各号の事項を明らかにして被災地の管理者に通報するものとする。

（1）応援消防隊の出発時刻

（2）応援消防隊の到着（予定）時刻

（3）応援消防隊の消防力

（4）その他必要な事項

2 応援消防隊を派遣した管理者は、事後、速やかに前項各号を明記した文書を応援消防隊の派遣を要請した管理者に提出しなければならない。

(改廃等)

第4条 この運用細目を改正し、または廃止する場合は、すべての管理者が協議の上、定める。

(施行日)

第5条 この運用細目は、昭和53年5月1日から実施する。

この運用細目の成立を証するため、この協定書を作成し、管理者は記名押印の上、各自1通を保持するものとする。

| 出勤区域                                                   | 応援出動分隊             |
|--------------------------------------------------------|--------------------|
| 大津市のうち<br>伊香立途中町の一部、同上竜華町、同下竜華町、真野普門町及び真野町のうち浜、沢、北村の地区 | 志賀町<br>消防1個分隊（消防団） |
| 志賀町のうち<br>八屋戸、北船路、南船路、北浜、中浜、南浜、高城、和邇中、栗原、小野及び今宿の地域     | 大津市<br>消防1個分隊（消防団） |

| 出勤区域                                       | 応援出動分隊         |
|--------------------------------------------|----------------|
| 大津市のうち<br>葛川地区の一部、細川町、貫井町、梅の木町、町居町、坊村町、中村町 | 湖西広域<br>消防1個分隊 |
| 朽木村のうち<br>栃生、村井、大野地区及び小川、平良、桑原地区           | 大津市<br>消防1個分隊  |

| 出勤区域                       | 応援出動分隊             |
|----------------------------|--------------------|
| 志賀町のうち<br>旧北小松地区のうち滝川以北の地域 | 湖西広域<br>消防1個分隊     |
| 高島町のうち<br>鵜川地域             | 志賀町<br>消防1個分隊（消防団） |

〔大津市、宇治市消防相互応援協定〕

大津市長（以下「甲」という。）及び宇治市長（以下「乙」という。）は、消防組織法の規定に基づく大津市及び宇治市の相互応援に関し、次のように協定する。

（相互応援）

第1条 大津市及び宇治市は、それぞれ他方の区域内において、火災又は救急事故若しくは救助事故（以下「災害」という。）が発生したときは、次の各号に定めるところにより相互に応援するものとする。

（1）大津市と宇治市との境界付近又は別表に掲げる地域内で災害が発生した場合において、これを覚知したとき、又は応援の要請を受けたときは、当該災害の状況に応じ、必要と認める数の消防隊、救急隊、救助隊若しくは指揮隊（以下「消防隊等」という。）又は消防分団を派遣する。

（2）前号に掲げる地域以外の地域で災害が発生した場合において、災害の規模その他特別の事情により応援の要請を受けたときは、当該要請に応じ、必要と認める数の消防隊等を派遣する。

（応援隊の指揮）

第2条 前条の規定により派遣された消防隊等及び消防分団（以下「応援隊」という。）の火災防御活動、救急活動及び救助活動については、受援側の消防長が指揮するものとする。

（経費の負担）

第3条 応援に要した経費の負担は、次の各号に定めるところによる。

（1）応援隊員の諸手当、車両等の燃料費その他の経常的な経費及び応援隊員の公務災害に係る諸経費は、応援側の負担とする。

（2）受援地において発生した一般人の死傷及び建物、工作物の破損等の事故に対する補償費その他の経費は、原則として受援側の負担とする。

（3）前2号に掲げる経費のほか、必要な経費の負担については、甲乙協議のうえ、その都度定めるものとする。

（実施の細目）

第4条 この協定に定めるもののほか、消防相互応援協定の実施について必要な事項は、大津市及び宇治市の消防長が協議のうえ、定めるものとする。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、平成18年8月1日から平成19年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の1箇月前までに、甲乙いずれからも改定又は廃止の意思表示がないときは、1年間期間を延長するものとし、以降も同様とする。

（その他）

第6条 この協定について疑義又は変更の必要が生じたときは、甲乙協議のうえ、その都度決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成18年8月1日

甲 大津市長  
乙 宇治市長

別表（第1条関係）

|        |                      |
|--------|----------------------|
| 甲の派遣地域 | 宇治市東笠取、西笠取、二尾、池尾、炭山  |
| 乙の派遣地域 | 大津市大石曾東町、石山外畑町、石山内畑町 |

〔京都市・大津市消防相互応援協定〕

京都市長（以下「甲」という。）及び大津市長（以下「乙」という。）は、消防組織法の規定に基づく京都市及び大津市の消防相互応援に関し、次のように協定する。

（相互応援）

第1条 京都市及び大津市は、それぞれ他方の区域内において、火災又は救急事故若しくは救助事故（以下「災害」という。）が発生したときは、次に掲げるところにより相互に応援するものとする。

（1）京都市と大津市との境界付近又は別表に掲げる地域内で災害が発生した場合において、これを覚知したとき、又は応援の要請を受けたときは、当該災害の状況に応じ、必要と認める数の消防隊、救急隊、救助隊若しくは指揮隊（以下「消防隊等」という。）又は消防分団を派遣する。

（2）前号に掲げる地域以外の地域で災害が発生した場合において、災害の規模その他特別の事情により応援の要請を受けたときは、当該要請に応じ、必要と認める数の消防隊等を派遣する。

（応援隊の指揮）

第2条 前条の規定により派遣された消防隊等及び消防分団（以下「応援隊」という。）の火災防御活動、救急活動及び救助活動の実施については、受援側の消防長が指揮するものとする。

（経費の負担）

第3条 応援に要した経費の負担は、次に掲げるところによる。

（1）応援隊員の諸手当、車両等の燃料費その他の経常的な経費及び応援隊員の公務災害に係る諸経費は、応援側の負担とする。

（2）受援地において発生した一般人の死傷及び建物、工作物の破損等の事故に対する補償費その他の経費は、原則として受援側の負担とする。

（3）前2号に掲げる経費のほか、必要な経費の負担については、甲乙協議のうえ、そのつど定めるものとする。

（実施の細目）

第4条 この協定に定めるもののほか、消防相互応援協定の実施について必要な事項は、京都市及び大津市の消防長が協議のうえ、定めるものとする。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、平成18年7月1日から平成19年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の1箇月前までに、甲乙いずれからも改定又は廃止の意思表示がないときは、1年間期間を延長するものとし、以降も同様とする。

（その他）

第6条 この協定について疑義又は変更の必要が生じたときは、甲乙協議のうえ、そのつど決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成18年7月1日

甲 京都市長

乙 大津市長

別表（第1条関係）

|        |                                                                                            |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 甲の派遣地域 | 大津市大谷町、追分町、横木一丁目、横木二丁目、茶戸町、稲葉台、藤尾奥町<br>大津市山中町、比叡平<br>比叡山頂のうち大津市の地域<br>大津市伊香立途中町<br>大津市葛川地域 |
| 乙の派遣地域 | 京都市左京区久多<br>京都市山科区四ノ宮小金塚<br>京都市伏見区醍醐一ノ切町、二ノ切町、三ノ切<br>比叡山頂一帯のうち京都市の地域                       |

ソ-3 名神高速道路消防応援協定（湖南広域行政組合、大津市、京都市、乙訓消防組合、島本町、高槻市、茨木市）

出典：大津市資料（平成24年12月：消防局）

消防組織法の規定に基づき、湖南広域行政組合、大津市、京都市、乙訓消防組合、島本町、高槻市及び茨木市（以下「協定市等」という。）は、高速自動車国道中央自動車道西宮線（以下「名神高速道路」という。）の栗東インターチェンジから茨木インターチェンジまでの間における消防の応援に関し、次のとおり協定する。

（応援）

第1条 大津市及び京都市（以下「応援市」という。）は、次に掲げる場合には、別表に掲げる出動区分に基づき、消防隊、救急隊等（以下「応援消防隊等」という。）を出動させるものとする。

(1) 火災、救急事故等（以下「火災等」という。）が発生した地域を管轄する協定市等（以下「受援市等」という。）の長から応援の要請があったとき。

(2) 応援市の長が、別表に掲げる出動区域における火災等の発生を感知し、応援を必要と認めたとき。

（指揮）

第2条 応援消防隊等に対する指揮は、原則として、受援市等の消防長が行うものとする。

（経費の負担）

第3条 応援消防隊等が使用した燃料、資器材及び機械器具の小破損の修理並びに応援消防隊等の隊員の給与及び公務災害補償に要した経費は、応援市の負担とする。

2 前項に掲げる経費以外の経費の負担については、応援市及び受援市等が、そのつど協議のうえ、定めるものとする。（この協定に定めない事項等）

第4条 この協定に定めない事項又は疑義が生じた事項については、協定市等が、そのつど協議のうえ、決定するものとする。

（実施の細目）

第5条 この協定の実施に関し必要な細目は、協定市等の消防長が、協議のうえ、定めるものとする。

（有効期間等）

第6条 この協定の有効期間は、平成18年7月1日から平成19年3月31日までとする。

2 前項の期間が満了する日の1箇月前までに、協定市等のいずれからこの協定を改定する旨の意思表示がないときは、この協定の有効期間は、さらに1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

3 協定市等は、この協定の有効期間中であっても、協議のうえ、この協定を改定することができる。

この協定の成立を証するため、本書7通を作成し、協定市等の長が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成18年7月1日  
湖南広域行政組合管理者  
大津市長  
京都市長  
乙訓消防組合管理者  
島本町長  
高槻市長  
茨木市長

別表（第1条関係）

| 応 援 市 | 出 動 区 分                     |                                  |
|-------|-----------------------------|----------------------------------|
|       | 出 動 区 域                     | 受 援 市 等                          |
| 大津市   | 栗東インターチェンジから京都東インターチェンジまでの間 | 湖南広域行政組合及び京都市                    |
| 京都市   | 栗東インターチェンジから茨木インターチェンジまでの間  | 湖南広域行政組合、大津市、乙訓消防組合、島本町、高槻市及び茨木市 |

## ソ-4 新名神高速道路消防応援協定（甲賀広域行政組合、湖南広域行政組合）

出典：大津市資料（平成24年12月：消防局）

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、甲賀広域行政組合、湖南広域行政組合及び大津市（以下「協定市等」という。）は消防の相互応援に関して、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、協定市等の地域内の新名神高速道路（以下「高速道路」という。）において火災、救急及び救助の業務を必要とする事故その他の災害（以下「災害等」という。）が発生した際に、協定市等が相互の消防力を活用して災害等による被害の軽減を図ることを目的とする。

（応援隊の出動等）

第2条 協定市等の長は、高速道路における災害等の処理のため応援の要請があった場合は、相互に消防隊、救急隊又は救助隊（以下「消防隊等」という。）の派遣を行うものとする。

（応援隊の指揮）

第3条 前条の規定により応援のため出動した消防隊等は、災害等が発生した地域を管轄する協定市等（以下「受援市等」という。）の長の指揮の下に行動するものとする。

（経費の負担）

第4条 第2条の規定により応援のため出動した消防隊等に要した経費の分担は、次の区分によるものとする。

- （1） 応援のため出動した消防隊等の使用した燃料、消火用資材、救急用資材、救助用資材等の通常経費は、応援を行った協定市等の負担とする。ただし、応援が長時間にわたる場合の現地における燃料の補給、消防隊等の隊員の給食等に要する経費については、受援市等の負担とする。
- （2） 応援のため出動した消防隊等の隊員の給与及び公務災害補償等に要する経費は、応援のため出動した協定市等の負担とする。
- （3） 消防機械器具の重大な破損の修理費、建物、施設、一般人等の損害に対する賠償費、消防隊等の隊員に対する賞じゅつ金その他諸経費の負担については、その都度協定市等の長が協議して定めるものとする。

（委任）

第5条 この協定の実施について必要な事項は、協定市等の消防長が協議して定めるものとする。

（疑義）

第6条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度協定市等の長が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため本協定書3通を作成し、協定市等の長が記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成20年2月23日

甲賀広域行政組合管理者  
湖南広域行政組合管理者  
大津市

### 〔新名神高速道路消防応援協定に基づく覚書〕

新名神高速道路消防応援協定書（平成20年2月23日締結。以下「協定書」という。）第5条の規定に基づき、甲賀広域行政組合、湖南広域消防局及び大津市（以下「協定市等」という。）は次のとおり覚書を定める。

（目的）

第1条 この覚書は、新名神高速道路（以下「高速道路」という。）における消防、救急及び救助の業務（以下「消防業務」という。）を迅速かつ適切に実施するため、必要な事項について定めるものとする。

（出動消防隊）

第2条 高速道路における消防業務のため出動する消防隊、救急隊及び救助隊（以下「消防隊等」という。）は、別表に掲げる区分により出動するものとする。

（応援の要請）

第3条 協定書第2条に規定する応援の要請は、災害が発生した地域を管轄する協定市等の消防長が他の協定市等の消防長に対し行うものとする。

（調査）

第4条 火災の調査は、火災が発生した地域を管轄する協定市等の消防長が行う。

（情報交換）

第5条 高速道路における消防業務のため出動したときは、災害発生地の消防長に即報するとともに、災害の処理後、その概要を報告するものとする。ただし、災害の状況等により、災害の処理後概要報告のみとすることができる。

2 火災の原因及び損害の調査について、災害発生地の消防長が必要と認める場合は、出動した消防隊等の属する消防長に対して災害の状況及びその他必要な事項等について、情報を求めることができる。

（補則）

第6条 この覚書は、協定市等の消防長の協議により改訂することができる。

2 この覚書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、協定市等の消防長が協議のうえその都度決定するものとする。

3 この覚書の成立を証するため本書3通を作成し、協定市等の消防長が記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

附 則

この覚書は、平成20年2月23日から施行する。

附 則  
(施行期日)

この覚書は、新名神高速道路亀山西JCTが供用開始した日から施行する。

平成31年3月13日

甲賀広域行政組合消防本部

消 防 長    本 田   修   二

湖南広域消防局

消防局長    木 村   政   行

大津市消防局

消防局長    伊 藤   善   紀

別表（第2条関係）

| 消防隊等の出動区分            |     | 第1次担当消防機関    | 第2次担当消防機関    |
|----------------------|-----|--------------|--------------|
| 草津田上IC<br>から<br>信楽IC | 上り線 | 湖南広域消防局      | 大津市消防局       |
|                      | 下り線 | 甲賀広域行政組合消防本部 | 甲賀広域行政組合消防本部 |
| 信楽IC<br>から<br>甲賀土山IC | 上り線 | 甲賀広域行政組合消防本部 | 湖南広域消防局      |
|                      | 下り線 | 甲賀広域行政組合消防本部 | 大津市消防局       |

## ソ-5 一般国道1号京滋バイパス消防応援協定（湖南広域行政組合、宇治市、久御山町）

出典：大津市資料（平成24年12月：消防局）

消防組織法の規定に基づき湖南広域行政組合、大津市、宇治市、久御山町(以下「協定市等」という。)は、一般国道1号京滋バイパス(以下「バイパス」という。)における消防の相互応援に関し、次のとおり協定する。

(相互応援)

第1条 協定市等は、バイパスにおいて次に掲げる場合には消防隊、救急隊、救助隊若しくは指揮隊(以下「消防隊等」という。)を出動させるものとする。

(1) 火災又は救急事故若しくは救助事故等(以下「災害等」という。)が発生した地域を管轄する協定市等の長から応援の要請を受けたとき。

(2) 協定市等の長が管轄する地域以外における災害等の発生を覚知し、応援の必要があると認めたとき。

(指揮)

第2条 応援消防隊等に対する指揮は、原則として受援側の消防長が行うものとする。

(経費の負担)

第3条 応援に要した費用の負担は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 応援隊員の諸手当、車両等の燃料費その他の経常的な経費及び応援隊員の公務災害に係る諸経費は応援側の負担とする。

(2) 受援地において発生した一般人の死傷並びに建物及び工作物の破損等の事故に対する補償費その他の経費は、原則として受援側の負担とする。

(3) 前2号に掲げる経費のほか、必要な経費の負担については応援側と受援側が協議のうえ、その都度定めるものとする。

(この協定に定めのない事項等)

第4条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、協定市等が協議のうえ、その都度決定するものとする。

(実施の細目)

第5条 この協定の実施に関し必要な細目は、協定市等の消防長が協議のうえ定めるものとする。

(有効期間等)

第6条 この協定の有効期間は、平成18年8月1日から平成19年3月31日までとする。

2 前項の期間が満了する日の1箇月前までに、協定市等のいずれからも改正又は廃止をする旨の意思表示がないときは、この協定の有効期間を1年間延長するものとし、その後も同様とする。

3 協定市等は、この協定の有効期間中であっても協議のうえこの協定を改正することができる。

この協定の成立を証するため、本書4通を作成し、協定市等の長が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成18年8月1日

湖南広域行政組合管理者

大津市長

宇治市長

久御山町長

## ソ-6 滋賀県下消防団広域相互応援協定（県内消防団）

出典：大津市資料（平成24年12月：消防局）

滋賀県下の消防団を設置する市町（以下「市町」という。）相互間において消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「組織法」という。）第39条の規定に基づき、滋賀県内に大規模災害等が発生した場合における県内の消防団の広域相互応援協定について、次のとおり協定する。

（広域相互応援体制の確立）

第1条 市町は、滋賀県内に大規模災害等が発生した場合に相互に応援するため、以下の条項に定めるところにより、滋賀県下消防団広域相互応援体制を確立する。

（広域相互応援体制の組織）

第2条 応援時の消防機関相互の情報連絡および応援要請を迅速かつ円滑に行うため、第3条に規定する災害対応に関しては、本協定に限り、滋賀県下消防団を4つのブロックに区分し、それぞれブロック幹事およびブロック幹事代行を置く。

2 ブロック幹事およびブロック幹事代行は消防本部をもって充てることとし、その選任および任務等必要な事項については市町間で協議して第10条の規定に基づく「滋賀県下消防団広域相互応援協定実施細目」に定めるものとする。（対象とする災害）

第3条 この協定により消防団の広域相互応援の対象とする災害は次のとおりとし、災害の発生した市町の消防力および当該市町と消防相互応援協定を締結している隣接市町の消防力をもってしても防ぎ難い大規模災害等とする。

- (1) 大規模な地震・風水害等の自然災害
- (2) 大規模な火災、林野火災および高層建築物火災
- (3) 航空機事故、列車事故等の大規模な事故等
- (4) 武力攻撃等による災害

（応援の要請）

第4条 この協定に基づく応援の要請は、第3条に規定する災害が発生した市町（以下「要請側市町」という。）の長が他の市町（以下「応援側市町」という。）の長に対して行うものとする。

2 前項に規定する応援要請は、第10条の規定に基づく「滋賀県下消防団広域相互応援協定実施細目」に定めたブロック幹事消防本部もしくはブロック幹事代行消防本部を通じて、電話等により次の事項を明確にして行うものとし、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の発生場所および概要
- (2) 必要とする人員、車両等
- (3) 集結場所、活動内容および連絡責任者
- (4) その他必要事項

（応援隊の派遣）

第5条 前条に規定する応援側市町の長は、業務に重大な支障がない限り応援を行うものとし、応援を行うことが可能と判断した場合は、要請側市町の長に対し、その旨連絡するものとする。また、応援要請に応ずることができない場合も、その旨速やかに連絡するものとする。

2 前項に規定する「業務に重大な支障」とは、応援側市町の長が次に掲げる場合で応援隊の派遣が著しく困難と認める場合をいう。

- (1) 応援側市町において大規模災害が発生し、又はその恐れがある場合
- (2) 他の応援協定により応援出動している場合
- (3) 市町の特別な事情がある場合
- (4) その他やむを得ない事情がある場合

（応援の中断）

第6条 応援側市町の都合で応援隊を復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、応援側市町は要請側市町と協議の上、応援を中断することができるものとする。

（応援隊の指揮）

第7条 応援隊は、組織法第47条の規定に基づき、要請側市町の長の指揮の下に行動するものとする。

2 前項に規定する「要請側市町の長の指揮の下」とは、応援隊の長が要請側市町の長に現場到着の旨の報告を行ったときから、現場引き揚げの旨の報告を行ったときまでをいう。

（経費の負担）

第8条 この協定に基づく応援に要する費用は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 応援側市町が負担する経費
  - ア 公務上の災害補償費
  - イ 旅費および出動手当
  - ウ 車両等の燃料費（現地で調達したものを除く。）
  - エ 車両等の修理費
  - オ 被服の損料等

カ 交通事故における損害賠償費等

(2) 要請側市町が負担する経費

ア 車両等の燃料費で現地で調達したもの

イ 宿泊費および食糧費

ウ 応援活動中の第三者に対する損害賠償費および損失補償費

エ その他応援活動中に要した諸経費

2 前項に規定する事項の他、経費の負担に疑義が生じた場合は、その都度、応援側市町および要請側市町が協議の上、決定するものとする。

(事前計画等)

第9条 大規模災害等に対して、迅速かつ適正で効率的な活動を実施するため、各市町長は応援出動可能な人員および車両等の計画をあらかじめ定めておくものとする。

2 前項の計画の策定等この協定の効率的な運用を図るために必要な各種消防情報等を相互に提供するものとする。

(実施細目)

第10条 この協定に基づく応援要請および応援隊の派遣等の運用に関する必要な事項について、別途：「滋賀県下消防団広域相互応援協定実施細目」を定めるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項または疑義が生じた事項については、その都度、市町間で協議の上、決定するものとする。

2 この協定を改正、廃止する場合もこれを準用する。

(委任)

第12条 この協定の実施に関し、必要な事項については所轄消防本部消防長との連携を図りながら、市町の消防団長間で協議して定めるものとする。

(附則)

1 この協定は、平成19年4月1日から施行する。

2 この協定を締結したことを証するため、各市町は本書26通を作成し、記名押印の上、各一通を保有するものとする。

平成19年3月16日

## ソ-7 警察消防相互応援協定（滋賀県警察本部）

出典：大津市資料（平成29年3月：消防局）

（目的）

第1条警察及び消防は、国民の生命、身体及び財産の保護のため共通の責を有することから、滋賀県警察本部(以下「甲」という。 )と滋賀県内各消防本部(以下「乙」という。 )との間に、災害現場活動等をはじめとする相互応援、協力について包括的な協定を締結し、もって県民の安全確保に資することを目的とする。

（応援・協力）

第2条甲及び乙は、地震、台風、火災等の災害活動における相互応援はもとより、あらゆる事案の発生に係る県民の安全確保に関する事項について相互に協力するものとする。

（応援等要請事項）

第3条応援等の要請は原則、文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合、又は災害現場等で相互に協力を要請する場合は口頭により行なうことができる。

（派遣の範囲等）

第4条前条の要請による応援又は協力は、甲乙の本来業務に支障がない範囲においてこれに応じなければならない。

2 消防が警察を応援する場合は、当該消防機関の管轄区域内に限るものとする。ただし、広域的な対応を必要とする場合はこの限りでない。

（現場活動の調整）

第5条災害現場等で相互に活動する場合は、本協定の目的が十分図られるよう、合同調整所を設置するなどして必要な調整を行い、情報の共有及び活動にあたって、緊密に連携するものとする。

（経費の負担）

第6条この協定により甲又は乙が要した経費は活動に当たった各本部機関がそれぞれ負担することを原則とするが、疑義が生じた場合は、その都度、協議するものとする。

（運用）

第7条この協定に定めるもののほか、相互応援、協力の運用に関する事項は、甲乙それぞれが管轄する警察署及び消防本部間において、別途協議できるものとする。

（改廃等）

第8条この協定を改正し、又は廃止する場合は、甲及び乙が協議し、決定するものとする。

（保管）

第9条本協定の締結を証するため、本書8通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有するものとする。

附則

この協定は、平成27年10月19日から実施する。

附則（平成29年3月1日）

この協定は、平成29年3月1日から実施する。

平成29年3月1日

|   |                                                                                                                                                                                                                              |                                                      |
|---|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| 甲 | 大津市打出浜1番10号<br>滋賀県警察本部本部長                                                                                                                                                                                                    | 渡邊国佳                                                 |
| 乙 | 大津市御陵町3番1号<br>大津市消防局消防局長<br>栗東市小柿三丁目1番1号<br>湖南広域消防局消防局長<br>甲賀市水口町水口6218番地<br>甲賀広域行政組合消防本部消防長<br>東近江市東今崎町5番33号<br>東近江行政組合消防本部消防長<br>彦根市西今町415番地<br>彦根市消防本部消防長<br>長浜市平方町1135番地<br>湖北地域消防本部消防長<br>高島市今津町日置前5150番地<br>高島市消防本部消防長 | 丸山忠司<br>藤村春男<br>荒川庄三郎<br>樋口孝行<br>河池博<br>柏本正男<br>笠原米和 |

「警察消防相互応援協定の運用に関する覚書（大津警察署）」

（目的）

第1条 この覚書は、警察消防相互応援協定書（以下「協定書」という。）第7条の規定に基づき、滋賀県大津警察署（以下「甲」という。）と大津市消防局（以下「乙」という。）との間における相互応援、協力について必要な事項を定めるものとする。

（応援等の種別）

第2条 協定書第2条に基づく相互応援、協力は次に掲げる事項とする。

（1）相互応援を必要とする事項

- ア 地震、風水害等の自然災害による人命救助活動
- イ 多数の要救助者を伴う各種事故による人命救助活動
- ウ その他市民の生命、身体及び財産の保護に関し相互応援により事態対処の必要があると認める事項

（2）相互協力を必要とする事項

- ア 山岳遭難、水難・船舶事故、その他捜索活動等における相互協力
- イ 各種災害に伴う住民の避難誘導及び要救助者等の一時的な保護
- ウ 災害時等における相互の活動に関する情報交換並びに情報提供
- エ 災害現場等における交通規制並びに消防活動妨害行為等の排除
- オ 犯罪現場等の証拠保全、火災鎮火後の現場検証及び火災調査
- カ 各種災害対応訓練における相互協力
- キ その他防犯、防火、事故防止等に関し相互協力の必要があると認める事項

（応援要請等の方法）

第3条 前条第1号に掲げる相互応援は、応援を受けようとする甲又は乙の長に対し、次に掲げる事項を明記した応援要請書（様式第1号）により応援要請することを原則とする。

- （1）事案の種別、発生日時、発生場所、概要等
- （2）必要とする応援隊、人員及び活動内容等
- （3）出動場所その他必要な事項

2 前条第2号に掲げる相互協力は、甲又は乙の長、若しくは当該事案が発生している現場の甲乙それぞれの最高責任者間において、口頭により協力要請できるものとする。

（派遣の範囲、方法等）

第4条 協定書第4条第2項の相互応援の範囲は、甲乙それぞれの管轄する区域内とする。

2 応援隊の派遣は、次に掲げる事項を明確にして受援側に伝えるものとする。

- （1）出動時刻及び現場到着予定時刻並びに出動場所
- （2）人員及び部隊等の種別
- （3）応援隊最高責任者の所属、氏名、及び連絡手段
- （4）その他必要な事項

（個人情報の共有及び保護）

第5条 甲及び乙が共有する個人情報は、前第2条に掲げる範囲とする。

2 この覚書により知り得た個人情報は、当該機関が属する行政機関が定める個人情報保護条例に基づき保護するものとする。

（協議、改廃等）

第6条 この覚書を改正し、又は廃止する場合は、甲乙協議して決定するものとする。

（保管）

第7条 この覚書の成立を証するため、正本2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

附 則

1 この覚書は、平成29年3月7日から実施する。

平成29年3月7日

甲 滋賀県大津警察署署長  
乙 大津市消防局消防局長

「警察消防相互応援協定の運用に関する覚書（大津北警察署）」

（目的）

第1条 この覚書は、警察消防相互応援協定書（以下「協定書」という。）第7条の規定に基づき、滋賀県大津北警察署（以下「甲」という。）と大津市消防局（以下「乙」という。）との間における相互応援、協力について必要な事項を定めるものとする。

（応援等の種別）

第2条 協定書第2条に基づく相互応援、協力は次に掲げる事項とする。

（1）相互応援を必要とする事項

- ア 地震、風水害等の自然災害による人命救助活動
- イ 多数の要救助者を伴う各種事故による人命救助活動
- ウ その他市民の生命、身体及び財産の保護に関し相互応援により事態対処の必要があると認める事項

（2）相互協力を必要とする事項

- ア 山岳遭難、水難・船舶事故、その他捜索活動等における相互協力
- イ 各種災害に伴う住民の避難誘導及び要救助者等の一時的な保護
- ウ 災害時等における相互の活動に関する情報交換並びに情報提供
- エ 災害現場等における交通規制並びに消防活動妨害行為等の排除
- オ 犯罪現場等の証拠保全、火災鎮火後の現場検証及び火災調査
- カ 自然災害等により被災した警察、消防庁舎の一時的な代替使用
- キ 各種災害対応訓練における相互協力
- ク その他防犯、防火、事故防止等に関し相互協力の必要があると認める事項

（応援要請等の方法）

第3条 前条第1号に掲げる相互応援は、応援を受けようとする甲又は乙の長に対し、次に掲げる事項を明記した応援要請書（様式第1号）により応援要請する事を原則とする。

- （1）事案の種別、発生日時、発生場所、概要等
- （2）必要とする応援隊、人員及び活動内容等
- （3）出動場所その他必要な事項

2 前条第2号に掲げる相互協力は、甲又は乙の長、若しくは当該事案が発生している現場の甲乙それぞれの最高責任者間において、口頭により協力要請できるものとする。

（派遣の範囲、方法等）

第4条 協定書第4条第2項の相互応援の範囲は、甲乙それぞれの管轄する区域内とする。

2 応援隊の派遣は、次に掲げる事項を明確にして受援側に伝えるものとする。

- （1）出動時刻及び現場到着予定時刻並びに出動場所
- （2）人員及び部隊等の種別
- （3）応援隊最高責任者の所属、氏名、及び連絡手段
- （4）その他必要な事項

（個人情報の共有及び保護）

第5条 甲及び乙が共有する個人情報は、前第2条に掲げる範囲とする。

2 この覚書により知り得た個人情報は、当該機関が属する行政機関が定める個人情報保護条例に基づき保護するものとする。

（協議、改廃等）

第6条 この覚書を改正し、又は廃止する場合は、甲乙協議して決定するものとする。

（保管）

第7条 この覚書の成立を証するため、正本2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

附 則

1 この覚書は、平成28年3月14日から実施する。

平成28年3月14日

甲 滋賀県大津北警察署署長

乙 大津市消防局消防局長

## ソ-8,9 消防活動支援に関する協定

出典：大津市資料（平成26年1月：消防局）

〔株式会社カネカ滋賀工場〕

この協定は、大津市消防局（以下「甲」という。）と 株式会社 カネカ（以下「乙」という。）の滋賀工場付近において、火災等、その他の災害（以下「災害等」という。）が発生した場合において、甲より消防活動支援要請を行い、要請を受けた乙が支援可能と判断した場合、人員及び保有する消防車両等を活用し、消火及び避難誘導、救護活動等を行う消防活動支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（消防活動支援の協力）

第1条 乙は、甲の要請を受けたときは、その趣旨に従い乙のこの協定による消防活動支援に係る責任者（防衛隊長等）の判断により支援可能な場合、速やかに人員及び保有する消防車両等の提供について、乙の可能な限り甲に協力するものとする。

（連絡責任者）

第2条 消防活動支援に関する事項の連絡責任者として、甲においては各署指揮隊長（消防隊長を含む。）を、乙においては 滋賀工場 管理グループリーダーをそれぞれ指定するものとする。

（要請手続）

第3条 甲は、災害時において乙の消防活動支援が必要であると認めるときは、乙の連絡責任者に対し、口頭により要請を行うものとし、事後速やかに消防活動支援要請書（様式第1号）を送付するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、甲の連絡責任者に対し受託の可否を返答し、事後速やかに消防活動支援受託書（様式第2号）を提出するものとする。

（活動内容及び体制）

第4条 乙は災害現場において、甲の消防指揮隊（消防隊含む。）からの指示のもと、消火及び避難誘導を主眼として行うものとする。

2 甲は、消防活動支援が迅速かつ的確に遂行されるよう、乙に対し必要な情報の提供に努めるものとする。

（実施報告）

第5条 乙は、災害等のため保有する消防車両、労力等の提供をしたときは、事後速やかに消防活動支援に係る資機材・労力等支援完了報告書（様式第3号）を提出するものとする。

（経費の負担等）

第6条 この協定による消防活動支援の実施により生じた、経費の負担、損害の補償、災害補償等については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

2 消防活動支援の実施により、甲又は乙が第三者から損害賠償請求をされた場合は、甲と乙が協議の上、処理するものとする。

（協議）

第7条 この協定の運用について疑義が生じた場合は、その都度甲乙両者において協議し決定するものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、平成26年1月20日から平成27年1月19日までとする。

2 前項の期間満了の1箇月前までに、甲乙いずれからも改定又は廃止の意思表示がないときは、1年間期間を延長するものとし、以降も同様とする。

（その他）

第9条 この協定を証するために正本2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年1月20日

甲 大津市御陵町3番1号  
大津市消防局  
消防局長

乙 大阪市北区中之島2丁目3番18号  
株式会社 カネカ  
滋賀工場長

〔日本精工株式会社大津工場〕

この協定は、大津市消防局（以下「甲」という。）と 日本精工 株式会社（以下「乙」という。）の大津工場付近において、火災等、その他の災害（以下「災害等」という。）が発生した場合において、甲より消防活動支援要請を行い、要請を受けた乙が支援可能な場合、人員及び保有する消防車両等を活用し、消火及び避難誘導、救護活動等を行う消防活動支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（消防活動支援の協力）

第1条 乙は、甲の要請を受けたときは、その趣旨に従い乙のこの協定による消防活動支援に係る責任者（自衛消防隊長等）の判断により支援可能な場合、速やかに人員及び保有する消防車両等の提供について、乙の可能な限り甲に協力するものとする。

（連絡責任者）

第2条 消防活動支援に関する事項の連絡責任者として、甲においては各署指揮隊長（消防隊長を含む。）を、乙においては 大津工場 防火管理者をそれぞれ指定するものとする。

（要請手続）

第3条 甲は、災害時において乙の消防支援活動が必要であると認めるときは、乙の連絡責任者に対し、口頭により要請を行うものとし、事後速やかに消防支援活動要請書（様式第1号）を送付するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、甲の連絡責任者に対し受託の可否を返答し、事後速やかに消防支援活動受託書（様式第2号）を提出するものとする。

（活動内容及び体制）

第4条 乙は災害現場において、甲の消防指揮隊（消防隊含む。）からの指示のもと、消火及び避難誘導を主眼として行うものとする。

2 甲は、消防支援活動が迅速かつ的確に遂行されるよう、乙に対し必要な情報の提供に努めるものとする。

（実施報告）

第5条 乙は、災害等のため保有する消防車両、労力等の提供をしたときは、事後速やかに消防活動支援に係る資機材・労力等支援完了報告書（様式第3号）を提出するものとする。

（経費の負担等）

第6条 この協定による消防支援活動の実施により生じた、経費の負担、損害の補償、災害補償等については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

2 消防活動支援の実施により、甲又は乙が第三者から損害賠償請求をされた場合は、甲と乙が協議の上、処理するものとする。

（協議）

第7条 この協定の運用について疑義が生じた場合は、その都度甲乙両者において協議し決定するものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、平成26年1月20日から平成27年1月19日までとする。

2 前項の期間満了の1箇月前までに、甲乙いずれからも改定又は廃止の意思表示がないときは、1年間期間を延長するものとし、以降も同様とする。

（その他）

第9条 この協定を証するために正本2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年1月20日

甲 大津市御陵町3番1号  
大津市消防局  
消防局長

乙 大津市晴嵐一丁目16番1号  
日本精工株式会社  
大津工場工場長

## ソ-10,11,12, 施設等の使用に関する消防活動支援協定

出典：大津市資料（平成26年5月：消防局）

### 〔琵琶湖グランドホテル〕

この協定は、大津市消防局（以下「甲」という。）と 琵琶湖グランドホテル（以下「乙」という。）との間に、災害が発生した場合において、乙の施設を救護及び消防活動スペース等として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

#### （趣旨）

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により、甲より消防活動支援の要請を行い、要請を受けた乙が支援可能と判断した場合、所有するその施設の活用及び人員等を提供し、一時避難場所並びに消防活動スペース、湖上輸送の拠点としての使用に関して、必要な事項を定めるものとする。

#### （消防活動支援の協力）

第2条 乙は、甲の要請を受けたときは、その趣旨に従い乙のこの協定による消防活動支援に係る責任者である防火・防災管理者の判断により支援可能な場合、速やかに施設及び人員等の提供について、乙の可能な限り甲に協力するものとする。

#### （連絡責任者）

第3条 消防活動支援に関する事項の連絡責任者として、甲においては消防局通信指令課長（各署指揮隊長及び消防隊長を含む。）を、乙においては自衛消防団統括管理者をそれぞれ指定するものとする。

#### （施設等の使用要請手続等）

第4条 甲は、災害時において乙の施設等を使用する消防活動支援が必要であると認めるときは、乙の連絡責任者に対し、口頭により要請を行うものとし、事後速やかに消防活動支援要請書（様式第1号）を送付するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、甲の連絡責任者に対し受託の可否を返答し、事後速やかに消防活動支援受託書（様式第2号）を提出するものとする。

#### （支援内容）

第5条 乙は、その施設等において、甲の消防指揮隊（消防隊含む。）からの指示のもと、施設及び人員等の提供並びに救護活動、避難誘導等を行うものとする。

2 甲は、消防活動支援が迅速かつ的確に遂行されるよう、乙に対し必要な情報の提供に努めるものとする。

#### （実施報告）

第6条 乙は、災害等のため施設及び労力等の提供をしたときは、事後速やかに消防活動支援に係る支援完了報告書（様式第3号）を提出するものとする。

#### （経費負担）

第7条 乙が提供した物品に要した経費については、甲と乙が協議して定めるものとする。

#### （損害補償）

第8条 この協定による消防活動支援の実施により生じた、損害の補償、災害補償等については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

2 消防活動支援の実施により、甲又は乙が第三者から損害賠償請求をされた場合は、甲と乙が協議の上、処理するものとする。

#### （協議）

第9条 この協定の運用について疑義が生じた場合は、その都度甲乙両者において協議し決定するものとする。

#### （有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、平成26年5月21日から平成27年5月20日までとする。

2 前項の期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからも改定又は廃止の意思表示がないときは、1年間期間を延長するものとし、以後も同様とする。

#### （その他）

第11条 この協定を証するために正本2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年5月21日

甲 大津市御陵町3番1号  
大津市消防局 消防局長

乙 大津市雄琴六丁目5番1号  
株式会社 琵琶湖グランドホテル  
代表取締役社長

〔京阪電気鉄道株式会社（浜大津アーカス）〕

この協定は、大津市消防局（以下「甲」という。）と 京阪電気鉄道株式会社（以下「乙」という。）との間に、災害が発生した場合において、乙の施設である浜大津アーカス（アミューズメント棟、ホテル棟、駐車場等）を救護及び消防活動スペース等として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により、甲より消防活動支援の要請を行い、要請を受けた乙が支援可能と判断した場合、所有するその施設の活用及び人員等を提供し、一時避難場所並びに消防活動スペース、湖上輸送等の拠点としての使用に関して、必要な事項を定めるものとする。

（消防活動支援の協力）

第2条 乙は、甲の要請を受けたときは、その趣旨に従い乙のこの協定による消防活動支援に係る責任者を当該施設の防火管理者として、その判断により、支援可能な場合は速やかに施設及び人員等の提供について、乙の可能な限り甲に協力するものとする。

（連絡責任者）

第3条 消防活動支援に関する事項の連絡責任者として、甲においては消防局通信指令課長（各署指揮隊長及び消防隊長を含む。）を、乙においては当該施設の防火管理者をそれぞれ指定するものとする。

（施設等の使用要請手続等）

第4条 甲は、災害時において乙の施設等を使用する消防活動支援が必要であると認めるときは、乙の連絡責任者に対し、口頭により要請を行うものとし、事後速やかに消防活動支援要請書（様式第1号）を送付するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、甲の連絡責任者に対し受託の可否を返答し、事後速やかに消防活動支援受託書（様式第2号）を提出するものとする。

（支援内容）

第5条 乙は、その施設等において、甲の消防指揮隊（消防隊含む。）からの指示のもと、施設及び人員等の提供並びに救護活動、避難誘導等を行うものとする。

2 甲は、消防活動支援が迅速かつ的確に遂行されるよう、乙に対し必要な情報の提供に努めるものとする。

（実施報告）

第6条 乙は、災害等のため施設及び労力等の提供をしたときは、事後速やかに消防活動支援に係る支援完了報告書（様式第3号）を提出するものとする。

（経費負担）

第7条 乙が提供した物品に要した経費については、甲と乙が協議して定めるものとする。

（損害補償）

第8条 この協定による消防活動支援の実施により生じた、損害の補償、災害補償等については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

2 消防活動支援の実施により、甲又は乙が第三者から損害賠償請求をされた場合は、甲と乙が協議の上、処理するものとする。

（協議）

第9条 この協定の運用について疑義が生じた場合は、その都度甲乙両者において協議し決定するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、平成26年5月1日から平成27年4月30日までとする。

2 前項の期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからも改定又は廃止の意思表示がないときは、1年間期間を延長するものとし、以後も同様とする。

（その他）

第11条 この協定を証するために正本2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年5月1日

甲 大津市御陵町3番1号  
大津市消防局 消防局長 丸山 忠司

乙 大阪市中央区大手前一丁目7番31号  
京阪電気鉄道株式会社  
アセット事業部長 片岡 大蔵

〔株式会社 プリンスホテル（大津プリンスホテル）〕

この協定は、大津市消防局（以下「甲」という。）と 株式会社 プリンスホテル（以下「乙」という。）との間に、災害が発生した場合において、乙の施設である大津プリンスホテルを救護及び消防活動スペース等として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により、甲より消防活動支援の要請を行い、要請を受けた乙が支援可能と判断した場合、所有するその施設の活用及び人員等を提供し、一時避難場所並びに消防活動スペース、湖上輸送の拠点としての使用に関して、必要な事項を定めるものとする。

（消防活動支援の協力）

第2条 乙は、甲の要請を受けたときは、その趣旨に従い乙のこの協定による消防活動支援に係る責任者である大津プリンスホテル総支配人の判断により支援可能な場合、速やかに施設及び人員等の提供について、乙の可能な限り甲に協力するものとする。

（連絡責任者）

第3条 消防活動支援に関する事項の連絡責任者として、甲においては消防局通信指令課長（各署指揮隊長及び消防隊長を含む。）を、乙においては大津プリンスホテル防火防災管理者をそれぞれ指定するものとする。

（施設等の使用要請手続等）

第4条 甲は、災害時において乙の施設等を使用する消防活動支援が必要であると認めるときは、乙の連絡責任者に対し、口頭により要請を行うものとし、事後速やかに消防活動支援要請書（様式第1号）を送付するものとする。  
2 乙の消防活動支援に係る責任者は、前項の要請を受けたときは、甲の連絡責任者に対し受託の可否を返答し、事後速やかに消防活動支援受託書（様式第2号）を提出するものとする。

（支援内容）

第5条 乙は、その施設等において、甲の消防指揮隊（消防隊含む。）からの指示のもと、施設及び人員等の提供並びに救護活動、避難誘導等を行うものとする。  
2 甲は、消防活動支援が迅速かつ的確に遂行されるよう、乙に対し必要な情報の提供に努めるものとする。

（実施報告）

第6条 乙の消防活動支援に係る責任者は、災害等のため施設及び労力等の提供をしたときは、事後速やかに消防活動支援に係る支援完了報告書（様式第3号）を提出するものとする。

（経費負担）

第7条 乙が提供した物品に要した経費については、甲と乙が協議して定めるものとする。

（損害補償）

第8条 この協定による消防活動支援の実施により生じた、損害の補償、災害補償等については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。  
2 消防活動支援の実施により、甲又は乙が第三者から損害賠償請求をされた場合は、甲と乙が協議の上、処理するものとする。

（協議）

第9条 この協定の運用について疑義が生じた場合は、その都度甲乙両者において協議し決定するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、平成26年5月21日から平成27年5月20日までとする。  
2 前項の期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからも改定又は廃止の意思表示がないときは、1年間期間を延長するものとし、以後も同様とする。

（その他）

第11条 この協定を証するために正本2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年5月21日

甲 大津市御陵町3番1号  
大津市消防局 消防局長

乙 東京都豊島区東池袋3-1-5  
株式会社 プリンスホテル 代表取締役

## ソ-13, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20 災害時における消防活動支援に関する協定

### 〔志賀町漁業協同組合〕

大津市消防局（以下「甲」という。）と志賀町漁業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における消防活動支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により、甲から消防活動支援の要請を行い、要請を受けた乙が支援可能と判断した場合、乙の所属組合員が所有する漁船を活用した消防活動及び物資等の湖上輸送に関して、必要な事項を定めるものとする。

（消防活動支援の協力）

第2条 乙は、甲の要請を受けたときは、その趣旨に従い乙のこの協定による消防活動支援に係る責任者である組合長が支援可能と判断した場合、速やかに漁船等の提供について、乙の可能な限り甲に協力するものとする。

（連絡責任者）

第3条 消防活動支援に関する連絡責任者として、甲においては消防局通信指令課長（各署指揮隊長及び消防隊長を含む。）を、乙においては志賀町漁業協同組合代表理事組合長をそれぞれ指定するものとする。

（要請手続）

第4条 甲は、災害時において乙の消防活動支援が必要であると認めるときは、乙の連絡責任者に対し口頭により要請を行い、事後速やかに消防活動支援要請書（様式第1号）を送付するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、甲の連絡責任者に対し受託の可否を返答し、事後速やかに消防活動支援受託書（様式第2号）を提出するものとする。

（支援内容）

第5条 乙は、湖上において、甲の消防指揮隊（消防隊含む。）からの指示のもと、負傷者、避難行動要支援者等又は災害活動に必要な人員の搬送及び災害時に必要な物資の輸送を行うものとする。

2 甲は、消防活動支援が迅速かつ的確に遂行されるよう、乙に対し必要な情報の提供に努めるものとする。

（実施報告）

第6条 乙は、災害等のため保有する漁船、労力等の提供をしたときは、事後速やかに消防活動支援に係る支援完了報告書（様式第3号）を提出するものとする。

（経費負担）

第7条 乙が輸送に要した費用経費については、甲と乙が協議して定めるものとする。

（損害補償）

第8条 この協定による消防活動支援の実施により生じた、損害の補償、災害補償等については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

2 消防活動支援の実施により、甲又は乙が第三者から損害賠償請求をされた場合は、甲と乙が協議の上、処理するものとする。

（協議）

第9条 この協定の運用について疑義が生じた場合は、その都度甲乙両者において協議し決定するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、平成27年6月1日から平成28年5月31日までとする。

2 前項の期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからも改定又は廃止の意思表示がないときは、1年間期間を延長するものとし、以後も同様とする。

（その他）

第11条 この協定の締結を証するため、正本2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成27年6月1日

|   |           |   |
|---|-----------|---|
| 甲 | 大津市消防局    |   |
|   | 消防局長      | ㊟ |
| 乙 | 志賀町漁業協同組合 |   |
|   | 代表理事組合長   | ㊟ |

〔葛川漁業協同組合〕

大津市消防局（以下「甲」という。）と葛川漁業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における消防活動支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により、甲から消防活動支援の要請を行い、要請を受けた乙が支援可能と判断した場合、消防活動支援に関して、必要な事項を定めるものとする。

（消防活動支援の協力）

第2条 乙は、甲の要請を受けたときは、その趣旨に従い乙のこの協定による消防活動支援に係る責任者である組合長が支援可能と判断した場合、速やかに、乙の可能な限り甲に協力するものとする。

（連絡責任者）

第3条 消防活動支援に関する連絡責任者として、甲においては消防局通信指令課長（各署指揮隊長及び消防隊長を含む。）を、乙においては葛川漁業協同組合代表理事組合長をそれぞれ指定するものとする。

（要請手続）

第4条 甲は、災害時において乙の消防活動支援が必要であると認めるときは、乙の連絡責任者に対し口頭により要請を行い、事後速やかに消防活動支援要請書（様式第1号）を送付するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、甲の連絡責任者に対し受託の可否を返答し、事後速やかに消防活動支援受託書（様式第2号）を提出するものとする。

（支援内容）

第5条 乙は、甲の消防指揮隊（消防隊含む。）からの指示のもと、人命救助及び災害対応に必要な支援活動を行うものとする。

2 甲は、消防活動支援が迅速かつ的確に遂行されるよう、乙に対し必要な情報の提供に努めるものとする。

（実施報告）

第6条 乙は、災害等のため労力等の提供をしたときは、事後速やかに消防活動支援に係る支援完了報告書（様式第3号）を提出するものとする。

（経費負担）

第7条 乙が要した費用経費については、甲と乙が協議して定めるものとする。

（損害補償）

第8条 この協定による消防活動支援の実施により生じた、損害の補償、災害補償等については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

2 消防活動支援の実施により、甲又は乙が第三者から損害賠償請求をされた場合は、甲と乙が協議の上、処理するものとする。

（協議）

第9条 この協定の運用について疑義が生じた場合は、その都度甲乙両者において協議し決定するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、平成27年6月1日から平成28年5月31日までとする。

2 前項の期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからも改定又は廃止の意思表示がないときは、1年間期間を延長するものとし、以後も同様とする。

（その他）

第11条 この協定の締結を証するため、正本2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成27年6月1日

甲 大津市消防局

消防局長

㊟

乙 葛川漁業協同組合

代表理事組合長

㊟

〔大戸川漁業協同組合〕

大津市消防局（以下「甲」という。）と大戸川漁業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における消防活動支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により、甲から消防活動支援の要請を行い、要請を受けた乙が支援可能と判断した場合、消防活動支援に関して、必要な事項を定めるものとする。

（消防活動支援の協力）

第2条 乙は、甲の要請を受けたときは、その趣旨に従い乙のこの協定による消防活動支援に係る責任者である組合長が支援可能と判断した場合、速やかに、乙の可能な限り甲に協力するものとする。

（連絡責任者）

第3条 消防活動支援に関する連絡責任者として、甲においては消防局通信指令課長（各署指揮隊長及び消防隊長を含む。）を、乙においては大戸川漁業協同組合代表理事組合長をそれぞれ指定するものとする。

（要請手続）

第4条 甲は、災害時において乙の消防活動支援が必要であると認めるときは、乙の連絡責任者に対し口頭により要請を行い、事後速やかに消防活動支援要請書（様式第1号）を送付するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、甲の連絡責任者に対し受託の可否を返答し、事後速やかに消防活動支援受託書（様式第2号）を提出するものとする。

（支援内容）

第5条 乙は、甲の消防指揮隊（消防隊含む。）からの指示のもと、人命救助及び災害対応に必要な支援活動を行うものとする。

2 甲は、消防活動支援が迅速かつ的確に遂行されるよう、乙に対し必要な情報の提供に努めるものとする。

（実施報告）

第6条 乙は、災害等のため労力等の提供をしたときは、事後速やかに消防活動支援に係る支援完了報告書（様式第3号）を提出するものとする。

（経費負担）

第7条 乙が要した費用経費については、甲と乙が協議して定めるものとする。

（損害補償）

第8条 この協定による消防活動支援の実施により生じた、損害の補償、災害補償等については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

2 消防活動支援の実施により、甲又は乙が第三者から損害賠償請求をされた場合は、甲と乙が協議の上、処理するものとする。

（協議）

第9条 この協定の運用について疑義が生じた場合は、その都度甲乙両者において協議し決定するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、平成27年6月1日から平成28年5月31日までとする。

2 前項の期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからも改定又は廃止の意思表示がないときは、1年間期間を延長するものとし、以後も同様とする。

（その他）

第11条 この協定の締結を証するため、正本2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成27年6月1日

甲 大津市消防局

消防局長

㊞

乙 大戸川漁業協同組合

代表理事組合長

㊞

〔堅田漁業協同組合〕

大津市消防局（以下「甲」という。）と堅田漁業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における消防活動支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により、甲から消防活動支援の要請を行い、要請を受けた乙が支援可能と判断した場合、乙の所属組合員が所有する漁船を活用した消防活動及び物資等の湖上輸送に関して、必要な事項を定めるものとする。

（消防活動支援の協力）

第2条 乙は、甲の要請を受けたときは、その趣旨に従い乙のこの協定による消防活動支援に係る責任者である組合長が支援可能と判断した場合、速やかに漁船等の提供について、乙の可能な限り甲に協力するものとする。

（連絡責任者）

第3条 消防活動支援に関する連絡責任者として、甲においては消防局通信指令課長（各署指揮隊長及び消防隊長を含む。）を、乙においては堅田漁業協同組合代表理事組合長をそれぞれ指定するものとする。

（要請手続）

第4条 甲は、災害時において乙の消防活動支援が必要であると認めるときは、乙の連絡責任者に対し口頭により要請を行い、事後速やかに消防活動支援要請書（様式第1号）を送付するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、甲の連絡責任者に対し受託の可否を返答し、事後速やかに消防活動支援受託書（様式第2号）を提出するものとする。

（支援内容）

第5条 乙は、湖上において、甲の消防指揮隊（消防隊含む。）からの指示のもと、負傷者、避難行動要支援者等又は災害活動に必要な人員の搬送及び災害時に必要な物資の輸送を行うものとする。

2 甲は、消防活動支援が迅速かつ的確に遂行されるよう、乙に対し必要な情報の提供に努めるものとする。

（実施報告）

第6条 乙は、災害等のため保有する漁船、労力等の提供をしたときは、事後速やかに消防活動支援に係る支援完了報告書（様式第3号）を提出するものとする。

（経費負担）

第7条 乙が輸送に要した費用経費については、甲と乙が協議して定めるものとする。

（損害補償）

第8条 この協定による消防活動支援の実施により生じた、損害の補償、災害補償等については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

2 消防活動支援の実施により、甲又は乙が第三者から損害賠償請求をされた場合は、甲と乙が協議の上、処理するものとする。

（協議）

第9条 この協定の運用について疑義が生じた場合は、その都度甲乙両者において協議し決定するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、平成27年6月1日から平成28年5月31日までとする。

2 前項の期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからも改定又は廃止の意思表示がないときは、1年間期間を延長するものとし、以後も同様とする。

（その他）

第11条 この協定の締結を証するため、正本2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成27年6月1日

甲 大津市消防局

消防局長

㊟

乙 堅田漁業協同組合

代表理事組合長

㊟

〔湖南漁業協同組合〕

大津市消防局（以下「甲」という。）と湖南漁業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における消防活動支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により、甲から消防活動支援の要請を行い、要請を受けた乙が支援可能と判断した場合、乙の所属組合員が所有する漁船を活用した消防活動及び物資等の湖上輸送に関して、必要な事項を定めるものとする。

（消防活動支援の協力）

第2条 乙は、甲の要請を受けたときは、その趣旨に従い乙のこの協定による消防活動支援に係る責任者である組合長が支援可能と判断した場合、速やかに漁船等の提供について、乙の可能な限り甲に協力するものとする。

（連絡責任者）

第3条 消防活動支援に関する連絡責任者として、甲においては消防局通信指令課長（各署指揮隊長及び消防隊長を含む。）を、乙においては湖南漁業協同組合代表理事組合長をそれぞれ指定するものとする。

（要請手続）

第4条 甲は、災害時において乙の消防活動支援が必要であると認めるときは、乙の連絡責任者に対し口頭により要請を行い、事後速やかに消防活動支援要請書（様式第1号）を送付するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、甲の連絡責任者に対し受託の可否を返答し、事後速やかに消防活動支援受託書（様式第2号）を提出するものとする。

（支援内容）

第5条 乙は、湖上において、甲の消防指揮隊（消防隊含む。）からの指示のもと、負傷者、避難行動要支援者等又は災害活動に必要な人員の搬送及び災害時に必要な物資の輸送を行うものとする。

2 甲は、消防活動支援が迅速かつ的確に遂行されるよう、乙に対し必要な情報の提供に努めるものとする。

（実施報告）

第6条 乙は、災害等のため保有する漁船、労力等の提供をしたときは、事後速やかに消防活動支援に係る支援完了報告書（様式第3号）を提出するものとする。

（経費負担）

第7条 乙が輸送に要した費用経費については、甲と乙が協議して定めるものとする。

（損害補償）

第8条 この協定による消防活動支援の実施により生じた、損害の補償、災害補償等については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

2 消防活動支援の実施により、甲又は乙が第三者から損害賠償請求をされた場合は、甲と乙が協議の上、処理するものとする。

（協議）

第9条 この協定の運用について疑義が生じた場合は、その都度甲乙両者において協議し決定するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、平成27年6月1日から平成28年5月31日までとする。

2 前項の期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからも改定又は廃止の意思表示がないときは、1年間期間を延長するものとし、以後も同様とする。

（その他）

第11条 この協定の締結を証するため、正本2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成27年6月1日

甲 大津市消防局  
消防局長

㊟

乙 湖南漁業協同組合  
代表理事組合長

㊟

## 〔勢多川漁業協同組合〕

大津市消防局（以下「甲」という。）と勢多川漁業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における消防活動支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により、甲から消防活動支援の要請を行い、要請を受けた乙が支援可能と判断した場合、乙の所属組合員が所有する漁船を活用した消防活動及び物資等の湖上輸送に関して、必要な事項を定めるものとする。

（消防活動支援の協力）

第2条 乙は、甲の要請を受けたときは、その趣旨に従い乙のこの協定による消防活動支援に係る責任者である組合長が支援可能と判断した場合、速やかに漁船等の提供について、乙の可能な限り甲に協力するものとする。

（連絡責任者）

第3条 消防活動支援に関する連絡責任者として、甲においては消防局通信指令課長（各署指揮隊長及び消防隊長を含む。）を、乙においては勢多川漁業協同組合代表理事組合長をそれぞれ指定するものとする。

（要請手続）

第4条 甲は、災害時において乙の消防活動支援が必要であると認めるときは、乙の連絡責任者に対し口頭により要請を行い、事後速やかに消防活動支援要請書（様式第1号）を送付するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、甲の連絡責任者に対し受託の可否を返答し、事後速やかに消防活動支援受託書（様式第2号）を提出するものとする。

（支援内容）

第5条 乙は、湖上において、甲の消防指揮隊（消防隊含む。）からの指示のもと、負傷者、避難行動要支援者等又は災害活動に必要な人員の搬送及び災害時に必要な物資の輸送を行うものとする。

2 甲は、消防活動支援が迅速かつ的確に遂行されるよう、乙に対し必要な情報の提供に努めるものとする。

（実施報告）

第6条 乙は、災害等のため保有する漁船、労力等の提供をしたときは、事後速やかに消防活動支援に係る支援完了報告書（様式第3号）を提出するものとする。

（経費負担）

第7条 乙が輸送に要した費用経費については、甲と乙が協議して定めるものとする。

（損害補償）

第8条 この協定による消防活動支援の実施により生じた、損害の補償、災害補償等については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

2 消防活動支援の実施により、甲又は乙が第三者から損害賠償請求をされた場合は、甲と乙が協議の上、処理するものとする。

（協議）

第9条 この協定の運用について疑義が生じた場合は、その都度甲乙両者において協議し決定するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、平成27年6月1日から平成28年5月31日までとする。

2 前項の期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからも改定又は廃止の意思表示がないときは、1年間期間を延長するものとし、以後も同様とする。

（その他）

第11条 この協定の締結を証するため、正本2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成27年6月1日

甲 大津市消防局  
消防局長 ㊟

乙 勢多川漁業協同組合  
代表理事組合長 ㊟

〔瀬田町漁業協同組合〕

大津市消防局（以下「甲」という。）と瀬田町漁業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における消防活動支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により、甲から消防活動支援の要請を行い、要請を受けた乙が支援可能と判断した場合、乙の所属組合員が所有する漁船を活用した消防活動及び物資等の湖上輸送に関して、必要な事項を定めるものとする。

（消防活動支援の協力）

第2条 乙は、甲の要請を受けたときは、その趣旨に従い乙のこの協定による消防活動支援に係る責任者である組合長が支援可能と判断した場合、速やかに漁船等の提供について、乙の可能な限り甲に協力するものとする。

（連絡責任者）

第3条 消防活動支援に関する連絡責任者として、甲においては消防局通信指令課長（各署指揮隊長及び消防隊長を含む。）を、乙においては瀬田町漁業協同組合代表理事組合長をそれぞれ指定するものとする。

（要請手続）

第4条 甲は、災害時において乙の消防活動支援が必要であると認めるときは、乙の連絡責任者に対し口頭により要請を行い、事後速やかに消防活動支援要請書（様式第1号）を送付するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、甲の連絡責任者に対し受託の可否を返答し、事後速やかに消防活動支援受託書（様式第2号）を提出するものとする。

（支援内容）

第5条 乙は、湖上において、甲の消防指揮隊（消防隊含む。）からの指示のもと、負傷者、避難行動要支援者等又は災害活動に必要な人員の搬送及び災害時に必要な物資の輸送を行うものとする。

2 甲は、消防活動支援が迅速かつ的確に遂行されるよう、乙に対し必要な情報の提供に努めるものとする。

（実施報告）

第6条 乙は、災害等のため保有する漁船、労力等の提供をしたときは、事後速やかに消防活動支援に係る支援完了報告書（様式第3号）を提出するものとする。

（経費負担）

第7条 乙が輸送に要した費用経費については、甲と乙が協議して定めるものとする。

（損害補償）

第8条 この協定による消防活動支援の実施により生じた、損害の補償、災害補償等については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

2 消防活動支援の実施により、甲又は乙が第三者から損害賠償請求をされた場合は、甲と乙が協議の上、処理するものとする。

（協議）

第9条 この協定の運用について疑義が生じた場合は、その都度甲乙両者において協議し決定するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、平成27年6月1日から平成28年5月31日までとする。

2 前項の期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからも改定又は廃止の意思表示がないときは、1年間期間を延長するものとし、以後も同様とする。

（その他）

第11条 この協定の締結を証するため、正本2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成27年6月1日

甲 大津市消防局

消防局長

㊟

乙 瀬田町漁業協同組合

代表理事組合長

㊟

〔大津漁業協同組合〕

大津市消防局（以下「甲」という。）と大津漁業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における消防活動支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により、甲から消防活動支援の要請を行い、要請を受けた乙が支援可能と判断した場合、乙の所属組合員が所有する漁船を活用した消防活動及び物資等の湖上輸送に関して、必要な事項を定めるものとする。

（消防活動支援の協力）

第2条 乙は、甲の要請を受けたときは、その趣旨に従い乙のこの協定による消防活動 支援に係る責任者である組合長が支援可能と判断した場合、速やかに漁船等の提供について、乙の可能な限り甲に協力するものとする。

（連絡責任者）

第3条 消防活動支援に関する連絡責任者として、甲においては消防局通信指令課長（各署指揮隊長及び消防隊長を含む。）を、乙においては大津漁業協同組合代表理事組合長をそれぞれ指定するものとする。

（要請手続）

第4条 甲は、災害時において乙の消防活動支援が必要であると認めるときは、乙の連絡責任者に対し口頭により要請を行い、事後速やかに消防活動支援要請書（様式第1号）を送付するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、甲の連絡責任者に対し受託の可否を返答し、事後速やかに消防活動支援受託書（様式第2号）を提出するものとする。

（支援内容）

第5条 乙は、湖上において、甲の消防指揮隊（消防隊含む。）からの指示のもと、負傷者、避難行動要支援者等又は災害活動に必要な人員の搬送及び災害時に必要な物資の輸送を行うものとする。

2 甲は、消防活動支援が迅速かつ的確に遂行されるよう、乙に対し必要な情報の提供に努めるものとする。

（実施報告）

第6条 乙は、災害等のため保有する漁船、労力等の提供をしたときは、事後速やかに消防活動支援に係る支援完了報告書（様式第3号）を提出するものとする。

（経費負担）

第7条 乙が輸送に要した費用経費については、甲と乙が協議して定めるものとする。

（損害補償）

第8条 この協定による消防活動支援の実施により生じた、損害の補償、災害補償等については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

2 消防活動支援の実施により、甲又は乙が第三者から損害賠償請求をされた場合は、甲と乙が協議の上、処理するものとする。

（協議）

第9条 この協定の運用について疑義が生じた場合は、その都度甲乙両者において協議し決定するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、平成27年6月1日から平成28年5月31日までとする。

2 前項の期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからも改定又は廃止の意思表示がないときは、1年間期間を延長するものとし、以後も同様とする。

（その他）

第11条 この協定の締結を証するため、正本2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成27年6月1日

甲 大津市消防局  
消防局長 印

乙 大津漁業協同組合  
代表理事組合長 印

## ソ-21 大規模災害時の一時避難場所及び消防活動拠点の提供（東レ株式会社瀬田工場）

出典：大津市資料（平成 28 年 3 月：消防局）

大津市消防局（以下「甲」という。）と、東レ株式会社瀬田工場（以下「乙」という。）は、消防活動支援について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、大規模な地震、風水害、火災その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、甲が乙の協力を得て消防活動を実施することについて必要な事項を定めることにより、迅速かつ円滑な消防活動支援を行い、もって市民等の安全確保に資することを目的とする。

（要請）

第 2 条 甲は、災害時において、乙の施設を活用する必要があるときは、乙に必要な支援を要請することができるものとする。

（協力）

第 3 条 乙は、甲の要請を受けたときは、乙の所管する施設の提供について、可能な限り甲に協力するものとする。

（支援範囲）

第 4 条 この協定に基づき、甲が乙に対して協力を要請する支援範囲は次に掲げる事項とする。

- (1) 地域住民等の一時的な避難場所の提供
- (2) 地域住民等の一時的な避難場所への避難誘導
- (3) 災害対応に必要な消防活動拠点の提供
- (4) その他災害対応に必要な支援であって、乙が同意した支援

（要請の手続）

第 5 条 甲は、災害時において乙の消防活動支援が必要であると認めるときは、乙の連絡責任者に対し口頭により要請を行い、事後速やかに消防活動支援要請書（様式第 1 号）を提出するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、甲の連絡責任者に対し受託の可否を返答し、事後速やかに消防活動支援受託書（様式第 2 号）を提出するものとする。

3 乙は、消防活動支援を受託後、当該支援を中断すべき事情が生じた場合には、速やかに甲に連絡するものとし、甲乙で対応を協議する。

（連絡責任者）

第 6 条 消防活動支援に関する連絡責任者として、甲にあっては大津市消防局通信指令課長を、乙にあっては東レ株式会社瀬田工場総務課長をそれぞれ指定するものとする。

（情報の提供等）

第 7 条 甲は、消防活動支援が迅速かつ的確に遂行されるよう、乙に対して必要な情報の提供に努めるものとする。

（支援完了報告）

第 8 条 乙は、消防活動支援を完了したときは、消防活動支援に係る支援完了報告書（様式第 3 号）を甲に提出するものとする。

（経費の負担）

第 9 条 乙の行う消防活動支援に要した費用は、甲乙協議して決定するものとする。

（補償）

第 10 条 消防活動支援の実施により乙に損害が生じたときは、その補償については原則として甲が負担することとするが、それにより難しい場合は甲乙協議して処理するものとする。

2 消防活動支援の実施により、乙の所属社員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における補償については、前項を踏まえ甲乙協議して処理するものとする。

3 前項に掲げるものの他、損害を補償しなければならない事案が発生した場合は、甲乙協議して処理するものとする。

（免責事項）

第 11 条 甲は、乙が事情により消防活動支援の要請に応じない場合であっても、乙に何らの補償も求めることはできないものとする。

2 乙は、消防活動支援中に、乙の敷地・施設内での事故等により甲、又は第三者の生命、身体及び財産に損害が生じた場合であっても、当該損害の発生原因にかかわらず、一切の責任を負わないものとする。

（協議）

第 12 条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に定める事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議して決定するものとする。

（有効期間）

第 13 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から 1 年間とする。

2 本協定は、前項の規定による期間満了の日の 1 か月前までに、甲乙いずれからも終了の申し入れがないときは、同じ条件で更に 1 年間更新されるものとし、以後の期間についても同様とする。

（保管）

第 14 条 この協定の締結を証するため、正本 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 28 年 3 月 29 日

甲 大津市消防局  
消防局長  
乙 東レ株式会社瀬田工場  
工場長

## ソ-22 災害現場への重機等の派遣による消防活動支援（一般社団法人滋賀県建設業協会大津支部）

出典：大津市資料（平成 31 年 4 月：消防局）

大津市消防局（以下「甲」という。）と、一般社団法人滋賀県建設業協会大津支部（以下「乙」という。）は、消防活動支援について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条この協定は、大規模な地震、風水害、火災その他の災害（以下「災害」という。）が発生した現場において、甲が乙の協力を得て消防活動を実施することについて必要な事項を定めることにより、迅速かつ円滑な消防活動支援を行い、もって市民等の安全確保に資することを目的とする。

（要請）

第 2 条甲は、災害時における消防活動支援を実施する際に、乙の所属会員が提供する資機材（以下「資機材等」という。）を活用する必要があるときは、当該資機材等及び操縦者の協力を乙に要請することができるものとする。

（協力）

第 3 条乙は、甲の要請を受けたときは、その目的により資機材等及び操縦者の提供について、可能な限り甲に協力するものとする。

（支援範囲）

第 4 条この協定に基づき、甲が乙に対して協力を要請する支援範囲は次に掲げる事項とする。

- （1）火災現場における消防活動
- （2）救助現場における人命救助活動
- （3）風水害現場における活動
- （4）その他災害対応に必要な活動

（要請の手続）

第 5 条甲は、災害時において乙の消防活動支援が必要であると認めるときは、乙の連絡責任者に対し口頭により要請を行い、事後速やかに消防活動支援要請書（様式第 1 号）を提出するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、甲の連絡責任者に対し受託の可否を返答し、事後速やかに消防活動支援受託書（様式第 2 号）を提出するものとする。

（連絡責任者）

第 6 条消防活動支援に関する連絡責任者として、甲にあつては大津市消防局通信指令課長を、乙にあつては一般社団法人滋賀県建設業協会大津支部長をそれぞれ指定するものとする。

（消防活動支援の指示）

第 7 条前条の規定による要請を受けた乙の所属会員は、当該消防活動支援の内容に応じて現場指揮者の指示を受け、迅速に活動に当たるものとする。

（情報の提供等）

第 8 条甲は、消防活動支援が迅速かつ的確に遂行されるよう、乙に対して必要な情報の提供に努めるものとする。

（支援完了報告）

第 9 条乙は、消防活動支援のため資機材等及び操縦者の提供を完了したときは、消防活動支援に係る支援完了報告書（様式第 3 号）を甲に提出するものとする。

（経費の負担）

第 10 条乙の行う消防活動支援に要した費用は、甲の負担とし、その額については、災害発生時における地域の通常の取引事例を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

（補償）

第 11 条消防活動支援の実施により乙に損害が生じたときは、その補償について甲乙協議して処理するものとする。

2 消防活動支援の実施により、乙の所属会員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における補償については、甲乙協議して処理するものとする。

3 前項に掲げるものの他、損害を補償しなければならない事案が発生した場合は、甲乙協議して処理するものとする。

（協議）

第 12 条この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議して決定するものとする。

（有効期間）

第 13 条この協定の有効期間は、協定締結の日から 1 年間とする。

2 本協定は、前項の規定による期間満了の日の 1 か月前までに、甲乙いずれからも終了の申し入れがないときは、同じ条件で更に 1 年間更新されるものとし、以後の期間についても同様とする。

（保管）

第 14 条この協定の締結を証するため、正本 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 31 年 4 月 25 日

甲 大津市消防局  
消防局長

乙 一般社団法人滋賀県建設業協会大津支部  
支部長

## ソ-23 救急事故等の現場における医師等への協力要請及び協力内容に関する協定（大津赤十字病院）

出典：大津市資料（平成 17 年 11 月：消防局）

大津市（以下「甲」という。）と大津赤十字病院（以下「乙」という。）との間に、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 35 条の 7 に基づき、救急事故等の現場（以下「救急事故現場」という。）における医師、看護師等（以下「医師等」という。）への協力要請及び協力内容について、次のとおり協定する。

### （目的）

第 1 条 この協定は、救急事故現場において、迅速な情報交換を行い、甲が乙に医師等医療班の協力を要請する場合の基準及び協力内容を明らかにすることにより、傷病者の救命を図ることを目的とする。

### （協力の要請）

第 2 条 甲が乙に行う医師等の要請は、次に掲げる場合に、大津市消防局の消防職員が行うものとする。

- （1） 傷病者の状態からみて生命に危険があり、救急事故現場における医師の処置が必要であると認められる場合
- （2） 交通事故等で、車両に閉じ込められるなどして救出に長時間を要し、救急事故現場における医師の処置が必要であると認められる場合
- （3） 多数の傷病者が発生し、現場救護所を設ける場合
- （4） 救急事故現場において、医師による傷病者の状況把握及び医療機関への情報伝達が必要であると認められる場合

### （協力の実施）

第 3 条 乙は、甲から要請を受けた場合、医師等を速やかに救急事故現場に出動させるものとし、次に掲げる事項について協力を実施するものとする。

- （1） 救急事故現場での救命処置
- （2） 傷病者の傷病程度の判定（現場トリアージ）
- （3） 救急事故現場の医療的観点からの評価及び管理

### （医師等の出動方法）

第 4 条 医師等が救急事故現場へ出動する場合においては、大津市消防局の救急自動車及び乙が所有する車両を使用するものとする。

### （二次事故等の再発防止）

第 5 条 傷病者に対しての二次事故、又は医師等の負傷事故が発生した場合は、甲乙が協議し、原因の究明及び再発防止に努めるものとする。

### （協議事項）

第 6 条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

2 この協定を改廃する場合については、前項の規定を準用するものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上各自 1 通を保有するものとする。

平成 17 年 11 月 28 日

甲

大津市御陵町 3 番 1 号  
大津市  
大津市長 目 片 信

乙

大津市長等一丁目 1 番 35 号  
大津赤十字病院  
院長 坂 梨 四 郎

## ソ-24 局地的に多数傷病者が発生した事故に対する車両の出動及び職員の派遣に関する協定（社会保険滋賀病院）

出典：大津市資料（平成18年7月：消防局）

大津市（以下「甲」という。）と社会保険滋賀病院（以下「乙」という。）との間に、局地的に多数傷病者が発生した事故（以下「集団救急事故」という。）の現場における車両及び医師、看護師その他の職員の派遣について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、集団救急事故の現場において、傷病者を早期に病院へ搬送することをもって、傷病者の被害の軽減を図ることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、平日の午前8時30分から午後5時15分までの時間帯において、集団救急事故により15名以上の傷病者が発生した場合、乙に対して次に掲げる項目について協力を要請することができる。

（1）入院の必要性がない多数の傷病者を搬送できる車両の現場出動及び搬送した傷病者の病院収容

（2）搬送中の傷病者を管理する職員等の派遣

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から前条の協力の要請（以下「協力要請」という。）を受けたときは、可能な限りこれに協力するものとする。

2 乙は、甲からの協力要請がない場合において、社会的に影響が大きく、協力が必要と判断したときは、自らの判断で協力するものとする。

（協力要請の手続）

第4条 甲は、乙に協力要請を行う場合は、救急直通電話（077-537-3374）へ連絡するものとする。

（二次事故等の再発防止）

第5条 傷病者に対しての二次事故、又は職員等の負傷事故が発生した場合は、甲乙が協議するとともに、原因の究明及び再発防止に努めるものとする。

（協議事項）

第6条 この協定に定めのない事項若しくは疑義が生じた事項又はこの協定の改廃については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各自1通を保有するものとする。

平成18年7月1日

大津市御陵町3番1号

甲 大津市  
大津市長 目 片 信

大津市富士見台16番1号

乙 社会保険滋賀病院  
院 長 長尾 昌壽

## ソ-25 救急事故等現場への職員派遣要請に関する協定（国立大学法人滋賀医科大学）

出典：大津市資料（平成18年7月：消防局）

大津市（以下「甲」という。）と国立大学法人滋賀医科大学（以下「乙」という。）との間に、消防法（昭和23年法律第186号）第35条の10に基づき、救急事故等の現場（以下「救急事故現場」という。）への医師、看護師及び事務連絡員を基本とする医療チーム（以下「医療チーム」という。）の派遣要請について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲が乙に救急事故現場への医療チームの派遣を要請する場合の基準を明らかにすることにより、迅速な傷病者の救命を図り、もって後遺症軽減に寄与することを目的とする。

### （協力の要請）

第2条 甲が乙に行う医療チームの派遣要請は、次に掲げる場合に、大津市消防局の通信指令課員が乙の救急・集中治療部へ行うものとする。

- （1） 傷病者の状態からみて生命に危機があり、救急事故現場における医療チームの救命処置が必要であると認められる場合
- （2） 大津市消防局管内で多数の傷病者が発生し、現場救護所を設ける際に、医療チームの活動が必要であると認められる場合
- （3） 救急事故現場において、医療チームによる傷病者の状態把握及び早期治療開始に伴う医療機関への情報伝達が必要であると認められる場合

### （協力の実施）

第3条 乙は、甲から要請を受けた場合、可能な限り速やかに医療チームを救急事故現場に派遣するものとし、次に掲げる事項について対応するものとする。

ただし、広域にわたる大規模災害発生や乙の都合により、協力要請に応じることができない場合はこの限りでない。

- （1） 救急事故現場での救命処置
- （2） 傷病者の傷病程度の判定（現場トリアージ）
- （3） 救命事故現場の医療的観点からの評価及び管理

### （医師等の出動方法）

第4条 医療チームが救急事故現場へ出動する場合は、大津市消防局の救急自動車又は乙が保有する車両を使用するものとする。

### （費用補償等）

第5条 この協定に基づく医療チームの派遣に要した費用は、乙が負担するものとする。

### （災害等の事故現場における指揮及び安全管理等）

第6条 救急事故現場における指揮及び安全管理は大津市消防局が行い、医療チームはその指揮下に置かれる。

- 2 傷病者の二次災害又は医療チームに負傷事故が発生した場合は、その都度、補償等にかかる負担の範囲について甲乙協議の上対応するものとし、双方が協力して、その原因の究明及び再発防止に努めるものとする。

### （協議事項）

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

- 2 この協定を改廃する場合については、前項の規定を準用するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各自1通を保有するものとする。

平成26年8月1日

甲 大津市御陵町3番1号  
大津市  
大津市長 越 直 美

乙 大津市瀬田月輪町  
国立大学法人滋賀医科大学  
学 長 塩 田 浩 平

## ソ-26 救急事故等の現場への職員派遣要請に関する協定（大津市民病院）

出典：大津市資料（平成27年10月：消防局）

大津市消防局（以下「甲」という。）と大津市民病院（以下「乙」という。）との間に、消防法（昭和23年法律第186号）第35条の10に基づき、救急事故等の現場（以下「救急事故現場」という。）への医師、看護師及び事務連絡員を基本構成とする医療チーム（以下「医療チーム」という。）の派遣要請について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が乙に救急事故現場への医療チームの派遣を要請する場合の基準を明らかにすることにより、迅速な傷病者の救命を図り、もって後遺症軽減に寄与することを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲が乙に行う医療チームの派遣要請は、次に掲げる場合に、大津市消防局の通信指令課員が乙の救急診療科へ行うものとする。

- （1） 傷病者の状態からみて生命に危険があり、救急事故現場における医療チームの救命処置が必要であると認められる場合
- （2） 大津市消防局管内で多数の傷病者が発生し、現場救護所を設ける際に、医療チームの活動が必要であると認められる場合
- （3） 救急事故現場において、医療チームによる傷病者の状況把握及び早期治療開始に伴う医療機関への情報伝達が必要であると認められる場合

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から要請を受けた場合、可能な限り速やかに医療チームを救急事故現場に派遣するものとし、次に掲げる事項について対応するものとする。

- （1） 救急事故現場での救命処置
- （2） 傷病者の傷病程度の判定（現場トリアージ）
- （3） 救急事故現場の医療的観点からの評価及び管理

（医師等の出動方法）

第4条 医療チームが救急事故現場へ出動する場合は、大津市消防局の救急自動車又は乙が所有する車両を使用するものとする。

（費用補償等）

第5条 この協定に基づく医療チームの派遣に要した費用は、乙が負担するものとする。

（災害等の事故現場における指揮及び安全管理等）

第6条 救急事故現場における指揮及び安全管理は大津市消防局が行い、医療チームはその指揮下に置かれる。

2 傷病者の二次災害又は医療チームに負傷事故が発生した場合は、その都度、補償等にかかる負担の範囲について甲乙協議の上対応するものとし、双方が協力して、その原因の究明及び再発防止に努めるものとする。

（協議事項）

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

2 この協定を改廃する場合については、前項の規定を準用するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各自1通を保有するものとする。

平成27年10月1日

甲 大津市御陵町3番1号  
大津市消防局  
消防局長 丸山 忠司

乙 大津市本宮二丁目9番9号  
大津市民病院  
院長 片岡 慶正

## ソ-27 災害時における消防活動支援に関する協定書（株式会社空兵衛造船所）

出典：大津市資料（平成 29 年 2 月：消防局）

大津市消防局（以下「甲」という。）と株式会社空兵衛造船所（以下「乙」という。）は、災害時における消防活動支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、大規模な地震、風水害、火災、水難事故その他の災害等（以下「災害」という。）が発生した場合において、甲が乙の協力を得て消防活動を実施することについて必要な事項を定めることにより、迅速かつ円滑な消防活動支援を行い、もって市民等の安全確保に資することを目的とする。

2 甲及び乙は、この協定に定める消防活動支援のための研修及び訓練を必要に応じて行うものとする。

（要請）

第 2 条 甲は、災害時における消防活動支援を実施する際に、船舶及び台船等の資機材並びに施設（以下「船舶等」という。）を活用する必要があるときは、当該船舶等及び操縦者の協力を乙に要請することができるものとする。

（協力）

第 3 条 乙は、甲の要請を受けたときは、その目的により乙が所有する船舶等及び操縦者の提供について、乙の本来業務に支障がない範囲において、可能な限り甲に協力するものとする。

（連絡責任者）

第 4 条 消防活動支援に関する連絡責任者として、甲にあっては消防局通信指令課長（各署指揮隊長及び消防隊長を含む。）を、乙にあっては株式会社空兵衛造船所代表取締役をそれぞれ指定するものとする。

（要請手続）

第 5 条 甲は、災害時において乙の消防活動支援が必要であると認めるときは、乙の連絡責任者に対し口頭により要請を行い、事後速やかに消防活動支援要請書（様式第 1 号）を送付するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、甲の連絡責任者に対し受託の可否を返答し、事後速やかに消防活動支援受託書（様式第 2 号）を提出するものとする。

3 甲は、消防活動支援のための研修及び訓練を実施する場合は、乙と事前調整の上、研修及び訓練支援要請書（様式第 3 号）を送付するものとする。

（支援内容）

第 6 条 この協定に基づき、甲が乙に対して協力を要請する支援範囲は次に掲げる事項とする。

- （1）消防活動拠点又は湖上輸送時の物資集積拠点としての敷地の提供
- （2）台船による車両、人員及び物資の輸送
- （3）甲の保有する消防艇が運航不能に陥った際における応急支援
- （4）甲の保有する消防艇を陸上輸送する際における上架及び輸送業者の確保
- （5）機関及び操船技術に関する研修及び訓練
- （6）船体構造及び補機類に関する研修及び訓練
- （7）消火及び水難活動に関する研修及び訓練

2 甲は、消防活動支援が迅速かつ的確に遂行されるよう、乙に対し必要な情報の提供に努めるものとする。

（実施報告）

第 7 条 乙は、災害のため保有する漁船、労力等の提供をしたときは、事後速やかに消防活動支援に係る支援完了報告書（様式第 4 号）を提出するものとする。

（経費負担）

第 8 条 乙が輸送に要した費用経費については、甲と乙が協議して定めるものとする。

（損害補償）

第 9 条 この協定による消防活動支援の実施により生じた、損害の補償、災害補償等については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

2 消防活動支援の実施により、甲又は乙が第三者から損害賠償請求をされた場合は、甲と乙が協議の上、処理するものとする。

3 前項に掲げるもののほか、損害を補償しなければならない事案が発生した場合は、甲と乙が協議して処理するものとする。

（個人情報の保護）

第 10 条 この協定の実施により知り得た個人情報は、大津市個人情報保護条例に基づき 保護するものとする。

（協議）

第 11 条 この協定の運用について疑義が生じた場合は、その都度甲と乙が協議して決定するものとする。

（有効期間）

第 12 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から 1 年間とする。

2 この協定は、前項の規定による期間満了の日の 1 か月前までに、甲乙いずれからも終了の申し入れがないときは、同じ条件で更に 1 年間更新されるものとし、以後の期間についても同様とする。

(その他)

第13条 この協定の締結を証するため、正本2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年2月14日

甲 大津市消防局  
消 防 局 長                      丸 山   忠 司                      ㊟

乙 株式会社奎兵衛造船所  
代表取締役                      仲   野   薫                      ㊟

## ソ-28 陸上自衛隊大津駐屯地と大津市消防局における消防活動相互支援協定書

出典：大津市資料（平成 30 年 3 月：消防局）

陸上自衛隊大津駐屯地（以下「甲」という。）と、大津市消防局（以下「乙」という。）は、消防活動支援について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、大津駐屯地及びその近傍地域で火災及び水難事案が発生した場合において、甲と乙が相互に実施する消防活動支援について必要な事項を定めることを目的とする。

（適用）

第 2 条 この協定は、火災及び水難事案時のみ適用する。

2 地震、風水害等による災害については、自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 83 条の規定による。

（要請）

第 3 条 乙は、甲の所管する人員、施設及び資器材による支援の必要があると認めるときには、甲に必要な支援を要請することができるものとする。ただし、水難事案については、甲の施設使用の要請に限るものとする。

（協力）

第 4 条 甲は、乙の要請を受けたときは、甲の所管する人員、施設及び資器材の提供について、甲の本来任務（自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 6 章に規定される自衛隊の行動をいう。）に支障がない範囲において、乙に協力するものとする。

2 甲が本来任務に支障があると判断した場合は、この限りではない。

3 甲の所管する施設使用に伴う外柵の開放は、甲による警備処置が可能な場合に限るものとする。

（支援要請）

第 5 条 乙は、支援を要請する甲の連絡責任者に対して、電話又はその他の手段により支援要請を行い、事後速やかに、消防活動支援要請書を提出するものとする。なお、甲の施設使用の要請に係るときは、併せて所定の様式による飛行場使用申請書を提出するものとする。

2 甲は、状況により緊急と認めた場合は、乙からの支援要請を待つことなく出動できるものとする。

3 甲は、乙の要請を受けた場合、乙の連絡責任者に対し受託の可否を電話等により速やかに回答し、受託した場合は事後消防活動支援受託書を提出するものとする。

（連絡責任者）

第 6 条 消防活動支援に関する連絡責任者として、甲にあつては中部方面混成団本部訓練科長を、乙にあつては大津市消防局通信指令課長を、それぞれ指定するものとする。

2 乙は、甲の連絡責任者に対し支援を要請する際、その連絡体制を曜日、時間帯等の別に応じて構築し、甲と共通認識を図るものとする。

（現場調整本部の設置及び消防活動）

第 7 条 甲及び乙は、相互に緊密な連携を行うとともに、円滑な支援活動を実施するため、原則として消防局現場本部内に現場調整本部を設置するものとする。

（個人情報の保護）

第 8 条 この協定の実施により知り得た個人情報は、甲及び乙のそれぞれが属する機関が定める個人情報保護法令に基づき保護するものとする。

（費用負担）

第 9 条 支援活動に要した費用は、支援者側において負担するものとする。ただし、甲の敷地内に敷設された消火栓の使用時については、乙は甲と協議するものとする。

（賠償）

第 10 条 損害を賠償しなければならない事案が発生した場合は、甲と乙が協議の上、処理するものとする。

（連携の推進）

第 11 条 甲及び乙は、この協定に定める消防活動支援及び災害対応のための連携を図るものとする。

（協議）

第 12 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して決定するものとする。

（有効期間）

第 13 条 本協定の有効期間は、協定締結の日から 1 年間とする。

2 本協定は、前項の規定による期間満了の日の 1 か月前までに、甲、乙いずれからも改定又は廃止の申し入れがないときは、同じ条件で更に 1 年間更新されるものとし、以後の期間についても同様とする。

（保管）

第 14 条 この協定の締結を証するため、正本 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成30年3月28日

甲 陸上自衛隊

大津駐屯地司令

乙 大津市消防局

消防局長

## ソ-29 災害時における消防活動支援に関する協定（琵琶湖汽船株式会社）

出典：大津市資料（令和2年4月：消防局）

大津市消防局（以下「甲」という。）と琵琶湖汽船株式会社（以下「乙」という。）との間に、災害時における消防活動支援について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害、火災、水難事故、その他の災害等（以下「災害」という。）が発生した場合において、消防活動支援の実施について必要な事項を定めることにより、甲が乙の協力を得て迅速かつ円滑な消防活動を行い、もって市民等の安全確保に資することを目的とする。

2 甲及び乙は、この協定に定める消防活動支援のため、必要に応じて研修及び訓練を行うものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時における消防活動支援を求める場合に、乙が保有する船舶等の資機材及び施設（以下「船舶等」という。）を活用する必要があるときは、当該船舶等及び操縦者の協力を乙に要請することができるものとする。

（協力）

第3条 乙は、甲の要請を受けたときは、乙が保有する船舶等及び操縦者の提供について、乙の本来業務に支障がない範囲において、可能な限り甲に協力するものとする。

（連絡責任者）

第4条 消防活動支援に関する連絡責任者として、甲については通信指令課長又は現場最高指揮者を、乙については琵琶湖汽船株式会社取締役社長をそれぞれ指定するものとする。

（要請手続）

第5条 甲は、災害時において乙の消防活動支援が必要であると認めるときは、乙の連絡責任者に対し口頭により要請を行い、事後速やかに消防活動支援要請書（様式第1号）を送付するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、甲の連絡責任者に対し受託の可否を返答し、事後速やかに消防活動支援受託書（様式第2号）を提出するものとする。

3 甲は、消防活動支援のための研修及び訓練を実施する場合は、乙と事前調整の上、研修及び訓練支援要請書（様式第3号）を送付するものとする。

（支援内容）

第6条 この協定に基づき、甲が乙に対して協力を要請する支援範囲は次に掲げる事項とする。

- (1) 消防活動拠点、湖上輸送の物資集積拠点又は強風時等における消防艇の待避場所としての敷地、浅橋等の提供
- (2) 船舶等による人員及び物資の輸送
- (3) 甲の保有する消防艇が運航不能に陥った場合における応急支援
- (4) 船舶の航行に影響を及ぼすことが予想される風波、障害物等に関する情報提供
- (5) 機関及び操船技術に関する研修及び訓練
- (6) 水難活動に関する研修及び訓練

2 甲は、消防活動支援が迅速かつ的確に遂行されるよう、乙に対し必要な情報の提供に努めるものとする。

（実施報告）

第7条 乙は、災害のため保有する船舶、労力等の提供をしたときは、事後速やかに消防活動支援に係る支援完了報告書（様式第4号）を提出するものとする。

（経費負担）

第8条 乙の行う消防活動支援に要した費用は、甲の負担とし、その額については、災害発生時における地域の通常の取引事例を基準として、甲と乙が協議して定めるものとする。

（損害補償）

第9条 この協定による消防活動支援の実施により生じた、損害の補償、災害補償等については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

2 消防活動支援の実施により、甲または乙が第三者から損害賠償請求をされた場合は、甲と乙が協議の上、処理するものとする。

3 前項に掲げるもののほか、損害を補償しなければならない事案が発生した場合は、甲と乙が協議して処理するものとする。

（個人情報の保護）

第10条 この協定の実施により知り得た個人情報は、大津市個人情報保護条例の規定に基づき取り扱うものとする。

（協議）

第11条 この協定の運用について疑義が生じた場合は、その都度甲と乙が協議して決定するものとする。

（有効期間）

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。

2 この協定は、前項の規定による期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも終了の申し入れがないときは、同一の条件で1年間更新されるものとし、以後の期間についても同様とする。

（その他）

第13条 この協定の締結を証するため、正本2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年4月22日

- 甲 大津市消防局  
消 防 局 長
- 乙 琵琶湖汽船株式会社  
取締役社長

## ソ-30 大津市消防局とびわ湖ブルーエナジー株式会社、株式会社大津ガスサービスセンターとの火災予防啓発等の連携に関する協定書

出典：大津市資料（令和3年3月：消防局）

大津市消防局（以下「甲」という。）、びわ湖ブルーエナジー株式会社（以下「乙」という。）及び株式会社大津ガスサービスセンター（以下「丙」という。）は、火災予防啓発等の連携に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲の運営方針に掲げる「防火安全対策の推進」と乙の事業計画に掲げる「市民の安心安全な暮らしを支える」、丙の事業計画に掲げる「お客さまの暮らしをもっと快適にもっと便利にもっと安全に」の趣旨に基づき、甲、乙及び丙（以下「本協定当事者」という。）が連携・協力して、大津市域における火災予防の啓発及び死傷者の発生につながる住宅火災の防止の推進を図ることにより、大津市民の安心・安全に資することを目的とする。

（連携事業）

第2条 本協定当事者は、前条の目的を達成するため、連携して、次に掲げる事業（以下「連携事業」という。）について取り組むものとする。

- (1) 住宅用火災警報器及び消火器等（以下「住警器等」という。）の普及促進及び維持管理を啓発するための広報資料（以下「広報資料」という。）の制作、掲示及び配布等による火災予防広報活動
- (2) 住警器等の設置維持管理状況の確認及び住警器等の普及促進活動
- (3) その他前条の目的を達成するため、本協定当事者の協議により実施する事業

（確認事項）

第3条 本協定当事者は、次に掲げる事項について確認する。

- (1) 本協定の締結は、本協定当事者が第1条の目的を達成するために第三者と連携・協力することを妨げるものではないこと。
- (2) 本協定当事者は、連携事業を効果的に実施するため定期的に協議を行うものとし、連携事業の具体的な実施内容については、本協定当事者の合意の上決定すること。
- (3) 大津市域内の広報資料掲示に係る屋外広告物許可申請は、甲が行うものとし、乙及び丙は、広報資料の掲示に際し、大津市屋外広告物条例（平成20年条例第53号）等の関係法令等を遵守すること。
- (4) 広報資料の制作は甲の承認を得て乙及び丙が行うこと。
- (5) 前号の制作及び印刷に係る費用は、乙及び丙が負担すること。
- (6) 広報資料の著作権は、乙及び丙に帰属すること。

（協定の改定）

第4条 本協定当事者のいずれかが本協定の内容の変更を申し出たときは、三者協議の上本協定の改定を行うものとする。

（守秘義務）

第5条 本協定当事者は、連携事業の実施に当たって知り得た他の当事者の機密情報について承認を得ないで他に漏らすことがあってはならない。

2 乙及び丙は、甲より提供されたロゴ・画像などの悪用・二次利用の禁止を徹底すること。

3 本条は、本協定の有効期間満了又は解約により本協定が終了した後も効力を有する。

（解約）

第6条 本協定当事者は、他の当事者の責めに帰すべき事由により、自己と当該当事者間の信頼関係が著しく損なわれた場合には、自己を除く本協定当事者二者に対し解約の通知をすることにより、一方的に本協定を解約することができる。

（合意管轄）

第7条 本協定に関する紛争については大津地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とする。

（期間）

第8条 本協定の有効期間は、締結の日から2025年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了日の3か月前までに本協定当事者のいずれかから書面による別段の意思表示がない場合は、当該期間は自動的に1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、本協定当事者のいずれかが本協定の有効期間内において解約を希望する場合は、当該解約希望日の6か月前までに書面により自己を除く本協定当事者二者へ通知し、合意のうえで本協定を解約できるものとする。

（協議）

第9条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義が生じたときは、その都度本協定当事者が協議して定めるものとする。

以上、本協定の締結の証として本書3通を作成し、甲、乙、丙が記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和3年3月18日

甲：大津市御陵町3番1号  
大津市消防局  
消防局長

乙：大津市浜大津四丁目1番1号 明日都浜大津2階  
びわ湖ブルーエナジー株式会社  
代表取締役社長

丙：大津市中央三丁目2番3号  
株式会社大津ガスサービスセンター  
代表取締役社長

大津市消防局とびわ湖ブルーエナジー株式会社、株式会社大津ガスサービスセンターとの火災予防啓発の連携に関する協定書に係る細目

(趣旨)

第1 この細目は、大津市消防局とびわ湖ブルーエナジー株式会社、株式会社大津ガスサービスセンターとの火災予防啓発の連携に関する協定書第3条第2号及び第9条に基づき、火災予防啓発の連携に関する必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2 この細目において、次に掲げる用語の意義は、それぞれの定めるところによる。

(1) 協定関係機関

本連携協定に関連する大津市消防局、びわ湖ブルーエナジー株式会社（以下、「びわ湖ブルーエナジー」という。）、及び株式会社大津ガスサービスセンター（以下、「大津ガスサービスセンター」という。）を総称する。

(2) 印刷物

掲示板及び催し物で掲示する印刷物（以下、「ポスター」という。）又は、配付する印刷物（以下、「リーフレット」という。）をいう。

(3) ガス事業者

びわ湖ブルーエナジー及び大津ガスサービスセンターをいう。

(4) 住警器等

住宅用火災警報器のほか、住宅防火に関連してガス事業者が取り扱う住宅用消火器、ガス警報器及び安全装置付きこんろをいう。

(ポスター)

第3 ポスターについては、次に掲げる項目を遵守する。

(1) 大津市消防局とガス事業者との協定締結及び住宅用火災警報器の設置・維持管理等を広報した公共性の高い内容とし、用紙片面の印刷であること。

(2) 掲示する場所は、住宅の防火防災に関する広報を目的として、協定関係機関が管理する掲示板及び催し物会場とする。

(3) 制作したポスターの著作権については、びわ湖ブルーエナジー及び大津ガスサービスセンターに帰属するものとするが、上記(2)に記載する掲示、催し物及び協定関係機関のWeb上における広報に使用することについては制限しない。

なお、ポスター追加に係る印刷費用が発生する場合は、掲示及び催し物主催者が負担する。

(リーフレット)

第4 リーフレットについては、次に掲げる項目を遵守する。

(1) ガス事業者が配付するリーフレット

ア リーフレットは、片面にはポスターと同じ内容を印刷（以下、「リーフレットA面」という。）し、もう片面にはガス事業者において取り扱う住警器等を印刷（以下、「リーフレットB面」という。）した両面印刷とする。

イ リーフレットB面は、営利目的となる商品の金額及び料金プランを記載しない。

ウ 配付については、ガス事業法に基づくガス小売販売、ガス設備安全点検、催し物及びお客様から依頼を受ける修繕等、お客様との対面時や問い合わせにおける配付とする。

エ 制作したリーフレットの著作権については、びわ湖ブルーエナジー及び大津ガスサービスセンターに帰属するものとする。

(2) 大津市消防局が配付するリーフレット

ア リーフレットA面が印刷された片面印刷とする。

イ 配付については、住宅の防火防災に関する広報活動及び催し物において配付する。

ウ 制作したリーフレットの著作権については、びわ湖ブルーエナジー及び大津ガスサービスセンターに帰属するものとするが、上記イに記載する配付を目的とした使用については制限しない。

なお、リーフレット追加に係る印刷費用は、大津市消防局が負担する。

(配付作業時の取り組み)

第5 住宅用火災警報器の普及促進については、設置から10年が過ぎた住宅用火災警報器の取り替え促進などに取り組むものとし、ガス事業者の取り扱い製品以外の住宅用火災警報器を設置されているお宅へも、万一の時に適切に作動するよう、維持管理や取り替えの必要性について呼びかけるもの。

(不測の事態への対応)

第6 ガス事業者において取り扱う住警器等に不測の事態が発生若しくは発生の恐れがある場合（製品不具合又はリコール等）は、直ちに掲出ポスターを撤去及びリーフレット配付を中止並びに必要に応じた是正処置を迅速かつ適切に実施するとともに、第三者に損害を与えた場合は、ガス事業者の責任及び負担において解決しなければならない。

## ソ-31 災害時における消防活動支援に関する協定

出典：大津市資料（令和4年10月：消防局）

大津市消防局（以下「甲」という。）とアルピナB I株式会社びわ湖バレイ事業所（以下「乙」という。）は、災害時における消防活動支援に関し、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害、火災、山岳事故その他の災害等（以下「災害」という。）が発生した場合において、甲が乙の協力を得て消防活動を実施することについて必要な事項を定めることにより、迅速かつ円滑な消防活動支援を行い、もって市民等の安全確保に資することを目的とする。

2 甲及び乙は、この協定に定める消防活動支援のための研修及び訓練を必要に応じて行うものとする。

### （要請）

第2条 甲は、災害時における消防活動支援を実施する際に、乙所有の索道及び車両等の資機材並びに施設（以下「施設等」という。）を活用する必要があるときは、施設等の使用及び車両等の操縦者の協力を乙に要請することができるものとする。

### （協力）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、当該要請内容の目的に係る施設等の提供及び車両等の操縦者の派遣について、乙の本来業務に支障がない範囲において、可能な限り甲に協力するものとする。

### （連絡責任者）

第4条 消防活動支援に関する連絡責任者として、甲にあっては消防局通信指令課長（各署指揮隊長及び消防隊長を含む。）を、乙にあってはアルピナB I株式会社びわ湖バレイ事業所業務部長をそれぞれ指定するものとする。

### （要請手続）

第5条 甲は、災害時において乙の消防活動支援が必要であると認めるときは、乙の連絡責任者に対し、口頭で要請を行い、事後速やかに消防活動支援要請書（様式第1号）を送付するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、甲の連絡責任者に対し受託の可否を口頭で返答し、事後速やかに消防活動支援受託書（様式第2号）を提出するものとする。

3 甲は、消防活動支援のための研修及び訓練を実施する場合は、乙と事前調整の上、研修及び訓練支援要請書（様式第3号）を送付するものとする。

### （支援内容）

第6条 この協定に基づき、甲が乙に対して協力を要請する支援範囲は次に掲げる事項とする。

- （1）消防活動拠点としての敷地の提供
- （2）索道による人員及び物資の輸送
- （3）山岳及び雪上活動技術に関する研修及び訓練
- （4）消火及び救急活動に関する研修及び訓練

2 甲は、消防活動支援が迅速かつ的確に遂行されるよう、乙に対し必要な情報の提供に努めるものとする。

### （実施報告）

第7条 乙は、災害のため施設等又は労力の提供をしたときは、事後速やかに消防活動支援に係る支援完了報告書（様式第4号）を提出するものとする。

### （経費負担）

第8条 乙が支援に要した費用経費については、甲と乙が協議して定めるものとする。

### （損害補償）

第9条 この協定による消防活動支援の実施により生じた、損害の補償、災害補償等については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

2 消防活動支援の実施により、甲又は乙が第三者から損害賠償を請求された場合は、甲と乙が協議の上、処理するものとする。

3 前項に掲げるもののほか、損害を補償しなければならない事案が発生した場合は、甲と乙が協議して処理するものとする。

### （個人情報の保護）

第10条 この協定の実施により知り得た個人情報、大津市個人情報保護条例（平成16年条例第1号）の規定に基づき、適切に処理するものとする。

（協議）

第11条 この協定の運用について疑義が生じた場合は、その都度甲と乙が協議して決定するものとする。

（有効期間）

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。

2 この協定は、前項の規定による期間満了の日の1か月前までに、甲及び乙いずれからも終了の申し入れがないときは、同じ条件で更に1年間更新されるものとし、以後の期間についても同様とする。

この協定の締結を証するため、正本2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和4年10月6日

大津市御陵町3番1号

甲 大津市消防局

消防局長

山 川 真 也

㊟

大津市木戸1547番地の1

乙 アルピナBI株式会社 びわ湖バレイ事業所

取締役社長

俣 野 博 志

㊟

## タ-1 災害廃棄物の処理等に関する基本協定書（大栄環境株式会社）

出典：大津市資料（令和2年9月：環境部）

大津市（以下「甲」という。）と大栄環境株式会社（以下「乙」という。）は、地震等災害（地震、風水害、その他特殊な災害をいう。以下同じ。）又は不測の事態が発生した場合において、甲及び甲の関連する一般廃棄物処理施設において処理が困難となった災害廃棄物等の処理を円滑に実施するため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大津市内において地震等災害又は不測の事態が発生した場合における災害廃棄物等の処理に関し、甲から乙に対する協力の要請、乙による支援の実施等について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「災害廃棄物等」とは、地震等災害の発生により生じた廃棄物並びに甲及び甲の関連する一般廃棄物処理施設等が地震等災害又は不測の事態により停止した場合に処理が困難となった廃棄物をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、次に掲げる業務（以下「災害廃棄物等処理業務」という。）について、乙に協力を要請することができるものとする。

- (1) 災害廃棄物等の処理を円滑に実施するための計画等の策定
- (2) 災害廃棄物等の撤去、積込作業
- (3) 災害廃棄物等の収集運搬
- (4) 災害廃棄物等の処分
- (5) 前各号に掲げる業務の実施に伴い必要な業務

（災害廃棄物等処理支援の実施）

第4条 乙は、甲から前条の協力要請があったときは、乙のグループ各社及び乙が指名する提携会社と協力して、甲が実施する災害廃棄物等処理業務を可能な限り支援するものとする。

2 乙は、災害廃棄物等処理業務の支援（以下「災害廃棄物等処理支援」という。）の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 支援計画及び支援体制の構築に当たっては、関係法令を遵守すること。
- (2) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮した計画とすること。
- (3) 再利用及び資源化に配慮した計画とすること。

（協議）

第5条 甲及び乙は、次に掲げる事項について定期的に協議し、情報共有を図るものとする。

- (1) 想定される地震等災害及び不測の事態に関すること。
- (2) 想定される災害廃棄物等の具体的な種類及び量に関すること。
- (3) 協力要請の手続及び手順に関すること。
- (4) 災害廃棄物等の撤去、積込作業に関すること。
- (5) 災害廃棄物等の収集運搬に関すること。
- (6) 災害廃棄物等の処分に関すること。
- (7) 災害廃棄物等の処理費用に関すること。
- (8) その他必要な事項に関すること。

（個別契約書の締結）

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく災害廃棄物等処理支援の実施に際し、その支援内容に応じ、個別契約書を締結するものとする。

（費用の負担）

第7条 この協定に基づく災害廃棄物等処理支援の実施に要した費用の負担については、甲と乙で協議の上決定するものとする。

（協定の解除）

第8条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく甲の協力要請に応じなかったとき、又はこの協定に違反し、協定の目的を達成することができないと認められるとき。
- (2) 資力の低下等によりこの協定を履行できないおそれがあると認められるとき。
- (3) 甲の信用を著しく失墜させる行為をしたと認められるとき。
- (4) 乙（乙のグループ各社を含む。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務の委託に係る契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が

経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ この協定に基づく災害廃棄物等処理支援の実施に係る必要な物品の購入契約その他の契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者をこの協定に基づく災害廃棄物等処理支援の実施に係る必要な物品の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）において、甲が乙に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、乙がこれに従わなかったとき。

2 甲は、この協定に基づく災害廃棄物等処理支援を甲が必要としなくなったときは、この協定を解除できるものとする。

3 甲は、第1項の規定によりこの協定を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

4 甲は、第1項及び第2項の規定によりこの協定を解除したことにより乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（有効期間等）

第9条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間の満了する日から起算して90日前の日までに、甲、乙いずれからも更新をしない旨の申出がないときは、更に1年間同一の条項で更新するものとする。

2 甲又は乙が前項の規定によりこの協定を更新しない旨の申出をするときは、特段の理由を必要としないものとする。

3 第1項の規定は、同項に規定する期限が経過した後前条の規定により甲がこの協定を解除することを妨げるものではない。

（疑義の決定）

第10条 この協定に関して疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和2年9月14日

甲 滋賀県大津市御陵町3番1号  
大津市  
大津市長 佐藤 健司

乙 大阪府和泉市テクノステージ二丁目3番28号  
大栄環境株式会社  
代表取締役社長 金子 文雄

## タ-2 災害廃棄物の処理等に関する基本協定書（山崎砂利商店）

出典：大津市資料（令和2年11月：環境部）

この協定は、大津市（以下「甲」という。）と株式会社山崎砂利商店（以下「乙」という。）が、地震、風水害、その他特殊な災害（以下「地震等災害」という。）又は不測の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲及び甲の関連する一般廃棄物処理施設において処理が困難となった災害廃棄物等の処理を円滑に実施するため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大津市内において地震等災害又は不測の事態が発生した場合における災害廃棄物等の処理に関し、甲が乙に協力を要請するにあたって必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において災害廃棄物等とは、地震等災害の発生により生じた廃棄物並びに甲及び甲の関連する一般廃棄物処理施設等が地震等災害又は不測の事態により停止した場合に処理が困難となった廃棄物をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、次の各号の業務（以下「災害廃棄物等処理業務」という。）について、乙に協力を要請できるものとする。

- (1) 災害廃棄物等の撤去、積込作業
- (2) 災害廃棄物等の収集運搬
- (3) 災害廃棄物等の処分
- (4) 災害廃棄物等の仮置場の確保及び管理
- (5) 前各号に伴う必要な業務

（災害廃棄物等処理支援の実施）

第4条 乙は、甲から前条の協力要請があったときは、乙のグループ各社及び乙が指名する提携会社と協力して、甲が実施する災害廃棄物等処理業務を可能な限り支援するものとする。

（協力要請の手続）

第5条 甲は、協力要請にあたって、次の各号に掲げる事項を文書で乙に通知する。ただし、文書により難しい場合は、口頭で要請し、後日速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 災害状況
- (2) 災害廃棄物等の具体的な内容（種類）及び状況
- (3) 災害廃棄物等の処理の実施地区
- (4) 災害廃棄物等の処理の実施内容
- (5) 災害廃棄物等の処理の期間
- (6) その他必要な事項

（災害廃棄物等処理業務の実施）

第6条 乙は、甲からの要請があったとき、必要な人員、車両、重機、資材等を調達し、甲が実施する災害廃棄物等処理業務にできる限り協力するものとする。

2 乙は、災害廃棄物等処理業務にあたっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- (2) 災害廃棄物等の再利用及び資源化に配慮し、その分別に努めること。

（個別契約書の締結）

第7条 この協定に基づき、甲が災害廃棄物等処理業務の実施を乙に要請する場合、その支援内容に応じ、個別契約書を締結するものとする。

（費用の負担）

第8条 第3条に規定する要請に基づき、乙が実施した災害廃棄物等処理業務に要した費用については、甲と乙で協議の上決定するものとする。

（他被災市町村（都道府県）への応援）

第9条 甲が、被災した他の市町村（都道府県）に対し、災害廃棄物等処理業務の応援を行うため、乙に協力要請を行った場合においても、乙は、本協定書に準じて、可能な限り協力するものとする。

（協定の解除）

第10条 甲は、乙（乙のグループ各社を含む。以下この号において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、本協定書を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく甲の協力要請に応じなかったとき、又はこの協定に違反し、協定の目的を達成することができないと認められるとき。
- (2) 資力の低下等によりこの協定を履行できないおそれがあると認められるとき。
- (3) 甲の信用を著しく失墜させる行為をしたと認められるとき。
- (4) 乙（乙のグループ各社を含む。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務の委託に係る契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ この協定に基づく災害廃棄物等処理支援の実施に係る必要な物品の購入契約その他の契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者をこの協定に基づく災害廃棄物等処理支援の実施に係る必要な物品の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）において、甲が乙に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、乙がこれに従わなかったとき。

2 甲は、この協定に基づく災害廃棄物等処理支援を甲が必要としなくなったときは、この協定を解除できるものとする。

3 甲は、第1項の規定によりこの協定を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

4 甲は、第1項及び第2項の規定によりこの協定を解除したことにより乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間の満了する日から起算して1ヶ月前の日までに、甲、乙いずれからも書面による解約の申出がないときは、更に1年間同一の条項で更新するものとする。

2 甲又は乙が前項の規定によりこの協定を更新しない旨の申出をするときは、特段の理由を必要としないものとする。

3 第1項の規定は、同項に規定する期限が経過した後前条の規定により甲がこの協定を解除することを妨げるものではない。

（疑義等の決定）

第12条 この協定に定めのない事項及び各項に関して疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和2年11月26日

甲 大津市御陵町3番1号  
大津市  
大津市長 佐藤 健司

乙 大津市浜大津四丁目7番6号  
株式会社山崎砂利商店  
代表取締役 山崎 公信

### タ-3 災害廃棄物の処理等に関する基本協定書(一般社団法人滋賀県産業資源循環協会)

出典：大津市資料（令和3年5月：環境部）

この協定は、大津市（以下「甲」という。）と一般社団法人滋賀県産業資源循環協会（以下「乙」という。）が、地震、風水害、その他特殊な災害（以下「地震等災害」という。）又は不測の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲及び甲の関連する一般廃棄物処理施設において処理が困難となった災害廃棄物等の処理を円滑に実施するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大津市内において地震等災害又は不測の事態が発生した場合における災害廃棄物等の処理に関し、甲が乙に協力を要請するにあたって必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において災害廃棄物等とは、地震等災害の発生により生じた廃棄物並びに甲及び甲の関連する一般廃棄物処理施設等が地震等災害又は不測の事態により停止した場合に処理が困難となった廃棄物をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、次の各号の業務（以下「災害廃棄物等処理業務」という。）について、乙に協力を要請できるものとする。

- (1) 災害廃棄物等の分別、撤去、積込作業
- (2) 災害廃棄物等の収集運搬
- (3) 災害廃棄物等の処分
- (4) 災害廃棄物等の仮置場の確保及び管理
- (5) 前各号に伴う必要な業務

（協力要請の手続）

第4条 甲は、協力要請にあたって、次の各号に掲げる事項を文書で乙に通知する。ただし、文書により難しい場合は、口頭で要請し、後日速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 災害状況
- (2) 災害廃棄物等の具体的な内容（種類）及び状況
- (3) 災害廃棄物等の処理の実施地区
- (4) 災害廃棄物等の処理の実施内容
- (5) 災害廃棄物等の処理の期間
- (6) その他必要な事項

（災害廃棄物等処理業務の実施）

第5条 乙は、甲からの要請があったとき、必要な人員、車両、重機、資材等を調達し、甲が実施する災害廃棄物等処理業務にできる限り協力するものとする。

2 乙は、災害廃棄物等処理業務にあたっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- (2) 災害廃棄物等の再利用及び資源化に配慮し、その分別に努めること。

（情報の提供）

第6条 甲は、災害廃棄物等処理業務の円滑な支援が得られるよう、乙との連絡体制の整備に努めるとともに、乙に被災・復旧の状況等必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、甲から第3条の協力要請があったときは、災害廃棄物等処理業務に関し、協力可能な会員の状況等、必要な情報を甲に提供するものとする。

（実施報告）

第7条 乙は、第3条に規定する要請に基づき乙の会員が災害廃棄物等処理業務を実施したときは、文書により甲に報告するものとする。

（個別契約書の締結）

第8条 この協定に基づき、甲が災害廃棄物等処理業務の実施を乙に要請する場合、その支援内容に応じ、個別契約書を締結するものとする。

（費用の負担）

第9条 第3条に規定する要請に基づき、乙が実施した災害廃棄物等処理業務に要した費用については、甲と乙で協議の上決定するものとする。

（損害賠償）

第10条 乙は、甲の責に帰さない事由により、災害廃棄物等処理業務の実施に伴い第三者へ損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

（補償）

第11条 この協定に基づいて災害廃棄物等処理業務に従事した乙の会員の者が、これに従事したことにより死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合の補償については、労働者災害補償保険法その他法令によるものとする。

（連絡窓口）

第12条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては大津市環境部廃棄物減量推進課、乙においては、一般社団法人産業資源循環協会事務局とする。

(協会の状況等の報告)

第13条 乙は、この協定に基づく災害廃棄物等処理業務が円滑に行われるよう、必要に応じ、会員の協力可能な人員、車両、資機材等の状況について甲に報告するものとする。

2 甲は、必要と認めた場合、乙に前項の調査情報の提供を求めることができる。

(疑義等の決定)

第14条 この協定に定めのない事項及び各項に関して疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年5月7日

甲 大津市御陵町3番1号  
大津市  
大津市長

乙 大津市梅林一丁目3番30号  
一般社団法人 滋賀県産業資源循環協会  
会 長

**タ-4 災害及び感染症等の発生時における一般廃棄物の収集運搬業務等の相互支援に関する基本協定（株式会社志賀衛生社、株式会社大津衛生社、株式会社タケノウチ、大五産業株式会社、株式会社日映志賀、大津市再生資源回収事業協同組合、滋賀県環境整備事業協同組合）**

出典：大津市資料（令和3年3月：環境部）

この協定は、大津市（以下「甲」という。）、株式会社志賀衛生社（以下「乙」という。）、株式会社大津衛生社（以下「丙」という。）、株式会社タケノウチ（以下「丁」という。）、大五産業株式会社（以下「戊」という。）、株式会社日映志賀（以下「己」という。）、大津市再生資源回収事業協同組合（以下「庚」という。）、滋賀県環境整備事業協同組合（以下「辛」という。）が、大津市内において災害及び感染症等が発生（以下「災害等発生時」という。）した際に実施する一般廃棄物の収集運搬及びその他関連する業務（以下「収集運搬業務等」という。）の相互支援に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害等発生時の収集運搬業務等に支障を来す可能性がある場合に、甲、乙、丙、丁、戊、己、庚、辛のいずれかの者（以下「協力団体の者」という。）が支援を要請するに当たって必要な事項を定めることにより、一般廃棄物の収集運搬業務等を安定的に継続することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 災害

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に掲げる災害をいう。

(2) 感染症

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第1項に掲げる感染症をいう。

（支援の要請）

第3条 支援を必要とする協力団体の者（以下「要支援者」という。）は、収集運搬業務等において支障が生じた場合は、支援可能な協力団体の者（以下「支援者」という。）からの支援について、甲に対して要請を行うことができる。

2 要支援者は、甲に対し前項の要請を行うときは、文書により甲に通知するものとする。ただし、文書により難しい場合は、口頭により通知し、後日速やかに文書により通知する。

（一般廃棄物の収集運搬業務等の実施）

第4条 支援者は、甲から前条の支援要請があったときは、支援可能な人員、車両等を手配し、災害等発生時の一般廃棄物の収集運搬業務等に可能な限り協力するものとする。

2 要支援者は、甲と支援の内容や方法について、相互に協議し、確認するとともに、感染症発生時の感染症拡大防止策について、必要に応じて予め甲の感染症担当部局に対し助言を求めるものとする。

3 甲の感染症担当部局は、前項の求めに応じるとともに、要支援者から更なる助言を求めるため協議への参加依頼があった場合、必要と認めるときは、協議に参加するものとする。

4 甲は、本市域及び県域を超えた広域的な調整が必要とされる場合は、要支援者と支援者の調整及び周辺府県との調整を行うものとする。

5 支援者は、災害等発生時の収集運搬業務等を実施する場合は、労働災害及び交通事故の未然防止に万全を期するものとする。

（情報の提供）

第5条 要支援者は、災害等発生時の収集運搬業務等に円滑な支援が得られるよう、甲との連絡体制の整備に努めるとともに、その他協力団体の者に被災、復旧の状況等必要な情報を提供するものとする。

2 支援者は、甲から第3条の支援要請があったときは、支援の内容や方法等、必要な情報をその他協力団体の者へ提供するものとする。

（実施報告）

第6条 支援者は、第3条に規定する要請に基づき災害等発生時の収集運搬業務等を実施したときは、文書により甲及び要支援者に報告するものとする。

（費用の負担）

第7条 支援者は、第3条に規定する要請に基づき、実施する収集運搬業務等に要する費用の負担について、要支援者とその支援内容に応じ個別契約書を締結するなど、個別協議のうえ決定するものとする。

（損害賠償）

第8条 支援者は、甲及び要支援者の責に帰さない事由により、災害等発生時の収集運搬業務等の実施に伴い第三者へ損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

（補償）

第9条 この協定に基づいて災害等発生時の収集運搬業務等に従事した支援者に属する者が、これに従事したことにより死亡、負傷又は疾病にかかった場合の補償については、労働者災害補償保険法その他法令によるものとする。

(連絡窓口)

第10条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては一般廃棄物業務所管課、その他の協力団体の者においては、各協力団体の者の指定する事務所とする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間の満了する日から起算して1ヶ月前の日までに、協力団体の者のいずれからも書面による解約の申出がないときは、更に1年間同一の条項で更新するものとする。

2 協力団体の者が前項の規定によりこの協定を更新しない旨の申出をするときは、特段の理由を必要としないものとする。

3 第1項の規定は、同項に規定する期限が経過した後に前条の規定により協力団体の者がこの協定を解除することを妨げるものではない。

(疑義等の決定)

第12条 この協定に定めのない事項及び各項に関して疑義が生じた場合は、その都度、協力団体の者が協議して決定するものとする。

本協定を証するため、本書8通を作成し、協力団体の者それぞれ署名のうえ各自1通を保有するものとする。

令和3年3月24日

|   |                                                         |
|---|---------------------------------------------------------|
| 甲 | 大津市御陵町3番1号<br>大津市<br>大津市長 佐藤 健司                         |
| 乙 | 大津市小野223番地の4<br>株式会社志賀衛生社<br>代表取締役 平川 尚基                |
| 丙 | 大津市本堅田六丁目24番16号<br>株式会社大津衛生社<br>代表取締役 伊東 竜成             |
| 丁 | 大津市大石中六丁目2番20号<br>株式会社タケノウチ<br>代表取締役 竹之内 米貴             |
| 戊 | 大津市大江二丁目1番8号<br>共立ビル2-A<br>大五産業株式会社 大津支店<br>代表取締役 権田 五雄 |
| 己 | 大津市木戸1178<br>株式会社日映志賀<br>代表取締役 中村 隆                     |
| 庚 | 大津市浜大津一丁目4番31号<br>大津市再生資源回収事業協同組合<br>代表理事長 新井 貞浩        |
| 辛 | 大津市富士見台57番47号<br>滋賀県環境整備事業協同組合<br>理事長 権田 五雄             |

## マ-1 災害時における地図製品等の供給等に関する協定（株式会社ゼンリン）

出典：大津市資料（平成 29 年 2 月：総務部）

大津市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第 1 条第(1)号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第 2 条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

### 第 1 条（目 的）

本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第 2 条第 1 号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第 23 条の 2 に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）もしくは大津市地域防災計画に基づく災害警戒本部（以下「災害警戒本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

### 第 2 条（定 義）

本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1) 「住宅地図」とは、大津市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 「広域図」とは、大津市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- (4) 「ID 等」とは、ZNET TOWN を利用するための認証 ID 及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及び ZNET TOWN の総称を意味するものとする。

### 第 3 条（地図製品等の供給の要請等）

- 1 乙は、甲が災害対策本部もしくは災害警戒本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。
- 2 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。
- 3 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 4 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
- 5 本条に基づく地図製品等の供給にかかる対価は、甲乙別途協議のうえ決定するものとする。

### 第 4 条（地図製品等の貸与及び保管）

- 1 乙は、第 3 条第 1 項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及び ID 等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。
- 2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及び ID 等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の最新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ最新版と差し替えることができるものとする。
- 3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による地図製品等の保管・管理状況等を確認することができるものとする。

### 第 5 条（地図製品等の利用等）

- 1 甲は、第 1 条第(1)号に基づき災害対策本部もしくは災害警戒本部を設置したときは、災害応急対策及び災害復旧・復興にかかる資料として、第 3 条又は第 4 条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。
  - (1) 災害対策本部もしくは災害警戒本部設置期間中の閲覧
  - (2) 災害対策本部もしくは災害警戒本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製
- 2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。
- 3 甲は、第 1 項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及び ZNET TOWN を利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域

図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWN を利用する場合は、本協定添付別紙のZNET TOWN 利用約款に記載の条件に従うものとする。

第6条（情報交換）

甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

第7条（有効期間）

本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

第8条（協 議）

甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

平成28年8月5日

甲)

滋賀県大津市御陵町3番1号  
大津市  
大津市長 越 直美

乙)

兵庫県神戸市中央区御幸通4丁目2番20号  
三宮中央ビル1階  
株式会社ゼンリン 関西第二エリア統括部  
統括部長 松井 仁

## ミ-1 災害時等における無人航空機の運用に関する協定（滋賀特機株式会社）

出典：大津市資料（平成 31 年 3 月：総務部）

大津市（以下「甲」という。）と滋賀特機株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時等における無人航空機の運用に関し、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第 1 条 この協定は、大津市内で、自然災害や大規模事故、市民の生命・身体・財産に重大な被害が生じまたは生じるおそれがある場合等において、甲が乙に対して無人航空機による災害情報の収集等の協力を要請する際における必要な事項を定めるものとする。

### （協力の要請）

第 2 条 甲は、災害時等において情報収集等のため必要があると認める場合は、乙に対して協力を要請することができる。

### （協力業務の範囲）

第 3 条 前条に規定による甲の要請により、乙が協力する業務（以下「協力業務」という。）は、次に掲げる業務とする。

- （1）災害対応時に必要な映像、画像等の情報収集に関する業務
- （2）災害地区の作成等の災害支援に関する業務
- （3）その他甲が必要と認める業務

2 乙は、特別の理由があるときは、前条の規定による甲の要請に協力しないことができる。この場合においては、乙は、この協定の違反等の責任を負わないものとする。

### （協力要請書）

第 4 条 第 2 条の規定による甲の要請は、協力業務の内容、実施場所及び実施期間その他必要事項を明らかにした協力要請書（別記様式 1）により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後において速やかに協力要請書を提出することにより当該要請をすることができるものとする。

### （協力業務の実施）

第 5 条 乙は、協力要請書の提出を受けたときは、直ちに協力業務に必要な無人航空機及び資機材並びに人員を出勤させ、甲の指示に従い協力業務を実施するものとする。

### （安全の確保等）

第 6 条 甲は、乙に対し、協力業務の内容に応じ安全の確保等に十分配慮するものとする。

### （業務報告）

第 7 条 乙が第 5 条の規定により協力業務を実施したときは、当該協力業務の完了後速やかに、撮影データを添えて、その実施した協力業務の内容を実施報告書（別記様式 2）により甲に報告するものとする。

### （映像等の所有権）

第 8 条 この協定に基づく協力業務による映像、画像等の所有権は、甲に帰属するものとする。

2 乙は、協力業務により撮影した映像を、甲の許可なく第三者へ公開しないものとする。

### （費用負担）

第 9 条 災害発生後概ね 1 週間程度の期間内において、甲の要請により、乙が支援の実施に要した費用は、原則として乙が負担するものとし、当該期間以外については、甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、甲が災害時以外に利用を希望する場合は、別途、乙に対して料金を支払うことで利用できるものとする。

### （協力業務の責任負担）

第 10 条 協力業務の実施において発生した事故の一切の責任は乙が負い、乙の名において誠実に処理しなければならない。

2 乙は、収集した情報の正確さに最大限配慮するものとする。

3 収集した情報の利用は、甲が判断を行い、乙は責任を負わない。

### （平常時の準備）

第 11 条 乙は、無人航空機の運用方法等をマニュアルに定めるとともに、平常時から乙の構成員の無人航空機の活用技術の維持向上に努め、災害時における緊急連絡体制を整備するものとする。

(訓練の参加)

第12条 乙は、この協定による協力業務が円滑に行われるよう、甲が行う防災訓練等への参加に努めるものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第14条 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とする。ただし、期間終了の1ヶ月前までに、甲または乙の一方から文書をもって、協定終了の意思表示をしないときは、さらに1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成31年 3月15日

甲 滋賀県大津市御陵町3-1  
大津市  
大津市長

乙 滋賀県大津市におの浜4丁目1-25  
滋賀特機株式会社  
(東洋エンジニア株式会社)  
(JUAVAC ドローンエキスパートアカデミー滋賀校)  
代表取締役

## ム-1 災害時における応援職員等への宿泊施設の提供に関する協定書（おごと温泉旅館協同組合）

出典：大津市資料（令和元年5月：総務部）

大津市（以下「甲」という。）とおごと温泉旅館協同組合（以下「乙」という。）とは、災害時における甲への他自治体や他機関等からの応援職員等（以下「応援職員等」という。）に対し、乙の組合員が所有する施設を宿泊施設として提供すること（以下「宿泊施設の提供」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、災害発生時において、甲への応援職員等に対する宿泊施設の提供に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （対象施設）

第2条 この協定の対象となる施設（以下「対象施設」という。）は、乙の組合員が所有する施設（別表）とする。

2 乙は、乙の組合員に変更が生じた場合は、その都度甲に報告するものとする。

### （協力要請）

第3条 甲は、災害発生時において必要があると認めるときは、乙に対し、宿泊施設の提供の協力を要請するものとする。

2 前項の要請は、要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により口頭で要請できるものとし、事後、速やかに要請書を送付するものとする。

### （協力の実施）

第4条 乙は、前条の要請があった場合には、直ちに対象施設の被災状況及び宿泊施設の提供の協力の可否について調査の上、甲に協力可能な施設名及び受入可能人数等を協力可能内容報告書（様式第2号）により報告するものとする。

2 乙の組合員は、可能な限りで、応援職員等が利用する宿泊スペースを確保し、宿泊施設における応援職員等の宿泊ならびに宿泊に付随する入浴及び食事の提供を行うものとする。

3 乙は、甲の申請による宿泊施設の提供を実施したときは、甲に提供した宿泊施設、期間、受入れた人数等を宿泊施設提供報告書（様式第3号）により報告するものとする。

### （宿泊施設の提供期間）

第5条 宿泊施設の提供は、原則として甲が応援職員等の受入を終了した時点で終了するものとする。

### （経費負担）

第6条 宿泊施設の提供に伴う経費は、原則として応援職員等の負担とする。

### （協定の効力及び更新）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前の日までに、甲、乙のいずれからも協定を更新しない旨の書面による意思表示がない場合は、更に1年間同一の条項で更新するものとし、以後の期間についても同様とする。

### （協議）

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和元年 5月13日

甲 大津市御陵町3番1号

大津市  
大津市長

乙 おごと温泉旅館協同組合  
理事長

大津市雄琴六丁目5番1号

別表

| 施設の名称       | 所在地           |
|-------------|---------------|
| びわこ緑水亭      | 大津市雄琴六丁目1番6号  |
| 里湯昔話 雄山荘    | 大津市雄琴一丁目9番28号 |
| 湖畔の宿 雄琴荘    | 大津市雄琴六丁目1番24号 |
| びわ湖 花街道     | 大津市雄琴一丁目1番3号  |
| 湯元館         | 大津市苗鹿二丁目30番7号 |
| 天然温泉の宿 ことゆう | 大津市苗鹿三丁目9番5号  |
| 暖灯館 きくのや    | 大津市雄琴六丁目1番29号 |
| 湯の宿 木もれび    | 大津市苗鹿二丁目30番1号 |
| 琵琶湖グランドホテル  | 大津市雄琴六丁目5番1号  |

## メ-1 災害時における被災者支援に関する協定書（滋賀県行政書士会）

出典：大津市資料（令和2年7月：総務部）

大津市（以下「甲」という。）と滋賀県行政書士会（以下「乙」という。）は、災害時における被災者支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大津市内において、地震や風水害、その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、甲の要請に基づき乙が実施する支援業務について、必要な事項を定める。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害で、甲が大津市地域防災計画に基づき、市災害対策本部を設置する体制をとるものを基本とする。

（支援業務の範囲）

第3条 甲の要請により、乙及び乙の会員が行う支援業務は、主に別表に掲げる行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の2及び同条の3の業務、並びに同業務を実施するために必要となる次に掲げる業務（以下「業務」という）とする。

- （1）乙による被災者支援相談窓口の設置
- （2）甲への乙の会員の派遣
- （3）その他甲が必要と認める業務

（連絡体制等の整備）

第4条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定め、「連絡責任者届」（第1号様式）によりそれぞれ相手方に報告するものとする。

（支援業務の要請）

第5条 甲は、災害時において、被災者支援のため甲が必要と認める場合は、乙に対して第3条に規定する支援業務の実施を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、「災害時支援協力要請書」（第2号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等で要請するものとし、その後速やかに「災害時支援協力要請書」を提出するものとする。

3 乙は、甲から前項の要請があったときは、可能な範囲においてこれを受諾するものとする。

（支援業務の実施）

第6条 乙は、甲から要請を受けたときは、甲の指示に基づき、第3条に掲げる支援業務について、協力するものとする。

（実施報告）

第7条 乙は前条に基づく業務を実施したときは、甲に対して次に掲げる事項を記載した「業務報告書」に業務の実施を確認できる書類を添付し、報告するものとする。

- （1）業務の実施場所及び期間
- （2）実施の内容
- （3）業務に従事した者の氏名及び連絡先
- （4）その他必要な事項

（費用負担）

第8条 第3条の支援業務に要した費用については、被災者支援相談窓口の設置にかかる費用は、甲の負担とし、支援業務実施に必要な人件費等の費用は、乙が負担するものとする。ただし、甲より費用負担の申し出があった場合はこの限りではない。

（相談者の負担）

第9条 甲の要請に基づき乙及び乙の会員が行う業務は無料とし、相談者は負担を負わない。ただし、実費が必要な場合は相談者が負担するものとする。

（災害の補償）

第10条 甲の要請による支援業務を行う際に乙又は乙の会員に損害が生じた場合、甲の責めに帰すべき事由によらな

いものについては、甲は負担を負わない。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とする。ただし、期間終了の1ヶ月前までに、甲または乙の一方から文書をもって、協定終了の意思表示をしないときは、さらに1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各1通を保有する。

令和2年7月28日

甲 滋賀県大津市御陵町3-1  
大津市  
大津市長 佐藤 健司

乙 滋賀県大津市末広町2-1  
滋賀県行政書士会  
会 長 井上 超由

別 表

|   |                      |
|---|----------------------|
| 1 | り災証明書の申請に関する支援       |
| 2 | 自動車登録申請書類に関する支援      |
| 3 | 相続関係書類に関する支援         |
| 4 | 許認可申請書類に関する支援        |
| 5 | 権利義務・事実証明関係書類に関する支援  |
| 6 | その他行政書士法に定める業務に関する支援 |

## モ-1 災害時等におけるドローンの活用に関する協定（スカイオーシャンキャピタルパートナーズ合同会社）

出典：大津市資料（令和4年1月：総務部）

大津市（以下「甲」という。）とスカイオーシャンキャピタルパートナーズ合同会社（以下「乙」という。）とは、災害時等におけるドローンを活用した協力体制に関し、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、大津市内で、自然災害や大規模事故、市民の生命・身体・財産に重大な被害が生じ、又は生じる恐れがある場合等において、甲が乙に対してドローンによる災害時情報の収集等の協力を要請する際における必要な事項を定めるものとする。

### （協力の要請）

第2条 甲は、災害時等において情報収集等のため必要があると認める場合は、乙に対して協力を要請することができる。

### （協力業務の範囲）

第3条 前条の規定による甲の要請により、乙が協力する業務（以下「協力業務」という。）は、次に掲げる業務とする。

- （1）災害発生現場等の被災状況の把握、取得した情報の提供
  - （2）災害地図の作成等の災害支援に関する業務
  - （3）その他甲が必要と認める業務
- 2 乙は、特別の理由があるときは、前条の規定による甲の要請に協力しないことができる。この場合においては、乙は、この協定の違反等の責任を負わないものとする。
- 3 災害等が発生したときに実施する協力業務の具体的運用は別に定めるものとする。

### （協力要請書）

第4条 第2条の規定による甲の要請は、協力業務の内容、実施業務の内容、実施場所及び実施期間その他必要事項を明らかにした協力要請書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請することができる。

2 甲は、前項ただし書の規定により電話等により要請したときは、事後において速やかに協力要請書を提出しなければならない。

### （協力業務の実施）

第5条 乙は、第2条の規定による甲の要請を受けたときは、直ちに協力業務に必要なドローン及び資機材並びに人員を出動させ、甲の指示に従い協力業務を実施するものとする。

### （安全の確保等）

第6条 甲は、乙に対し、協力業務の内容に応じ安全の確保等に十分配慮するものとする。

### （業務報告）

第7条 乙が第5条の規定により協力業務を実施したときは、当該協力業務の完了後、速やかに、撮影データを添えて、その実施した協力業務の内容を実施報告書により甲に報告するものとする。

### （映像等の所有権）

第8条 この協定に基づく協力業務による映像、画像等の所有権は、甲に帰属するものとする。

2 乙は、協力業務により撮影した映像を、甲の許可なく第三者へ公開しないものとする。

### （費用負担）

第9条 災害発生後概ね1週間程度の期間内において、甲の要請により、乙が支援の実施に要した費用は、原則として乙が負担するものとし、当該期間以外については、甲乙協議の上、決定するものとする。

### （協力業務の責任負担）

第10条 協力業務の実施において発生した事故の一切の責任は乙が負い、乙の名において誠実に処理しなければならない。

2 乙は、収集した情報の正確さに最大限配慮するものとする。

3 収集した情報の利用は、甲が判断を行い、乙は責任を負わない。

(平常時の準備)

第11条 乙は、ドローンの運用方法等をマニュアルに定めるとともに、平常時から乙の構成員のドローンの活用技術の維持向上に努め、災害時における緊急連絡体制を整備するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第13条 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とする。ただし、期間終了の1ヶ月前までに、甲又は乙の一方から、文書をもって協定終了の意思表示をしないときは、さらに1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年1月26日

甲 滋賀県大津市御陵町3番1号  
大津市  
大津市長 佐藤 健司

乙 滋賀県大津市中庄二丁目2番36号  
スカイオーシャンキャピタルパートナーズ合同会社  
代表 古川 泰

## (3) 関係法令

## ア 災害対策基本法（抜粋）

最終改正：平成30年6月27日

(目的)

第一条 この法律は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もつて社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。
- 二 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。
- 三 指定行政機関 次に掲げる機関で内閣総理大臣が指定するものをいう。
  - イ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項 及び第二項 に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三条第二項 に規定する機関
  - ロ 内閣府設置法第三十七条 及び第五十四条 並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第一項 並びに国家行政組織法第八条 に規定する機関
  - ハ 内閣府設置法第三十九条 及び第五十五条 並びに宮内庁法第十六条第二項 並びに国家行政組織法第八条の二 に規定する機関
  - ニ 内閣府設置法第四十条 及び第五十六条 並びに国家行政組織法第八条の三 に規定する機関
- 四 指定地方行政機関 指定行政機関の地方支分部局（内閣府設置法第四十三条 及び第五十七条（宮内庁法第十八条第一項 において準用する場合を含む。）並びに宮内庁法第十七条第一項 並びに国家行政組織法第九条 の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するものをいう。
- 五 指定公共機関 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項 に規定する独立行政法人をいう。）、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定するものをいう。
- 六 指定地方公共機関 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項 に規定する地方独立行政法人をいう。）及び港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四条第一項 の港務局、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第五条第一項 の土地改良区その他の公共的施設の管理者並びに都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、当該都道府県の知事が指定するものをいう。
- 七 防災計画 防災基本計画及び防災業務計画並びに地域防災計画をいう。
- 八 防災基本計画 中央防災会議が作成する防災に関する基本的な計画をいう。
- 九 防災業務計画 指定行政機関の長（当該指定行政機関が内閣府設置法第四十九条第一項 若しくは第二項 若しくは国家行政組織法第三条第二項 の委員会若しくは第三号 ロに掲げる機関又は同号 ニに掲げる機関のうち合議制のものである場合にあっては、当該指定行政機関。第十二条第八項、第二十八条の三第六項第三号及び第二十八条の六第二項を除き、以下同じ。）又は指定公共機関（指定行政機関の長又は指定公共機関から委任された事務又は業務については、当該委任を受けた指定地方行政機関の長又は指定地方公共機関）が防災基本計画に基づきその所掌事務又は業務について作成する防災に関する計画をいう。
- 十 地域防災計画 一定地域に係る防災に関する計画で、次に掲げるものをいう。
  - イ 都道府県地域防災計画 都道府県の地域につき、当該都道府県の都道府県防災会議が作成するもの
  - ロ 市町村地域防災計画 市町村の地域につき、当該市町村の市町村防災会議又は市町村長が作成するもの
  - ハ 都道府県相互間地域防災計画 二以上の都道府県の区域の全部又は一部にわたる地域につき、都道府県防災会議の協議会が作成するもの
  - ニ 市町村相互間地域防災計画 二以上の市町村の区域の全部又は一部にわたる地域につき、市町村防災会議の協議会が作成するもの

(市町村の責務)

第五条 市町村は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなければならない。

3 消防機関、水防団その他市町村の機関は、その所掌事務を遂行するにあつては、第一項に規定する市町村の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

(地方公共団体相互の協力)

第五条の二 地方公共団体は、第四条第一項及び前条第一項に規定する責務を十分に果たすため必要があるときは、相

互に協力するように努めなければならない。

(住民等の責務)

第七条 地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、基本理念にのっとり、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。

2 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、基本理念にのっとり、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する防災に関する施策に協力するように努めなければならない。

3 前二項に規定するもののほか、地方公共団体の住民は、基本理念にのっとり、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努めなければならない。

(施策における防災上の配慮等)

第八条 国及び地方公共団体は、その施策が、直接的なものであると間接的なものであるとを問わず、一体として国土並びに国民の生命、身体及び財産の災害をなくすることに寄与することとなるように意を用いなければならない。

2 国及び地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、特に次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一 災害及び災害の防止に関する科学研究とその成果の実現に関する事項

二 治山、治水その他の国土の保全に関する事項

三 建物の不燃堅牢化その他都市の防災構造の改善に関する事項

四 交通、情報通信等の都市機能の集積に対応する防災対策に関する事項

五 防災上必要な気象、地象及び水象の観測、予報、情報その他の業務に関する施設及び組織並びに防災上必要な通信に関する施設及び組織の整備に関する事項

六 災害の予報及び警報の改善に関する事項

七 地震予知情報（大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第二条第三号の地震予知情報をいう。）を周知させるための方法の改善に関する事項

八 気象観測網の充実についての国際的協力に関する事項

九 台風に対する人為的調節その他防災上必要な研究、観測及び情報交換についての国際的協力に関する事項

十 火山現象等による長期的災害に対する対策に関する事項

十一 水防、消防、救助その他災害応急措置に関する施設及び組織の整備に関する事項

十二 地方公共団体の相互応援及び第八十六条の八第一項に規定する広域一時滞在に関する協定並びに民間の団体の協力の確保に関する協定の締結に関する事項

十三 自主防災組織の育成、ボランティアによる防災活動の環境の整備、過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援その他国民の自発的な防災活動の促進に関する事項

十四 被災者の心身の健康の確保、居住の場所の確保その他被災者の保護に関する事項

十五 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に対する防災上必要な措置に関する事項

十六 海外からの防災に関する支援の受入れに関する事項

十七 被災者に対する的確な情報提供及び被災者からの相談に関する事項

十八 防災上必要な教育及び訓練に関する事項

十九 防災思想の普及に関する事項

(市町村防災会議)

第十六条 市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、市町村長の諮問に応じて当該市町村の地域に係る防災に関する重要事項を審議するため、市町村防災会議を置く。

2 前項に規定するもののほか、市町村は、協議により規約を定め、共同して市町村防災会議を設置することができる。

3 市町村は、前項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときその他市町村防災会議を設置することが不適当又は困難であるときは、第一項の規定にかかわらず、市町村防災会議を設置しないことができる。

4 市町村は、前項の規定により市町村防災会議を設置しないこととしたとき（第二項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときを除く。）は、速やかにその旨を都道府県知事に報告しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

6 市町村防災会議の組織及び所掌事務は、都道府県防災会議の組織及び所掌事務の例に準じて、当該市町村の条例（第二項の規定により設置された市町村防災会議にあつては、規約）で定める。

(都道府県災害対策本部)

第二十三条 都道府県の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事は、都道府県地域防災計画の定めるところにより、都道府県災害対策本部を設置することができる。

2 都道府県災害対策本部の長は、都道府県災害対策本部長とし、都道府県知事をもつて充てる。

3 都道府県災害対策本部に、都道府県災害対策副本部長、都道府県災害対策本部員その他の職員を置き、当該都道府県の職員のうちから、当該都道府県の知事が任命する。

4 都道府県災害対策本部は、都道府県地域防災計画の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。

一 当該都道府県の地域に係る災害に関する情報を収集すること。

二 当該都道府県の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当

該方針に沿って災害予防及び災害応急対策を実施すること。

- 三 当該都道府県の地域に係る災害予防及び災害応急対策に関し、当該都道府県並びに関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互間の連絡調整を図ること。
- 5 都道府県知事は、都道府県地域防災計画の定めるところにより、都道府県災害対策本部に、災害地にあつて当該都道府県災害対策本部の事務の一部を行う組織として、都道府県現地災害対策本部を置くことができる。
- 6 都道府県災害対策本部長は、当該都道府県警察又は当該都道府県の教育委員会に対し、当該都道府県の地域に係る災害予防又は災害応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。
- 7 都道府県災害対策本部長は、当該都道府県の地域に係る災害予防又は災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。
- 8 前各項に規定するもののほか、都道府県災害対策本部に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。  
(市町村災害対策本部)

第二十三条の二 市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部を設置することができる。

- 2 市町村災害対策本部の長は、市町村災害対策本部長とし、市町村長をもつて充てる。
- 3 市町村災害対策本部に、市町村災害対策副本部長、市町村災害対策本部員その他の職員を置き、当該市町村の職員又は当該市町村の区域を管轄する消防長若しくはその指名する消防吏員のうちから、当該市町村の市町村長が任命する。
- 4 市町村災害対策本部は、市町村地域防災計画の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。この場合において、市町村災害対策本部は、必要に応じ、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関との連携の確保に努めなければならない。
  - 一 当該市町村の地域に係る災害に関する情報を収集すること。
  - 二 当該市町村の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿って災害予防及び災害応急対策を実施すること。
- 5 市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部に、災害地にあつて当該市町村災害対策本部の事務の一部を行う組織として、市町村現地災害対策本部を置くことができる。
- 6 市町村災害対策本部長は、当該市町村の教育委員会に対し、当該市町村の地域に係る災害予防又は災害応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。
- 7 前条第七項の規定は、市町村災害対策本部長について準用する。この場合において、同項中「当該都道府県の」とあるのは、「当該市町村の」と読み替えるものとする。
- 8 前各項に規定するもののほか、市町村災害対策本部に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。  
(都道府県地域防災計画)

第四十条 都道府県防災会議は、防災基本計画に基づき、当該都道府県の地域に係る都道府県地域防災計画を作成し、及び毎年都道府県地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該都道府県地域防災計画は、防災業務計画に抵触するものであつてはならない。

- 2 都道府県地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 当該都道府県の地域に係る防災に関し、当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関、当該都道府県、当該都道府県の区域内の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関及び当該都道府県の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（次項において「管轄指定地方行政機関等」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱
  - 二 当該都道府県の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画
  - 三 当該都道府県の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画
- 3 都道府県防災会議は、都道府県地域防災計画を定めるに当たっては、災害が発生した場合において管轄指定地方行政機関等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。
- 4 都道府県防災会議は、第一項の規定により都道府県地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを内閣総理大臣に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、前項の規定により都道府県地域防災計画について報告を受けたときは、中央防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該都道府県防災会議に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。  
(市町村地域防災計画)

第四十二条 市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

- 2 市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（第四項において「当該市町村等」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱

- 二 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画
- 三 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画
- 3 市町村地域防災計画は、前項各号に掲げるもののほか、市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下この項及び次条において「地区居住者等」という。）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画（同条において「地区防災計画」という。）について定めることができる。
- 4 市町村防災会議は、市町村地域防災計画を定めるに当たっては、災害が発生した場合において当該市町村等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。
- 5 市町村防災会議は、第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 6 都道府県知事は、前項の規定により市町村地域防災計画について報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村防災会議に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
- 7 第二十一条の規定は、市町村長が第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正する場合について準用する。

（防災教育の実施）

第四十七条の二 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ又は他の災害予防責任者と共同して、その所掌事務又は業務について、防災教育の実施に努めなければならない。

- 2 災害予防責任者は、前項の防災教育を行おうとするときは、教育機関その他の関係のある公私の団体に協力を求めることができる。

（被害状況等の報告）

第五十三条 市町村は、当該市町村の区域内に災害が発生したときは、政令で定めるところにより、速やかに、当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を都道府県（都道府県に報告ができない場合にあっては、内閣総理大臣）に報告しなければならない。

- 2 都道府県は、当該都道府県の区域内に災害が発生したときは、政令で定めるところにより、速やかに、当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を内閣総理大臣に報告しなければならない。
- 3 指定公共機関の代表者は、その業務に係る災害が発生したときは、政令で定めるところにより、すみやかに、当該災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を内閣総理大臣に報告しなければならない。
- 4 指定行政機関の長は、その所掌事務に係る災害が発生したときは、政令で定めるところにより、すみやかに、当該災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を内閣総理大臣に報告しなければならない。
- 5 第一項から前項までの規定による報告に係る災害が非常災害であると認められるときは、市町村、都道府県、指定公共機関の代表者又は指定行政機関の長は、当該非常災害の規模の把握のため必要な情報の収集に特に意を用いなければならない。
- 6 市町村の区域内に災害が発生した場合において、当該災害の発生により当該市町村が第一項の規定による報告を行うことができなくなったときは、都道府県は、当該災害に関する情報の収集に特に意を用いなければならない。
- 7 都道府県の区域内に災害が発生した場合において、当該災害の発生により当該都道府県が第二項の規定による報告を行うことができなくなったときは、指定行政機関の長は、その所掌事務に係る災害に関する情報の収集に特に意を用いなければならない。
- 8 内閣総理大臣は、第一項から第四項までの規定による報告を受けたときは、当該報告に係る事項を中央防災会議に通報するものとする。

（発見者の通報義務等）

第五十四条 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なく、その旨を市町村長又は警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。

- 2 何人も、前項の通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。
- 3 第一項の通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨をすみやかに市町村長に通報しなければならない。
- 4 第一項又は前項の通報を受けた市町村長は、地域防災計画の定めるところにより、その旨を気象庁その他の関係機関に通報しなければならない。

（市町村長の出動命令等）

第五十八条 市町村長は、災害が発生するおそれがあるときは、法令又は市町村地域防災計画の定めるところにより、消防機関若しくは水防団に出動の準備をさせ、若しくは出動を命じ、又は消防吏員（当該市町村の職員である者を除く。）、警察官若しくは海上保安官の出動を求める等災害応急対策責任者に対し、応急措置の実施に必要な準備をすることを要請し、若しくは求めなければならない。

（市町村長の事前措置等）

第五十九条 市町村長は、災害が発生するおそれがあるときは、災害が発生した場合においてその災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示することができる。

- 2 警察署長又は政令で定める管区海上保安本部の事務所の長（以下この項、第六十四条及び第六十六条において「警察署長等」という。）は、市町村長から要求があつたときは、前項に規定する指示を行なうことができる。この場合において、同項に規定する指示を行なつたときは、警察署長等は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

(市町村長の避難の指示等)

第六十条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示することができる。

2 前項の規定により避難のための立退きを勧告し、又は指示する場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、その立退き先として指定緊急避難場所その他の避難場所を指示することができる。

3 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえつて人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあるとき、市町村長は、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置（以下「屋内での待避等の安全確保措置」という。）を指示することができる。

4 市町村長は、第一項の規定により避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、若しくは立退き先を指示し、又は前項の規定により屋内での待避等の安全確保措置を指示したときは、速やかに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

5 市町村長は、避難の必要がなくなつたときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。前項の規定は、この場合について準用する。

6 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつたときは、当該市町村の市町村長が第一項から第三項まで及び前項前段の規定により実施すべき措置の全部又は一部を当該市町村長に代わつて実施しなければならない。

7 都道府県知事は、前項の規定により市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。

8 第六項の規定による都道府県知事の代行に関し必要な事項は、政令で定める。

(市町村の応急措置)

第六十二条 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は地域防災計画の定めるところにより、消防、水防、救助その他災害の発生を防禦し、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置（以下「応急措置」という。）をすみやかに実施しなければならない。

2 市町村の委員会又は委員、市町村の区域内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者その他法令の規定により応急措置の実施の責任を有する者は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、地域防災計画の定めるところにより、市町村長の所轄の下にその所掌事務若しくは所掌業務に係る応急措置を実施し、又は市町村長の実施する応急措置に協力しなければならない。

(他の市町村長等に対する応援の要求)

第六十七条 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村の市町村長等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

2 前項の応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動するものとする。

(都道府県知事等に対する応援の要求等)

第六十八条 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された都道府県知事等は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。

(災害派遣の要請の要求等)

第六十八条の二 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、自衛隊法第八十三条第一項の規定による要請（次項において「要請」という。）をするよう求めることができる。この場合において、市町村長は、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。

2 市町村長は、前項の要求ができない場合には、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。この場合において、当該通知を受けた防衛大臣又はその指定する者は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、要請を待たないで、自衛隊法第八条に規定する部隊等を派遣することができる。

3 市町村長は、前二項の通知をしたときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

(都道府県知事による応援の要求)

第七十四条の二 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、[第七十二条第一項](#)の規定による指示又は[同条第二項](#)の規定による要求のみによつては当該都道府県の区域内の市町村の実施する災害応急対策に係る応援が円滑に実施されないと認めるときは、他の都道府県知事に対し、当該災害が発生した市町村の市町村長（[次項](#)及び[次条](#)において「災害発生市町村長」という。）を応援することを求めることができる。

2 [前項](#)の規定による要求を受けた都道府県知事は、当該要求に応じ応援をする場合において、災害発生市町村長の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、当該都道府県の区域内の市町村の市町村長に対し、当該災害発生市町村長を応援することを求めることができる。

3 [前二項](#)の規定による都道府県知事の要求に係る応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を受ける市町村長の指揮の下に行動するものとする。

(内閣総理大臣による応援の要求等)

第七十四条の三 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、第七十二条第一項の規定による指示又は同条第二項、第七十四条第1項若しくは前条第一項の規定による要求のみによつては災害応急対策に係る応援が円滑に実施されないと認めるときは、内閣総理大臣に対し、他の都道府県の知事に対し当該災害が発生した都道府県の知事（以下この条において「災害発生都道府県知事」という。）又は災害発生市町村長を応援することを求めるよう求めることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による要求があつた場合において、災害発生都道府県知事及び災害発生市町村長の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、当該災害発生都道府県知事以外の都道府県知事に対し、当該災害発生都道府県知事又は当該災害発生市町村長を応援することを求めることができる。

3 内閣総理大臣は、災害が発生した場合であつて、災害発生都道府県知事及び災害発生市町村長の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認める場合において、その事態に照らし特に緊急を要し、第一項の規定による要求を待ついとまがないと認められるときは、当該要求を待たないで、当該災害発生都道府県知事以外の都道府県知事に対し、当該災害発生都道府県知事又は当該災害発生市町村長を応援することを求めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、当該災害発生都道府県知事に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

4 災害発生都道府県知事以外の都道府県知事は、前二項の規定による内閣総理大臣の要求に応じ応援をする場合において、災害発生市町村長の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、当該都道府県の区域内の市町村の市町村長に対し、当該災害発生市町村長を応援することを求めることができる。

5 第二項又は第三項の規定による内閣総理大臣の要求に係る応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を受ける都道府県知事の指揮の下に行動するものとする。

6 第四項の規定による都道府県知事の要求に係る応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を受ける市町村長の指揮の下に行動するものとする。

（通信設備の優先使用権）

第七十九条 災害が発生した場合において、その応急措置の実施に必要な通信のため緊急かつ特別の必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事若しくは市町村長は、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、電気通信事業法第二条第五号 に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は有線電気通信法第三条第四項第四号 に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる。

（広域一時滞在の協議等）

第八十六条の八 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、当該被災住民について同一都道府県内の他の市町村の区域における一時的な滞在（以下「広域一時滞在」という。）の必要があると認めるときは、当該被災住民の受入れについて、当該他の市町村の市町村長に協議することができる。

2 市町村長は、前項の規定により協議しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告することをもつて足りる。

3 第一項の場合において、協議を受けた市町村長（以下この条において「協議先市町村長」という。）は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れるものとする。この場合において、協議先市町村長は、広域一時滞用の用に供するため、受け入れた被災住民に対し避難所を提供しなければならない。

4 第一項の場合において、協議先市町村長は、当該市町村の区域において被災住民を受け入れるべき避難所を決定し、直ちに、その内容を当該避難所を管理する者その他の内閣府令で定める者に通知しなければならない。

5 協議先市町村長は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに、その内容を第一項の規定により協議した市町村長（以下この条において「協議元市町村長」という。）に通知しなければならない。

6 協議元市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、及び内閣府令で定める者に通知するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。

7 第一項の場合において、協議元市町村長は、広域一時滞用の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び前項の内閣府令で定める者に通知し、並びに公示するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。

8 協議先市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を第四項の内閣府令で定める者に通知しなければならない。

（都道府県外広域一時滞用の協議等）

第八十六条の九 前条第一項に規定する場合において、市町村長は、都道府県知事と協議を行い、被災住民について他の都道府県の区域における一時的な滞在（以下「都道府県外広域一時滞在」という。）の必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、当該他の都道府県の知事と当該被災住民の受入れについて協議することを求めることができる。

2 前項の規定による要求があつたときは、都道府県知事は、被災住民の受入れについて、当該他の都道府県の知事に協議しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定により協議しようとするときは、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告することをもつて足りる。

4 第二項の場合において、協議を受けた都道府県知事（以下この条において「協議先都道府県知事」という。）は、被災住民の受入れについて、関係市町村長と協議しなければならない。

- 5 前項の場合において、協議を受けた市町村長（以下この条において「都道府県外協議先市町村長」という。）は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れるものとする。この場合において、都道府県外協議先市町村長は、都道府県外広域一時滞在の用に供するため、受け入れた被災住民に対し避難所を提供しなければならない。
  - 6 第四項の場合において、都道府県外協議先市町村長は、当該市町村の区域において被災住民を受け入れるべき避難所を決定し、直ちに、その内容を当該避難所を管理する者その他の内閣府令で定める者に通知しなければならない。
  - 7 都道府県外協議先市町村長は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに、その内容を協議先都道府県知事に報告しなければならない。
  - 8 協議先都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その内容を第二項の規定により協議した都道府県知事（以下この条において「協議元都道府県知事」という。）に通知しなければならない。
  - 9 協議元都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その内容を第一項の規定により協議することを求めた市町村長（以下この条において「都道府県外協議元市町村長」という。）に通知するとともに、内閣総理大臣に報告しなければならない。
  - 10 都道府県外協議元市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示するとともに、内閣府令で定める者に通知しなければならない。
  - 11 第一項の場合において、都道府県外協議元市町村長は、都道府県外広域一時滞在の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を協議元都道府県知事に報告し、及び公示するとともに、前項の内閣府令で定める者に通知しなければならない。
  - 12 協議元都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その旨を協議先都道府県知事に通知するとともに、内閣総理大臣に報告しなければならない。
  - 13 協議先都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を都道府県外協議先市町村長に通知しなければならない。
  - 14 都道府県外協議先市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を第六項の内閣府令で定める者に通知しなければならない。  
（都道府県知事による広域一時滞在の協議等の代行）
- 第八十六条の十 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生し、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつた場合であつて、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、当該被災住民について広域一時滞在の必要があると認めるときは、当該市町村の市町村長が第八十六条の八第一項及び第五項から第七項までの規定により実施すべき措置（同条第六項及び第七項の規定による報告を除く。）の全部又は一部を当該市町村長に代わつて実施しなければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の規定により市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。
  - 3 第一項の規定による都道府県知事の代行に関し必要な事項は、政令で定める。  
（都道府県外広域一時滞在の協議等の特例）
- 第八十六条の十一 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生し、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつた場合であつて、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、当該被災住民について都道府県外広域一時滞在の必要があると認めるときは、第八十六条の九第一項の規定による要求がない場合であつても、同条第二項の規定による協議をすることができる。この場合において、同条第九項中「第一項の規定により協議することを求めた市町村長（以下この条において「都道府県外協議元市町村長」という。）」とあるのは「公示し、及び内閣府令で定める者」と、同条第十一項中「第一項」とあるのは「第八十六条の十一前段」と、「都道府県外協議元市町村長」とあるのは「協議元都道府県知事」と、「協議元都道府県知事に報告し、及び」とあるのは「協議先都道府県知事及び同条後段の規定により読み替えて適用する第九項の内閣府令で定める者に通知し、並びに」と、「前項の内閣府令で定める者に通知しなければ」とあるのは「内閣総理大臣に報告しなければ」と、同条第十三項中「前項」とあるのは「第八十六条の十一後段の規定により読み替えて適用する第十一項」とし、同条第十項及び第十二項の規定は、適用しない。  
（都道府県知事及び内閣総理大臣による助言）
- 第八十六条の十二 都道府県知事は、市町村長から求められたときは、第八十六条の八第一項の規定による協議の相手方その他広域一時滞在に関する事項について助言をしなければならない。
- 2 内閣総理大臣は、都道府県知事から求められたときは、第八十六条の九第二項の規定による協議の相手方その他都道府県外広域一時滞在に関する事項又は広域一時滞在に関する事項について助言をしなければならない。  
（物資又は資材の供給の要請等）
- 第八十六条の十六 都道府県知事又は市町村長は、当該都道府県又は市町村の地域に係る災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、災害応急対策の実施に当たつて、その備蓄する物資又は資材が不足し、当該災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認めるときは、都道府県知事にあつては指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、市町村長にあつては都道府県知事に対し、それぞれ必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請し、又は求めることができる。
- 2 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事は、都道府県又は市町村の地域に係る災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合であつて、当該都道府県の知事又は当該市町村の市町村長が災害応急対策を実施するに当たつて、その備蓄する物資又は資材が不足し、当該災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認められる場合において、その事態に照らし緊急を要し、前項の規定による要請又は要求を待ついとまがないと認められるときは、当該要請又は要求を待たないで、必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずることができる。



## イ 災害救助法（抜粋）

最終改正：平成26年5月30日

（目的）

第一条 この法律は、災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。

（救助の対象）

第二条 この法律による救助（以下「救助」という。）は、都道府県知事が、政令で定める程度の災害が発生した市町村（特別区を含む。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、当該市の区域又は当該市の区の区域とする。）内において当該災害により被害を受け、現に救助を必要とする者に対して、これを行う。

（都道府県知事の努力義務）

第三条 都道府県知事は、救助の万全を期するため、常に、必要な計画の樹立、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努めなければならない。

（救助の種類等）

第四条 救助の種類は、次のとおりとする。

- 一 避難所及び応急仮設住宅の供与
- 二 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 四 医療及び助産
- 五 被災者の救出
- 六 被災した住宅の応急修理
- 七 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- 八 学用品の給与
- 九 埋葬
- 十 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの

2 救助は、都道府県知事が必要があると認めた場合においては、前項の規定にかかわらず、救助を要する者（埋葬については埋葬を行う者）に対し、金銭を支給してこれを行うことができる。

3 救助の程度、方法及び期間に関し必要な事項は、政令で定める。

（指定行政機関の長等の収用等）

第五条 指定行政機関の長（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第三号に規定する指定行政機関の長をいい、当該指定行政機関が内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三条第二項の委員会若しくは災害対策基本法第二条第三号ロに掲げる機関又は同号ニに掲げる機関のうち合議制のものである場合にあっては、当該指定行政機関とする。次条において同じ。）及び指定地方行政機関の長（同法第二条第四号に規定する指定地方行政機関の長をいう。次条において同じ。）は、防災業務計画（同法第二条第九号に規定する防災業務計画をいう。）の定めるところにより、救助を行うため特に必要があると認めるときは、救助に必要な物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対して、その取り扱う物資の保管を命じ、又は救助に必要な物資を収用することができる。

2 前項の場合においては、公用令書を交付しなければならない。

3 第一項の処分を行う場合においては、その処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

（指定行政機関の長等の立入検査等）

第六条 前条第一項の規定により物資の保管を命じ、又は物資を収用するため、必要があるときは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、当該職員に物資を保管させる場所又は物資の所在する場所に立ち入り検査をさせることができる。

2 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、前条第一項の規定により物資を保管させた者に対し、必要な報告を求め、又は当該職員に当該物資を保管させてある場所に立ち入り検査をさせることができる。

3 前二項の規定により立ち入る場合においては、あらかじめその旨をその場所の管理者に通知しなければならない。

4 当該職員が第一項又は第二項の規定により立ち入る場合は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。

5 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（従事命令）

第七条 都道府県知事は、救助を行うため、特に必要があると認めるときは、医療、土木建築工事又は輸送関係者を、第十四条の規定に基づく内閣総理大臣の指示を実施するため、必要があると認めるときは、医療又は土木建築工事関係者を、救助に関する業務に従事させることができる。

2 地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）は、都道府県知事が第十四条の規定に基づく内閣総理大臣の指示を実施するため、必要があると認めて要求したときは、輸送関係者を救助に関する業務に従事させることができる。

3 前二項に規定する医療、土木建築工事及び輸送関係者の範囲は、政令で定める。

4 第五条第二項の規定は、第一項及び第二項の場合に準用する。

5 第一項又は第二項の規定により救助に従事させる場合においては、その実費を弁償しなければならない。

（協力命令）

第八条 都道府県知事は、救助を要する者及びその近隣の者を救助に関する業務に協力させることができる。

（都道府県知事の収用等）

第九条 都道府県知事は、救助を行うため、特に必要があると認めるとき、又は第十四条の規定に基づく内閣総理大臣

の指示を実施するため、必要があると認めるときは、病院、診療所、旅館その他政令で定める施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対して、その取り扱う物資の保管を命じ、又は物資を収用することができる。

2 第五条第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。

(通信設備の優先使用権)

第十一条 内閣総理大臣、都道府県知事、第十三条第一項の規定により救助の実施に関する都道府県知事の権限に属する事務の一部を行う市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）又はこれらの者の命を受けた者は、非常災害が発生し、現に応急的な救助を行う必要がある場合には、その業務に関し緊急を要する通信のため、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号 に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）第三条第四項第四号 に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる。

(扶助金の支給)

第十二条 第七条又は第八条の規定により、救助に関する業務に従事し、又は協力する者が、そのために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合においては、政令の定めるところにより扶助金を支給する。

(事務処理の特例)

第十三条 都道府県知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。

2 前項の規定により市町村長が行う事務を除くほか、市町村長は、都道府県知事が行う救助を補助するものとする。

(内閣総理大臣の指示)

第十四条 内閣総理大臣は、都道府県知事が行う救助について、他の都道府県知事に対し、その応援をすべきことを指示することができる。

(日本赤十字社の協力義務等)

第十五条 日本赤十字社は、その使命に鑑み、救助に協力しなければならない。

2 政府は、日本赤十字社に、政府の指揮監督の下に、救助に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力（第八条の規定による協力を除く。）についての連絡調整を行わせることができる。

(日本赤十字社への委託)

第十六条 都道府県知事は、救助又はその応援の実施に関して必要な事項を日本赤十字社に委託することができる。

(事務の区分)

第十七条 第二条、第四条第二項、第七条第一項及び第二項、同条第四項において準用する第五条第二項、第七条第五項、第八条、第九条第一項、同条第二項において準用する第五条第二項及び第三項、第十条第一項及び第二項、同条第三項において準用する第六条第三項、第十一条、第十二条、第十三条第一項並びに第十四条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号 に規定する第一号 法定受託事務とする。

2 第十三条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号 に規定する第一号 法定受託事務とする。

(費用の支弁区分)

第十八条 第四条の規定による救助に要する費用（救助の事務を行うのに必要な費用を含む。）は、救助の行われた地の都道府県が、これを支弁する。

2 第七条第五項の規定による実費弁償及び第十二条の規定による扶助金の支給で、第七条第一項の規定による従事命令又は第八条の規定による協力命令によって救助に関する業務に従事し、又は協力した者に係るものに要する費用は、その従事命令又は協力命令を発した都道府県知事の統括する都道府県が、第七条第二項の規定による従事命令によって救助に関する業務に従事した者に係るものに要する費用は、同項の規定による要求をした都道府県知事の統括する都道府県が、これを支弁する。

3 第九条第二項の規定により準用する第五条第三項の規定による損失補償に要する費用は、管理、使用若しくは収用を行い、又は保管を命じた都道府県知事の統括する都道府県が、これを支弁する。

(国庫負担)

第二十一条 国庫は、都道府県が第十八条の規定により支弁した費用及び第十九条の規定による補償に要した費用（前条第一項の規定により求償することができるものを除く。）並びに同項の規定による求償に対する支払に要した費用（前条第四項の規定による求償に対する支払に要した費用を含む。）の合計額が政令で定める額以上となる場合において、当該合計額が、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）に定める当該都道府県の普通税（法定外普通税を除く。以下同じ。）について同法第一条第一項第五号 にいう標準税率（標準税率の定めのない地方税については、同法 に定める税率とする。）をもって算定した当該年度の収入見込額（以下この項において「収入見込額」という。）の百分の二以下であるときにあっては当該合計額についてその百分の五十を負担するものとし、収入見込額の百分の二を超えるときにあっては次の区分に従って負担するものとする。この場合において、収入見込額の算定方法については、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第十四条 の定めるところによるものとする。

一 収入見込額の百分の二以下の部分については、その額の百分の五十

二 収入見込額の百分の二を超え、百分の四以下の部分については、その額の百分の八十

三 収入見込額の百分の四を超える部分については、その額の百分の九十

## ウ 被災者生活再建支援法（抜粋）

最終改正：平成 23 年 8 月 30 日

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この法律は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

#### （定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 自然災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。
- 二 被災世帯 政令で定める自然災害により被害を受けた世帯であつて次に掲げるものをいう。
  - イ 当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯
  - ロ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯
  - ハ 当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯
  - ニ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であつて構造耐力上主要な部分として政令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（ロ及びハに掲げる世帯を除く。次条において「大規模半壊世帯」という。）

### 第二章 被災者生活再建支援金の支給

#### （被災者生活再建支援金の支給）

第三条 都道府県は、当該都道府県の区域内において被災世帯となった世帯の世帯主に対し、当該世帯主の申請に基づき、被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）の支給を行うものとする。

- 2 被災世帯（被災世帯であつて自然災害の発生時においてその属する者の数が一である世帯（第五項において「単数世帯」という。）を除く。以下この条において同じ。）の世帯主に対する支援金の額は、百万円（大規模半壊世帯にあつては、五十万円）に、当該被災世帯が次の各号に掲げる世帯であるときは、当該各号に定める額を加えた額とする。
  - 一 その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 二百万円
  - 二 その居住する住宅を補修する世帯 百万円
  - 三 その居住する住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅を除く。）を賃借する世帯 五十万円
- 3 前項の規定にかかわらず、被災世帯が、同一の自然災害により同項各号のうち二以上に該当するときの当該世帯の世帯主に対する支援金の額は、百万円（大規模半壊世帯にあつては、五十万円）に当該各号に定める額のうち最も高いものを加えた額とする。
- 4 前二項の規定にかかわらず、前条第二号ハに該当する被災世帯であつて政令で定める世帯の世帯主に対する支援金の額は、三百万円を超えない範囲内で政令で定める額とする。
- 5 単数世帯の世帯主に対する支援金の額については、前三項の規定を準用する。この場合において、第二項及び第三項中「百万円」とあるのは「七十五万円」と、「五十万円」とあるのは「三十七万五千円」と、第二項中「二百万円」とあるのは「百五十万円」と、前項中「三百万円」とあるのは「二百二十五万円」と読み替えるものとする。

#### （支給事務の委託）

第四条 都道府県は、議会の議決を経て、支援金の支給に関する事務の全部を第六条第一項に規定する支援法人に委託することができる。

- 2 都道府県（当該都道府県が前項の規定により支援金の支給に関する事務の全部を第六条第一項に規定する支援法人に委託した場合にあつては、当該支援法人）は、支援金の支給に関する事務の一部を市町村に委託することができる。

#### （政令への委任）

第五条 支援金の申請期間、支給方法その他支援金の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

### 第三章 被災者生活再建支援法人

#### （指定等）

第六条 内閣総理大臣は、被災者の生活再建を支援することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に規定する業務（以下「支援業務」という。）を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請に

より、全国に一を限って、被災者生活再建支援法人（以下「支援法人」という。）として指定することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、総務大臣に協議するものとする。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、支援法人の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

4 支援法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

5 内閣総理大臣は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

（業務）

第七条 支援法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 第三条第一項の規定により支援金を支給する都道府県（第四条第一項の規定により支援金の支給に関する事務の全部を支援法人に委託した都道府県を除く。）に対し、当該都道府県が支給する支援金の額に相当する額の交付を行うこと。

二 第四条第一項の規定により都道府県の委託を受けて支援金の支給を行うこと。

三 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

（費用の支弁）

第八条 支援法人は、第四条第一項の規定により都道府県の委託を受けて支援金の支給を行うときは、支援金の支給に要する費用の全額を支弁する。

（基金）

第九条 支援法人は、支援業務を運営するための基金（以下この条において単に「基金」という。）を設けるものとする。

2 都道府県は、支援法人に対し、基金に充てるために必要な資金を、相互扶助の観点から踏まえ、世帯数その他の地域の事情を考慮して、拠出するものとする。

3 都道府県は、前項の規定によるもののほか、基金に充てるために必要があると認めるときは、支援法人に対し、必要な資金を拠出することができる。

（運営委員会）

第十条 支援法人は、運営委員会を置くものとする。

2 次に掲げる事項は、運営委員会の議決を経なければならない。

一 次条第一項に規定する業務規程の作成及び変更

二 第十二条第一項に規定する事業計画書及び収支予算書の作成及び変更

3 運営委員会は、前項に定めるもののほか、支援業務の運営に関する重要事項について、支援法人の代表者の諮問に応じて審議し、又は支援法人の代表者に意見を述べるることができる。

4 運営委員会の委員は、都道府県知事の全国的連合組織の推薦する都道府県知事をもって充てるものとする。

（業務規程の認可）

第十一条 支援法人は、支援業務を行うときは、当該業務の開始前に、当該業務の実施に関する規程（以下この条において「業務規程」という。）を作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 内閣総理大臣は、前項の認可をした業務規程が支援業務の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

3 業務規程に記載すべき事項は、内閣府令で定める。

（事業計画等）

第十二条 支援法人は、毎事業年度、内閣府令で定めるところにより、支援業務に関し事業計画書及び収支予算書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 支援法人は、内閣府令で定めるところにより、毎事業年度終了後、支援業務に関し事業報告書及び収支決算書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

（区分経理）

第十三条 支援法人は、支援業務に係る経理とその他の経理とを区分して整理しなければならない。

（秘密保持義務）

第十四条 支援法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、第七条第二号の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（報告）

第十五条 内閣総理大臣は、支援業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援法人に対し、当該業務又は資産の状況に関し必要な報告をさせることができる。

(監督命令)

第十六条 内閣総理大臣は、支援業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援法人に対し、支援業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

第十七条 内閣総理大臣は、支援法人がこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したときは、第六条第一項の指定（以下この条において「指定」という。）を取り消すことができる。

2 第六条第二項の規定は、前項の規定により指定の取消しをしようとするときについて準用する。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

#### 第四章 国の補助等

(国の補助)

第十八条 国は、第七条第一号の規定により支援法人が交付する額及び同条第二号の規定により支援法人が支給する支援金の額の二分の一に相当する額を補助する。

(地方債の特例)

第十九条 第九条第二項の規定に基づく都道府県の支援法人に対する拠出に要する経費については、地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条 各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができる。

(国の配慮)

第二十条 国は、第九条第二項及び第三項の規定に基づく都道府県の支援法人に対する拠出が円滑に行われるよう適切な配慮をするものとする。

#### 第五章 雑則

(譲渡等の禁止)

第二十条の二 支援金の支給を受けることとなった者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

2 支援金として支給を受けた金銭は、差し押さえることができない。

(公課の禁止)

第二十一条 租税その他の公課は、支援金として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。

(政令への委任)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

#### 第六章 罰則

第二十三条 第十四条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十四条 第十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第二十五条 支援法人の代表者又は支援法人の代理人、使用人その他の従業者が、支援法人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、支援法人に対しても、同条の刑を科する。

#### 附 則 抄

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、第三条（第四条第一項の規定により支援金の支給に関する事務の委託があった場合を含む。）の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以降の年度において、都道府県の基金に対する資金の拠出があった日として内閣総理大臣が告示する日以後に生じた自然災害により被災世帯となった世帯について適用する。

#### 附 則 （平成一六年三月三十一日法律第一三号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(支援金の支給に関する経過措置)

第二条 改正後の被災者生活再建支援法（以下「新法」という。）第三条の規定は、この法律の施行の日（以下「施行

日」という。)以後に生じた自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主に対する支援金の支給について適用し、施行日前に生じた自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主に対する支援金の支給については、なお従前の例による。

第三条 前条の規定にかかわらず、施行日前に生じた自然災害により被災世帯となった世帯のうち、施行日前に災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十条第一項の規定により避難のための立退きの指示を受けた者であつて、施行日以後に、当該指示に係る地域（施行日以後に同条第四項の規定により避難の必要のなくなった旨の公示があつた地域に限る。以下この条において同じ。）において自立した生活を開始する者又は当該指示に係る地域において自立した生活を開始することが著しく困難であることが明らかになったことにより当該地域以外の地域において自立した生活を開始する者に係る世帯の世帯主に対する支援金の支給については、新法第三条の規定を適用する。この場合においては、同条第一号中「三百万円」とあるのは「三百万円から被災者生活再建支援法の一部を改正する法律（平成十六年法律第十三号）の施行前に支給された支援金の額を減じた額」と、同条第二号中「百五十万円」とあるのは「百五十万円から被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行前に支給された支援金の額を減じた額」とする。

（被災者生活再建支援基金に関する経過措置）

第四条 この法律の施行の際現に改正前の被災者生活再建支援法第六条第一項の規定による指定を受けている被災者生活再建支援基金は、新法第六条第一項の規定による指定を受けた被災者生活再建支援法人とみなす。

附 則 （平成一八年六月二日法律第五〇号）

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

## エ 水防法

最終改正：平成29年5月19日

### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この法律は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

#### (定義)

第二条 この法律において「雨水出水」とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる出水をいう。

2 この法律において「水防管理団体」とは、次条の規定により水防の責任を有する市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合（以下「水防事務組合」という。）若しくは水害予防組合をいう。

3 この法律において「水防管理者」とは、水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。

4 この法律において「消防機関」とは、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第九条に規定する消防の機関をいう。

5 この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう。

6 この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘門の操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体（第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下第四章までにおいて同じ。）の活動、一の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援、水防のための活動に必要な河川管理者（河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。第七条第三項において同じ。）及び同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川（同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下同じ。）の管理の一部を行う場合における当該都道府県知事又は当該指定都市の長並びに下水道管理者（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第一項に規定する公共下水道管理者、同法第二十五条の十一第一項に規定する流域下水道管理者及び同法第二十七条第一項に規定する都市下水路管理者をいう。第七条第四項において同じ。）の協力並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。

7 この法律において「量水標等」とは、量水標、驗潮儀その他の水位観測施設をいう。

8 この法律において「水防警報」とは、洪水、津波又は高潮によつて災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

### 第二章 水防組織

#### (市町村の水防責任)

第三条 市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

#### (水防事務組合の設立)

第三条の二 地形の状況により、市町村が単独で前条の責任を果たすことが著しく困難又は不適當であると認められる場合においては、関係市町村は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による被害の共通性を勘案して、共同して水防を行う区域を定め、水防事務組合を設けなければならない。

#### (水害予防組合の区域を水防を行う区域とする水防事務組合が設けられる場合の特別措置)

第三条の三 水害予防組合法（明治四十一年法律第五十号）第十五条第一項の規定により都道府県知事が水害予防組合を廃止しようとする場合において、当該水害予防組合の区域の全部又は一部について、当該水害予防組合に代るべき水防管理団体として引き続き水防事務組合が設けられるときは、都道府県知事は、同条第三項の規定にかかわらず、当該水害予防組合が、その有する財産及び負債のうち水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産及びこれらの財産に係る負債以外の財産及び負債の処分を完了したときは、当該水害予防組合を廃止することができる。

2 前項の規定により廃止される水害予防組合は、その廃止の日において有する水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産を、当該水害予防組合の区域の全部を水防を行う区域とする一の水防事務組合が設けられる場合においては、当該水防事務組合に、当該水害予防組合の区域について二以上の水防事務組合が設けられる場合又は当該水害予防組合の区域の一部が市町村の水防を行うべき区域となる場合においては、当該水害予防組合と関係水防事務組合又は市町村との協議に基き、関係水防事務組合又は市町村に無償譲渡し、当該水防事務組合又は市町村は、それぞれ、その譲渡される財産に係る負債を引き受けなければならない。この場合においては、当該水害予防組合は、当該財産の譲渡及び負債の引継のために必要な範囲内において、当該財産の譲渡及び負債の引継を完了するまで、なお存続するものとみなす。

#### (水防事務組合の議会の議員の選挙)

第三条の四 水防事務組合の議会の議員は、組合格約で定めるところにより、関係市町村の議会において、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるもののうちから選挙するものとする。ただし、数市町村にわたる水防上の特別の利害を調整する必要があると認められるときは、組合

規約で定めるところにより、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものにつき当該市町村の長が推薦した者のうちから選挙することができる。この場合において、市町村の長が推薦した者のうちから選挙される議員の数は、当該市町村の議会において選挙される議員の数の二分の一をこえてはならない。

- 2 前項の規定により関係市町村の議会において選挙される議員の数は、水防事務組合の行う事業による受益の割合及び防護すべき施設の延長の割合を勘案して定めるものとする。  
(水防事務組合の経費の分賦)

第三条の五 水防事務組合の経費の関係市町村に対する分賦は、前条第二項に規定する割合を勘案して定めるものとする。

(都道府県の水防責任)

第三条の六 都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。  
(指定水防管理団体)

第四条 都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる。  
(水防の機関)

第五条 水防管理団体は、水防事務を処理するため、水防団を置くことができる。

- 2 前条の規定により指定された水防管理団体（以下「指定管理団体」という。）は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防団を置かなければならない。

- 3 水防団及び消防機関は、水防に関しては水防管理者の所轄の下に行動する。  
(水防団)

第六条 水防団は、水防団長及び水防団員をもつて組織する。

- 2 水防団の設置、区域及び組織並びに水防団長及び水防団員の定員、任免、給与及び服務に関する事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。  
(公務災害補償)

第六条の二 水防団長又は水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

- 2 前項の場合においては、水防管理団体は、当該水防団長若しくは水防団員又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。  
(退職報償金)

第六条の三 水防団長又は水防団員で非常勤のものが退職した場合においては、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給することができる。

(都道府県の水防計画)

第七条 都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、当該都道府県の水防計画を定め、及び毎年当該都道府県の水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

- 2 都道府県の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

- 3 都道府県知事は、当該都道府県の水防計画に河川管理者（河川法第九条第二項 又は第五項 の規定により都道府県知事又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項 の指定都市の長が河川法第九条第二項 に規定する指定区間内の一級河川の管理の一部を行う場合にあつては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長。以下同じ。）による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない。

- 4 前項の規定は、都道府県知事が、当該都道府県の水防計画に水防管理団体が行う水防のための活動に下水道管理者の協力が必要な事項を記載しようとする場合について準用する。

- 5 都道府県知事は、第一項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県水防協議会（次条第一項に規定する都道府県水防協議会をいい、これを設置しない都道府県にあつては、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十四条第一項 に規定する都道府県防災会議とする。）に諮らなければならない。

- 6 二以上の都府県に關係する水防事務については、關係都府県知事は、あらかじめ協定して当該都府県の水防計画を定め、国土交通大臣及び消防庁長官に報告しなければならない。報告した水防計画の変更についても、同様とする。

- 7 都道府県知事は、第一項又は前項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。

(都道府県水防協議会)

第八条 都道府県の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、都道府県に都道府県水防協議会を置くことができる。

- 2 都道府県水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。

- 3 都道府県水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。

- 4 会長は、都道府県知事をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから都道府県知事が命じ、又は委嘱する。

- 5 前各項に定めるものの外、都道府県水防協議会に関し必要な事項は、当該都道府県条例で定める。

### 第三章 水防活動 (河川等の巡視)

第九条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、随時区域内の河川、海岸堤防、津波防護施設（津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第二条第十項に規定する津波防護施設をいう。以下この条において同じ。）等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防、津波防護施設等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

（国の機関が行う洪水予報等）

第十条 気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（以下「報道機関」という。）の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 国土交通大臣は、二以上の都道府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

3 都道府県知事は、前二項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者（量水標等の管理者をいう。以下同じ。）に、その受けた通知に係る事項（量水標管理者にあつては、洪水又は高潮に係る事項に限る。）を通知しなければならない。

（都道府県知事が行う洪水予報）

第十一条 都道府県知事は、前条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。  
（水位の通報及び公表）

第十二条 都道府県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は第十条第三項若しくは前条第一項の規定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が都道府県知事の定める通報水位を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。

2 都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、量水標等の示す水位が警戒水位（前項の通報水位を超える水位であつて洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。以下同じ。）を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、公表しなければならない。

（国土交通大臣又は都道府県知事が行う洪水に係る水位情報の通知及び周知）

第十三条 国土交通大臣は、第十条第二項の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。次項において同じ。）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 都道府県知事は、第十条第二項又は第十一条第一項の規定により国土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

（都道府県知事又は市町村長が行う雨水出水に係る水位情報の通知及び周知）

第十三条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する公共下水道等（下水道法第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道又は同条第五号に規定する都市下水路をいう。以下この条において同じ。）の排水施設等（排水施設又はこれを補完するポンプ施設若しくは貯留施設をいう。以下この条及び第十四条の二第一項において同じ。）で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位（雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位（公共下水道等の排水施設等の底面から水面までの高さ）をいう。以下この条において同じ。）をいう。次項において同じ。）を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 市町村長は、当該市町村が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該市町村の存する都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

（都道府県知事が行う高潮に係る水位情報の通知及び周知）

第十三条の三 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する海岸で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、高潮特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて高潮による災害の発生を特に警

戒すべき水位をいう。)を定め、当該海岸の水位がこれに達したときは、その旨を当該海岸の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(関係市町村長への通知)

第十三条の四 第十条第二項若しくは第十三条第一項の規定により通知をした国土交通大臣又は第十一条第一項、第十三条第二項、第十三条の二第一項若しくは前条の規定により通知をした都道府県知事は、災害対策基本法第六十条第一項の規定による避難のための立退きの勧告若しくは指示又は同条第三項の規定による屋内での待避等の安全確保措置の指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知しなければならない。

(洪水浸水想定区域)

第十四条 国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨（想定し得る最大規模の降雨であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。次条第一項において同じ。）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

3 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。

(雨水出水浸水想定区域)

第十四条の二 都道府県知事は、第十三条の二第一項の規定により指定した排水施設等について、市町村長は、同条第二項の規定により指定した排水施設等について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該指定に係る排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該指定に係る排水施設（当該指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

3 都道府県知事又は市町村長は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、都道府県知事にあつては、関係市町村の長に通知しなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。

(高潮浸水想定区域)

第十四条の三 都道府県知事は、第十三条の三の規定により指定した海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定し得る最大規模の高潮であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものにより当該海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定するものとする。

2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

3 都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。

(浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置)

第十五条 市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、第十四条第一項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第四号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

一 洪水予報等（第十条第一項若しくは第二項若しくは第十一条第一項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官若しくは都道府県知事及び気象庁長官が行う予報又は第十三条第一項若しくは第二項、第十三条の二若しくは第十三条の三の規定により国土交通大臣、都道府県知事若しくは市町村長が通知し若しくは周知する情報をいう。次項において同じ。）の伝達方法

二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

三 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

四 浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。）

内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。次条において同じ。）でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確

保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

ロ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第十五条の三において同じ。）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（第十五条の四において「大規模工場等」という。）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

五 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

一 前項第四号イに掲げる施設（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。） 当該施設の所有者又は管理者及び次条第九項に規定する自衛水防組織の構成員

二 前項第四号ロに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十五条の三第一項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）

三 前項第四号ハに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十五条の三第六項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）

3 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第一項各号に掲げる事項を住民、滞在者その他の者（第十五条の十一において「避難住民等」という。）に周知させるため、これらの事項（次の各号に掲げる区域をその区域に含む市町村にあつては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。）を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

一 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の土砂災害警戒区域 同法第八条第三項 に規定する事項

二 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項 の津波災害警戒区域 同法第五十五条 に規定する事項（地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等）

第十五条の二 前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

2 前項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成しようとする場合において、当該地下街等と連続する施設であつてその配置その他の状況に照らし当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのあるものがあるときは、あらかじめ、当該施設の所有者又は管理者の意見を聴くよう努めるものとする。

3 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。

4 前二項の規定は、第一項に規定する計画の変更について準用する。

5 市町村長は、第一項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者に対し、第一項に規定する計画を共同して作成するよう勧告をすることができる。

6 市町村長は、第一項の地下街等の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、当該地下街等の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

7 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の地下街等の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

8 第一項の地下街等（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。以下この条において同じ。）の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行わなければならない。

9 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置かなければならない。

10 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

（要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等）

第十五条の三 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならぬ。

2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、それ市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 市町村長は、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

- 4 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 5 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。
- 6 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。
- 7 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

(大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等)

第十五条の四 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

- 2 前項の大規模工場等の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該計画又は当該事項を変更したときも、同様とする。

(市町村防災会議の協議会が設置されている場合の準用)

第十五条の五 第十五条から前条までの規定は、災害対策基本法第十七条第一項の規定により水災による被害の軽減を図るため市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。この場合において、第十五条第一項中「市町村防災会議(災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする)」とあるのは「市町村防災会議の協議会(災害対策基本法第十七条第一項に規定する市町村防災会議の協議会をいう)」と、「市町村地域防災計画(同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう)」とあるのは「市町村相互間地域防災計画(同法第四十四条第一項に規定する市町村相互間地域防災計画をいう)」と、同条第二項中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会」と、同項、同条第三項、第十五条の二第一項及び第五項、第十五条の三第一項並びに前条第一項中「市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。

(浸水被害軽減地区の指定等)

第十五条の六 水防管理者は、洪水浸水想定区域(当該区域に隣接し、又は近接する区域を含み、河川区域(河川法第六條第一項に規定する河川区域をいう。)を除く。)内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地(その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。)の区域であつて浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定することができる。

- 2 水防管理者は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする区域をその区域に含む市町村の長の意見を聴くとともに、当該指定をしようとする区域内の土地の所有者の同意を得なければならない。
- 3 水防管理者は、第一項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該浸水被害軽減地区を公示するとともに、その旨を当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長及び当該浸水被害軽減地区内の土地の所有者に通知しなければならない。
- 4 第一項の規定による指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。
- 5 前三項の規定は、第一項の規定による指定の解除について準用する。

(標識の設置等)

第十五条の七 水防管理者は、前条第一項の規定により浸水被害軽減地区を指定したときは、国土交通省令で定める基準を参酌して、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、浸水被害軽減地区の区域内に、浸水被害軽減地区である旨を表示した標識を設けなければならない。

- 2 浸水被害軽減地区内の土地の所有者、管理者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 3 何人も、第一項の規定により設けられた標識を水防管理者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。
- 4 水防管理団体は、第一項の規定による行為により損失を受けた者に対して、時価によりその損失を補償しなければならない。

(行為の届出等)

第十五条の八 浸水被害軽減地区内の土地において土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を水防管理者に届け出なければならない。ただし、通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

- 2 水防管理者は、前項の規定による届出を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該届出の内容を、当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長に通知しなければならない。
- 3 水防管理者は、第一項の規定による届出があつた場合において、当該浸水被害軽減地区が有する浸水の拡大を抑制する効用を保全するため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

(大規模氾濫減災協議会)

第十五条の九 国土交通大臣は、[第十条第二項](#)又は[第十三条第一項](#)の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会(以下[この条](#)において「大規模氾濫減災協議会」という。)を組織するものとする。

2 大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 一 国土交通大臣
- 二 当該河川の存する都道府県の知事
- 三 当該河川の存する市町村の長
- 四 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
- 五 当該河川の河川管理者
- 六 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長
- 七 [第三号](#)の市町村に隣接する市町村の長その他の国土交通大臣が必要と認める者

3 大規模氾濫減災協議会において協議が調った事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 [前三項](#)に定めるもののほか、大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。  
(都道府県大規模氾濫減災協議会)

第十五条の十 都道府県知事は、[第十一条第一項](#)又は[第十三条第二項](#)の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会(以下[この条](#)において「都道府県大規模氾濫減災協議会」という。)を組織することができる。

2 都道府県大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 一 当該都道府県知事
- 二 当該河川の存する市町村の長
- 三 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
- 四 当該河川の河川管理者
- 五 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長
- 六 [第二号](#)の市町村に隣接する市町村の長その他の当該都道府県知事が必要と認める者

3 [前条第三項](#)及び[第四項](#)の規定は、都道府県大規模氾濫減災協議会について準用する。この場合において、[同項](#)中「前三項」とあるのは、「次条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する前項」と読み替えるものとする。  
(予想される水災の危険の周知等)

第十五条の十一 市町村長は、当該市町村の区域内に存する河川([第十条第二項](#)、[第十一条第一項](#)又は[第十三条第一項](#)若しくは[第二項](#)の規定により指定された河川を除く。)のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。

(河川管理者の援助等)

第十五条の十二 河川管理者は、[第十五条の六第一項](#)の規定により浸水被害軽減地区の指定をしようとする水防管理者及び[前条](#)の規定により浸水した地点、その水深その他の状況を把握しようとする市町村長に対し、必要な情報提供、助言その他の援助を行うものとする。

2 河川管理者は、[前項](#)の規定による援助を行うため必要があると認めるときは、[河川法第五十八条の八第一項](#)の規定により指定した河川協力団体に必要な協力を要請することができる。

(水防警報)

第十六条 国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定により水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定により水防警報をしたとき、又は前項の規定により通知を受けたときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知しなければならない。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

(水防団及び消防機関の出動)

第十七条 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したときその他水防上必要があると認めるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。

(優先通行)

第十八条 都道府県知事の定める標識を有する車両が水防のため出動するときは、車両及び歩行者は、これに進路を譲らなければならない。

(緊急通行)

第十九条 水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要が

- ある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。
- 2 水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。
- (水防信号)
- 第二十条 都道府県知事は、水防に用いる信号を定めなければならない。
- 2 何人も、みだりに前項の水防信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。
- (警戒区域)
- 第二十一条 水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。
- 2 前項の場所においては、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。
- (警察官の援助の要求)
- 第二十二条 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。
- (応援)
- 第二十三条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限りその求めに応じなければならない。
- 2 応援のため派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。
- 3 第一項の規定による応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとする。
- 4 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該応援を求めた水防管理団体と当該応援を求められた水防管理団体又は市町村とが協議して定める。
- (居住者等の水防義務)
- 第二十四条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。
- (決壊の通報)
- 第二十五条 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係者に通報しなければならない。
- (決壊後の処置)
- 第二十六条 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限りは氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。
- (水防通信)
- 第二十七条 何人も、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるように協力しなければならない。
- 2 国土交通大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設を使用することができる。
- (公用負担)
- 第二十八条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。
- 2 前項に規定する場合において、水防管理者から委任を受けた者は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、又は車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用することができる。
- 3 水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。
- (立退きの指示)
- 第二十九条 洪水、雨水出水、津波又は高潮によつて氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。
- (知事の指示)
- 第三十条 水防上緊急を要するときは、都道府県知事は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。
- (重要河川における国土交通大臣の指示)
- 第三十一条 二以上の都府県に関係がある河川で、公共の安全を保持するため特に重要なものの水防上緊急を要するときは、国土交通大臣は、都道府県知事、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。
- (特定緊急水防活動)
- 第三十二条 国土交通大臣は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動（以下この条及び第四十三条の二において「特定緊急水防活動」という。）を行うことができる。
- 一 当該災害の発生に伴い浸入した水の排除
  - 二 高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動として政令で定めるもの
- 2 国土交通大臣は、前項の規定により特定緊急水防活動を行おうとするときは、あらかじめ、当該特定緊急水防活動を行おうとする場所に係る水防管理者にその旨を通知しなければならない。特定緊急水防活動を終了しようとする

きも、同様とする。

- 3 第一項の規定により国土交通大臣が特定緊急水防活動を行う場合における第十九条、第二十一条、第二十二条、第二十五条、第二十六条及び第二十八条の規定の適用については、第十九条第一項中「水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者」とあり、第二十一条第一項中「水防団長、水防団員又は消防機関に属する者」とあり、及び同条第二項中「水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者」とあるのは「国土交通省の職員」と、第十九条第二項及び第二十八条第三項中「水防管理団体」とあるのは「国」と、第二十二条中「水防管理者」とあり、第二十五条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者」とあり、第二十六条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者」とあり、及び第二十八条第一項中「水防管理者、水防団長又は消防機関の長」とあるのは「国土交通大臣」と、同条第二項中「水防管理団体」とあるのは「国」とする。

(水防訓練)

第三十二条の二 指定管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。

- 2 指定管理団体以外の水防管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行うよう努めなければならない。

(津波避難訓練への参加)

第三十二条の三 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域に係る水防団、消防機関及び水防協力団体は、同法第五十四条第一項第三号に規定する津波避難訓練が行われるときは、これに参加しなければならない。

#### 第四章 指定水防管理団体

(水防計画)

第三十三条 指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

- 2 指定管理団体の水防管理者は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会(次条第一項に規定する水防協議会をいう。以下この項において同じ。)を設置する指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮らなければならない。
- 3 指定管理団体の水防管理者は、第一項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に届け出なければならない。
- 4 第七条第二項から第四項までの規定は、指定管理団体の水防計画について準用する。

(水防協議会)

第三十四条 指定管理団体の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、指定管理団体に水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

- 2 指定管理団体の水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。
- 3 指定管理団体の水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。
- 4 会長は、指定管理団体の水防管理者をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に係りのある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから指定管理団体の水防管理者が命じ、又は委嘱する。
- 5 前各項に定めるもののほか、指定管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(水防団員の定員の基準)

第三十五条 都道府県は、条例で、指定管理団体の水防団員の定員の基準を定めることができる。

#### 第五章 水防協力団体

(水防協力団体の指定)

第三十六条 水防管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

- 2 水防管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
- 3 水防協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を水防管理者に届け出なければならない。
- 4 水防管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(水防協力団体の業務)

第三十七条 水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。
- 二 水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること。
- 三 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- 四 水防に関する調査研究を行うこと。
- 五 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
- 六 前各号に掲げる業務に附随する業務を行うこと。

(水防団等との連携)

第三十八条 水防協力団体は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に前条第一号に掲げる業務を行わなければならない。

(監督等)

第三十九条 水防管理者は、第三十七条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、水防協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 水防管理者は、水防協力団体が第三十七条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、水防協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 水防管理者は、水防協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

4 水防管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第四十条 国、都道府県及び水防管理団体は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

## 第六章 費用の負担及び補助

(水防管理団体の費用負担)

第四十一条 水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

(利益を受ける市町村の費用負担)

第四十二条 水防管理団体の水防によつて当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益を受けるときは、前条の規定にかかわらず、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

2 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定める。

3 前項の規定による協議が成立しないときは、水防管理団体又は市町村は、その区域の属する都道府県の知事にあつてを申請することができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいてあつてをしようとする場合において、当事者のうちにその区域が他の都府県に属する水防管理団体又は市町村があるときは、当該他の都府県の知事と協議しなければならない。

(都道府県の費用負担)

第四十三条 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務に要する費用は、当該都道府県の負担とする。

(国の費用負担)

第四十三条の二 第三十二条第一項の規定により国土交通大臣が行う特定緊急水防活動に要する費用は、国の負担とする。

(費用の補助)

第四十四条 都道府県は、第四十一条の規定により水防管理団体が負担する費用について、当該水防管理団体に対して補助することができる。

2 国は、前項の規定により都道府県が水防管理団体に対して補助するときは、当該補助金額のうち、二以上の都府県の区域にわたる河川又は流域面積が大きい河川で洪水による国民経済に与える影響が重大なものの政令で定める水防施設の設置に係る金額の二分の一以内を、予算の範囲内において、当該都道府県に対して補助することができる。

3 前項の規定により国が都道府県に対して補助する金額は、当該水防施設の設置に要する費用の三分の一に相当する額以内とする。

## 第七章 雑則

(第二十四条の規定により水防に従事した者に対する災害補償)

第四十五条 第二十四条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

(表彰)

第四十六条 国土交通大臣は、水防管理者の所轄の下に水防に従事した者で当該水防に関し著しい功労があると認められるものに対し、国土交通省令で定めるところにより、表彰を行うことができる。

(報告)

第四十七条 国土交通大臣及び消防庁長官は、都道府県又は水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

2 都道府県知事は、都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

(勧告及び助言)

第四十八条 国土交通大臣は都道府県又は水防管理団体に対し、都道府県知事は都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な勧告又は助言をすることができる。

(資料の提出及び立入り)

第四十九条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。

2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合に

おいては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。  
(消防事務との調整)

第五十条 水防管理者は、水防事務と水防事務以外の消防事務とが競合する場合の措置について、あらかじめ市町村長と協議しておかなければならない。

(権限の委任)

第五十一条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

## 第八章 罰則

第五十二条 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を損壊し、又は撤去した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

第五十三条 刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百二十一条の規定の適用がある場合を除き、第二十一条の規定による立入りの禁止若しくは制限又は退去の命令に従わなかつた者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条の七第三項の規定に違反した者

二 第十五条の八第一項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同項本文に規定する行為をした者

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金又は拘留に処する。

一 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を使用し、又はその正当な使用を妨げた者

二 第二十条第二項の規定に違反した者

三 第四十九条第一項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避した者

## 附 則 抄

1 この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。

2 国土交通大臣又は都道府県知事は、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十七号）附則第二条の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事が第十三条第一項又は第二項の規定により指定した河川とみなされた河川については、平成二十二年三月三十一日までに、第十四条第一項の規定による浸水想定区域の指定をしなければならない。

3 国は、平成十七年度から平成二十一年度までの各年度に限り、都道府県に対し、予算の範囲内において、前項の浸水想定区域の指定をするために必要な河川がはん濫した場合に浸水するおそれがある土地の地形及び利用の状況その他の事項に関する調査（次項において「浸水想定区域調査」という。）に要する費用の三分の一以内を補助することができる。

4 国土交通大臣は、平成二十二年三月三十一日までの間、附則第二項の浸水想定区域の指定の適正を確保するために必要があると認めるときは、都道府県に対し、浸水想定区域調査又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第四条第一項の規定による調査の結果について、必要な報告を求めることができる。

## オ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

最終改正：令和3年5月10日

### (目的)

第一条 この法律は、土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備を図るとともに、著しい土砂災害が発生するおそれがある土地の区域において一定の開発行為を制限し、建築物の構造の規制に関する所要の措置を定めるほか、土砂災害の急迫した危険がある場合において避難に資する情報を提供すること等により、土砂災害の防止のための対策の推進を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

### (定義)

第二条 この法律において「土砂災害」とは、急傾斜地の崩壊（傾斜度が三十度以上である土地が崩壊する自然現象をいう。）、土石流（山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水と一体となって流下する自然現象をいう。第二十七条第二項及び第二十八条第一項において同じ。）、若しくは地滑り（土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象をいう。同項において同じ。）（以下「急傾斜地の崩壊等」と総称する。）又は河道閉塞による<sup>たん</sup>湛水（土石等が河道を閉塞したことによって水がたまる自然現象をいう。第七条第一項及び第二十八条第一項において同じ。）を発生原因として国民の生命又は身体に生ずる被害をいう。

### 第二章 土砂災害防止対策基本指針等

#### (土砂災害防止対策基本指針)

第三条 国土交通大臣は、土砂災害の防止のための対策の推進に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 この法律に基づき行われる土砂災害の防止のための対策に関する基本的な事項
  - 二 次条第一項の基礎調査の実施について指針となるべき事項
  - 三 第七条第一項の規定による土砂災害警戒区域の指定及び第九条第一項の規定による土砂災害特別警戒区域の指定について指針となるべき事項
  - 四 第九条第一項の土砂災害特別警戒区域内の建築物の移転その他この法律に基づき行われる土砂災害の防止のための対策に関し指針となるべき事項
  - 五 第二十七条第一項の規定による危険降雨量の設定並びに同項の規定による土砂災害警戒情報の通知及び周知のための必要な措置について指針となるべき事項
  - 六 第二十八条第一項及び第二十九条第一項の緊急調査の実施並びに第三十一条第一項の規定による土砂災害緊急情報の通知及び周知のための必要な措置について指針となるべき事項
- 3 国土交通大臣は、基本指針を定めようとするときは、あらかじめ、総務大臣及び農林水産大臣に協議するとともに、社会資本整備審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 国土交通大臣は、基本指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本指針の変更について準用する。

#### (基礎調査)

第四条 都道府県は、基本指針に基づき、おおむね五年ごとに、第七条第一項の規定による土砂災害警戒区域の指定及び第九条第一項の規定による土砂災害特別警戒区域の指定その他この法律に基づき行われる土砂災害の防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊等のおそれがある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況その他の事項に関する調査（以下「基礎調査」という。）を行うものとする。

- 2 都道府県は、基礎調査の結果を、国土交通省令で定めるところにより、関係のある市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長に通知するとともに、公表しなければならない。
- 3 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、都道府県に対し、基礎調査の結果について必要な報告を求めることができる。

#### (基礎調査のための土地の立入り等)

第五条 都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、基礎調査のためにやむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用することができる。

- 2 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。

- 3 第一項の規定により宅地又は垣、柵等で囲まれた他人の占有する土地に立ち入ろうとする場合においては、その立ち入ろうとする者は、立入りの際、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に告げなければならない。
- 4 日出前及び日没後においては、土地の占有者の承諾があった場合を除き、前項に規定する土地に立ち入ってはならない。
- 5 第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 6 第一項の規定により特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用しようとする者は、あらかじめ、当該土地の占有者及び所有者に通知して、その意見を聴かなければならない。
- 7 土地の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入り又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。
- 8 都道府県は、第一項の規定による立入り又は一時使用により損失を受けた者がある場合においては、その者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。
- 9 前項の規定による損失の補償については、都道府県と損失を受けた者とが協議しなければならない。
- 10 前項の規定による協議が成立しない場合においては、都道府県は、自己の見積もった金額を損失を受けた者に支払わなければならない。この場合において、当該金額について不服のある者は、政令で定めるところにより、補償金の支払を受けた日から三十日以内に、収用委員会に土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

（基礎調査に関する是正の要求の方式）

第六条 国土交通大臣は、都道府県の基礎調査に関する事務の処理が法令の規定に違反している場合又は科学的知見に基づかずに行われている場合において、当該基礎調査の結果によったものでは次条第一項の規定による土砂災害警戒区域の指定又は第九条第一項の規定による土砂災害特別警戒区域の指定が著しく適正を欠くこととなり、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあることが明らかであるとして地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十五条の五第一項の規定による求めを行うときは、当該都道府県が講ずべき措置の内容を示して行うものとする。

### 第三章 土砂災害警戒区域

（土砂災害警戒区域）

第七条 都道府県知事は、基本指針に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害（河道閉塞による湛水を発生原因とするものを除く。以下この章、次章及び第二十七条において同じ。）を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）として指定することができる。

- 2 前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）は、第二条に規定する土砂災害の発生原因ごとに、指定の区域及びその発生原因となる自然現象の種類を定めてするものとする。
- 3 都道府県知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、関係のある市町村の長の意見を聴かなければならない。
- 4 都道府県知事は、指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨並びに指定の区域及び土砂災害の発生原因となる自然現象の種類を公示しなければならない。
- 5 都道府県知事は、前項の規定による公示をしたときは、速やかに、国土交通省令で定めるところにより、関係のある市町村の長に、同項の規定により公示された事項を記載した図書を送付しなければならない。
- 6 前三項の規定は、指定の解除について準用する。

（警戒避難体制の整備等）

第八条 市町村防災会議（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十六条第一項の市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあっては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、前条第一項の規定による警戒区域の指定があったときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項の市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
  - 二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
  - 三 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
  - 四 警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。以下同じ。）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地
  - 五 救助に関する事項
  - 六 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項
- 2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における要配慮者利用施設を利用して

いる者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、同項第一号に掲げる事項として土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。

- 3 警戒区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画に基づき、国土交通省令で定めるところにより、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

(要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等)

第八条の二 前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

- 2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 3 市町村長は、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
- 4 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 5 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における同項の要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。
- 6 市町村長は、第二項又は前項の規定により報告を受けたときは、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。

#### 第四章 土砂災害特別警戒区域

(土砂災害特別警戒区域)

第九条 都道府県知事は、基本指針に基づき、警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第四号に規定する居室をいう。以下同じ。）を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）として指定することができる。

- 2 前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）は、第二条に規定する土砂災害の発生原因ごとに、指定の区域並びにその発生原因となる自然現象の種類及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項（土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な事項として政令で定めるものに限る。）を定めてするものとする。
- 3 都道府県知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、関係のある市町村の長の意見を聴かなければならない。
- 4 都道府県知事は、指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨並びに指定の区域、土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び第二項の政令で定める事項を公示しなければならない。
- 5 都道府県知事は、前項の規定による公示をしたときは、速やかに、国土交通省令で定めるところにより、関係のある市町村の長に、同項の規定により公示された事項を記載した図書を送付しなければならない。
- 6 指定は、第四項の規定による公示によってその効力を生ずる。
- 7 関係のある市町村の長は、第五項の図書を当該市町村の事務所において、一般の縦覧に供しなければならない。
- 8 都道府県知事は、土砂災害の防止に関する工事の実施等により、特別警戒区域の全部又は一部について指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該特別警戒区域の全部又は一部について指定を解除するものとする。
- 9 第三項から第六項までの規定は、前項の規定による解除について準用する。

(特定開発行為の制限)

第十条 特別警戒区域内において、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第十二項に規定する開発行為で当該開発行為をする土地の区域内において建築が予定されている建築物（当該区域が特別警戒区域の内外にわたる場合においては、特別警戒区域外において建築が予定されている建築物を除く。以下「予定建築物」という。）の用途が制限用途であるもの（以下「特定開発行為」という。）をしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為その他の政令で定める行為については、この限りでない。

- 2 前項の制限用途とは、予定建築物の用途で、住宅（自己の居住の用に供するものを除く。）並びに高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設（政令で定めるものに限る。）以外の用途でないものをいう。

（申請の手続）

第十一条 前条第一項の許可を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- 一 特定開発行為をする土地の区域（第十四条第二項及び第十九条において「開発区域」という。）の位置、区域及び規模
- 二 予定建築物（前条第一項の制限用途のものに限る。以下「特定予定建築物」という。）の用途及びその敷地の位置
- 三 特定予定建築物における土砂災害を防止するため自ら施行しようとする工事（次号において「対策工事」という。）の計画
- 四 対策工事以外の特定開発行為に関する工事の計画
- 五 その他国土交通省令で定める事項

- 2 前項の申請書には、国土交通省令で定める図書を添付しなければならない。

（許可の基準）

第十二条 都道府県知事は、第十条第一項の許可の申請があったときは、前条第一項第三号及び第四号に規定する工事（以下「対策工事等」という。）の計画が、特定予定建築物における土砂災害を防止するために必要な措置を政令で定める技術的基準に従い講じたものであり、かつ、その申請の手続がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、その許可をしなければならない。

（許可の条件）

第十三条 都道府県知事は、第十条第一項の許可に、対策工事等の施行に伴う災害を防止するために必要な条件を付することができる。

（既着手の場合の届出等）

第十四条 第九条第一項の規定による特別警戒区域の指定の際当該特別警戒区域内において既に特定開発行為（第十条第一項ただし書の政令で定める行為を除く。）に着手している者は、その指定の日から起算して二十一日以内に、国土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る開発区域（特別警戒区域内のものに限る。）における土砂災害を防止するために必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、予定建築物の用途の変更その他の必要な助言又は勧告をすることができる。

（許可の特例）

第十五条 国又は地方公共団体が行う特定開発行為については、国又は地方公共団体と都道府県知事との協議が成立することをもって第十条第一項の許可を受けたものとみなす。

（許可又は不許可の通知）

第十六条 都道府県知事は、第十条第一項の許可の申請があったときは、遅滞なく、許可又は不許可の処分をしなければならない。

- 2 前項の処分をするには、文書をもって当該申請をした者に通知しなければならない。

（変更の許可等）

第十七条 第十条第一項の許可（この項の規定による許可を含む。）を受けた者は、第十一条第一項第二号から第四号までに掲げる事項の変更をしようとする場合においては、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、変更後の予定建築物の用途が第十条第一項の制限用途以外のものであるとき、又は国土交通省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、国土交通省令で定める事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。
- 3 第十条第一項の許可を受けた者は、第一項ただし書に該当する変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 4 第十二条、第十三条及び前二条の規定は、第一項の許可について準用する。
- 5 第一項の許可又は第三項の規定による届出の場合における次条から第二十条までの規定の適用については、第一項の許可又は第三項の規定による届出に係る変更後の内容を第十条第一項の許可の内容とみなす。

(工事完了の検査等)

第十八条 第十条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る対策工事等の全てを完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による届出があったときは、遅滞なく、当該対策工事等が第十二条の政令で定める技術的基準に適合しているかどうかについて検査し、その検査の結果当該対策工事等が当該政令で定める技術的基準に適合していると認めたときは、国土交通省令で定める様式の検査済証を当該届出をした者に交付しなければならない。
- 3 都道府県知事は、前項の規定により検査済証を交付したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、当該対策工事等が完了した旨を公告しなければならない。

(建築制限)

第十九条 第十条第一項の許可を受けた開発区域（特別警戒区域内のものに限る。）内の土地においては、前条第三項の規定による公告があるまでの間は、第十条第一項の制限用途の建築物を建築してはならない。

(特定開発行為の廃止)

第二十条 第十条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る対策工事等を廃止したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(監督処分)

第二十一条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、特定予定建築物における土砂災害を防止するために必要な限度において、第十条第一項若しくは第十七条第一項の許可を取り消し、若しくはその許可に付した条件を変更し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて必要な措置をとることを命ずることができる。

- 一 第十条第一項又は第十七条第一項の規定に違反して、特定開発行為をした者
- 二 第十条第一項又は第十七条第一項の許可に付した条件に違反した者
- 三 特別警戒区域で行われる又は行われた特定開発行為（当該特別警戒区域の指定の際当該特別警戒区域内において既に着手している行為を除く。）であって、特定予定建築物の土砂災害を防止するために必要な措置を第十二条の政令で定める技術的基準に従って講じていないものに関する工事の注文主若しくは請負人（請負工事の下請人を含む。）又は請負契約によらないで自らその工事をしている者若しくはした者
- 四 詐欺その他不正な手段により第十条第一項又は第十七条第一項の許可を受けた者
- 2 前項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなく当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、都道府県知事は、その者の負担において、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ、公告しなければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。
- 4 前項の標識は、第一項の規定による命令に係る土地又は建築物若しくは建築物の敷地内に設置することができる。この場合においては、同項の規定による命令に係る土地又は建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者又は占有者は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

(立入検査)

第二十二条 都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、第十条第一項、第十七条第一項、第十八条第二項、第十九条又は前条第一項の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地又は当該土地において行われている対策工事等の状況を検査することができる。

- 2 第五条第五項の規定は、前項の場合について準用する。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(報告の徴収等)

第二十三条 都道府県知事は、第十条第一項又は第十七条第一項の許可を受けた者に対し、当該許可に係る土地若しくは当該許可に係る対策工事等の状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は当該土地における土砂災害を防止するために必要な助言若しくは勧告をすることができる。

(特別警戒区域内における居室を有する建築物の構造耐力に関する基準)

第二十四条 特別警戒区域における土砂災害の発生を防止するため、建築基準法第二十条第一項に基づく政令においては、居室を有する建築物の構造が当該土砂災害の発生原因となる自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に対して安全なものとなるよう建築物の構造耐力に関する基準を定めるものとする。

(特別警戒区域内における居室を有する建築物に対する建築基準法の適用)

第二十五条 特別警戒区域（建築基準法第六条第一項第四号に規定する区域を除く。）内における居室を有する建築物（同項第一号から第三号までに掲げるものを除く。）については、同項第四号の規定に基づき都道府県知事が関係市町村の意見を聴いて指定する区域内における建築物とみなして、同法第六条から第七条の五まで、第十八条、第八十九条、第九十一条及び第九十三条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

(移転等の勧告)

第二十六条 都道府県知事は、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には特別警戒区域内に存する居室を有する建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれ大きいと認めるときは、当該建築物の所有者、管理者又は占有者に対し、当該建築物の移転その他土砂災害を防止し、又は軽減するために必要な措置をとることを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、必要があると認めるときは、その勧告を受けた者に対し、土地の取得についてのあつせんその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### 第五章 避難に資する情報の提供等

(土砂災害警戒情報の提供)

第二十七条 都道府県知事は、基本指針に基づき、当該都道府県の区域を分けて定める区域ごとに、土砂災害の急迫した危険が予想される降雨量（以下この条において「危険降雨量」という。）を設定し、当該区域に係る降雨量が危険降雨量に達したときは、災害対策基本法第六十条第一項の規定による避難のための立退きの指示の判断に資するため、土砂災害の発生を警戒すべき旨の情報（次項において「土砂災害警戒情報」という。）を関係のある市町村の長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定による土砂災害警戒情報の通知及び周知のための必要な措置は、その区域に係る降雨量が危険降雨量に達した区域（以下この項において「危険降雨量区域」という。）のほか、その周辺の区域のうち土砂災害が発生するおそれがあると認められるもの（危険降雨量区域において土石流が発生した場合には、当該土石流が到達し、土砂災害が発生するおそれがあると認められる区域を含む。）を明らかにしてするものとする。

(都道府県知事が行う緊急調査)

第二十八条 都道府県知事は、土石流、地滑り又は河道閉塞による湛水を発生原因とする重大な土砂災害の急迫した危険が予想されるものとして政令で定める状況があると認めるときは、基本指針に基づき、これらの自然現象を発生原因とする重大な土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするため必要な調査（以下「緊急調査」という。）を行うものとする。ただし、次条第一項の規定により国土交通大臣が緊急調査を行う場合は、この限りでない。

2 都道府県知事は、緊急調査の結果、基本指針に基づき、前項の重大な土砂災害の危険がないと認めるとき、又はその危険が急迫したものではないと認めるときは、当該緊急調査を終了することができる。

(国土交通大臣が行う緊急調査)

第二十九条 国土交通大臣は、前条第一項の政令で定める状況があると認める場合であつて、当該土砂災害の発生原因である自然現象が緊急調査を行うために特に高度な専門的知識及び技術を要するものとして政令で定めるものであるときは、基本指針に基づき、緊急調査を行うものとする。

2 国土交通大臣は、前項の規定により緊急調査を行おうとするときは、あらかじめ、緊急調査を行おうとする土地の区域を管轄する都道府県知事にその旨を通知しなければならない。次項において準用する前条第二項の規定により緊急調査を終了しようとするときも、同様とする。

3 前条第二項の規定は、国土交通大臣が行う緊急調査について準用する。

(緊急調査のための土地の立入り等)

第三十条 都道府県知事若しくは国土交通大臣又はこれらの命じた者若しくは委任した者は、緊急調査のためにやむを得ない必要があるときは、これらの必要な限度において、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用することができる。

2 第五条（第一項及び第四項を除く。）の規定は、前項の規定による立入り及び一時使用について準用する。この場合において、同条第八項から第十項までの規定中「都道府県」とあるのは、「都道府県又は国」と読み替えるものとする。

(土砂災害緊急情報の通知及び周知等)

第三十一条 都道府県知事又は国土交通大臣は、緊急調査の結果、基本指針に基づき、第二十八条第一項に規定する自然現象の発生により一定の土地の区域において重大な土砂災害の急迫した危険があると認めるとき、又は当該土砂災害が想定される土地の区域若しくは時期が明らかに変化したと認めるときは、災害対策基本法第六十条第一項及び第六項の規定による避難のための立退きの指示の判断に資するため、当該緊急調査により得られた当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（次項において「土砂災害緊急情報」という。）を、都道府県知事にあつて

は関係のある市町村の長に、国土交通大臣にあつては関係のある都道府県及び市町村の長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を講じなければならない。

- 2 都道府県知事又は国土交通大臣は、土砂災害緊急情報のほか、緊急調査により得られた情報を、都道府県知事にあつては関係のある市町村の長に、国土交通大臣にあつては関係のある都道府県及び市町村の長に随時提供するよう努めるものとする。

(避難のための立退きの指示の解除に関する助言)

第三十二条 市町村長は、災害対策基本法第六十条第一項の規定による避難のための立退きの指示（土砂災害が発生し、又は発生するおそれがある場合におけるものに限る。）を解除しようとする場合において、必要があると認めるときは、国土交通大臣又は都道府県知事に対し、当該解除に関する事項について、助言を求めることができる。この場合において、助言を求められた国土交通大臣又は都道府県知事は、必要な助言をするものとする。

## 第六章 雑則

(費用の補助)

第三十三条 国は、都道府県に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、基礎調査に要する費用の一部を補助することができる。

(資金の確保等)

第三十四条 国及び都道府県は、第二十六条第一項の規定による勧告に基づく建築物の移転等が円滑に行われるために必要な資金の確保、融通又はそのあつせんに努めるものとする。

(緊急時の指示)

第三十五条 国土交通大臣は、土砂災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合において、土砂災害を防止し、又は軽減するため緊急の必要があると認められるときは、都道府県知事に対し、この法律の規定により都道府県知事が行う事務のうち政令で定めるものに關し、必要な指示をすることができる。

(地方公共団体への援助)

第三十六条 国土交通大臣は、第三十一条第二項に規定するもののほか、第七条第一項の規定による警戒区域の指定及び第九条第一項の規定による特別警戒区域の指定その他この法律に基づく都道府県及び市町村が行う事務が適正かつ円滑に行われるよう、都道府県及び市町村に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うよう努めなければならない。

(権限の委任)

第三十七条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

## 第七章 罰則

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第一項又は第十七条第一項の規定に違反して、特定開発行為をした者
- 二 第十九条の規定に違反して、第十条第一項の制限用途の建築物を建築した者
- 三 第二十一条第一項の規定による都道府県知事の命令に違反した者

第三十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第五条第七項（第三十条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、土地の立入り又は一時使用を拒み、又は妨げた者
- 二 第二十二条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第四十条 第二十三条の規定による報告又は資料の提出を求められて、報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第四十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

第四十二条 第十四条第一項、第十七条第三項又は第二十条の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の過料に処する。

## 附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 （平成一七年五月二日法律第三七号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二二年一二月二五日法律第五二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二五年六月二一日法律第五四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二六年六月四日法律第五四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二六年一二月一十九日法律第一〇九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律による改正後の土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(次項において「新法」という。)第四条第二項の規定は、この法律の施行前に行われた基礎調査の結果についても、適用する。

2 新法第八条の規定は、この法律の施行の際現にこの法律による改正前の土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第六条第一項の規定により指定されている警戒区域についても、適用する。この場合において、新法第八条第一項中「前条第一項の規定による警戒区域の指定があったときは」とあるのは「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第百九号。以下この項において「改正法」という。)の施行後速やかに」と、「同法」とあるのは「災害対策基本法」と、「当該警戒区域」とあるのは「改正法の施行の際現に改正法による改正前の土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第六条第一項の規定により指定されている警戒区域(以下この条において単に「警戒区域」という。)」とする。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二九年五月一十九日法律第三一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第一条から第三条までの規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和三年五月一〇日法律第三〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和三年五月一〇日法律第三一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第三条の規定 公布の日
- 二 第二条の規定、第五条中下水道法第六条第二号の改正規定、同法第七条の二を同法第七条の三とし、同法第七条の次に一条を加える改正規定、同法第二十五条の十三第二号の改正規定（「第七条の二第二項」を「第七条の三第二項」に改める部分に限る。）及び同法第三十一条の改正規定、第六条の規定（同条中河川法第五十八条の十に一項を加える改正規定を除く。）、第七条の規定（同条中都市計画法第三十三条第一項第八号の改正規定を除く。）並びに第八条、第十条及び第十一条の規定並びに附則第五条（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）の項第一号の改正規定に限る。）、第六条、第九条から第十二条まで、第十四条、第十五条及び第十八条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

（政令への委任）

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

## カ 大津市災害等対策基本条例

### 目次

#### 前文

- 第1章 総則(第1条—第8条)
- 第2章 予防対策(第9条—第17条)
- 第3章 応急措置及び復旧対策(第18条—第21条)
- 第4章 復興対策(第22条—第24条)
- 第5章 災害及び危機に強いまちづくりの推進(第25条—第29条)
- 第6章 他の被災地支援等(第30条・第31条)
- 第7章 補則(第32条—第36条)

### 附則

私たちの生活する大津市は、恵まれた自然環境の下、古来から多くの人が居住し、数多くの文化財や遺跡等が集積している地域である。一方でこの豊かな自然は予期せぬ地震や風水害をもたらし、寛文近江・若狭地震では、家屋の倒壊、水没等多くの被害を出したことが記録される等、大規模災害と決して無縁ではない。

阪神・淡路大震災や東日本大震災は、一瞬にして多くの人々の生命と財産を奪い、暮らしと地域社会に甚大な被害をもたらした。また、近年の台風等による記録的な大雨や局地的な集中豪雨等による災害は、全国各地で多くの被害をもたらしている。本市においても、平成24年の南部地域の集中豪雨と平成25年の台風第18号による災害は、記憶に新しい。

私たちは、これら頻発する災害に直面し、自然の持つ力の大きさ、恐ろしさを痛感し、身近に起こり得る非常事態として認識するとともに、自分の身は自分で守ることや助け合い、支え合いの協力体制の重要性、さらには、これまでの想定を超える被害を目の当たりにし、災害を未然に防ぐことだけでなく被害を少なくするという減災の重要性を改めて確認したところである。

いつ何時、いかなる災害に見舞われるか予測することは極めて困難である。このことは、災害のみならず大規模な事故等の危機も同様であり、市民生活の安全と安心を脅かしている。

災害や危機は避けることはできないが、これらからの被害を防いだり、低減したりすることは可能である。市民の生命、身体及び財産を災害や危機から守るため、これまでの防災の取組に加えて、減災と危機管理に対する意識の高揚を図り、災害や危機が起こっても被害を最小限にとどめる防災対策と危機管理の取組を推進する必要がある。

ここに、私たちは、行政による公助はもとより、自らのことは自らで守る自助、身近な地域で支えあう共助の理念を念頭に、市民、事業者、市及び議会が一体となって災害と危機に立ち向かう決意を明確に示すとともに、それぞれの責務や役割を十分に理解し、その協働により地域防災力の更なる向上を図り、災害と危機に強い安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、この条例を制定する。

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この条例は、防災対策及び危機管理に関する基本となる理念を定め、災害及び危機に関する予防、応急措置及び復旧並びに復興の各段階における市民、事業者、市及び議会の責務及び役割を明らかにするとともに、それぞれが個々に又は連携して推進すべき防災対策及び危機管理の基本となる事項を定めることにより、災害及び危機から市民の生命、身体及び財産を守り、被害を最小限に軽減し、災害及び危機に強く安全で安心して暮らせるまちづくりの実現を目指すことを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例での用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 災害 地震、豪雨、豪雪、洪水、暴風、崖崩れ、土石流、地滑りその他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。
- (2) 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び速やかに災害の復旧を図ることをいう。
- (3) 減災 災害が発生した場合における被害を可能な限り軽減することを目指す考え方及びそのための取組をいう。
- (4) 防災対策 防災及び減災のために行う対策をいう。
- (5) 危機 市民の生命、身体及び財産に対して災害に相当する程度の被害を生ずるおそれがある事故又は事態であって、放置すれば社会的混乱が生ずるおそれがあるものをいう。
- (6) 危機管理 危機の発生に対する準備を整え、危機が発生した場合における被害の発生及び拡大を防ぐことにより、社会に及ぼす影響をできる限り低減するように対処し、又は対応することをいう。
- (7) 市民 市内に住所又は居所を有する者をいう。
- (8) 事業者 市内で事業を営む法人その他の団体及び個人をいう。
- (9) 要配慮者 災害若しくは危機が発生し、又は発生するおそれがある場合に、何らかの配慮が必要とされる高齢者、障害者、妊婦、乳幼児等をいう。
- (10) 避難行動要支援者 要配慮者のうち、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。
- (11) 自主防災組織 災害又は危機から自己の居住する地域社会を守る活動等を行うため、市民が自発的に結成する団体をいう。

(基本理念)

- 第 3 条 防災対策及び危機管理は、市民が自らのことは自らで守る自助及び身近な地域で支え合う共助をそれぞれに高めつつ、市が市民の生命、身体及び財産を守るために行う公助を基本として総合的な視点で実施されなければならない。
- 2 防災対策及び危機管理は、市民、事業者、市及び議会がそれぞれの責務及び役割を果たし、それぞれが持てる能力を生かし、相互に連携を図りながら協力して実施されなければならない。
- 3 防災対策及び危機管理は、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性及び能力を十分に理解し、それらを発揮する中で実施されなければならない。

(地域防災計画への反映)

- 第 4 条 災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 1 項の規定により設置された大津市防災会議は、同法第 42 条第 1 項の規定により作成された大津市地域防災計画を修正する場合は、前条に規定する基本理念を尊重し、及び反映させるものとする。

(市民の責務)

- 第 5 条 市民は、基本理念にのっとり、災害及び危機に備えて、情報の収集、食糧等の備蓄その他の自助の取組及び自主防災組織の活動への参加その他の共助の取組を推進するよう努めなければならない。
- 2 市民は、市の実施する防災対策及び危機管理に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

- 第 6 条 事業者は、基本理念にのっとり、社会的責任を自覚し、災害及び危機に備えて、事業活動の継続に必要な事項を定めた計画を作成し、その事業所の利用者及び従業員等の安全の確保並びに事業の継続に努めなければならない。
- 2 事業者は、市の実施する防災対策及び危機管理に協力するよう努めなければならない。

(市の責務)

- 第 7 条 市は、市民の生命、身体及び財産を災害及び危機から守る公助の担い手として、災害及び危機に備え迅速かつ組織的に対応することができるよう基本となる計画を策定するとともに、その対応を行うために必要な体制を整え、防災対策及び危機管理並びに復興に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。
- 2 市は、災害又は危機の発生時において業務を継続し、又は早期に復旧させるために必要な事項を定めた計画を作成するものとする。
- 3 市は、防災対策及び危機管理が円滑に実施できる体制を確保するため、自主防災組織の充実及び災害ボランティア(不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的として、個人又は団体が自発的に行う被災者等の救助、復興の支援その他の防災、危機管理又は復興に関する活動を行う者をいう。以下同じ。)等が活動を行いやすい環境の整備を図るものとする。
- 4 市は、職員が災害及び危機に備え迅速かつ的確に対処することができるよう防災訓練等を通じ、防災対策及び危機管理に関する職務の習熟並びに危機意識のより一層の高揚を図るものとする。
- 5 市は、市民一人一人が居住する地域において、自らの安全を確保するために行う自助の取組が積極的に推進されるよう、必要な環境の整備に努めるものとする。
- 6 前各項に定めるもののほか、市は、防災対策及び危機管理の実施に当たっては、市民、事業者、自主防災組織、国、他の地方公共団体等との連携及び協力に努めるものとする。

(議会の責務)

- 第 8 条 議会は、災害又は危機が発生した場合においても、迅速な意思決定、多様な市民ニーズの反映その他の議会として権能を適切に果たすために必要となる事項を定めた計画(以下「市議会業務継続計画」という。)に基づき、適切な対応をとらなければならない。
- 2 議会は、市民の生命、身体及び財産を災害及び危機から守るため、防災及び減災並びに危機管理に関する調査及び研究を行い、市の防災対策及び危機管理への提言を行わなければならない。
- 3 議会は、国及び県の動向を踏まえつつ、地域の実情に合わせた市の防災対策及び危機管理における執行の監視及び評価に努めるとともに、被災状況の把握及び市民に対する情報発信に努めなければならない。

第 2 章 予防対策

(市民の災害及び危機への備え)

- 第 9 条 市民は、自らが災害及び危機に対応する能力を育むため、次に掲げる事項を実施するよう努めなければならない。
- (1) 防災及び減災並びに危機管理に関する知識及び技術の習得
- (2) 救急救命に関する知識及び技術の習得
- (3) 自らが持つ災害に関する経験及び教訓並びに先人からの災害に関する伝承の後世への継承
- 2 市民は、災害及び危機に強いまちづくりのために、次に掲げる事項を実施するよう努めなければならない。
- (1) 自ら所有する建築物の耐震性の確認及びその結果に基づく耐震補強
- (2) 地震による家具等の転倒を防止するための措置
- (3) その他自らが管理する施設の災害及び危機に備えた安全の確認

(事業者の災害及び危機への備え)

第10条 事業者は、自らが災害及び危機に対応する能力を育むため、次に掲げる事項を実施するよう努めなければならない。

- (1) 従業員等に対する防災及び減災並びに危機管理に関する研修会又は訓練
- (2) 従業員等の防災対策及び危機管理に関する知識及び技術の習得

2 事業者は、災害及び危機に強いまちづくりのために、次に掲げる事項を実施するよう努めなければならない。

- (1) 自ら所有する建築物の耐震性の確認及びその結果に基づく耐震補強
- (2) 自ら所有し、又は管理する建築物等の屋外に面している窓ガラス、タイル等及び広告物の落下を防止するための措置
- (3) その他自らが管理する施設の災害及び危機に備えた安全の確認

(市の災害及び危機への備え)

第11条 市は、市民、自主防災組織等が災害及び危機に対応する能力を育むため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 市民及び事業者に対する防災及び減災並びに危機管理に関する知識の普及及び啓発並びに教育等の充実
- (2) 消防団、自主防災組織、災害ボランティア等への市民の加入又は参加の促進並びにこれらの育成及び支援

2 市は、災害及び危機に強いまちづくりのために、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 市の管理する施設の耐震性の強化及び避難所として活用する施設の安全性の確保
- (2) 住宅、事業所等の建築物の耐震性を確保するための適正な指導及び相談並びに技術面からの支援
- (3) 建築物等の屋外に面している窓ガラス、タイル等及び広告物の落下を防止するための措置に関する知識の啓発
- (4) 道路に沿って設けられているブロック塀、自動販売機等の転倒防止措置等に関する啓発
- (5) 大学、研究機関等と連携した災害及び危機に強いまちづくりに関する調査及び研究の推進

(議会の災害及び危機への備え)

第12条 議会は、議員自らが災害及び危機に対応する能力を育むため、市議会業務継続計画に基づき、防災及び減災並びに危機管理に関する研修会又は訓練を実施し、防災対策及び危機管理に関する知識及び技術の習得に努めるものとする。

(情報の収集、提供等)

第13条 市は、災害又は危機が発生した時に備え、平常時からハザードマップ等の必要な情報を市民、自主防災組織及び事業者に提供するものとする。

- 2 市は、市民、自主防災組織及び事業者への確実かつ迅速な情報伝達を確保するため、地域の実情等を踏まえ、複数の情報伝達手段を有機的に組み合わせる等、災害及び危機に強い総合的な情報伝達システムの構築に努めるものとする。
- 3 市民及び事業者は、災害又は危機が発生した時に備え、災害及び危機に関する情報を自らが積極的に収集するよう努めなければならない。

(避難)

第14条 市民は、災害及び危機に関する情報に留意し、危険を認知した時には自主的に避難するとともに、市、防災関係機関等から避難準備情報、避難勧告又は避難指示の発令があった時には、速やかにこれに応じるものとする。

- 2 市民は、前項の避難を迅速かつ円滑に行うことができるようにするため、平常時から避難場所及び避難所の所在並びに避難経路を確認しておくよう努めなければならない。

(要配慮者等に係る対策等)

第15条 市民、自主防災組織、事業者及び市は、災害又は危機が発生した時に備え、避難行動要支援者に配慮した対策を講ずるものとする。

- 2 市、市民及び自主防災組織は、避難行動要支援者の協力の下、その支援を行うために必要な情報の収集及び把握に努めるとともに、当該支援を行うための体制の整備に努めるものとする。
- 3 避難所となる施設を管理する者は、要配慮者の使用を考慮した施設の整備に努めるものとする。
- 4 避難行動要支援者の支援に従事する者又は従事した者は、当該避難行動要支援者に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的で使用してはならない。

(孤立地区対策の推進)

第16条 市は、孤立地区(災害又は危機によって交通が途絶する地区をいう。)における通信の途絶に備え、情報の収集及び伝達的手段を確保するとともに、物資の備蓄その他地域の特性に応じた施策を実施するよう努めるものとする。

(文化財の保護)

第17条 市は、平常時から市民、自主防災組織、事業者、国、県、文化財所有者及び専門家と連携し、文化財を災害及び危機から守るための体制の整備に努めるものとする。

### 第3章 応急措置及び復旧対策

(応急措置等)

第 18 条 市は、災害又は危機が発生した場合においては、速やかに当該災害又は危機に対する応急復旧活動を行うための体制を確立し、市民、自主防災組織及び事業者の協力を得て、国、県及び防災関係機関とともに必要な措置を講ずるものとする。

2 市民、自主防災組織、事業者及び災害ボランティア等は、災害又は危機が発生した場合においては、相互に連携し、かつ、補完し、次に掲げる事項その他必要な処置の実施に努めなければならない。

- (1) 災害又は危機に係る情報の収集及び伝達
- (2) 出火防止及び初期消火
- (3) 負傷者の救出、救護及び搬送等
- (4) 避難行動要支援者の避難支援
- (5) 避難者の誘導
- (6) 避難所の運営協力
- (7) 給食及び給水活動
- (8) 建築物及び宅地の応急危険度判定への協力

(避難所の運営等)

第 19 条 避難所に避難した者は、互いに助け合い、協力し、避難所を円滑に運営するよう努めるものとする。

2 避難所の生活環境は、要配慮者に対しより安全で安心したものとなるよう、きめこまやかな配慮に努められなければならない。

(緊急輸送の確保)

第 20 条 市は、災害又は危機が発生した場合においては、消火、被災者の救難及び救助その他の応急対策を的確かつ円滑に実施するための緊急輸送を確保するため、車両等の調達に関し対策を講ずるとともに、国、他の地方公共団体及び関係団体との調整を行うよう努めるものとする。

2 市民及び事業者は、災害又は危機が発生した場合においては、車両の通行規制その他の交通規制を遵守するほか、当該交通の規制が行われていない道路においても、路上の危険を防止するとともに、緊急通行車両の通行の妨げとならないよう、車両の使用を自粛するよう努めなければならない。

(災害ボランティア活動への支援)

第 21 条 市は、災害又は危機が発生した場合においては、災害ボランティアによる被災者への円滑な支援活動の実施を支援するため、活動拠点の提供、情報の共有等に努めるものとする。

#### 第 4 章 復興対策

(市の復興対策)

第 22 条 市は、災害又は危機により市内に甚大な被害を受けたときは、国、県、防災関係機関、市民、自主防災組織、事業者、災害ボランティア等と協力し、被災地の復興に努めなければならない。

2 市は、前項の場合には、円滑な市民生活の再建及び被災地の復興を図るため災害復興計画を策定し、その対策を講ずるものとする。

3 市は、前項の災害復興計画を策定するときは、あらかじめ市民の意見を反映させるため、必要な措置を講ずるものとする。

(議会の復興対策等)

第 23 条 議会は、前条第 2 項に規定する災害復興計画について、将来のまちづくりの方向性を定めるその重要性に鑑み、迅速かつ慎重な審議を行うため、必要な措置を講ずるものとする。

2 議会は、市並びに国及び県への災害復旧の推進並びに支援活動の実施及び調整を働きかけ、復旧及び復興に努めなければならない。

(市民、自主防災組織及び事業者の復興対策)

第 24 条 市民、自主防災組織及び事業者は、相互に協力して速やかな生活及び事業の再建並びに被災地の復興に努めなければならない。

2 市民、自主防災組織及び事業者は、市の実施する復興対策に協力するよう努めなければならない。

#### 第 5 章 災害及び危機に強いまちづくりの推進

(自主防災活動の推進)

第 25 条 市は、市民及び自主防災組織の自主防災活動を推進し、及び育成するため、必要な支援及び協力を行うよう努めるものとする。

2 市民は、地域における自主防災活動を推進するため、その活動に積極的に参加し、又は協力するよう努めなければならない。

3 事業者は、地域における自主防災活動を積極的に推進するため、その活動に協力するよう努めなければならない。

(人材の育成等)

第 26 条 市は、市民への災害及び危機に対する意識啓発をはじめ、自主防災組織、災害ボランティア等による防災活動が効果的に行われるよう、防災リーダー(自主防災組織による防災活動において適切に指示を与える等当該自主防災組織の中で中心的役割を担う者をいう。)及び防災士(自助、共助及び協働を原則として、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識並びに一定の知識及び技術を修得したことを、特定非営利活動法人日本防災士機構が認定した者をいう。)(以下これらを「防災リーダー等」という。)の育成に努めるものとする。

2 市は、防災リーダー等の育成とともに、防災リーダー等の存在、役割、活動状況等を広く市民に周知し、防災リーダー等の位置付け及び立場の明確化に努めるものとする。

(事業者等との応援協定)

第 27 条 市は、災害又は危機が発生した場合に食糧その他の生活物資の供給及び輸送、応急の復旧工事の施行等の対策が的確かつ迅速に実施できるよう、あらかじめ他の地方公共団体、事業者等との応援協定の締結を推進するものとする。

(防災教育等の充実)

第 28 条 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校(以下「学校」という。)、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 39 条第 1 項に規定する保育所(以下「保育所」という。)又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 2 条第 6 項に規定する認定こども園(以下「認定こども園」という。)を設置し、又は管理する者は、災害又は危機が発生した場合に当該学校、保育所又は認定こども園の幼児、児童、生徒又は学生が適切な自助及び共助の行動がとれるよう、応急手当及び避難の方法その他の防災及び危機管理に関する教育を継続して実施するものとする。

(ライフラインの維持)

第 29 条 電気、ガス、上下水道、通信又は鉄道の事業を行う者は、その事業の用に供する施設への被害の発生を防ぐ取組を推進するとともに、災害又は危機が発生した場合は、被害の発生及び拡大を防ぎ、被害の復旧を速やかに行うよう努めるものとする。

## 第 6 章 他の被災地支援等

(被災地等の支援)

第 30 条 市は、必要に応じ、災害又は危機により甚大な被害を受けた他の地方公共団体の被災地及び被災者の支援に努めるものとする。

(帰宅困難者の支援)

第 31 条 市及び事業者は、災害又は危機が発生した場合においては、帰宅困難者(災害又は危機によって帰宅等が困難になった者をいう。)の円滑な帰宅又は避難を支援するために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

## 第 7 章 補則

(職員の退避基準)

第 32 条 市は、防災対策及び危機管理に従事する職員の身体及び生命の安全確保を図るため、災害及び危機の現場で活動する職員の退避に関する基準をあらかじめ定めるものとする。

(表彰)

第 33 条 市は、地域における防災活動等に関し特に顕著な功績があったと認められるものを表彰することができるものとする。

(おおつ防災の日)

第 34 条 市民に広く防災、減災及び危機に関する理解並びに関心を深めるようにするため、おおつ防災の日を設けるものとする。

2 おおつ防災の日は、別に市長が定めるものとする。

3 市は、おおつ防災の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第 35 条 市は、防災対策及び危機管理に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(検討)

第 36 条 市長は、この条例の施行後 3 年を目途として、この条例の運用の実績等を勘案し、この条例の規定について検

討し、必要があると認めるときは、条例の改正その他必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(大津市防災対策推進条例の廃止)

2 大津市防災対策推進条例(平成 22 年条例第 2 号)は、廃止する。

## キ 大津市防災会議条例

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、大津市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務並びに組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(平12条例60・一部改正)

(定義)

第1条の2 この条例において使用する用語の意義は、災害対策基本法の例による。

(平12条例60・追加)

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 市の地域防災計画の作成及びその実施の推進に関すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務に関すること。

(平11条例53・平17条例81・平24条例47・一部改正)

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- (2) 滋賀県知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
- (3) 市の区域を管轄する警察署の署長
- (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 市教育委員会教育長
- (6) 市消防局長及び市消防団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者
- (9) その他特に必要と認められる者のうちから市長が委嘱する者

6 前項の委員の定数は、40人以内とする。

7 委員(第5項第3号、第5号及び第6号に掲げる委員を除く。)の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(平11条例18・平12条例60・平24条例47・一部改正)

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱又は任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(平12条例60・一部改正)

(会議)

第5条 防災会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第6条 防災会議に幹事および書記若干名を置く。

2 幹事および書記は、市職員のうちから任命する。

3 幹事は、防災会議の所掌事務について委員を補佐する。

4 書記は、会長の命を受け防災会議の所掌事務を処理する。

(部会)

第7条 防災会議は、その定めるところにより部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員および専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれにあたる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(庶務)

第8条 防災会議の庶務は、総務部において処理する。

(平11条例53・平16条例60・一部改正)

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和53年9月25日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際、現に改正前の大津市防災会議条例第3条第5項第1号、第2号又は第7号の規定による防災会議の委員である者は、改正後の大津市防災会議条例第3条第5項第1号、第2号又は第7号の規定により市長が委嘱した者とみなす。

付 則(昭和55年12月25日)抄

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日(昭和56年1月14日—昭和56年規則第1号)から施行する。

付 則(昭和61年3月25日)抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則(平成11年3月19日条例第18号)抄

(施行期日等)

1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成11年12月20日条例第53号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年7月21日条例第60号)

この条例は、平成12年8月1日から施行する。

附 則(平成16年12月21日条例第60号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年9月29日条例第81号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年9月25日条例第47号)

この条例は、公布の日から施行する。

## ク 大津市防災会議の運営に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大津市防災会議条例（昭和38年条例第1号）第9条の規定にもとづき、防災会議の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長代理委員の指名)

第2条 条例第3条第4項の規定による会長の職務を代理する委員は、主管の副市長の職にある委員とする。

(会議の招集)

第3条 条例第5条の規定による会議の招集は、委員に対して招集の日時、場所、会期および議題を告知することにより行なうものとする。

(専決)

第4条 防災会議の権限に属する事務のうち、地域防災計画の軽微な変更については、会長において、これを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分したときは、会長は、次の防災会議の会議においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。

(地域防災計画等の公表の方法)

第5条 地域防災計画を作成し、又は変更した場合の公表その他防災会議が行う公表は、大津市条例の交付等に関する条例（平成27年条例第97号）の例による。

付 則

この規程は、昭和38年9月6日から施行する。

附 則（昭和60年4月1日）

この告示は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月1日）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年2月15日）

この告示は、平成22年2月15日から施行する。

附 則（平成28年2月15日）

この告示は、平成28年2月15日から施行する。

## ケ 大津市災害対策本部条例

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、大津市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、災害対策本部員その他の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれにあたる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(事務局)

第4条 災害対策本部の事務を処理するため、総務部に事務局を置く。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

付 則

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

付 則（昭和55年12月25日条例第40号）抄

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日（昭和56年1月14日－昭和56年規則第1号）から施行する。

付 則（昭和61年3月25日条例第6号）抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（平成9年6月27日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年12月20日条例第43号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成16年12月21日条例第60号）抄

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成24年9月25日条例第48号）

この条例は、交付の日から施行する。

## コ 大津市災害対策本部運営要領

最終改正 平成 29 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、大津市災害対策本部条例（昭和 38 年条例第 2 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定に基づき、大津市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営等に関して必要な事項を定めるものとする。

(副本部長及び本部員)

第 2 条 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長の職にある者をもって充て、災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、大津市事務分掌条例（昭和 48 年条例第 1 号）第 1 条に規定する各部の長並びに、総務部危機管理監、保健所長、公営企業管理者、教育長、議会局長及び消防局長の職にある者をもって充てる。

2 副本部長は、災害対策本部長（以下「本部長」という。）を補佐し、本部長に事故あるときは、主管の副市長である副本部長、主管の副市長以外の副市長である副本部長の順序によりその職務を代理する。

3 本部長は、第 1 項の規定にかかわらず、必要と認める者を本部員に指名するものとする。

(部の設置等)

第 3 条 本部に別表第 1 に掲げる部及び部長を置き、大津市業務継続計画非常時優先業務編に掲げる事務を分掌させる。

2 部長は、必要と認めるときは、部に副部長を置くことができる。

(班の設置)

第 4 条 部にその事務を分掌させるため班を置く。

2 班の設置について必要な事項は、別に定めるもののほか各部の部長が定める。

(災害対策本部会議)

第 5 条 本部の基本方針を審議するため、本部に災害対策本部会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、本部長、副本部長及び本部員で構成する。

3 会議は、本部長が必要に応じて随時招集する。

4 本部長は、会議の議長となり、会務を総括する。

5 本部長は、必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(事務局の事務)

第 6 条 本部に条例第 4 条の規定に基づき事務局を置く。

2 事務局は、総務部に属し、総務部の所属職員及び各部局の所属職員をもって構成する。

3 事務局の長及び分掌事務は、別表第 2 に掲げるとおりとする。

(活動体制等)

第 7 条 本部長は、災害の状況に応じて、部長に対し風水害対策にあつては別表第 3 に、震災対策にあつては別表第 4 に掲げる活動体制による配備の指示を行う。この場合において、部長は直ちに所属職員を指揮監督して災害対策活動に当たるものとする。

2 本部長は、必要に応じて、前項の規定にかかわらず、臨機の措置を命じることがある。

3 部長は、第 1 項の規定にかかわらず、特に緊急を要すると認めるときは、本部長の指示によることなく、必要な活動体制をとり、所属職員を指揮監督して災害活動に当たるものとする。この場合において、部長は、直ちにその旨を本部長に報告しなければならない。

(活動要領の策定)

第 8 条 部長は、毎年度における活動要領を策定し、本部長に提出しなければならない。

2 部長は、活動要領を変更したときは、その都度本部長に報告しなければならない。

(補足)

第 9 条 この要領において別に定めることとされている事項及びこの要領の施行に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要領は、平成 19 年 3 月 15 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 21 年 5 月 28 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 7 月 23 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1  
(第3条関係)

| 部      | 部長      |
|--------|---------|
| 政策調整部  | 政策調整部長  |
| 総務部    | 総務部長    |
| 市民部    | 市民部長    |
| 福祉子ども部 | 福祉子ども部長 |
| 健康保険部  | 健康保険部長  |
| 〃      | 保健所長    |
| 産業観光部  | 産業観光部長  |
| 環境部    | 環境部長    |
| 都市計画部  | 都市計画部長  |
| 建設部    | 建設部長    |
| 企業局    | 公営企業管理者 |
| 教育委員会  | 教育長     |
| 消防局    | 消防局長    |
| 議会局    | 議会局長    |

別表第2 (第6条関係)

災害対策本部事務局

統括：危機管理監

事務局長：危機・防災対策課長

| 主な事務分掌                                                                                                                                                                                         |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害対策本部の設置及び運営に関すること</li> <li>2. 本部長命令の伝達に関すること</li> <li>3. 避難勧告、指示に関すること</li> <li>4. 通信及び情報機器の設置運用管理に関すること</li> <li>5. 防災関係機関との連絡調整に関すること</li> </ol> |

別表第3 (第7条関係)

〔活動体制（風水害対策）〕

| 種 別              |                | 配備体制要件                                                                                                                                                            | 勤務時間外の参集等                                                       |
|------------------|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| 災害警戒体制           | 警戒1号体制         | 大雨・洪水注意報、大雪警報が発表されたときは自動的に体制が設置される。また事態の状況に応じて事務局長が必要と認めたとき体制を設置する。                                                                                               | 警戒1号体制職員は自宅待機                                                   |
|                  | 警戒2号体制         | 大雨・洪水・暴風・暴風雪警報が発表されたときは自動的に体制が設置される。また事態の状況に応じて危機管理監が必要と認めたとき体制を設置する。                                                                                             | 警戒2号体制職員・危機・防災対策課職員は指定場所へ参集                                     |
|                  | 災害警戒本部体制【警戒本部】 | 事態の状況に応じて、危機管理監が本部長に進言し本部長が災害警戒本部を設置する。<br>また、次の気象及び避難情報が発令（発表）された場合又は発令が見込まれる場合は、災害警戒本部を設置する。<br>(1)土砂災害警戒情報<br>(2)市長、県知事及び警察署長等による避難の勧告又は指示<br>(3)避難準備・高齢者等避難開始 | 災害警戒本部関係者（本部長、副本部長、本部員、本部事務局員、災害対策救助隊長、分隊長）・警戒2号体制時参集職員は指定場所へ参集 |
| 災害対策本部体制         | 第1配備体制【対策本部】   | 局地的な災害が発生した場合、またはそのおそれがあるとき                                                                                                                                       | 第1配備体制職員（全職員の1/5程度）は、指定場所へ参集                                    |
|                  | 第2配備体制【対策本部】   | 広範囲な災害が発生した場合、またはそのおそれがあるとき                                                                                                                                       | 第2配備体制職員（全職員の1/2程度）は、指定場所へ参集                                    |
|                  | 第3配備体制【対策本部】   | 市全域で甚大な災害が発生した場合、またはそのおそれがあるとき<br><br>大雨・暴風・暴風雪・大雪特別警報が発表されたとき                                                                                                    | 全職員、指定場所へ参集                                                     |
| 現地災害対策本部体制【現地本部】 |                | 災害対策本部体制において、局地的な災害により本部長が必要と認めたときに必要な支所に現地災害対策本部が設置される。また特に本部長が必要と認めたときには災害現場に設置する。                                                                              | 災害対策本部体制から本部長が指名した者を現場へ派遣                                       |

各部は、平素から警戒1号体制及び警戒2号体制における職員配備計画に見直しを加えるなど、体制の整備に努める。なお、気象状況や被害状況により、随時、部内調整を図り体制を整備する。

別表第4 (第7条関係)

〔活動体制(震災対策)〕

| 種 別                  |                    | 配備体制要件                                                                               | 勤務時間外の参集等                                                           |
|----------------------|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|
| 災害警戒体制               | 警戒1号体制             | 震度4の地震が発生したとき自動的に体制が設置される。また事態の状況に応じて危機管理監が必要と認めたとき体制を設置する。                          | 警戒1号体制職員は自宅待機<br>ただし、危機・防災対策課職員は登庁                                  |
|                      | 災害警戒本部体制<br>【警戒本部】 | 震度5弱の地震が発生したときは、自動的に災害警戒本部が設置される。また事態の状況に応じて、危機管理監が本部長に進言し本部長が災害警戒本部を設置する。           | 災害警戒本部関係者<br>(本部長、副本部長、本部員、本部事務局員、災害対策救助隊長、分隊長)・警戒2号体制時参集職員は指定場所へ参集 |
| 災害対策本部体制             | 第2配備体制<br>【対策本部】   | 震度5強の地震が発生したときは、自動的に災害対策本部が設置される。また、市長が必要と認めたとき災害対策本部を設置する。                          | 第2配備体制職員(全職員の1/2程度)は、指定場所へ参集<br>(状況に応じて追加召集)                        |
|                      | 第3配備体制<br>【対策本部】   | 震度6弱以上の地震が発生したとき、又は長周期地震動階級4が発表されたときは、自動的に災害対策本部が設置される。また、市長が必要と認めたとき災害対策本部を設置する。    | 全職員、指定場所へ参集                                                         |
| 現地災害対策本部体制<br>【現地本部】 |                    | 災害対策本部体制において、局地的な災害により本部長が必要と認めたときに必要な支所に現地災害対策本部が設置される。また特に本部長が必要と認めたときには災害現場に設置する。 | 災害対策本部体制から本部長が指名した者を現場へ派遣                                           |

各部は、平素から警戒1号体制及び警戒2号体制(災害警戒本部体制内)に際する職員配備計画に見直しを加えるなど、体制の整備に努める。なお、被害の情報により随時、部内調整を図り体制を整備する。

## サ 大津市災害対策救助隊設置要綱

出典：大津市資料（平成24年12月：総務部）

（設置）

第1条 大津市災害対策本部条例（昭和38年条例第2号）に規定する大津市災害対策本部に大津市災害対策救助隊（以下「救助隊」という。）を設置する。

（組織）

第2条 救助隊の組織は、志賀部、北部、西部、中部、南部、東部の6方面隊、及び女性分隊の7分隊編成とし、平常時から組織化しておくものとする。

2 救助隊の隊員は市長が委嘱し、又は任命する。

3 隊長は、大津市災害対策本部長（以下「本部長」という。）の命を受け、救助隊の業務を総括し、隊員を指揮監督する。

4 副隊長は、隊長の命を受け、災害救助の業務に従事し隊長を補佐するとともに、隊長に事故があるときは、隊長の職務を代行する。

5 分隊長は、隊長の命を受け、各隊員を指揮監督する。

（所掌事項）

第3条 救助隊は、災害の予防及び災害の防止に努めるものとし、災害が発生したとき又はそのおそれがある場合には迅速かつ適正な応急措置を講ずるよう努めなければならない。

（招集）

第4条 災害に関し救助隊が出動すべき必要があると認めるときは、本部長は直ちに隊員を招集する。

2 前項の規定により本部長が招集を命じたときは、隊員は他の業務に優先して災害救助の業務に従事しなければならない。

3 市長は、必要があると認めたときは、大津市災害対策本部の設置に至らない災害発生時においても救助隊を招集することができる。

4 第2項の規定は、前項の場合について準用する。

（訓練）

第5条 市長は、災害を想定し、常に隊員を訓練しておくものとする。

（委任）

第6条 この要綱に定めるもののほか、救助隊の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、昭和40年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和43年5月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成7年6月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年5月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年5月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月7日から施行する。

## シ 大津市り災見舞金等交付要綱

出典：大津市資料（平成24年12月：福祉子ども部）

（趣旨）

第1条 この要綱は、本市の区域内において災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けるに至らない災害が発生した場合に、その災害による被災世帯に対し、り災見舞金又は弔慰金（以下「り災見舞金等」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

（交付の対象となる災害等）

第2条 り災見舞金等は、市民が非常災害にかかり、次の各号のいずれかに該当するり災があった場合において、そのり災世帯の世帯主又は家族に対し交付するものとする。

- (1) 火災による住家の全焼又は半焼
- (2) 地震、風水害又は雪害による住家の全壊又は半壊
- (3) 水害による住家の床上浸水
- (4) 前3号に起因する死亡。ただし、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づく災害弔慰金の支給の対象となる死亡を除く。
- (5) その他前各号の準ずる場合で、特に市長が必要と認めるとき。

（り災の基準）

第3条 前条に規定する全焼、全壊、半焼、半壊及び床上浸水の基準は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 全焼、全壊 住家の焼失し、損壊し、若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70パーセント以上に達したとき、又はその住家を改築しなければ再び住家として使用することができない程度の被害とする。
- (2) 半焼、半壊 住家の焼失し、若しくは損壊した部分の床面積がその住家の延床面積の20パーセント以上70パーセント未満であって、その残存部分に補修を加えることによって住家として使用できる程度の被害とする。
- (3) 床上浸水 住家に主たる居住部分が床上以上に浸水したとき、又は著しい土砂、若しくは竹木のたい積により一時的にその住家に居住することができない程度の被害とする。

2 前項の「住家」とは、その世帯の構成員で常時起居している建物とし、物置、倉庫等の部分は含まないものとする。

（り災見舞金等の額）

第4条 り災見舞金の額等は、別表に定めるところによる。

（遺族の範囲）

第5条 弔慰金を受けることができる遺族の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 配偶者（本人の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあったものを含む）
  - (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で本人の死亡当時本人と生計を同じくしていた者
- 2 前項に掲げる者の弔慰金を受ける順位は、同項各号の順位により、同項第2号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順序による。

（適用除外）

第6条 この要綱は、被災者の故意又は重過失に基づく罹災と認めたものについては、適用しない。

（その他）

第7条 前6条に定めるもののほか、り災見舞金の交付について必要な事項は、その都度、市長が定める。

付 則

この要綱は、昭和49年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和56年9月1日から施行する。

附 則

1. この要綱は、平成9年9月26日から施行し、改正後の大津市り災見舞金等交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、平成9年8月5日以後に生じた災害について適用する。
2. この要項の施行の目前に、改正前の大津市り災見舞金等交付要綱の規定により交付されたり災見舞金等については、新要綱の規定によるり災見舞金等の内払いとみなす。

り災見舞金等の額

| 種 類   | り災の程度 | 金 額      |            |
|-------|-------|----------|------------|
| り災見舞金 | 全焼・全壊 | 1世帯につき   | 100,000円以内 |
|       | 半焼・半壊 | 〃        | 50,000円以内  |
|       | 床上浸水  | 〃        | 20,000円以内  |
| 弔慰金   | 死 亡   | 死亡者1人につき | 150,000円   |

ス 大津市防災会議委員名簿

[会長] 大津市長、[会長職務代理者] 主管の副市長

出典：大津市資料（令和5年3月：総務部）

|       | 機 関 名 等                   | 機 関 所 在 地                 | 連絡先          |
|-------|---------------------------|---------------------------|--------------|
| 第1号委員 | 近畿財務局 大津財務事務所             | 大津市京町三丁目1-1               | 522-3765     |
|       | 近畿中国森林管理局 滋賀森林管理署         | 大津市瀬田三丁目40-18             | 544-3871     |
|       | 近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所          | 大津市黒津四丁目5-1               | 546-0844     |
|       | 近畿地方整備局 滋賀国道事務所           | 大津市竜が丘4-5                 | 523-1741     |
|       | 近畿農政局 滋賀県拠点               | 大津市京町三丁目-1-1              | 522-4261     |
|       | 陸上自衛隊 第三戦車大隊第1中隊          | 高島市今津町平郷国有地               | 0740-22-2581 |
| 第2号委員 | 滋賀県防災危機管理局 防災対策室          | 大津市京町四丁目1-1               | 528-3432     |
|       | 滋賀県大津土木事務長                | 大津市松本一丁目2-1               | 524-2812     |
| 第3号委員 | 大津警察署長                    | 大津市打出浜12-7                | 522-1234     |
|       | 大津北警察署長                   | 大津市真野二丁目20-23             | 573-1234     |
| 第4号委員 | 大津市副市長                    | 大津市御陵町3-1                 | 523-1234     |
|       | 大津市公営企業管理者                | 〃                         | 528-2601     |
| 第5号委員 | 大津市教育委員会 教育長              | 大津市御陵町3-1                 | 528-2630     |
| 第6号委員 | 大津市消防局長                   | 〃                         | 525-9901     |
|       | 大津市消防団長                   | 〃                         | 〃            |
| 第7号委員 | 西日本旅客鉄道㈱                  | 大津市春日町1-3                 | 522-2850     |
|       | 西日本電信電話㈱ 滋賀支店             | 大津市浜大津一丁目1-26             | 510-0961     |
|       | 日本赤十字社 滋賀県支部              | 大津市京町四丁目3-38              | 522-6758     |
|       | 日本放送協会 大津放送局              | 大津市京町三丁目4-22              | 521-3088     |
|       | 日本通運㈱ 滋賀支店                | 栗東市六地藏1070-1              | 554-9780     |
|       | 関西電力送配電㈱ 滋賀本部             | 大津市におの浜四丁目1-51            | 527-5800     |
|       | 京阪電気鉄道㈱ 大津営業部             | 大津市錦織二丁目7-16              | 522-4521     |
|       | 西日本高速道路㈱関西支社<br>滋賀高速道路事務所 | 栗東市小野758                  | 552-2284     |
|       | 琵琶湖汽船㈱ 船舶運航部              | 大津市浜大津五丁目1-1              | 522-4115     |
|       | 日本郵便㈱ 大津中央郵便局             | 大津市打出浜1-4                 | 524-2002     |
|       | 滋賀県トラック協会 大津支部            | 大津市瀬田大江町32-7              | 544-2100     |
|       | 日本赤十字社大津赤十字病院             | 大津市長等一丁目1-35              | 522-4667     |
| 第8号委員 | 立命館大学防災フロンティア研究センター       | 草津市野路東一丁目1-1              | 561-2875     |
| 委9号委員 | 大津市女性防火クラブ連合会             | 大津市御陵町3-1                 | 525-9902     |
|       | 大津市赤十字奉仕団委員               | 大津市京町四丁目3-38              | 522-6758     |
|       | (公社)大津市医師会                | 大津市浜大津四丁目1-1 明日都浜大津1階     | 525-4104     |
|       | 大津市自治連合会                  | 大津市御陵町3-1                 | 528-2730     |
|       | 大津市地域女性団体連合会              | 大津市本丸町6-5                 | 511-6210     |
|       | 大津市人権擁護委員の会               | 大津市御陵町3-1                 | 528-2791     |
|       | 社会福祉法人大津市社会福祉協議会          | 大津市浜大津四丁目1番1号<br>明日都浜大津5階 | 525-9316     |
|       | 大津市民生委員児童委員協議会連合会         | 大津市浜大津四丁目1番1号<br>明日都浜大津5階 | 525-9316     |

## セ 災害発生時における大津市職員の応急復旧活動の実施に関する基準

出典：大津市資料（平成27年7月：総務部）

（趣旨）

第1条 この基準は、市内において災害による土砂等の流出により居住できない状態となった家屋について、その家屋に居住していた者（以下「被災者」という。）の生活再建を目的として職員が応急復旧活動を実施するに当たり、必要な基準を定めるものとする。

（応急復旧活動の対象）

第2条 応急復旧活動の対象は、被災者が居住している家屋であつて、災害による土砂等の流出により一時的に居住できない状態となったものとする。

2 応急復旧活動は、自助、共助による対応にもかかわらず、ボランティアの不足等の理由により、職員による応急復旧活動を実施しなければ被災者の早期の生活再建が図れないと認められる場合に限り、実施するものとする。

（応急復旧活動の内容）

第3条 応急復旧活動は、家屋を居住することができる状態に復旧するために必要な最小限度の土砂等の除去作業とする。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、職員を応急復旧活動に従事させてはならない。

- (1) 応急復旧活動時に事故又は二次災害が発生するおそれがあると認められるとき。
- (2) 応急復旧活動により職員の健康が害されると認められるとき。
- (3) 応急復旧活動により他人の財産を毀損するおそれがあると認められるとき。

（応急復旧活動の決定）

第4条 応急復旧活動は、被災者からの支援の要請に基づき行ふ。

2 応急復旧活動の実施は、大津市災害対策本部において被害規模、内容、世帯の状況等を調査した上で決定する。この場合において、複数の要請があり、その全てに対応することが困難である場合は、当該調査の結果により、応急復旧活動の実施の必要性及び緊急性等を考慮して、応急復旧活動を実施する場所を選定するものとする。

（実施に関する事務）

第5条 応急復旧活動の実施に関する事務は、総務部危機・防災対策課において処理する。

附 則

この基準は、平成27年7月1日から施行する。

## (4) 原子力災害による高島市からの広域避難に関わる指定避難所

受入避難所一覧

出典：大津市資料（平成26年7月：総務部）

| No | 学区   | 施設区分 | 指定避難所名      | 所在地            |
|----|------|------|-------------|----------------|
| 1  | 小松   | 市    | 小松小学校体育館    | 南小松 1122       |
| 2  | 木戸   | 市    | 木戸市民センター    | 木戸 58          |
| 3  | 木戸   | 市    | 木戸小学校体育館    | 荒川 1000        |
| 4  | 木戸   | 市    | 志賀中学校体育館    | 南船路 1029       |
| 5  | 和邇   | 市    | 和邇文化センター    | 和邇高城 12        |
| 6  | 和邇   | 市    | 和邇市民体育館     | 和邇高城 27-2      |
| 7  | 和邇   | 市    | 和邇小学校体育館    | 和邇中 190        |
| 8  | 小野   | 市    | 小野小学校体育館    | 水明一丁目 34-2     |
| 9  | 葛川   | 市    | 葛川少年自然の家    | 葛川坊村町 243      |
| 10 | 葛川   | 市    | 葛川小学校体育館    | 葛川中村町 108-1    |
| 11 | 伊香立  | 市    | 伊香立環境交流館    | 伊香立下在地町 1222-1 |
| 12 | 伊香立  | 市    | 伊香立小学校体育館   | 伊香立生津町 132-1   |
| 13 | 伊香立  | 市    | 伊香立中学校体育館   | 伊香立下在地町 414    |
| 14 | 真野   | 市    | 真野市民センター    | 真野四丁目 6-2      |
| 15 | 真野   | 市    | 真野小学校体育館    | 真野四丁目 6-17     |
| 16 | 真野北  | 市    | 真野北市民センター   | 緑町 4-1         |
| 17 | 真野北  | 市    | 真野北小学校体育館   | 緑町 15-2        |
| 18 | 真野北  | 市    | 真野中学校体育館    | 清風町 24-1       |
| 19 | 堅田   | 市    | 堅田市民センター    | 本堅田三丁目 8-1     |
| 20 | 堅田   | 市    | 堅田小学校体育館    | 本堅田三丁目 6-1     |
| 21 | 堅田   | 市    | 堅田中学校体育館    | 本堅田三丁目 22-1    |
| 22 | 堅田   | 市    | 堅田高校体育館     | 本堅田三丁目 9-1     |
| 23 | 仰木の里 | 市    | 仰木の里市民センター  | 仰木の里七丁目 1-25   |
| 24 | 仰木の里 | 市    | 仰木の里小学校体育館  | 仰木の里四丁目 4-1    |
| 25 | 仰木の里 | 市    | 仰木の里東小学校体育館 | 仰木の里東六丁目 1-1   |
| 26 | 仰木の里 | 市    | 仰木中学校体育館    | 仰木の里五丁目 1-1    |
| 27 | 仰木の里 | 市    | 北大津高校体育館    | 仰木の里一丁目 23-1   |
| 28 | 坂本   | 市    | 坂本市民体育館     | 坂本六丁目 33-19    |
| 29 | 坂本   | 市    | 坂本市民会館      | 坂本六丁目 33-19    |
| 30 | 坂本   | 市    | 坂本小学校体育館    | 坂本三丁目 12-57    |
| 31 | 日吉台  | 市    | 日吉台小学校体育館   | 日吉台三丁目 33-3    |
| 32 | 下阪本  | 市    | 下阪本市民センター   | 下阪本三丁目 14-30   |
| 33 | 下阪本  | 市    | 下阪本小学校体育館   | 下阪本四丁目 10-1    |
| 34 | 下阪本  | 市    | 日吉中学校体育館    | 下阪本六丁目 38-26   |

|    |       |   |                  |                 |
|----|-------|---|------------------|-----------------|
| 35 | 唐崎    | 市 | 唐崎市民センター         | 唐崎二丁目 10-1      |
| 36 | 唐崎    | 市 | 唐崎小学校体育館         | 際川四丁目 7-1       |
| 37 | 唐崎    | 市 | 唐崎中学校体育館         | 唐崎二丁目 9-1       |
| 38 | 滋賀    | 市 | 皇子が丘公園体育館        | 皇子が丘一丁目 1-1     |
| 39 | 滋賀    | 市 | 中ふれあいセンター        | 皇子が丘一丁目 9-10    |
| 40 | 滋賀    | 市 | 志賀小学校体育館         | 南志賀一丁目 5-1      |
| 41 | 滋賀    | 市 | びわ湖大津館           | 柳が崎 5-35        |
| 42 | 山中比叡平 | 市 | 比叡平小学校体育館        | 比叡平一丁目 45-1     |
| 43 | 藤尾    | 市 | 藤尾小学校体育館         | 茶戸町 10-1        |
| 44 | 長等    | 県 | 県立スポーツ会館         | 大津市御陵町 4-1      |
| 45 | 長等    | 市 | 長等市民センター         | 大門通 16-40       |
| 46 | 長等    | 市 | 長等小学校体育館         | 大門通 5-1         |
| 47 | 長等    | 市 | 皇子山中学校体育館        | 尾花川 12-1        |
| 48 | 長等    | 市 | 大津商業高校体育館        | 御陵町 2-1         |
| 49 | 逢坂    | 市 | 逢坂市民センター         | 京町三丁目 1-3       |
| 50 | 逢坂    | 市 | 逢坂小学校体育館         | 音羽台 6-1         |
| 51 | 逢坂    | 市 | 打出中学校体育館         | 本宮二丁目 46-1      |
| 52 | 逢坂    | 市 | 滋賀短期大学附属高校体育館    | 朝日が丘一丁目 18-1    |
| 53 | 中央    | 市 | 中央市民センター         | 中央二丁目 2-5       |
| 54 | 中央    | 市 | 市民会館             | 島の関 14-1        |
| 55 | 中央    | 市 | 旧大津公会堂           | 浜大津一丁目 4-1      |
| 56 | 中央    | 市 | 中央小学校体育館         | 島の関 1-60        |
| 57 | 平野    | 県 | 滋賀県立芸術劇場びわ湖ホール   | 大津市打出浜 15-1     |
| 58 | 平野    | 県 | 滋賀県立県民交流センター     | 大津市におの浜一丁目 1-20 |
| 59 | 平野    | 県 | 県立武道館            | 大津市におの浜四丁目 2-15 |
| 60 | 平野    | 県 | 県立体育館            | 大津市におの浜四丁目 2-12 |
| 61 | 平野    | 市 | 勤労福祉センター         | 打出浜 1-6         |
| 62 | 平野    | 市 | やまびこ総合支援センター     | 馬場二丁目 13-50     |
| 63 | 平野    | 市 | におの浜ふれあいスポーツセンター | におの浜四丁目 2-40    |
| 64 | 平野    | 市 | 平野小学校体育館         | 馬場一丁目 2-1       |
| 65 | 平野    | 市 | 大津高校体育館          | 馬場一丁目 1-1       |

【指定避難所使用前提条件】

- ・大津市域に、原子力災害の被害や影響は発生していないこと。
- ・地震などにより本市域に避難者が発生し、本市施設を大津市民が使用する場合は、高島市からの避難者は拒否できることとする。



# 大津市地域防災計画

## 大津市水防計画

### 【資料編】

---

|     |              |
|-----|--------------|
| 作 成 | 昭和 40 年 10 月 |
| 修 正 | 平成 10 年 3 月  |
| 修 正 | 平成 13 年 2 月  |
| 修 正 | 平成 18 年 3 月  |
| 修 正 | 平成 19 年 2 月  |
| 修 正 | 平成 22 年 4 月  |
| 修 正 | 平成 23 年 3 月  |
| 修 正 | 平成 25 年 3 月  |
| 修 正 | 平成 25 年 7 月  |
| 修 正 | 平成 26 年 7 月  |
| 修 正 | 平成 28 年 2 月  |
| 修 正 | 平成 29 年 2 月  |
| 修 正 | 平成 30 年 3 月  |
| 修 正 | 平成 31 年 3 月  |
| 修 正 | 令和 2 年 7 月   |
| 修 正 | 令和 3 年 3 月   |
| 修 正 | 令和 4 年 3 月   |
| 修 正 | 令和 5 年 3 月   |
| 修 正 | 令和 6 年 3 月   |
| 修 正 | 令和 7 年 3 月   |

編集：大津市防災会議  
大津市

庶務：大津市総務部危機・防災対策課  
大津市御陵町 3 番 1 号  
TEL 077-528-2616 (ダイヤル)  
E-mail : otsu1223@city.otsu.lg.jp

---